

令和 3 年 3 月定例会 厚生常任委員会記録

令和 3 年 3 月 12 日（金）

15 日（月）

16 日（火）

17 日（水）

18 日（木）

23 日（火）

場所：鳥栖市議会 第 2 委員会室

目 次

令和3年3月12日（金）	7 頁
15日（月）	93 頁
16日（火）	173 頁
17日（水）	261 頁
18日（木）	317 頁
23日（火）	329 頁

令和３年３月定例会日程

日 次	月 日	摘 要
第 1 日	3 月 12 日（金）	審査日程の決定 地域福祉課、高齢障害福祉課審査 議案乙第 1 号 〔説明、質疑〕 こども育成課審査 議案乙第 1 号 〔説明、質疑〕 健康増進課審査 議案乙第 1 号・第 12 号・第 13 号 〔説明、質疑〕 スポーツ振興課、国スポ・全障スポ推進課審査 議案乙第 1 号 〔説明、質疑〕 文化芸術振興課審査 議案乙第 1 号 〔説明、質疑〕 市民協働推進課審査 議案乙第 1 号 〔説明、質疑〕 市民課審査 議案乙第 1 号 〔説明、質疑〕 国保年金課審査 議案乙第 1 号・第 2 号 〔説明、質疑〕 税務課審査 議案乙第 1 号 〔説明、質疑〕 環境対策課審査 議案乙第 1 号 〔説明、質疑〕 議案審査 議案乙第 1 号・第 2 号・第 12 号・第 13 号 〔採決〕

第 2 日	3 月 15 日（月）	地域福祉課、高齢障害福祉課審査 議案乙第 6 号 〔説明、質疑〕 こども育成課審査 議案乙第 6 号 〔説明、質疑〕 健康増進課審査 議案乙第 6 号・第 14 号 〔説明、質疑〕
第 3 日	3 月 16 日（火）	スポーツ振興課審査 議案乙第 6 号 〔説明、質疑〕 陳情 陳情第 13 号 〔協議〕 国スポ・全障スポ推進課審査 議案乙第 6 号 〔説明、質疑〕 文化芸術振興課審査 議案乙第 6 号 〔説明、質疑〕 市民協働推進課審査 議案乙第 6 号、議案甲第 1 号 〔説明、質疑〕 市民課審査 議案乙第 6 号 〔説明、質疑〕 国保年金課審査 議案乙第 6 号～第 8 号、議案甲第 3 号 〔説明、質疑〕

第 4 日	3 月 17 日（水）	税務課審査 議案乙第 6 号 〔説明、質疑〕 報告（市民環境部税務課） 鳥栖市税条例について 〔報告、質疑〕 環境対策課審査 議案乙第 6 号 〔説明、質疑〕 所管事務調査 鳥栖市民文化祭について スポーツ施設整備の推進について 〔説明、質疑〕
第 5 日	3 月 18 日（木）	現地視察 母子健康包括支援センター運営事業（本町） 陸上競技場改修事業（蔵上） 陳情 陳情第13号 〔協議〕 自由討議 議案審査 議案乙第 6 号～第 8 号・第14号 議案甲第 1 号～第 3 号 〔総括、採決〕
第 6 日	3 月 23 日（火）	陳情 陳情第13号 〔協議〕

3 月定例会付議事件

1 市長提出議案

〔令和 3 年 3 月 11 日付託〕

議案乙第 1 号令和 2 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 9 号）〔可決〕

議案乙第 2 号令和 2 年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）〔可決〕

議案乙第 12 号専決処分事項の承認について〔承認〕

議案乙第 13 号令和 2 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 10 号）〔可決〕

〔令和 3 年 3 月 12 日 委員会議決〕

議案乙第 6 号令和 3 年度鳥栖市一般会計予算〔可決〕

議案乙第 7 号令和 3 年度鳥栖市国民健康保険特別会計予算〔可決〕

議案乙第 8 号令和 3 年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算〔可決〕

議案乙第 14 号令和 3 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 1 号）〔可決〕

議案甲第 1 号鳥栖市まちづくり推進センター条例の一部を改正する条例〔可決〕

議案甲第 2 号鳥栖市固定資産税及び都市計画税の納期変更の特例に関する条例の一部を
改正する条例〔可決〕

議案甲第 3 号鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例〔可決〕

〔令和 3 年 3 月 18 日 委員会議決〕

2 報告

鳥栖市税条例について（市民環境部税務課）

3 陳情

陳情第 13 号久光スプリングス練習拠点施設の建設に関する要望について

令和 3 年 3 月 12 日（金）

1 出席委員氏名

委員長 江副 康成

副委員長 成富 牧男

委員 藤田 昌隆 竹下 繁己 樋口 伸一郎

池田 利幸 牧瀬 昭子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長 岩橋 浩一

健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長 小柳 秀和

地域福祉課参事 天野 昭子

地域福祉課地域福祉係長 久家 喜男

地域福祉課長補佐兼生活支援係長 豊増 秀文

高齢障害福祉課長 武富美津子

高齢障害福祉課高齢者支援係長 犬丸喜代子

高齢障害福祉課障害者支援係長兼障害児通園施設園長 小柳 桂子

こども育成課長 林 康司

こども育成課保育幼稚園係長 脇 友紀子

こども育成課子育て支援係長 野中 潤二

こども育成課鳥栖いづみ園長 倉成 光子

健康増進課長兼保健センター所長 名和 麻美

健康増進課長補佐兼保健予防係長兼国保年金課長補佐兼係長 白山 淳子

健康増進課健康づくり係長兼国保年金課係長 松隈 由美

スポーツ文化部長 佐藤 敦美

スポーツ振興課長 小川 智裕

スポーツ振興課振興係長 佐藤 義勉

ス ポ ー ツ 振 興 課 施 設 係 長	時 田 丈 司
スポーツ文化部次長兼国スポ・全障スポ推進課長	佐 藤 道 夫
国 スポ・全障 スポ 推 進 課 総 務 企 画 係 長	脇 弘 人
国 スポ・全障 スポ 推 進 課 競 技 式 典 係 長	安 川 直 樹
文 化 芸 術 振 興 課 長	山 津 和 也
文化芸術振興課参事兼課長補佐	今 村 利 昭
文化芸術振興課文化芸術振興係長	佐 藤 直 美
文化芸術振興課定住・交流センター係長兼市民課係長	大 石 美 由 紀

市 民 環 境 部 長	橋 本 有 功
市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長	牛 嶋 英 彦
市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長	原 祥 雄
市民協働推進課市民協働係長兼市民相談室相談係長	
兼消費生活センター消費生活センター係長	築 地 美 奈 子
市民協働推進課長補佐兼男女参画国際交流係長	下 川 有 美
市 民 課 長	野 下 隆 寛
市 民 課 整 備 係 長	西 山 美 沙
市 民 課 市 民 係 長	栗 山 英 規
国 保 年 金 課 長	古 賀 友 子
国 保 年 金 課 健 康 保 険 係 長	田 中 綾 子
国 保 年 金 課 長 補 佐 兼 年 金 保 険 係 長	熊 田 吉 孝
市 民 環 境 部 次 長 兼 税 務 課 長	三 橋 和 之
税 務 課 長 補 佐 兼 管 理 収 納 係 長	豊 増 裕 規
税 務 課 固 定 資 産 税 係 長	有 馬 健 次
環 境 対 策 課 長 兼 衛 生 処 理 場 長	佐 々 木 利 博
環 境 対 策 課 環 境 対 策 推 進 係 長	北 三 希 子
環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長	高 松 隆 次
環境対策課環境施設調整室環境施設調整係長	舟 越 健 策

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 大塚 隆正

5 審査日程

審査日程の決定

地域福祉課、高齢障害福祉課審査

議案乙第1号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）

〔説明、質疑〕

こども育成課審査

議案乙第1号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）

〔説明、質疑〕

健康増進課審査

議案乙第1号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）

議案乙第12号専決処分事項の承認について

議案乙第13号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第10号）

〔説明、質疑〕

スポーツ振興課、国スポ・全障スポ推進課審査

議案乙第1号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）

〔説明、質疑〕

文化芸術振興課審査

議案乙第1号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）

〔説明、質疑〕

市民協働推進課審査

議案乙第1号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）

〔説明、質疑〕

市民課審査

議案乙第1号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）

〔説明、質疑〕

国保年金課審査

議案乙第1号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）

議案乙第2号令和2年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

〔説明、質疑〕

税務課審査

議案乙第 1 号令和 2 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 9 号）

〔説明、質疑〕

環境対策課審査

議案乙第 1 号令和 2 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 9 号）

〔説明、質疑〕

6 傍聴者

1 人

7 その他

なし

午前10時開会

江副康成委員長

令和３年３月定例会の厚生常任委員会を開会いたします。



審査日程の決定

江副康成委員長

委員会の審査日程についてお諮りいたします。

御手元に、あらかじめ正副委員長協議の上、審査日程案を配付いたしております。

付託された案件は、議案11件のほか、陳情の送付が1件あっております。

審査日程につきましては、本日12日に令和2年度補正予算関係の議案の審査及び採決を行い、15日から令和3年度予算関係議案の審査に移りまして、健康福祉みらい部関係の議案審査、16日にスポーツ文化部の議案審査と陳情協議及び市民環境部関係の議案審査をそれぞれ行い、17日の午後から厚生常任委員会のテーマに関する所管事務調査、18日は現地視察、陳情の委員間協議、自由討議、総括、採決ということでお願いしたいと考えております。

また、現地視察につきましては、後ほど副委員長から御説明いたします。

なお、審査の進み具合によっては、日程変更をお諮りすることもあるかと思いますが、あらかじめ御了承いただきたいと思います。

審査の日程については、以上のとおり決したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、委員会の日程につきましては、御手元に配付のとおり決しました。

続きまして、副委員長から現地視察につきまして御説明をお願いいたします。

成富牧男副委員長

それでは、現地視察について御説明いたします。

今のところ、現地視察の候補地として考えておりますのは、保健センターの改修工事が、2月かな、終わっていますので、そこをやりたいというふうに思っております。

ほかにいくつか当たりましたが、今のところここだけになっています。

ただ、15日中までは受け付けますので、私のほうまでよろしくお願いします。

江副康成委員長

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、執行部準備のため、暫時休憩いたします。

午前10時3分休憩

~~~~~

午前10時7分開会

江副康成委員長

再開いたします。

これより、議案乙第1号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）の審査を行います。

まず、健康福祉みらい部関係部分の審査を行います。

審査に入ります前に、健康福祉みらい部長から挨拶の申出がっておりますので、これを受けたいと思います。

岩橋浩一健康福祉みらい部長

厚生常任委員会の議案審査の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

まず、新型コロナウイルスワクチン関係の本市の対応状況について御説明いたします。

2月15日に健康増進課内に新型コロナウイルスワクチン接種対策室を設置いたしております。

3月8日にワクチン接種に関する医療機関説明会を鳥栖三養基医師会館のほうで行ったところでございます。

今後、鳥栖三養基医師会と連携しながら、医療従事者等に対するワクチンの優先接種に取り組むとともに、高齢者に対するワクチン接種の準備を現在進めているところでございます。

県からの連絡によりますと、高齢者向けのワクチンが4月の第1週に佐賀県に対して2箱、12日の第2週に10箱、19日第3週に10箱、そして、26日、第4週に20箱が佐賀県のほうに配送されるということでございます。

県のほうで配送に出されたワクチンを、県内市町へ高齢者人口に応じて分配することとされておりまして、第1週の2箱については佐賀市へ、第2週の10箱は多久市を除く9市とみ



やき町、そして、第3週の10箱が多久市とみやき町を除く9町のほうにそれぞれ1箱ずつ配布される予定です。

第4週の20箱につきましては、各県内20市町に1箱ずつということで分配されるということです。

したがって、4月に本市に供給されるワクチンについては2箱の予定となっております。

なお、1箱につき195バイアルとなっておりますので、1バイアル当たり5回接種で考えますと、1箱で975回分のワクチンということになっております。

#### **藤田昌隆委員**

口挟んで悪いんだけど、具体的に鳥栖市に何月何日に何バイアルっていうのを言ってください。

#### **岩橋浩一健康福祉みらい部長**

鳥栖市に来るのが第2週の12日の週ということになっており、1箱195バイアルの予定です。

それで、26日の週、第4週に佐賀県に20箱来ますので、そこでまた1箱ということになります。

シリンジとか注射器の種類によって、6回取れる場合もありますけれども今は5回で。

#### **江副康成委員長**

よろしいですか。

詳しいことまた、健康増進課のときでいきましょうか。

どうぞ。

#### **岩橋浩一健康福祉みらい部長**

今回、議会に健康福祉みらい部関係議案を提案いたしていますのは、乙議案の5件となっております。

まず、議案乙第1号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）のうち、健康福祉みらい部関係分につきましては、歳入のほうで減額補正が1億6,118万9,000円、歳出のほうで1億7,453万1,000円となっております。

補正後の一般会計予算総額378億4,840万円のうち、健康福祉みらい部関係の予算額は114億9,803万5,000円となっており、一般会計に占める予算の割合は30.4%となっております。

次に、議案乙第6号令和3年度鳥栖市一般会計予算のうち、健康福祉みらい部関係分につきましては、歳入が62億1,845万2,000円、歳出が113億4,335万1,000円となっております。

一般会計当初予算総額275億5,614万9,000円に占める予算の割合は、41.2%となっております。



資料の 3 ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 民生費国庫負担金、節 1 社会福祉費国庫負担金につきまして、主なものは国保被保険者の保険税軽減に係る国民健康保険基盤安定負担金の決算見込みによる補正でございます。

節 3 生活保護費国庫負担金につきましては、生活保護費の決算見込みによる補正でございます。

4 ページをお願いいたします。

款17県支出金、項 1 県負担金、目 1 民生費県負担金、節 1 社会福祉費県負担金につきましては、国民健康保険基盤安定負担金の県負担金の決算見込みによる補正です。

次に、節 3 生活保護費県負担金につきましては、居住地がないなど、被保護者の保護費、保護施設費及び委託事務費に要する県負担金の決算見込みによる補正でございます。

次に、 6 ページをお願いいたします。

款22諸収入、項 6 雑入、目 4 雑入、節 1 生活保護雑入につきましては、生活保護費の支給後に年金等の収入があった場合に生活保護費の返還を受けたものでございます。

歳入について主なものは以上でございます。

次に、歳出の主なものに移ります。

8 ページをお願いいたします。

まず、款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費の主なものについて御説明いたします。

節 2 給与から節 4 共済費までにつきましては、人件費の補正でございます。

節 9 旅費は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、延期となっていた事業が中心になったことにより減額をするものでございます。

節18備品購入費につきましては、サーマルカメラ購入に係る補正でございます。なお、繰越明許とすることといたしております。

節19負担金、補助及び交付金の主なものは社会福祉協議会補助金です。職員採用が 1 月になったことによる減額でございます。

節28繰出金につきましては、国民健康保険特別会計の繰出金で保険基盤安定のための繰り出しなどによる補正でございます。

14ページをお願いいたします。

続きまして、項 3 生活保護費の主なものでございます。

目 2 扶助費、節20扶助費につきましては、医療扶助の増加に伴う決算見込みによる補正でございます。

次に、17ページをお願いいたします。

繰越明許費についての説明でございます。

8 ページで説明いたしました備品購入費、サーマルカメラの購入に係るもので繰越明許することといたしております。

以上で地域福祉課関係の主なものの説明を終わらせていただきます。

#### **武富美津子高齢障害福祉課長**

続きまして、高齢障害福祉課関係の主なものにつきまして、御説明を申し上げます。

3 ページを御覧ください。

まず、歳入について御説明いたします。

款16国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節1社会福祉費国庫負担金の主なものにつきましては、障害者に対する福祉サービス給付に係る障害者自立支援給付費及び障害児の通所や相談支援事業等に係る障害児施設措置費の国庫負担金で、決算見込みによる補正でございます。

次に、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節1社会福祉費国庫補助金につきましては、障害者が自立した日常生活や社会生活を送るためのサービスに対する地域生活支援事業費補助金及び認知症高齢者グループホーム大規模改修に対する地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の交付決定による減額補正でございます。

次に、4 ページをお願いします。

款17県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金、節1社会福祉費県負担金は、国庫負担金のところで述べました障害者に対する福祉サービス給付に係る障害者自立支援給付費及び障害児の通所や、相談支援事業等に係る障害児施設措置費の県の負担金で、決算見込みによる補正でございます。

5 ページをお願いします。

項2県補助金、目2民生費県補助金、節1社会福祉費県補助金のうち、主なものにつきましては、国庫補助金のところで申しあげました障害者が自立した日常生活や社会生活を送るためのサービスに対する地域生活支援事業費補助金で、交付決定による減額補正でございます。

次に6 ページをお願いします。

款22諸収入、項4受託事業収入、目1受託事業収入、節1民生費受託収入の地域支援事業委託料につきましては、鳥栖地区広域市町村圏組合からの受託料でございまして、決算見込みによる減額補正でございます。

次に、項6雑入、目4雑入、節4雑入の主なものにつきまして申し上げます。

障害児通園施設介護給付費は、ひかり園の児童発達支援や放課後等デイサービスの療育に支払われるもので、決算見込みによる減額補正でございます。

また、高齢者福祉施設雑入につきましては、中央デイサービスセンターや中央在宅介護支援センターの燃料費及び光熱水費等の事業者負担分の決算見込みによる減額補正でございます。

続きまして、9ページを御覧ください。

歳出の主なものについて説明申し上げます。

款3民生費、項1社会福祉費、目2障害者福祉費の節13委託料の主なものにつきまして、システム改修委託料につきましては、障害福祉サービス報酬改定に伴うシステム改修費の委託料となっております。

また、外出介護委託料及び日中一時支援委託料につきましては、決算見込みによる減額補正でございます。

10ページをお願いします。

節20扶助費につきましては、障害児施設費給付費及び障害者自立支援給付費の増額に伴う補正でございます。

次に、目3老人福祉費でございます。

節8報償費の主なものにつきましては、敬老祝金の決算見込みによる減額補正でございます。

次に、節13委託料の主なものにつきましては、介護予防事業委託料の決算見込みによる減額補正でございます。

次に、節19負担金、補助及び交付金の主なものにつきましては、鳥栖地区広域市町村圏組合負担金及び高齢者福祉乗車券助成につきましては、決算見込みによる減額補正でございます。

また、地域介護・福祉空間整備補助金につきましては、国庫補助金の交付決定による減額補正でございます。

次に、節20扶助費の主なものにつきましては、老人保護措置費の決算見込みによる減額補正でございます。

次に、目4老人福祉センター費でございます。

節11需用費の主なものとしたしましては、中央老人福祉センター及びまちづくり推進センターの燃料費、光熱水費の決算見込みによる減額補正でございます。

節13委託料につきましては、施設管理委託料につきまして、中央老人福祉センターの室内清掃等に係る経費及び高齢者福祉施設の改修工事に係る設計監理委託料の入札残でございます。

す。

節15工事請負費につきましては、ボイラー工事等の入札残でございます。

節18備品購入費につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために高齢者福祉施設に設置するドーム型サーマルカメラ購入費でございます。

続きまして、17ページをお願いします。

令和2年度繰越明許費について御説明をさせていただきます。

款3民生費、項1社会福祉費につきまして、施設感染症対策経費のうち、高齢障害福祉課分といたしましては、先ほど備品のところで申しましたドーム型サーマルカメラ購入の費用につきまして、繰越しをさせていただく分でございます。

また、歳入、歳出のところでも述べました地域介護・福祉空間整備補助金につきましては、医療法人如水会が設置しておりますグループホームかがやきの里とどろきの老朽化に伴う施設改修につきまして、新型コロナウイルス感染症の影響で年度内に完了が困難となったための繰越しでございます。

また、地域医療介護総合確保基金事業介護施設等整備事業補助金につきましては、九州メディカルサービス株式会社が轟木町に設置するグループホーム及び有限会社喜楽が柚比町に設置するグループホームにつきまして、新型コロナウイルス感染症の影響で、年度内に完成が困難となったための繰越しでございます。

以上、説明を終わります。

#### **江副康成委員長**

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

#### **成富牧男委員**

1つは確認、1つは質問します。

簡単なことですので、今後、説明を聞く上で。

説明の中で、決算見込みによる減額とか、増額があるとか、そういう表現をされているときには、金額だけ見れば、それなりに増減があるけれども、それは特別の理由はないと、何かこういう理由でふだんよりも余計増えたとか余計減ったとか。

説明の中で、決算見込みによりっていう表現したら、もうあえて質問すること要らんけんですね。絶対額だけ見たらいい。

大きいけん質問したくなるけど、それはもう通常のことですよと、そういう理解でいいですか。

#### **小柳秀和健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長**

決算見込みは、例えば、当初予算もしくは補正予算等の現予算額から想定していた分からの差額で、思っていた分よりもやや少なかったとか、そういう場合の決算見込みというふうに理解をしているところでございます。

**成富牧男委員**

だから、特段の理由がない場合はそういうふうに説明されますっていうことでいいですね。

**小柳秀和健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長**

事業を中止したとか、途中で延期したとかというような場合じゃない、特段の理由というふうに考えております。

**成富牧男委員**

ありがとうございました。

今後はそういうことで、せんでいい質問はそういうふうにしたいと思います。

あと1つは、この頃ずっと出てきていますけど、繰越し明許費が出てきましたよね。

これ、要は、令和2年度の分が令和3年度に繰り越すということだと思うんですけど、この繰越明許をする場合というか、していい場合、そうじゃない場合、何かそこら辺のルール、今さら聞けないみたいな感じで申し訳ないですが、恥をしのんで聞いておりますけど。

繰越明許費とはどういうものかっていうことでいいですから、だから、今回のやつについてはこういうふうにしていますよというふうな説明をいただけたらいいなと思います。

**小柳秀和健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長**

予算の繰越しにつきましては、会計年度独立の原則の例外ということで、当該年度の歳出予算の一部を翌年度以降において執行することを言います。

地方自治法では、継続費の通次繰越、事故繰越、先ほど委員から申されました繰越明許費というのがこれに該当するものと考えております。

このうち、繰越明許費と事故繰越の相違点という部分につきましては、繰越明許費は歳出予算の経費のうちその性質上、または、予算成立後の事由に基づき、その年度内に支出を終わらない見込みのあるものについて、予算の定めるところにより繰越しを行うものです。

事故繰越は、あらかじめ繰越しを予想していなかったものの、避けることができない事故のために、年度内に支出が終わらない場合に行うものであります。

繰越明許は予算内容として定めなければなりませんけれども、事故繰越は予算で定めることは必要とせずに、予算執行の段階において地方公共団体の長の権限として行うものでございます。

繰越明許費による繰越しは、年度内に支出負担行為、すなわち契約その他の行為がされていないものについても可能でございますが、事故繰越につきましては、年度内において支出

負担行為をしていなければなりません。

いずれも、地方公共団体が単年度に事業を完了する予定で予算を計上したが、特別の理由により、その執行が遅延し、当該年度内に完了できない場合に会計年度独立の原則の特例を設け、翌年度における支出を認めるものであること及び繰り越した場合の手続については同じでございます。

繰越明許費は予算の内容であるので議会の議決が必要であります。繰越明許は予算の内容とはされず、地方公共団体の長の限りで行うことができます。

年度内に支出負担行為をしていなければならないというのが、基本的な相違点だというふうに認識しております。

以上でございます。

#### **成富牧男委員**

少し分かりました。

もう少し勉強させてください。

ただ、ちょっと気になるのが、これ国の関係でしょうけど、3月補正、今回もそういうのはあると思いますよ、国の補正でやったやつ。だから3月補正で組んだやつがありますよね。国からの国庫負担とか補助金の関係で3月補正。

何か、一般的に言うと、3月補正しとつともう繰り越すとして。さらに性質上とか言われたんで、そこら辺であと勉強します。

ありがとうございました。

#### **池田利幸委員**

さっき言われた繰越明許の分なんですけど、両方の課のほうで繰越明許、施設用感染症対策費、サーマルカメラ購入費で繰越明許されていると思うんですけど、この繰越明許の理由ってというのは、物が間に合わないってということなのか、設置が……、今年度でやらずに、来年度になる理由って何なんですか。

#### **小柳秀和健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長**

例えば、議会議決後に予算を執行いたしますので、その間に契約等が整えば年度内に実行できますが、年度内に契約ができなかった場合も想定されますので、今回繰越しをさせていただくというふうに議案提出をさせていただいているところでございます。

#### **樋口伸一郎委員**

資料は使わなくていいんですけど、地域福祉課全般で、御説明ずっといただいたんですけども、令和2年度の一般会計の補正としては、この3月が最後になるじゃないですか。

聞きたいのは、例年と比べてこの時期に出てくる補正の全体の傾向というか、コロナとか



があったので、説明をいろいろしてもらったんですけど、大きくそこに影響したこととかがあったかないかっていう、なければならないでいいんですけど。

こうしたところにおいては、コロナによって増減額が大きく変わったみたいな傾向をお伺いしたいんですけど。

#### **江副康成委員長**

2つの課、両方ですか。

#### **小柳秀和健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長**

地域福祉課関係では、新型コロナウイルス感染症の影響による予算の減につきましては、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費では、旅費とか負担金とか研修会の中止によるものがあります。

あと、項3生活保護費、目1生活保護総務費の節9旅費につきましても、ケースワーカーの研修会の中止とかそういう部分が新型コロナウイルス感染症の影響によるものでございます。

#### **武富美津子高齢障害福祉課長**

高齢障害福祉につきましてはですが、まず、9ページの節13委託料の外出介護委託料とか日中一時支援委託料関係、こちらのほうは、利用者の方が外出を控えてあったりとかいうことで、コロナウイルスの関係で減額になっております。

あと、負担金関係で、一番上のろうあ者体育大会の開催とかに関しまして、中止になった分の負担金をお渡ししていないという形になります。

あとは、先ほど、10ページの委託料につきまして、介護予防の委託料につきまして、新型コロナの関係で減っております。

それと、節19の高齢者福祉乗車券と、広域市町村からの、県からの、組合からの負担金もコロナの関係で減っております。

老人福祉センターにつきましては、光熱水費もコロナの関係で減っているような状況です。以上です。

#### **竹下繁己委員**

10ページの減額の理由、いろいろ教えてもらったんですけど、10ページの報償費、敬老祝金という御説明があったじゃないですか。これが減額になった理由も教えていただいていいですか。

#### **武富美津子高齢障害福祉課長**

敬老費の敬老祝金の減額に関しましては、転出をされたりとか、お亡くなりになられたりとか、そういう方々がいらっしゃいますので、その方の分の減額っていう形になっております。



次に、議案乙第1号、こども育成課関連部分の審査を行います。

執行部の説明を求めます。

#### 林康司 こども育成課長

ただいま議題となっております議案乙第1号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算(第9号)のうち、こども育成課関係分について説明をいたします。

委員会資料に沿って、主なものについて御説明申し上げます。

まず、歳入でございます。

資料の2ページをお願いいたします。

款14分担金及び負担金、項2負担金、目1民生費負担金、節2児童福祉費負担金の保育所保育料につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴う保育料の返還及び入所児童が当初見込みより少なかったことによる減額補正でございます。

3ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節2児童福祉費国庫負担金でございます。

施設型等給付費負担金につきましては、施設型給付費等の決算見込みによる減額補正でございます。

児童手当費負担金につきましては、児童手当費の決算見込みによる減額補正でございます。

続きまして、目2教育費国庫負担金、節1教育総務費国庫負担金の子育て支援施設等利用給付費負担金につきましては、子育て支援施設等利用給付費の決算見込みによる減額補正でございます。

続きまして、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節2児童福祉費国庫補助金のうち、保育対策総合支援事業費補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の国の3次補正に伴う保育所等におけるマスク等の保育環境改善事業に対する国庫補助金で、補助率は2分の1でございます。

また、新型コロナウイルス感染症対策に伴う国の1次補正で、保育所等にマスク購入等に対する国庫補助金を子ども・子育て支援交付金で、4月専決及び7月臨時議会で計上しておりました予算につきましては、正しくは、保育対策総合支援事業補助金であったため今回補正いたしております。

子ども・子育て支援交付金につきましては、幼児教育保育の無償化に関する事務費補助について、令和2年度より県補助、安心こども基金特別対策事業費補助金に変更となっており、歳入更正のため減額補正しております。

また、先ほど御説明いたしました保育所等に対する新型コロナウイルス感染症対策の補助

金について、保育対策総合支援事業費補助金に歳入更正のため減額補正いたしております。

子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金につきましては、子育て世帯への臨時特別給付金給付費の決算見込みによる減額補正でございます。

4 ページをお願いいたします。

款17県支出金、項 1 県負担金、目 1 民生費県負担金、節 2 児童福祉費県負担金のうち、施設型等給付費負担金につきましては、国庫負担金同様、施設型等給付費の決算見込みによる減額補正でございます。

児童手当費負担金につきましても、国庫負担金同様、児童手当費の決算見込みによる減額補正でございます。

続きまして、目 2 教育費県負担金、節 1 教育総務費県負担金の子育て支援施設等利用給付費負担金につきましては、こちらも、国庫負担金同様、子育て支援施設等利用給付費の決算見込みによる減額補正でございます。

5 ページをお願いいたします。

項 2 県補助金、目 2 民生費県補助金、節 2 児童福祉費県補助金のうち、子どもの医療費助成事業補助金につきましては、子どもの医療費助成の決算見込みによる減額補正でございます。

安心こども基金特別対策事業費補助金につきましては、幼児教育保育の無償化に伴います事務に要する費用に対する補助金でございます。国の子ども・子育て支援交付金からの歳入構成となっております。

続きまして、款19寄附金、項 1 寄附金、目 4 民生費寄附金、節 1 児童福祉費寄附金につきましては、コロナ禍における子育て世帯への支援などに対する寄附金でございます。

6 ページをお願いいたします。

款22諸収入、項 6 雑入、目 4 雑入、節 4 雑入のうち、子どもの医療費返還金につきましては、子どもの医療費助成金として支払ったもののうち、高額医療費の対象となったことによる返還金でございます。

以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出の説明をいたします。

11ページをお願いいたします。

款 3 民生費、項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費の主なものについて申し上げます。

節 1 報酬から、節 9 旅費につきましては、家庭児童相談員、婦人相談員等の会計年度任用職員 8 名の報酬等の決算見込みによる減額と、資料18ページにございます子育て支援クーポン券発行事業の事務補助のための会計年度任用職員 1 名の報酬等の増額分による補正となっ

ております。子育て支援クーポン券発行事業につきましては、後ほど改めて御説明いたします。

節11需用費につきましては、子育て支援クーポン券発行事業に係る消耗品費及びクーポン券の印刷製本費でございます。

節12役務費の手数料につきましては、子どもの医療費助成事業に係るレセプト審査支払い手数料の減額補正でございます。

節19負担金、補助及び交付金のうち、子育て支援クーポン券補助金につきましては、資料18ページをお願いいたします。

事業名、子育て支援クーポン券発行事業、目的といたしまして、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で産前産後の時期に里帰りや実家からの応援が困難な方などの子育てを支援することとしております。

事業内容といたしまして、対象者を鳥栖市に住民票があり令和3年4月1日以降に出産の御予定の方、または、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに母子手帳の交付を受けた方としております。

クーポン券の配布の内容といたしましては、新生児1人につき子育て支援クーポン1時間券を20枚配布、20時間分の支援の補助となります。

子育て支援の内容といたしましては、既存の子育て支援事業を活用したものとしております。

1つ目が、鳥栖市シルバー人材センターで取り組まれている妊産婦家事育児支援でございます。

食事の支度や、洗濯、掃除などの家事及び乳児の世話や、上の子のお世話などの育児支援となっており、主に御自宅への訪問支援となっております。

利用料金は曜日で多少の差はございますが、平日1時間918円、土日祝日が1時間1,148円となっており、利用時間帯は朝8時から夜7時までといたしております。

2つ目が、鳥栖市社会福祉協議会のファミリー・サポート・センターによる、子育て支援でございます。

ファミリー・サポート・センター事業につきましては、子供を預ける側の利用会員及び子供を預かる側の協力会員による会員制の子供の一時預かりや、施設への送迎などを行う事業でございます。

今回の子育て支援クーポン券発行事業の対象とする、子育て支援内容といたしましては、鳥栖市児童センターでの平日9時から15時の間の一時預かりとしており、生後3か月から小学3年生までを各自の利用対象としております。

利用例といたしましては、買物や美容室の利用、通院や健診、保護者のリフレッシュ等で子供を預けたいときなどを想定しております。利用料金は、1時間で600円となっております。

クーポン券は、それぞれのサービスの1時間利用券としてお使いいただくことになり、新生児1人につき20時間分のサービスを無償で受けることができます。

事業費のところに記載しております1,000円につきましては、それぞれのサービス単価及び交通費を加味した平均値程度として積算しております。

事務費につきましては、会計年度任用職員1名の人件費と、クーポン券の印刷製本費、クーポン券の郵便代を積算しております。

11ページに戻っていただきまして、節20扶助費につきましては、子どもの医療費の決算見込みによる減額補正でございます。

12ページをお願いいたします。

目2保育園費について、主なものを申し上げます。

節1報酬から節9旅費につきましては、保育所職員43名分の決算見込みに伴う減額及び主に延長保育、一時預かり障害児保育の特別保育事業に係る会計年度任用職員の保育士の報酬等の決算見込みによる減額補正でございます。

主な理由といたしましては、会計年度任用職員の保育士の確保ができなかったこと、また、新型コロナウイルス感染症の感染予防の対策のため園での会議、行事等の縮小、中止による時間外勤務の減少によるものでございます。

節11需要費のうち、消耗品費につきましては、国の3次補正予算を活用し、公立保育所の新型コロナウイルス感染症対策のため、マスク消毒液等を購入するものでございます。

また、給食費につきましては、決算見込みによる減額でございます。

節18備品購入費につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しての公共施設へのサーマルカメラ導入の一環として、公立保育所4園に1台ずつ購入するものでございます。

節19負担金、補助及び交付金のうち、施設型等給付につきましては、入所児童が当初見込みより少なかったことによる減額補正でございます。

保育環境改善等事業補助金につきましては、国の3次補正予算を活用し新型コロナウイルス感染症対策のためのマスク消毒液等の必要経費を、私立保育所等に補助するものでございます。

続きまして、13ページをお願いいたします。

目3児童手当費、節20扶助費につきましては、児童手当の決算見込みによる減額補正でございます。

続きまして、目 4 子育て世帯への臨時特別給付金給付費について主なものを申し上げます。

節 1 から節 9 旅費につきましては、会計年度任用職員の人件費の決算見込みによる減額補正でございます。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、子育て世帯への臨時特別給付金の決算見込みによる減額補正でございます。

続きまして、目 5 ひとり親世帯臨時特別給付金給付費について主なものを申し上げます。

節 3 職員手当等及び節 4 共済費につきましては、会計年度任用職員の人件費の決算見込みによる減額補正でございます。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、ひとり親世帯臨時特別給付金の決算見込みによる減額補正でございます。

16ページをお願いいたします。

款10教育費、項 1 教育総務費、目 4 幼稚園費、節19負担金、補助及び交付金の子育て支援施設等利用給付費につきましては、幼児教育、保育の無償化に伴う幼稚園での通常保育及び預かり保育事業の利用者が当初見込みより少なかったことによる減額補正でございます。

続きまして、令和 2 年度繰越明許費について説明いたします。

17ページをお願いいたします。

款 3 民生費、項 2 児童福祉費の子育て支援クーポン券発行事業につきましては、11ページの主に負担金、補助及び交付金で説明いたしました子育て支援クーポン券補助金に係るものについて、繰越明許することといたしております。

次に、保育環境改善事業につきましては、12ページの需用費及び負担金、補助及び交付金で説明いたしました保育所等における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係るものについて、繰越明許することといたしております。

次に施設用感染症対策経費につきましては、12ページの備品購入費で説明いたしましたサーマルカメラの購入に係るものについて、繰越明許することといたしております。

以上、説明を終わります。

#### **江副康成委員長**

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

#### **樋口伸一郎委員**

幾つかあるので、順番に行きます。

2 ページ、歳入のほうからですけど、歳入の保育所保育料、御説明いただいて理由は分かりました。

それと、歳出の12ページ、施設型等給付金。

これも説明いただいたんですけど、同じ理由で当初見込みより少なかったということでしたよね。

ですから、そこが、一般質問等でも各議員さん上がっておりますけど、待機児童といひますか、入所待ち児童とか、その辺との兼ね合いというか、当初見込みではこのぐらひの規模で入ってくるだろうと、希望者がおったんですけど、それより少なかったっちゃうことは、例えばですけど、もう満たされとっけん必要なかったというのひも1つの理由になろうし、もう預かれなくて、そうできんかったっていうのひもあろうし、そこを少し詳しく教えてもらえませんか。

#### **林康司 こども育成課長**

令和2年度ですけれども、率直に、令和元年度と比べて0歳児が40名ほど減になっております。

そのために、保育料につきましても、0歳児であれば所得が一定ある方につきましては、2万1,500円から5万9,500円の毎月保育料がかかりますので、その人数分であれば、1,000万円以上になりますけど、年間通園されているわけでもありませんし、ほかの年齢で多く入れている部分がありますので、施設型給付におきましても、0歳児であれば、1人当たり経費が大体16万5,000円以上毎月かかっておりますので、その分等で、5,000万円以上であるけれども……

#### **樋口伸一郎委員**

この辺に関して、続きなんですけど、0歳児のところなんですけど、金額もそうですけど、充てないといけない保育士さんも多くなるんじゃないですか。その兼ね合いもあって減額につながったというのひはありますか。

#### **林康司 こども育成課長**

その説明が抜けておりました。

保育士がやはり確保が難しかったということで、園からもそういう話を、私立からも伺っております。

#### **樋口伸一郎委員**

12ページにそのまま行ってもらって、今度、歳出なんですけど。

目2 保育園費で節2から4、ここで保育士の確保ができなかったという御説明は率直におっしゃっていただいたんですけど、これが毎年ちょっと聞かせてもらっとる数千万円単位の減額が、もうパターン化したようにずっと出てきているんで、この減額補正ができる分を、保育士の拡充とかに充てるような独自の助成じゃないんですけど、そういうところに検討して



結びつけたらどうかというような提案も含めて質問をさせてもらっていたんですけども、これに関しての御見解はどうですか。毎年変わらずこうなっているんでしょうけど。

#### 林康司 こども育成課長

こちらにつきまして、人件費での予算でございますので、補助金にそれをついていうところが難しいと考えております。

#### 樋口伸一郎 委員

そうなんですよ、人件費なんですよ。だけ、性質が違うんですけど、ただ、ここの数千万円単位はずっとあるので、これ、繰り返し要望になりますけど、ここの財源調整というかそこを何か協議、検討して——人件費でいいですよ。補助と性質が違うけんというのは、そこはもう補助は補助で、また新たな検討が要るんでしょうけど、この人件費の減額の部分っていうのは、今後検討していかないと、公立保育園4か所持っていらっしゃるので、そっちにも影響いくと思うんですよ。

今4か所やっているところもキャパが満たされない状況でずっとやっているってことは、多分、何らかの影響は、公立園とこども育成課では何かやっていかんといかんと思うんですよ。

ですから、これ、多分そう遠くない未来だと思うんで、喫緊の課題じゃないですけど、そういう感じで現地にもいろいろ聞いてみるなりやったほうがいいんじゃないかなと要望を申し上げておきます。

また当初のつけ方でも絡めていきたいところで、この件に関しては終わります。

次行きます。

教えていただきたいんですけど、3ページの歳入に戻りますけど、御説明いただいたことがよく理解できなかったんで、教えてほしいんですけど、子ども・子育て支援交付金から保育対策総合支援事業費補助金のほうに、調節じゃないですけど、されているじゃないですか。

これ、ちょっと理解できなかったんで、もう少し詳しく教えていただきたいんですけど。

普通に間違えたっていうだけやったらそれで全然いいんですけど、もともとどっちに充ててくださいっていうのも何もなかったけんっていうことか、そこら辺を教えてください。

#### 林康司 こども育成課長

御質問にお答えいたします。

4月専決、7月臨時議会で上げさせていただいたときには、国から具体的などこの大本っていうのがはっきりしておりませんでしたので、子ども・子育て支援交付金の中で歳入として上げさせていただいておったところでございます。

そして今回、3次補正の分の保育対策総合支援事業費ということで明確に出されてありま

したので、3次補正の分を追加した分と、補正、組替えという部分で上げさせていただいております。

**樋口伸一郎委員**

分かりました。

ありがとうございます。

ということは、今回は示されたということやったですけど、その前の段階というのは、その担当課においてどっからか出しとってくださいみたいなお示しやったってということですか。

どこでもいいですよと、そうした関係対策費があればそこから出してくださいっていうのはなくて、どこからでも出せたってということですか。

**林康司こども育成課長**

補助金はもうありましたので、その受入れを子ども・子育て支援交付金の中で組んでいたということになります。

**樋口伸一郎委員**

ありがとうございます。

分かりました。

**池田利幸委員**

2点だけ伺いしたいと思います。

5ページのところの款19の寄附金の部分です。

児童福祉寄附金で130万円入ってきているってことなんで、これはどういう流れで入ってくるのかな。

要はふるさと寄附金、これ県になるんですかね、分からないけどこの寄附金という項目の中で流れてこども育成課の中に入ってくるのかっていうのが1点と、まとめて聞きます。

18ページの子育て支援クーポン券発行事業のところ、これは事業の対象というか事業費のところで、400人掛け20時間の1,000円。

これ、400人を対象にしているっていう部分は、出生率が今、大体例年600人からの出生予定がずっと続いている中で、400人っていうのを出生数からの見込みにしているのか、それとも使用する人が400人前後だろうっていう予測の中で400人ってしているのか。

また、これ目的が産前産後の時期に里帰りや実家からの応援が困難な方っていう部分であるけど、対象者は令和3年4月1日以降から令和4年3月31日に母子手帳を受けられた方全員に配布される予定ですよ。

全員その期間に名目、目的は、里帰りが困難な方とかだけど、全員使うことができるのかっていう部分、その2点だけお願いします。

### 林康司 こども育成課長

まず、款19の寄附金につきましては、企業さん及び企業の分を銀行さんから直接こども育成課のほうに、子育て支援の分で使っていただきたいということで、寄附の申入れがありまして、こども育成課で受入れをしております。

子育て支援クーポン券につきましては、400名の根拠につきましては、実際、産前産後から年間600から650人っていう中で、おおよそ、まずはこのくらい使っていただけるのかなというところで400人を上げさせていただいております。

20時間につきましては、現在シルバー人材センターの事業の妊産婦、家事育児支援がお一人大体20時間を平均して使っておりますので、その分で予算として、今8,000時間分の予算を確保しているというところで考えております。

### 池田利幸 委員

ありがとうございます。

そうしたら出生見込み数全部を持ってきているわけではないと、400人ぐらいが使うだろうと。

けど、目的で言えば、産前産後に手助けが頂けない方が使うっていう想定であるから、手助けをもらえる方、里帰りする方もいるけんが、この事業費がぶれることもかなり想定はされているっていうことですね、分かりました。

ありがとうございます。

### 竹下繁己 委員

先ほどの子育て支援クーポン券っていうのは、出産された方にどんどんこちらから配布するんじゃないくて、申請があった方にお渡しするっていうシステムですか。

### 林康司 こども育成課長

申請書まではあれですけども、申出をいただいて、配布するようにしております。

その方法ですが、連絡等については、母子手帳は保健センターのほうですので、そちらのほうで周知していただいて、確認後、うちのこども育成課から郵送。

あと、転入者等につきましては、市民課での案内でいろんな諸手続でこども育成課にも来ていただきますので、そのときにお渡しするというような窓口配布もいたすようにしております。

### 竹下繁己 委員

申し入れるっていうのは、子供が生まれましたよっていうその時点で、例えば、転入されてきました、そして、そのときにお渡しするという御説明あったんですけども、鳥栖市内で出産されました、母子手帳の申請に来ますよね、その母子手帳と一緒にクーポン券を同封

して配布とかそういうシステムは取られないんですか。

母子手帳、健康増進課ですので話をしましたけれども周知までというところでありましたので申し訳ないんですけれども……、ちょっと面倒くさいシステムだなと思います。

次の質問に、流れでいって聞きたいんですけれども、13ページのここの児童手当費、そして子育て世帯への臨時特別給付金、ひとり親世帯臨時特別給付金、これはすべからく減額補正になっとなるんですけれども、この理由を教えてくださいでもいいですか。

#### **林康司 こども育成課長**

それぞれ当初見込みより、実際給付、手当等をお渡しした方の人数が少なかったということになります。

児童手当費につきましては、当初大体延べで12万8,000人程度を見込んでおりましたけれども、そちらが計算見込みでは12万4,000人。4,000人ぐらいの減です。

子育て世帯への臨時特別給付金につきましては、主に公務員の分を少し多めに見込んでおりましたので、その分が減額となっております。

ひとり親世帯臨時特別給付金につきましては、追加給付分というのが思ったより申請が少なかったもので、その分が減額となっております。

以上です。

#### **竹下繁己 委員**

特に今年この臨時特別給付金等々、申請があって給付するというシステムですよ。

これ、申請し損なったとかそういった、大体当初、見積りではこのくらいいるっていうのは大体分かるじゃないですか。

鳥栖市内にそういう独り親とか、子育て世帯とか、それではじき出してある数字だと思うんですけれども、それが申請が少なかったという背景は、漏らすことなくきちんと給付が行われたのかなっていうのは、自信はありますか。

#### **林康司 こども育成課長**

特に、子育て世帯への臨時特別給付金につきましては、児童手当の分が対象の方は、まっすぐこちらのほうから振り込みさせていただいているんですけれども、公務員の方というのは、その所属長で児童手当をされていますので、そのどなたが公務員っていうのが、こども育成課では把握できておりませんので、その方がすべからく申請されてあったのかっていうのは正直分からない部分がありますが、その所属のところで、きちんと申請をしていたっているものと考えております。

#### **竹下繁己 委員**

公務員以外の方には漏れはないということでよろしいですか。

**林康司こども育成課長**

おっしゃるとおりでございます。

**成富牧男委員**

さっきから竹下議員が懸念しよる漏れはないかという話、特に子育てクーポン券、漏れがこういう場合もあるかもしれないっていうのはないと。

それと併せて、母子手帳交付はどの段階で、どこで母子手帳を交付するようにしとると。

**林康司こども育成課長**

母子手帳の交付につきましては、御本人さんが病院等で証明書というか――をもらわれて、それをもとに母子手帳の交付を保健センターのほうで申請されて、になります。

**成富牧男委員**

それで、漏れるか漏れんか。

いろいろおそれがあるとすれば、こういう時っていうのは……。

**林康司こども育成課長**

ありません。

保健センター申出の方につきましては、こちらから保健センターに確認して、対象者ということは確認して郵送なりさせていただくということはしております。

**牧瀬昭子委員**

クーポン券の件で、子育て支援の内容で、この担当されているところが今まで何時間ぐらい1年間で使用されているのかなあっていうのがあって。というのが、400人掛け20時間で見積もってあるのが、供給と需要のバランスというか、すごく求められるけれども、それに対応し切れないとかっていうことは考えられて……、どうなんでしょうか。

**林康司こども育成課長**

シルバー人材センター、ファミリー・サポート、社協とも、その辺の分はお伝えしていますけれども、そこは大丈夫ということで、特にファミリー・サポートの分につきましては、送迎等の支援が通常あるんですけれども、そこが難しいということで、児童センターでの一時預かりのみということにしております。

**江副康成委員長**

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。

執行部準備のため暫時休憩いたします。

午前11時26分休憩



午前11時31分開会

江副康成委員長

再開いたします。

~~~~~

健康増進課

議案乙第1号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）

江副康成委員長

次に議案乙第1号、健康増進課関係分の審査を行います。

執行部の説明を求めます。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

議案乙第1号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）、健康増進課分でございます。

まず、歳入の主なものを申し上げます。

委員会資料 2 ページをお願いいたします。

款15使用料及び手数料、項 1 使用料、目 3 衛生使用料、節 1 保健衛生使用料、休日救急医療センター使用料につきまして、休日救急医療センターの診療報酬と受診者の窓口での自己負担分でございますが、受診者が見込みより少なかったことによる減額でございます。

4 ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項3委託金、目3衛生費委託金、節1保健衛生費委託金、アスベスト健康調査委託金は、環境省との打合せ会議がコロナの影響でウェブ開催になったことなどによる旅費の減額が主なものでございます。

5 ページをお願いいたします。

款17県支出金、項 2 県補助金、目 3 衛生費県補助金、節 1 保健衛生費県補助金のうち、健康増進事業補助金につきましては、受診者の実績見込みによる減額補正でございます。

款19寄附金、項 1 寄附金、目 3 衛生費寄附金、節 1 保健衛生費寄附金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策寄附金で、企業からの寄附でございます。

6 ページをお願いいたします。

款20繰入金、項 2 特別会計繰入金、目 1 国民健康保険特別会計繰入金、節 1 国民健康保険特別会計繰入金、国民健康保険特別会計繰入金のうち、健康増進課分につきましては、84万7,000円で、国民健康保険保険事業 2 種交付金で保健事業の主に若い方を対象とした健康診査、妊婦歯科検診及びフッ化物応用虫歯予防事業によるものでございます。

款22諸収入、項 4 受託事業収入、目 1 受託事業収入、節 2 衛生費受託収入、休日救急医療運営受託料でございます。

先ほど冒頭で御説明いたしました、受診者が減ったことにより医療収入が減ったことで、基山町からの受託料が増える見込みとなっております。

款22諸収入、項 6 雑入、目 4 雑入、節 2 保健衛生雑入のうち、保健衛生雑入につきましては、保健センター大規模改修工事に係る緑生館の共有部分に係る負担金の精算によるものでございます。

7 ページをお願いいたします。

款23市債、項 1 市債、目 2 衛生債、節 1 保健衛生債につきましては、保健センター改修事業に伴う市債で、歳出が減ったことにより減額するものでございます。

続きまして歳出でございます。

15ページをお願いいたします。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費の主なものを御説明いたします。

節 2 給料から節 4 の共済費は、健康増進課職員15名及び国保年金課職員 4 名の人件費の補正でございます。

節11需用費につきましては、休日救急医療センターの受診者が見込みより少なかったことによる医薬材料代の減額でございます。

節13委託料につきましては、保健センターの大規模改修工事に伴う工事監理委託料の入札残及び妊婦健診及び乳児健診の受診者数が見込みより少なかったための減額でございます。

節15工事請負費につきましては、保健センター大規模改修工事の入札残による減額でございます。

節20扶助費につきましては、不妊治療費の償還払の申請件数の増加に伴い増額補正をお願いするものでございます。

16ページをお願いいたします。

続きまして、目 2 予防費の主なものを御説明いたします。

節13委託料のうち、がん検診委託料につきましては、入札により、胃がん、乳がん、大腸がん検診の単価が下がったためでございます。

予防接種委託料につきましては、接種見込みの増による増額補正をお願いするものでございます。

主なものは、高齢者のインフルエンザが例年より約2,000人の増となったものでございます。以上でございます。

江副康成委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

樋口伸一郎委員

2ページ、歳入ですけど、休日救急医療センター使用料の減額補正について教えていただきたいんですけど。

簡単に理由は説明いただいたんですけど、今回の補正額はもう大半というか、大きく減額されているので、その理由をもう少し詳しく教えていただきたい。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

休日救急医療センターは、昨日、議案審議の中でも申し上げたんですけど、3,500名前後の受診者がございまして、今年度につきましては、2月末現在で1,000人ちょっとという状況で、受診者数が3分の1になっております。

休日救急医療センターの受診者の多くは12月から2月ぐらいまで、例年インフルエンザが流行する時期に1日当たり160名とか100名を超えるような受診者がございまして、そこが今年度はゼロでして、インフルエンザの検査キットも使いませんでしたし、インフルエンザの薬が一番、休日救急医療センターでは主なものなんですけど、そこがもう全くなかったのも、それが主な理由でございます。

樋口伸一郎委員

インフルエンザがゼロっていうのは、単純にならなかったっていう感じでいいですか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

県内でもインフルエンザの報告は、今年度はあつてはございません。

ですから、インフルエンザをはじめとする感染症が、コロナの感染予防対策で激減したっていうのが主な理由です。

池田利幸委員

16ページの節13委託料の予防接種委託料、さっき御説明でインフルエンザで高齢者の方2,000人増で接種を受けられたっていうことで今回、パーセンテージでいえば接種率って何%

まで上がっているっていうことになるんですか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

例年58%ぐらいの接種率だったんですけども、今年度は65%前後、まだ全部返ってきていないんですけども、65%前後と見ております。

池田利幸委員

もともと目標ってずっと何か65%とか68%とか、その辺りを言われてて、今回、コロナっていう特殊な状況もあったんですけど、大体目標に持ったったぐらいの人数が受けたっていうことになるってことですかね、そうしたら。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

そのとおりでございます。

ただ、途中で国の確保していたワクチンが、希望されていても、ワクチン終了っていうところもあったので、もしもっとワクチンがたくさん供給されていたら、もっと希望はあったのかもしれないと考えています。

竹下繁己委員

5ページの寄附金、こども育成課のときにもお話ありましたが、企業寄附金ということで、これはあまり企業名とかは出さないほうがいい類のあれですか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

出していると思います。

竹下繁己委員

よろしかったら一覧表というか、どこから幾ら寄附を頂きましたというのがこの委員会だけでも教えていただきたいというか、一覧表を用意していただくようお願いしたいんですけども。

江副康成委員長

じゃあ、委員会に提出してください。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

月曜日の当初のときでよろしいですか。

江副康成委員長

補正ということで、全般的な話でいいですね？

竹下繁己委員

審査協議とは関連しないと思いますので、私たちが知る範囲で結構ですので、ぜひ後ほど提出をしていただきたいと思います。

江副康成委員長

会計年度職員の報酬、社会保険料、費用弁償でございます。

正規職員分は、時間外手当の補助の対象となることから、その分を計上しております。

節12役務費といたしまして、個人通知の郵送料や、市外で接種した際の国保連合会等への審査手数料でございます。

節13委託料として、コールセンター業務委託料予防接種委託料が主なものとなっておりますが、予防接種委託料は、当面、医療従事者と高齢者の接種に必要な分を計上し、今後6月議会での補正を予定しております。

節18備品購入費として、ワクチンの移送に必要な保冷バッグや薬品保管冷凍、冷蔵庫など施設用備品購入費でございます。

本事業は令和3年度にまたがるため、繰越明許費として2億3,583万2,000円を計上しております。

専決処分日は令和3年2月15日でございます。

以上、御説明いたします。

江副康成委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

藤田昌隆委員

いよいよワクチンが入ってくるということやけど、先ほど部長のほうから、4月12日からってということやけど、12日と26日、今決まっているのは、この2日間だけ。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

鳥栖市にワクチンが入ってくる予定とされているのは、この2日間だけでございます。

藤田昌隆委員

これからいくと、12日に約1,000人弱。

それから、26日に1,000人弱なんやね。

とてもじゃないけど、これじゃ高齢者も満足に……、しかも2回打たないかんとかいう中で、たった2,000人。

それで、恐らくこれ、かなりずれ込むおそれがありますよね。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

国の通知では、4月中には12日の週に1箱、26日の週に約1,000人分の1箱と言っておりますけれども、ゴールデンウィーク明けからは、本格的に供給し、6月末までで高齢者分を市町村に配るという現在の予定の通知でございます。

藤田昌隆委員

ということは、高齢者が多い自治体だったら、とんでもない、残りが3万何千人とか4万人とかおるわけだから。

ちょっと、最後、もう10月とか、年内に終わっちゃいいかなという感じですよ。

分かりました。

それと、ごめん、ちょっと1つ気になったのが、歳出の中、委託料で、会場運営業務委託料3,571万9,000円。

これ組んであるんやけど、鳥栖市はかかりつけ医がしよるですよ。

その中で、その会場使用料、会場運営というのは、私はほとんどない。

それで、できたらね、こういった流通なり、それから、先般質問したように、かかりつけ医で受けてくれる先生方のいろんな、待合室をちょっとどうにかするとか、それからテントをちょっと置いてみるとか、そういうやつに優先的に回してほしいんですけどね。

そこは、融通は利きますか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

国が、接種費用とは別に、特段に接種に係って医療機関に負担がかかるような、掛かり増し経費っていうのは、補助の対象として見ますっていうことなので、今後、医師会の先生方と協議をしていく必要があるかなと思っております。

ただ、うちのほうでは、先ほどからの個別接種が中心となって、医療機関で予約を取っていただく、コールセンターではなく、医療機関で予約を取っていただくシステムで、予約を取った方に連絡をしていただいたりの手間がかかりますので、その辺について、医師会の先生方と協議をしていきたいと考えています。

池田利幸委員

すいません、コールセンター運営業務委託料、これは、もう今、コールセンターも開設していただいておりますよね。

開設になるのかな、何か、コールセンター自体の業務委託っていう部分で、どこに委託したっていう部分と、あと、業務内容っていうのをちょっと教えていただければなと思うんですけども。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

コールセンターは、3月15日から開設することといたしております、市内のデータプラスという会社に委託をしております。

それで、データプラスは、特別定額臨時給付金10万円ずつを春にされた、その委託を受けた会社でございます。

コールセンターの内容といたしましては、接種の受け方、どこで受けられるのか、接種券

をなくしたとか、そういう接種に関する質問にお答えするのが鳥栖市のコールセンターの役割でございます。

池田利幸委員

分かりました。

コールセンターの役割っていうか、そこは、受け方とかいうそういう部分と、あとは、県のコールセンターと2つの使い分けはやってもらうっていうところはあると思うんで。

ただ、業務内容っちゅうか、その委託された先、今回は委託された先と、そこが何をしてくれるのかっていう部分、できれば、何時から何時まで受けていますよとか、そういうのが分かれば教えてほしかったなっていう部分なんで、結構です。

ありがとうございます。

成富牧男委員

簡単に聞きます。

コールセンターの運営委託料は、随契なのか、そうじゃないのか。

随契だったら、その理由、それが1つです。

それから、さっき藤田委員のほうから質問が出た会場運営業務委託料っていうのは、さっきの答弁では、具体的には、今から協議して決めるけど、このぐらにかかるやろうっていう意味ですか。

大体こういうことにかかるから、3,500万円、上げとるよって、そこんところ。

その2点。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

今回のコロナワクチンの接種につきましては、国のほうからの通知で、迅速に進める必要があるんで、市町村のルールにのっとってではありますが、随契で契約をして差し支えないという通知の下、実績のあるところを中心に選定をいたしました。

それで、会場運営費の業務につきましては、例えば、どういう会場を準備する場合に、人員配置がどうですとか、必要物品がどうですとか、そういうような見積りを基に上げてございます。

それで、冒頭に申し上げましたように、個別接種が基本でございまして、ワクチンの供給具合によっては、もう個別接種のみで十分にいけるという場合には、集団は実施をしません。

ただ、万が一集団接種をする場合の想定として、予算の計上をしているところでございます。

成富牧男委員

最初のコールセンターのやつは、実績っちゅう意味では、ちょっと違うのかなっちゅう感

以上です。

ほかにありますか。

今回、専決処分ということですけど、この国からの通知が来たのっていつぐらいなんですか。

通知がたくさん来て、ころころ変わって、経過を申し上げますと、最初に、１月22日に補助金の上限額が体制整備事業として通知がされました。

その際には、この体制整備事業が8,638万5,000円の上限額で示されました。

それで、その後、国の補正予算の成立が1月28日でございまして、当初2月8日を専決の予定として準備を進めておりました。

ところが、2月1日付で補正予算が成立した後に、上限額が倍増されるということで、最初の8,638万5,000円がちょうど倍になりまして、1億6,312万6,000円が上限ですよという通知になりました。

それで、それに合わせて予算を組み直しまして、２月15日の専決でお願いしたということ
でございます。

この後また補正が入るんですけれども、専決しなくてはならなかった案件なんだろうが、先ほども委託料等でいろいろ御質問出ておりましたし、臨時議会、開いてもよかったのかなあと、私は思うというところを述べて、終わります。

ほかになれば。

〔発言する者なし〕

質疑を終わります。



議案乙第13号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第10号）

江副康成委員長

次に議案乙第13号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

続きまして、議案乙第13号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第10号）について御説明をいたします。

委員会資料の 2 ページをお願いいたします。

歳入、款16国庫支出金、項1国庫負担金、目4衛生費国庫負担金、節1保健衛生費国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金につきましては、医療従事者等接種が2月から始まり、医療従事者等接種費用も、市町村が実施主体となることから、高齢者分と一緒に令和2年度予算に計上しておりました。

国の通知により、負担金については、令和３年度予算として対応するよう通知等がありましたので歳入、歳出の委託料とともにそれぞれ令和２年度予算から減額するものでございます。

令和3年度予算として同額をまた計上しております。

以上、御説明いたします。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

午前11時59分休憩



午後 1 時 9 分開会

江副康成委員長

再開いたします。

次に、議案乙第1号、スポーツ文化部関連部分の審査を行います。

佐藤敦美スポーツ文化部長

厚生常任委員会の議案審査の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本議会におけるスポーツ文化関係の議案といたしましては、乙議案２議案を御提案いたしております。

まず、議案乙第1号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）のうち、スポーツ文化
部関係分につきましては、歳入は622万5,000円の減額、歳出は4億3,383万円の増額となっ
ております。

補正後の一般会計予算総額377億6,003万7,000円のうち、スポーツ文化関係の予算額は16億8,070万2,000円となり、一般会計に占める予算の割合は4.45%となっております。

次に、議案乙第6号令和3年度鳥栖市一般会計予算のうち、スポーツ文化部関係分につきましては、歳入は1億9,866万9,000円、歳出は10億4,054万1,000円となっております。

一般会計予算総額276億4,495万2,000円に占める予算の割合は3.76%となっております。

詳細につきましては、関係課長より説明をさせていただきますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

御挨拶を終わります。



スポーツ振興課、国スポ・全障スポ推進課

議案乙第1号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）

江副康成委員長

それでは、スポーツ振興課、並びに国スポ・全障スポ推進課関連部分の審査を行います。

小川智裕スポーツ振興課長

議案乙第1号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）について御説明いたします。

厚生常任委員会資料、スポーツ文化部関係をお願いいたします。

2 ページを御覧ください。

まず、歳入について御説明いたします。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目5教育使用料、節2保健体育使用料、スタジアム使用料につきましては、380万円の減額補正となっております。

資料10ページのほうを御覧いただいてよろしいでしょうか。

ホームゲーム感染症対策事業といたしまして、入場制限下でのホームゲーム開催となるため、スタジアムグラウンド使用料につきまして、3月開催、5試合分、合計450万円の減免を含む、決算見込みに伴う補正でございます。

2ページのほうにお戻りいただいてよろしいでしょうか。

スタジアム広告物等特別使用料につきましては、常設看板分、通常こちらが2月のシーズン開幕に合わせ年額を一括徴収しております。

そのことによりまして、本来ならば2020年シーズン、令和元年度に一括徴収をするところではございますが、2020年シーズンがコロナ感染症の影響によりまして、2月末から6月末までホームゲーム開催がなされておられません。

その未開催期間を加味しまして、一括ではなく期間を分けて令和元年度及び令和2年度に徴収をさせていただいております。

このことなどによりまして、1,133万円の増額補正となっております。

それ以降、市民体育館使用料以降の使用料につきましては、決算見込みに伴う補正でございます。

佐藤道夫スポーツ文化部次長兼国スポ・全障スポ推進課長

続きまして、款17県支出金、項2県補助金、目6教育費県補助金、節4保健体育費県補助金のSAGA2024の市町運営費補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、本年度開催予定でございました鹿児島国体が中止、そして令和5年度に開催することが決定し、令和5年度に開催が内定していた佐賀県の国民スポーツ大会が令和6年度へ1年順送りとなり、開催することが決定いたしました。

このようなことから、開催延期に伴う市町の財政負担の軽減等、SAGA2024の円滑な運営に資するため、佐賀県が市町に対し、令和2年度の国民スポーツ大会開催準備事業に要する経費を対象として交付される補助金でございます。

本市の場合、課の新設に伴う事務所の改修費、国スポ準備組織である鳥栖市実行委員会の運営費、会計年度職員1名分の人件費及び視察調査費などの経費が補助対象となっているところでございます。なお補助率は10分の10以内となっております。

以上でございます。

小川智裕スポーツ振興課長

3ページをお願いいたします。

款20繰入金、項1基金繰入金、目5スポーツ振興基金繰入金、節1スポーツ振興基金繰入金につきましては、スポーツ振興奨励金の財源として、スポーツ振興基金から繰り入れるものでございます。

次に、款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入の体育施設雑入につきましては、施設光熱水費雑入等の決算見込みによる補正でございます。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳出について御説明をさせていただきます。

4ページをお願いいたします。

款10教育費、項5保健体育費、目1保健体育総務費、節1報酬につきましては、スポーツ推進委員の報酬で、決算見込みに伴う補正でございます。

節2給料から節4共済費までにつきましては、スポーツ文化部長、スポーツ推進課、国スポ・全障スポ推進課職員の人件費の決算見込みによる補正でございます。

5ページをお願いいたします。

節8報償費から節18備品購入費につきましては、決算見込みに伴う補正でございます。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症防止対策といたしまして、クロスロードスポーツ・レクリエーション祭及び各種スポーツ大会が中止されたことにより、補正するものでございます。

佐藤道夫スポーツ文化部長兼国スポ・全障スポ推進課長

続きまして、同じ欄の最後の行でございますSAGA2023実行委員会負担金の減額につきましては、先ほど御説明しましたとおり、コロナ禍により鹿児島国体の中止と佐賀国スポの1年延期が決定したため、予定しておりました鹿児島国体などの視察調査費、国スポ開催の機運醸成に係る広報啓発及び競技会場設計などについて、執行を見送ることとしたため、減額補正するものでございます。

以上でございます。

小川智裕スポーツ振興課長

節25積立金につきましては、新年度のスポーツ振興奨励金の交付に備え、スポーツ振興基金に積み立てるものでございます。

次に、款10教育費、項5保健体育費、目2体力づくり運動推進事業費、節8報償費につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から各種事業の中止及び日数の減により補正するものでございます。

節13委託料につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から各種事業が中止されたことにより、補正するものでございます。

節14使用料及び賃借料につきましては、決算見込みに伴う補正でございます。

6ページをお願いいたします。

款10教育費、項5保健体育費、目3体育施設費、節1報酬につきましては、主に体育施設

における会計年度任用職員の時間外勤務手当を計上しておりましたが、勤務時間の振替で対応ができたことによる補正でございます。

節11需用費につきましては、決算見込みに伴う補正でございます。

節13委託料の設計委託料、工事監理委託料につきましては、節15工事請負費と関連いたしますので、後ほど御説明をさせていただきます。

委託料のうち、P C B廃棄物処理委託料につきましては、有害物質でありますポリ塩化ビフェニル——P C Bになりますけれども、こちらが含まれております安定器を使用した照明器具が市民体育館の更衣室、用具倉庫、ステージなどに71個存在することが判明しましたので、処分等に関する経費を計上しておりました。

処理を進める中で、P C Bを含んでいないことが判明したため、処分に要する費用を補正するものでございます。

節14使用料及び賃借料、こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策といたしまして、市民プールを開設しなかったことにより、券売機の借り上げを行わなかったことによる補正でございます。

節15工事請負費につきましては、資料9ページをお願いいたします。

令和6年度に佐賀県で開催される国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の会場でございます市民体育館、陸上競技場を国の補助金であります社会資本整備交付金を活用し、年次的に改修していくこととしまして、今回、国の補正予算による補助の採択がありましたことから、令和3年度に予定しておりました市民体育館改修工事の一部を前倒しし、工事監理委託料及び工事請負費を、また、陸上競技場につきましては、管理棟改修に係る設計委託料を補正するものでございます。

今回の補正による市民体育館の改修工事内容につきましては、空調設備、トイレ、更衣室改修、アリーナの照明、床研磨を予定しているところでございます。

また、来年度は屋根防水を行うこととし、当初予算に計上をお願いしているところでございます。

また、さらに今後の予定といたしましては、体育館諸室、旧多目的ホールになりますけれども、そちらの照明改修を予定しているところでございます。

6ページのほうに戻っていただきまして、節18備品購入費につきまして御説明をさせていただきます。

大変申し訳ございませんが、資料10ページをお願いいたします。

ホームゲーム感染症対策事業といたしまして、選手ベンチ購入に要する経費を計上しております。選手ベンチにつきましては、現在、ホーム用、アウェー用それぞれ12人掛けベンチ

がございしますが、感染症対策上必要数を確保するため、ホーム用、アウエー用それぞれ16人掛けベンチを購入するものでございます。

節18備品購入費につきましては、ベンチ購入が主なものとして経費を計上させていただいております。

次に、7ページをお願いいたします。

令和2年度繰越明許費について御説明させていただきます。

款10教育費、項5保健体育費、市民体育館改修事業につきましては、先ほど御説明いたしました空調設備等の改修工事に要する経費、陸上競技場改修事業につきましては、管理棟改修に係る設計に要する経費、施設用感染症対策経費につきましては、主に選手ベンチ購入に要する経費でございます。

いずれの事業につきましても、国の補正予算の補助採択によるもので、本年度内の事業完了が困難であることから、翌年度の繰越しをお願いするものでございます。

以上御説明を終わらせていただきます。

御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

池田利幸委員

資料の10ページなんですけれども、ホームゲーム感染症対策事業、この事業内容の選手ベンチ購入、710万円で16人掛けベンチをホーム、アウエー用で、これって、16人掛けベンチを要は2つ買うってことですか。それが710万円もしますよってということなんです。そこを1回説明もらえますか。

小川智裕スポーツ振興課長

ホーム、アウエー用に8人掛けが2つあって、16人掛けということになっております。

その分につきまして、人数が密にならないように1個空けで座りますので、倍の座れる人数を確保するために、ホーム用、アウエー用で16人分そろえるということで、その分に係る経費を計上させていただいております。

以上です。

池田利幸委員

いや、ぶっちゃけベンチを16人分準備します、要は、両チームで32人分準備します、それは分かるんですけど、710万円って高過ぎないかって思う部分があるんです。

ですから、それをもう据え置きで、下にもう工事までしてがっちり固めてやるんですよと

以上で御説明を終わらせていただきます。

竹下繁己委員

ありがとうございます。

成富牧男委員

同じく10ページのところ開いてもらっていいけど、1つは今の話ですけど、これ随契ですと？予定は。

小川智裕スポーツ振興課長

入札を予定しているところでございます。

成富牧男委員

それからもう一つ、同じところですけど、最初これ一生懸命考えよったんですよね、事業内容のところに使用料減免のことと、このベンチ購入、一緒に書いてあったけん。

使用料減免何とかがってなんやろかって思ったらこれ財源のほうば書いてあるとですか。

分かりました。

ただ、一言説明してもらいたかったなと。

小川智裕スポーツ振興課長

使用料減免につきましては、財源のところ、その他のところで450万円の減額を計上させていただきます。

以上でございます。

江副康成委員長

ほかはよろしいですか。

樋口伸一郎委員

2ページをお願いします。

資料は要らないですけど、ここで聞いていいかもちょっと分からないんで、あえてここで聞いときますけど、市民球場整備改修とかする上において、使用料の改定見直し等は考えていますか。

小川智裕スポーツ振興課長

現在のところ、市民球場の使用料は改定の見込みはございません。

今回、スコアボードを新設しておりますので、そちらにつきましては、料金を今後、徴収をさせていただくということで、条例改正のほうを、今現在検討させていただいているところでございます。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

次行きます。

これも全体にわたることなんですけど、体育施設のことで繰越明許費とかにも体育館とか陸上競技場とか文言出てきていますが、説明の中で年次的にっていうことで御説明あったんですけど、これは市民球場等も含めてですけれども、補正でこの繰越明許で1回切れてまた当初で出てくるという形になっていって、その場その場で受ける説明の中身が違ってくるじゃないですか。

それを当初のお金の流れじゃなくて、計画表というか、ロードマップみたいな完成という
か、していくまで、ここまでが令和2年度で収めて、令和3年度、4年度みたいな、そうし
たものって何か一定の見やすいものみたいのはないんですか。

まだ金額に関わらんところやけん、どうですか。

あれば欲しいな。

江副康成委員長

暫時休憩します。

午後 1 時35分休憩

午後 1 時36分開会

江副康成委員長

再開します。

小川智裕スポーツ振興課長

スケジュールにつきましては、準備させていただきまして、御提供をさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

竹下繁己委員

体育館の空調設備を設置するということですけど、どんな空調設備かを教えていただいていいですか。

時田文司スポーツ振興課施設係長

空調設備について御説明いたします。

まず、市民体育館アリーナ部分については、アリーナ部分と諸室の1ホール、主にバレーボールとか、バドミントン、卓球等に使う部分については、風の影響を考慮する必要がある

議案乙第1号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）

江副康成委員長

次に、議案乙第1号の文化芸術振興課関連部分の審査を行います。

執行部の説明を求めます。

山津和也文化芸術振興課長

それでは、まず、歳入から議案乙第1号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）の文化芸術振興課分について御説明いたします。

委員会資料の2ページをお願いいたします。

まず、歳入について御説明をいたします。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目5教育使用料、節1社会教育使用料につきまして、市民文化会館使用料及び定住・交流センター使用料及び都市広場使用料の決算見込みによる補正でございます。

コロナによるキャンセル、借り控え等により、当初の見込みよりも大幅な減額となっております。

次に、款16国庫支出金、項2国庫補助金、目6教育費国庫補助金、節3社会教育費国庫補助金につきましては、決算見込みによるものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

委員会資料の4ページをお願いいたします。

款10教育費、項4社会教育費、目6文化振興費について申し上げます。

節1報酬につきましては、会計年度任用職員の報酬の決算見込みによるものでございます。

節2給料から節4共済費までは、人件費の決算見込みによるものでございます。

節13委託料につきましても、決算見込みによるものでございます。

節15工事費につきましては、主要事項説明書の8ページをお願いいたします。

市民文化会館の雨漏りの未然防止及び延命化を図るために、屋根防水改修工事を行う経費で国の3次補正により採択されたため、予算を計上するものでございます。

節19負担金、補助及び交付金において、文化芸術活動再開支援補助金につきましては、年末年始にかけてコロナの感染者数が大きく増加し、やはりキャンセル、借り控え等が増え、見込みより文化芸術を発表される団体が少なかったために、減額をするものでございます。

また、文化芸術振興補助金は、市民劇団がコロナにより公演を行わなかったため減額するものです。

次に、目7定住・交流センター費につきましては、全て決算見込みによるものでございま

す。

以上で文化芸術振興課分の3月補正の説明を終わらせていただきます。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。

池田利幸委員

御説明は、今、多分なかったんだろうと思うんですけど、7ページのところの繰越明許、市民文化会館改修事業——いいです、もうそのまま1回聞いて内容をお伺いしますんで、ここがさっき、主要事項説明書の8ページで説明された分の国の採択を受けて屋根防水改修工事で1億1,000万円ありますと言われて、これをそのままやると、多分繰越明許されているんでしょうけど、その金額と繰越明許されている金額が違うんで、説明をお願いしますか。

山津和也文化芸術振興課長

7ページの繰越明許費について御説明をいたします。

文化会館の改修工事は、国の社会資本整備総合交付金を活用して行っておりまして、このうち、屋根防水工事については、令和3年度に改修工事を計画しておりましたが、国の経済対策で補正予算が成立いたしましたので、今年度予算を来年度に繰り越して実施するものです。

また、残りの金額につきましては、舞台機構の工事においては、当初設計段階において、舞台機構の保守点検立会い業者の下に現地調査を行う予定でございましたけれども、新型コロナウイルス感染症の影響で地域をまたぐ移動が困難となり、予定していた日程で現地調査を行うことができないことなどの影響で、不測の日数を要しました。

また、同感染症の影響により、機材の製作に通常より多くの日数を要することが判明をいたしております。

文化会館は催物に対して1年前から施設の利用予約を受け付けているため、貸し止めが必要であり、今年度の施工が困難であるために繰越しをして、来年に実施をするようにしているものです。

以上です。

樋口伸一郎委員

細かいことなんですけど、私が聞き漏れとったらと思って、もう一回教えていただきたいんですけど、3ページ、雑入の担当課の説明ありましたっけ。

ちょっと、ここにせっかく載っているんで、要らん世話かもしれんですけど、お願いします。3ページの下から2段目です。

山津和也文化芸術振興課長

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入の社会教育施設雑入文化施設雑入につきましては、文化会館の自動販売機やコピー機、売店使用料や電話料及びサンメッセの自動販売機、コピー機、サンメッセ喫茶コーナーの電気代等の実費等が減額したために、減額をお願いするものでございます。

以上です。

成富牧男委員

せっかくそこまで説明してもらうなら、今のところなんか、その結果、この社会教育施設雑入については、この65万3,000円減額されて、こうですと言わんと分かりにくいですよ。

結構全体の金額が大きいけん3,000円……、まあ当初から見れば分かるんでしょうけど、ちょっとそこを丁寧に説明してください。

山津和也文化芸術振興課長

まず、文化会館の自動販売機のほうが当初予算で12万9,000円見込んでおりましたけれども、決算のほうでは9万1,000円となり、3万8,000円減額しております。

文化会館の売店使用料につきましては、4,000円の減額です。

サンメッセの自動販売機につきましては、やはりお客さんが少なかったということで、25万5,000円の減額となっております。

サンメッセのコピー機の使用料につきましても2万3,000円の減額。

サンメッセ喫茶コーナーにつきましては、サンメッセの喫茶コーナーの電気代、営業時間の短縮等により短くなり、電気代がかからなかったために、雑入として、電気代の実費として入ってくる33万3,000円を減額補正をしております。

これを合計いたしますと、65万3,000円ということになります。

成富牧男委員

それで、その結果、全体として、当初予算こうだったのがその分がこうなったって、大枠でいいんですよ、私が聞いたかったのは、下は体育施設関係でしょう。

だから上の、社会教育文化施設関係だけで言うと、幾らが幾らになったのかなあという、大枠でいいんですよ。金額が大きいけん。

山津和也文化芸術振興課長

予算額が167万円に対しまして、決算見込額が101万7,000円になっております。

成富牧男委員

ということは、やっぱり聞いてよかったです。ほとんどが体育施設のこの雑入が多いっちゃうことですよ、要は。そいけん、文化関係はそれだけが主やろう。

分かりました。

池田利幸委員

2 ページの社会教育使用料のところの市民文化会館使用料、定住・交流センター使用料が
627万5,000円、734万6,000円。

やっぱり使用料はかなり、コロナっていうのは重々分かって聞いているんですけど、使用率は大体どれくらいまでに落ちてこの金額がマイナス、減額になっとなるのかなっていうのは分かります？

江副康成委員長

暫時休憩します。

午後 2 時 2 分休憩



午後 2 時 4 分開会

江副康成委員長

再開します。

大石美由紀文化藝術振興課定住・交流センター係長兼市民課係長

サンメッセのほうになりますが、決算見込みをしていたときに、稼働率、利用率の計算をしております。

そこで、利用率が6割ほど落ち込んでおりましたので、それで決算見込みのほうをつくっております。

山津和也文化芸術振興課長

文化会館はすみません、稼働率等はちょっと出しておりませんで、いろいろなところの利用件数ですけれども、大体、令和元年度が2,294件に対しまして、令和2年度につきましては、1,481件を見込んでおりますので約64%の落ち込みというふうになっております。

64%になるので、36%の落ち込みということになります。

成富牧男委員

先ほど説明の中でコロナの関係で、市民劇団が何かに助成する分がしなくなったっていう説明があったですね。

これ、鳥栖市の中であるかどうかちゅうのは、鳥栖市ぐらいのレベルで地域の中であるのかどうか分かりませんが、よく国レベルでは、要は、演劇の公演ができなくなった、そ

議案乙第1号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）

江副康成委員長

まず、市民協働推進課関連部分の審査を行います。

執行部の説明を求めます。

牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

ただいま議題となりました議案乙第1号鳥栖市一般会計補正予算（第9号）のうち、市民協働推進課関係について御説明いたします。

まず、歳入について御説明申し上げます。

委員会資料の3ページをお願いいたします。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料、節1総務管理使用料につきましては、まちづくり推進センター使用料の決算見込みによる減額補正でございます。

4ページをお願いいたします。

款17県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金、節1総務管理費県補助金につきましては、消費者行政推進事業費補助金の決算見込みによる減額補正でございます。

6ページをお願いいたします。

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入のコミュニティ助成金につきましては、一般財団法人自治総合センターが行っておりますコミュニティ助成事業に、今回、加藤田町区のコミュニティ活動に要する備品整備事業が助成決定を受けましたので、助成金240万円を計上いたしております。

また、まちづくり推進センター雑入につきましては、田代まちづくり推進センター大規模改修工事に伴う業者使用分の電気料及びまちづくり推進センターにおけるコピー機、印刷機の使用料を収入見込みにより補正するものでございます。

款23市債、項1市債、目1総務債、節1総務管理債につきましては、田代まちづくり推進センター改修事業に伴う起債の決算見込みによる減額補正でございます。

続きまして、歳出のほうの説明をいたします。

委員会資料の7ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目10市民協働推進費につきましては、決算見込みによる減額補正でございます。その主なものといたしましては、新型コロナウイルスの影響によりまして鳥栖・ツァイツ子ども交流事業など、主要な事業を中止したことに伴う決算見込みによる減額補正でございます。

8ページをお願いいたします。

続きまして、目11まちづくり推進センター費につきましても、主には決算見込みによる補正でございまして、まず、主なものを申し上げますと、節1報酬及び節3職員手当等につきましては、まちづくり推進センターに勤務いたします会計年度任用職員の人件費などの決算見込みによる減額補正でございます。

次に、節18備品購入費につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るため、まちづくり推進センター及び分館に設置するサーマルカメラ10台分の経費を計上いたしております。

次に、節19負担金、補助及び交付金につきましては、歳入でも御説明をいたしましたが、加藤田町区が行いますコミュニティ活動に使用いたします会議用テーブル、音響機器、エアコンなどの備品の整備をされる事業に対するコミュニティ事業補助金が主なものでございます。

委員会資料13ページをお願いいたします。

令和2年度の繰越明許費について御説明いたします。繰越しします予算につきましては、款2総務費、項1総務管理費のまちづくり推進センター検温機器、サーマルカメラ等の導入事業でございます。

本事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用し、まちづくり推進センター及び分館にサーマルカメラなどの検温機器を設置するものでございます。

年度末までに納品を行うことが困難と見込まれるため、繰り越すものでございます。

以上、議案乙第1号鳥栖市一般会計補正予算（第9号）のうち、市民協働推進課関係について御説明を終わります。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

池田利幸委員

8ページのまちづくり推進センター費の1の報酬のところなんですけど。

補正が333万6,000円、額的に言ったら、人件費で2人分相当というか、そこそこな金額なのかなって思うんですけど、これ、何か要因あるんですか。

牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

今年度が、コロナウイルスの関係で、職員の超勤などが、ほとんど前半の部分で出てこなかったというのがまず1点と、そもそも報酬の当初予算をお願いするときに会計年度任用職員の報酬についてが前歴を勘案したところで、報酬決定をされるということで、当初お願い

するときに会計年度任用職員の前歴部分について少し多く見積りをしておりましたので、この部分が少し減額になっているところです。

池田利幸委員

すいません、素人で申し訳ないんですけど、前歴って言われている前歴の意味が僕分かっていなくて、そこを教えてください。

牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

以前の嘱託職員については、賃金という形で、年数が多くても短くても同じ金額で毎年雇用していましたが、会計年度任用職員制度につきましては、前歴を見て報酬を決定するという制度になってまして、要は昇給が少しできるようなシステムに変わっております。

そこを、こちらのほうが当初予算計上時には、少し多く見積りをしておりましたので、そこについて今回減額の補正と、それと超過勤務手当についての報酬について、前半部分がほとんど出てこなかったものですから、その分の減額をいたしております。

樋口伸一郎委員

7ページをお願いします。

市民協働推進費、もろもろの減額について説明あったんですけど、主なものとして例が出たのが、ツァイツ市交流事業ということだったんですけど、これ、先方があって中止に至ったと思うんですけど、その先、中止を受けて、コロナっていつ終わるか分からん状況でずっと進む中で、次、来年度はどうしようっていう方針というか、その辺りというのは、この令和2年度を受けてどういうふうになっているんでしょうか。

来年度、令和3年度はどうしようみたいな、そのときによって開催しようとか。

牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

令和3年度につきましては、現在のところ開催の方向で予算をお願いをしているところですが、御存じのとおり新型コロナウイルス感染症については、ヨーロッパのほうも含めて、まだまだ予断を許さない状況も続いておりますので、こちらについては、この交流事業開催につきましては、できるだけ早い時期に方針を決定し、中止するのか行うのかというところについて、できるだけ早い時期に方針決定をしたいというふうに思っております。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

そうしたら、ここから先、当初でまたお聞きできる部分でもあるかと思うんですけど、今言われた御答弁からは、できるだけ早い時期にちゅうことですが、令和2年度においては、このタイミングで減額補正という形で上がってきていますが、来年度その方針が決まったらそこで補正で出てくるというような流れになるって考えとっていいんですか。

それとも、年度いっぱい様子を見た上で出てくる、令和２年度と一緒にの流れになると、すいません、ちょっと先走っとるかもしれんですけど、教えてください。

牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

現在のところ、令和２年度と同じような形でやるという方向で考えております。

樋口伸一郎委員

分かりました。

ありがとうございます。

竹下繁己委員

サーマルカメラ設置の今後のスケジュールというか、ここで補正上げていただいて審議した後、どのような流れで設置されるのか、時期的なものも含めて教えてもらっていいですか。

牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

サーマルカメラの設置につきましては、議決をいただいた後、すぐに契約事務のほうに、金額的に入札っていうことになるかというふうに考えておりますので、そちらの入札準備にかかりまして、契約、納品ということになりますので、４月から５月にかけてそういった形になるかというふうに予測しております。

竹下繁己委員

４月５月の設置になって、それが全て設置された後の予算執行ということによろしいですか。

牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

令和２年度の補正予算で今回お願いいたしておりますが、こちらの予算については、先ほど御説明いたしましたとおり、納品については、年度内に終わらない見込みでございますので、予算を繰越しいたしまして、予算執行については繰り越した後、納品が終わって執行するというような形になります。

竹下繁己委員

ありがとうございます。

なぜ補正で上げられたのかなと思って、当初で上げなくて補正で上げられた意味は、ということなんですかね。

牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

こちらのコロナの対策の交付金につきまして、令和２年度の国の交付金によって対応するというので、令和２年度にこちらのほうで受けて、その分を来年度に繰越しをするという流れになっております。

竹下繁己委員

国の補助金のメニューが令和２年度で決算しなくちゃなんということなんでしょうが、この通達が来たのっていつぐらいなんですか。このメニューがありますよっていうのは。

橋本有功市民環境部長

今回のコロナに関わる検温機含めて、まちセン以外の他の施設について、本庁も含めて今回補正をお願いしております。

というのが、国のコロナ関連の第３次補正が今度行われております。

その第３次補正で頂ける交付金について、各自治体がどんな形でコロナ対応の事業として取り組むのかというのを総合政策課中心に検討いたしまして、まちセンについては、検温機を配置するということで取組を行いましたんで、その補正は、当然、令和２年度の補正なんで、令和２年度の中で使う必要があると。

ですから、鳥栖市も、令和２年度の補正で予算を計上して、ただし、当然、３月末までに入札含めて、物の調達をするには時間がかかりますんで、それは繰越しをして対応することなんで、国の補正に合わせた形で、鳥栖市も補正で対応しているということで当初予算では、対応できない部分であるということでございます。

竹下繁己委員

ありがとうございます。

十分分かりました。

コロナ対策の第３次予算ですかね、国の。

注射、ワクチン接種は専決して、こういうのは専決じゃないという何かバランスが何か、何とも統一感がないなと思うところです。

ここでは専決はないんでいいんですけど、市役所自体、何かバランスが取れていないなあと思っています。

以上です。

池田利幸委員

今の竹下委員のやつ、一応、今課長から御説明あって入札かけますって、基本的に、担当課で入札をかけるわけじゃないですよ。

全庁的に全部、要はどこの課でも今サーマルカメラを導入します、繰越明許しますってことは、庁内一本で入札かけるってことですよ、市民協働推進課でまちセン分は自分たちで入札します、ではないんですよ。

牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

おっしゃるとおり、この事業につきましては、まちセンだけでっていうよりは、市全体でこの導入に関しまして入札をして、導入を行うという形を今考えておられると思います。

成富牧男委員

さっき竹下委員が聞きよったところ、13ページ、繰越明許。私も健康福祉みらい部のところでもちょっと尋ねたんですよ。

私が引っかかるのは、理由のところで困難であると見込まれるためっていうところですよ、もう分かっとうもんって、困難でいかれんため、そがんとが補正で上げるとねっっちゃう思いが多分あったし、私、そこら辺が分からんのですけど。

見込まれるとか……、もう補正で上げんで、当初で上げりゃよかつたろうもんっちゃう単純な疑問があります。

そいけん、ここはどうなんですかね。

見込まれるため、こういうのも理由になるっちゃうことですか。繰越明許していい理由、国が繰越明許でしてくださいって言えるっちゃうことですか。

牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

先ほど部長のほうからも御説明いたしましたが、このコロナの臨時交付金につきましては、第三次補正で対応されているということで、時期的にもう3月になっているっていうことで、ただし、予算については、国の令和2年度の予算で執行されるということで、こちら市としても、令和2年度でまず受けて、それを繰越しを行うという処理をするということでございます。

成富牧男委員

困難であるというよりも、そういうふうに入れなでけんごとなつとるけんっちゃう趣旨やろ。そこら辺、ざっと言うたら。

牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

そのとおりで予算執行上、令和2年度で受けて繰越しを行うということでございます。

樋口伸一郎委員

6ページの田代まちづくり推進センター改修事業で教えてください。

430万円の減額補正というところなんですけど、430万円もって言うていいとか分からんですけど、これ、430万円単純に要らんやったというだけですか。

細かく教えてもらえんかなあと思います。

牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

こちらにつきましては、市債の分の減額補正になっておりますが、こちら当初総額で1億3,704万3,000円の事業費を見込んでおりましたが、実際の実績というか、決算の見込みが1億3,224万2,000円ということで実際の歳出のほうのいわゆる工事費、それから、それに伴う管理委託料等についての金額が決算で少し落ちておりますので、それに伴って、こちらが9

市民課

議案乙第1号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）

江副康成委員長

次に、議案乙第1号、市民課関連部分の審査を行います。

執行部の説明を求めます。

野下隆寛市民課長

それでは、議案乙第1号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）につきまして、市民課関係分について、委員会資料により御説明いたします。

資料の3ページをお願いします。

款15使用料及び手数料、項2手数料、目1総務手数料、節1総務管理手数料につきまして、印鑑証明等手数料の決算見込みによる減額補正でございます。

節3戸籍住民基本台帳手数料につきましては、戸籍証明や住民票証明などの手数料の決算見込みによる減額補正でございます。

4ページをお願いします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節2戸籍住民基本台帳費国庫補助金につきましては、戸籍の全国ネットワークシステム構築のための戸籍情報システム改修事業補助金の対象事業の入札残に伴う交付額変更により減額補正するものでございます。

款17県支出金、項3委託金、目1総務費県委託金、節3戸籍住民基本台帳費委託金につきましては、人口動態調査事務委託金の交付額の決定により、減額（69ページで「増額」に訂正）補正するものでございます。

9ページをお願いします。

款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費の節2給料から節4共済費につきましては、市民課職員及び会計年度任用職員の人件費の決算見込みによる減額補正でございます。

節9旅費につきましても決算見込みによる減額補正でございます。

節13委託料につきましては、戸籍の全国ネットワークシステム構築及びマイナンバーカードの国外利用に関するシステム改修委託料の入札残による減額補正でございます。

以上、議案乙第1号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）のうち、市民課分の説明を終わります。

江副康成委員長

これより質疑を行います。

すいません、質問ではないんですけど、4 ページ、款17県支出金、項3 委託金の目1 総務費県委託金のところの節3 戸籍住民基本台帳委託金のところ、御説明いただきよって、僕の聞き間違いだったらすみません、これ、減額補正したって言われたんですけど。

失礼いたしました。

減額ではございませんで、増額の補正でございました。

申し訳ございません。

これもう後で聞いてもいいばってん、ここに文字で載っとるけん、9ページの款2、項3、目1の職員手当等と共済費のところ、説明欄を見比べますと、会計年度任用職員分となつて、下は会計年度職員分つてなっていますが、すいません、勉強会の時もここ気づかんかったんですけど、これ、やっぱ区別があるんですか。それとも、ちょっと違うとったんですけど、どっちでしょうか。節3と節4の説明欄がちょっと違っていますが。

単純な記載漏れでございます。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

質疑を終わります。

執行部準備のため、暫時休憩いたします。

午後 2 時56分休憩

[illegible]

午後 2 時 59 分開会

再開いたします。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

どなたかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。



議案乙第2号令和2年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

江副康成委員長

次に、議案乙第2号令和2年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

古賀友子国保年金課長

ただいま議題となっております、議案乙第2号令和2年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして説明申し上げます。

委員会資料の特別会計分の補正予算説明資料の２ページをお願いいたします。

まず、歳入の主なものにつきまして説明申し上げます。

款1 国民健康保険税につきましては、現時点での収入見込みによる補正でございます。

資料の3ページをお願いいたします。

款４県支出金、項１県補助金、目１保険給付費等交付金、節１普通交付金につきましては、保険給付費の補正に伴うものでございます。

節２特別交付金の増額補正につきましては、特別交付金のうち、県繰入金２号分が当初の見込みより増加したことが主な要因でございます。

款6繰入金、項1一般会計繰入金のうち、一番上の事務費繰入金と上から3番目の出産育児一時金繰入金につきましては、収入見込みによるものでございます。

そのほかの繰入金につきましては、額の確定に伴い補正をするものでございます。

その下、款8国庫支出金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により所得が減少された方に対し、国の基準に従いまして、国保税の減免措置を行っておりますが、令和2年10月までに減免申請があった減免額の10分の6を国からの財政支援として受け入れるも

のでございます。

残りの10分の4につきましては、県支出金の特別交付金のうち、特別調整交付金で交付されることとなっております。

また、11月以降に申請があった分につきましては、令和3年度の特別調整交付金で交付される予定となっております。

以上が歳入についての説明でございます。

資料の4ページをお願いいたします。

次に、歳出の主なものにつきまして説明申し上げます。

款1総務費につきましては、それぞれ決算見込額により補正を行っております。

項2徴税費、目1賦課徴収費の節28繰入金につきましては、県支出金の特別交付金のうち、県繰入金2号分の対象経費分となる国保税の収納等に係る経費を一般会計へ繰り出すものでございます。

5ページをお願いいたします。

款2保険給付費につきましては、それぞれ支出見込みにより補正を行っております。

資料の6ページの上から2つ目、款5保健事業費、項1特定健康診査等事業費につきましては、特定健康診査委託料など、決算見込額に合わせて減額補正をするものでございます。

項2保健事業費、目3健康推進事業費の節28繰入金につきましては、健康増進課などで行う各種健康推進事業に係る経費は、県の特別交付金のうち県繰入金2号分の対象経費分とされておりますので、決算見込みにより一般会計へ繰り出すものでございます。

資料の7ページをお願いいたします。

令和2年度の国民健康保険特別会計の決算見込みでございますが、令和2年2月現在で、歳入合計が75億7,413万2,000円、歳出合計が75億2,157万8,000円となり、歳入から歳出を差引きまして、5,255万4,000円の黒字になると見込んでおります。

また、現時点におきまして、この表の青字の部分になりますけれども、県からの普通交付金額と普通交付金額の対象となる保険給付費の合計を同額の50億円と見込んでおります。

県からの普通交付金の対象となる保険給付費の決算額が50億円を下回れば、県からの普通交付金額との差は繰越金となり、先ほどの5,255万4,000円にプラスされることとなります。

この県からの普通交付金の対象となる保険給付費が、県からの普通交付金額を下回った場合の差額につきましては、令和3年度に県に返還することとなります。

説明は以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

樋口伸一郎委員

7 ページで聞いてもいいんですかね。

江副康成委員長

もちろんいいですよ。

樋口伸一郎委員

せっかくですので、この表を使ってちょっとお尋ねなんですけど。

ちょっとここ難しくて、いつも聞かせてもらっているんですけど、5,255万4,000円の歳入、歳出の差引きって書いてあるところですね。

簡単に言うたら、これが令和3年度にはどういうふうに反映されるのかというか影響するのかっていうところを教えてほしいんですよ、お願いします。

古賀友子国保年金課長

現在見込んでおります5,255万4,000円につきましては、黒字額となりますので、この分を繰り越しまして、令和3年度には、繰越金として歳入をいたしまして、基本的にはその額を、同額をまた基金に積むということになると思います。

樋口伸一郎委員

これ、数年前としたら、もうこの流れにシフトしていくときに、一部はこっちに充てないかん、一部はこっちに充てないかんみたいのが、ちょっと流れあったんじゃないかなという曖昧な記憶なんですけど、今後はもうこの黒字になった分ちゅうのは、もうそういうのを考えずに今言われた説明で考えていいんですか。

古賀友子国保年金課長

すいません、先ほど説明申し上げたんですけれども、保険給付費のうちに県の普通交付金の対象となる額っていうのが決まっております、その分を今50億円と見込んでおりまして、普通交付金額も50億円と見込んでおりますので、ここは同じ額ということで、この表では県に返すお金が普通交付金と保険給付費の間ではないという想定にしております。

けれども、実際には、県からもらうお金は50億円もらうことになると思うんですけれども、実際には保険給付費が50億円かからないと見込んでおりますので、その差額につきましては、県のほうに返すことにはなりますので、決算が終わりまして、9月の補正では、国、県に返す分のお金も含めて繰越金として歳入して、基金に積み立てますけれども、12月の段階で県に返さなくちゃいけない額が確定した時点では、その分は基金から繰り入れて県に返すというふうになりますので、それは、今までのこの額が本当に50億円ぴったりになれば……。

樋口伸一郎委員

ということは、黒字でも流れによって県に返す分が出てくるっちゃうことですよね、よかったですか。

僕は、めちゃめちゃ簡単にしまおうと思っているんですよ、解釈を。

古賀友子国保年金課長

今のところは、50億円ぴったりにならなくても、もしも50億円を保険給付が超えてしまっても5,255万4,000円まで超えなければ、赤字にはならないということになります。

成富牧男委員

今の、ちょっと私も理解したいので、例えばこの想定も入っとるわけやけど、この5,255万4,000円と見込んでいるやつを、来年度の当初予算の審査に入らない程度でざっくりいいですから、ここで歳入のほうを、例えば、令和3年度とすると、5,200万円がどこに行ってとか、そういう説明はこの表でできますか。

古賀友子国保年金課長

令和2年度の歳入の分で、款7の繰越金というのが1億1,300万円というのがあると思いますけれども、この5,255万4,000円というのが合っていれば、令和3年度分につきましては、この繰越金が5,255万4,000円になっているということになります。

江副康成委員長

ほかよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。

執行部準備のため暫時休憩いたします。

午後 3 時 11 分休憩

午後 3 時 18 分開会

江副康成委員長

再開いたします。

税務課

議案乙第1号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）

江副康成委員長

次に、議案乙第1号の税務課関連部分の審査を行います。

執行部の説明を求めます。

三橋和之市民環境部次長兼税務課長

厚生常任委員会資料の2ページをお願いいたします。

款1市税につきましては、前回12月議会において、個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税及び市たばこ税の現年課税分について補正いたしておりましたが、その後の個人の修正申告、法人の決算状況や、各税目の本年度11月までの調定額と収納額の実績、それから、コロナウイルス感染症の影響に伴う、個人や法人の申告期限の延長、納税理由などを踏まえた、12月から3月までの調定及び収納見込みにより、それぞれ補正を計上いたしております。

まず、款1市税、項1市民税、目1個人、節1現年課税分につきましては、納税義務者の増と調定や収納実績を踏まえ、均等割を200万円、所得割を6,800万円の合計7,000万円増額補正するものでございます。

次に、目2法人、節1現年課税分につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、12月議会において2億円の減額補正をいたしておりましたが、その後の企業の決算申告状況などから、さらに法人税割を9,000万円減額補正するものでございます。

節2滞納繰越し分につきましては、滞納処分などによる徴収実績から141万1,000円の増額補正を計上しております。

次に、項2固定資産税、目1固定資産税、節1現年課税分につきましては、これも12月議会において、家屋5,000万円増額補正いたしておりましたが、その後の調定、収納の実績が、また、コロナウイルス感染症の影響に伴う納税猶予、特にテナント店舗などの償却資産の納税猶予が多いことなどを総合的に勘案いたしまして、償却資産分を4,600万円減額補正するものでございます。

また、節2滞納繰越し分につきましても、徴収実績から500万円の増額補正を計上いたしております。

項3軽自動車税につきましても、12月に、目1環境性能割、節1現年課税分を700万円減額

補正しておりましたが、課税台数の増加と収納見込みにより、目２種別割、節１現年課税分を今回、450万円の増額補正いたしております。

節２滞納繰越分につきましては、徴収実績から300万円の減額補正を計上いたしております。

３ページをお願いいたします。

項５都市計画税、目１都市計画税、節２滞納繰越分につきましても、徴収実績から60万円の増額補正を計上いたしております。

項６入湯税、目１入湯税、節１現年課税分につきましては、本年11月までの収納実績、それから12月から３月までの見込みにより、こちらは100万円の減額補正を計上いたしております。

節15使用料及び手数料、項２手数料、目１総務手数料の節２徴税手数料につきましては、決算見込みにより、それぞれ督促手数料30万円の減、納税証明手数料40万円の増、評価証明等を10万円増の節の合計20万円を増額補正をいたしております。

４ページをお願いいたします。

款17県支出金、項３委託金、目１総務費県委託金の、表としては上のほうになります、節２徴税费委託金につきましては、県民税徴収委託金の確定に伴う増額補正でございます。

すいません、５ページをお願いいたします。

款20繰入金、項２特別会計繰入金、目１国民健康保険特別会計繰入金、節１国民健康保険特別会計繰入金につきましては、国民健康保険特別会計から繰り出される国民健康保険税の収納等に係る経費分の繰入金の補正でございます。

款22諸収入、項１延滞金加算金及び過料、目１延滞金、節１延滞金につきましては、コロナウイルスに伴う納税猶予による延滞金の減免などから250万円の減額補正を計上いたしております。

歳入については以上です。

続きまして、９ページをお願いいたします。

歳出になります。

款２総務費、項２徴税费、目２徴收費の節１報酬、節９旅費、節12役務費、節13委託料、節14使用料及び賃借料、節19負担金、補助及び交付金につきましては、決算見込みによる全て減額補正となっております。

以上、簡単でございますが、税務課分の補正の説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

池田利幸委員

御説明ありがとうございます。

2 ページ、どこっていう部分ではないのかもしれないんですけど、これ全体的に歳入を聞かせていただく中で、法人はやっぱり大幅にマイナスになっている中で、個人がプラスになっているっていう部分は、単純に、企業とか厳しい状況だけど、個人としては、まだそこまです影響が出てないって見ていいんですかね。

これは、人数が増えたから、個人レベルは分からんと思うんですけど、個人が影響を受けているのかどうかっていうのが、いまいち僕分からなかったんで、どうなんだろうなっていう部分、分かれば教えていただきたいなと。

豊増裕規税務課長補佐兼管理収納係長

お答えします。

法人については、確かに言われるとおり、今年度よりもかなり影響が出ている状況と見ています。

個人につきましては、税収として大きい住民税、それと固定資産税ですが、昨年の税法改正で、いわゆる減免、あるいは徴収の猶予措置といいまして、支払いの納期限を1年間延ばしていいですよと、そういう措置もあっています。

その辺で、影響としては、出ていないことはもちろんないです。

それと、コロナの影響もあって、個人分に対しては、当然、納期内納税が基本で絶対的な原則でありながら、猶予という措置もありますし、猶予っていうのは、収入が20%を超える影響があった方については、対応してよしとなっているんですけども、それも踏まえて、弾力的な対応をとということでしたんで、その辺りは本来、滞納整理状況においても、ルールどおりやっているんですけども、かなり弾力的に対応しております。

その辺の影響っていうのは、金額にして、猶予分では今年度分が1億円近く、税収のトータルが概算で約130億円ありますけれども1億円程度は猶予で、翌年度に繰り越すという、そういう状況になっています。

以上です。

三橋和之市民環境部次長兼税務課長

さらに具体的な数字を申し上げますと、先ほどちらっと言いましたけれども、均等割の部分ですから、課税対象者が現実的に増えているという部分が1点。

それと、昨年も3月、今ぐらいから、先ほど豊増が申し上げたときに、納税猶予とか、いろんな施策を打っていますけれども、去年も申告の余裕があって、その関係で今を起点いた

しますと、おとしの収入に対する修正申告が、これちょっと誰とは言えませんが、
実際、9月、10月、11月に国税の修正申告に伴います市県民税の修正ということで、この部分
がまさに今、予算を計上させてもらっている6,800万円程度の大きいのが、がつんと来たん
ですよ。

これが申告の猶予に伴う、実際申告があったことに対する国税の修正申告に伴って、当然、
その国税が、所得税が上がれば住民税も上がってきますから、その部分の措置があったんで、
これはちょっと、こういうことを表現していいかどうかあれなんですけど、ちょっと私たち
にとってはイレギュラーな部分でした。

ただ、実際そういう数字が税務署を通して来ておりますので、今回増額補正をさせていただ
いたということ。

それから、先ほど個人さんの話も若干出ましたが、納税の猶予の中で、テナントさ
んが結構苦しいみたいで、テナントの什器類とか設備類、これがいわゆる償却資産に当たる
んですけれども、これが結構多いということで、これはまた当初予算の折にも若干減るかも
しれませんが、前回の議会で令和3年分の固定資産の中小企業者の事業用家屋、償却資産の
減免の話がありましたけれども、これ、結構皆さん反応がありまして。

ざっくりですけど、280件程度、もう申請も上がっておりますし、そういうのがやっぱりテ
ナントさんたちの懐事情といいますか、経営状態もあったというのも若干影響しているんじ
ゃないかと想像されます。

その中で、我々税務課としては、いろんな世の中の状況はありますけれども、実際の調定
とか収納、滞納処分による収納とか、それに合致した額での補正ということになっています
ので、その部分を御理解いただけると非常に助かります。

以上です。

樋口伸一郎委員

2点ありましたけど、1点は、今御答弁いただいたので割愛です。

5ページをお願いします。

諸収入で、ちょっと簡単に教えていただきたいんですけど、延滞金、これの250万円の減額
補正は、さっきの柔軟な対応のところからっていうふうなものを前提に、これは、今緩和さ
れとるような税制措置っていうか、そういうのが取れとるけんが、こういう減額補正、分か
るんですよ、後から入ってくるっちゃうことでよかったですか。

豊増裕規税務課長補佐兼管理収納係長

これは、当初に予算を立てるときに、滞納繰越額、分母を昨年から今年度に引き継いだ分
に対して、当然、その延滞金っていうのが下がっているわけです。

その延滞金も去年よりも多くなったっていう分母の捉え方で、今年度幾らぐらい入るのかなという、非常に不透明な中で、昨年よりも、幸いなことに、ここ5年間ぐらいずっと滞納繰越額が圧縮されているんですね。

ですから、年々減らしてはいるんですけども、どのくらい減るかもやはり難しい予測になってきますんで、今回、種々の考え方を盛り込んで、1,000万円としていましたけれども、先ほど次長からあったように、ちょっとコロナとかで無理なことはやってないんですけども、やってないもんですから、そこら辺が——それが全てでは決してないんですけども、予算の見立てが少し大きかったのかなという分も含まれています。

それで、樋口委員が言われるように、引き継いだ延滞金については、来るべき時期に当然、収入として納税猶予者の方にお支払いいただくという方向で整理しています。

樋口伸一郎委員

御丁寧にありがとうございます。

これ、もう一個教えていただきたいのが、年の時効というか、例えば、滞納額とかになると、未納欠損あたりに入っていく部分もあるじゃないですか。

この中、この金額もそういう部分は入るんですか、あるんですか。

豊増裕規税務課長補佐兼管理収納係長

この中にも一部含まれています。

言われるとおり、5年間で時効なんですよ。

ただ、時効を止める措置というものもありまして、その措置を取っているものがほとんどです。

ですから、何も手を打たないでそのまま流れていくというのは、過去から比べると随分減っています。

以上です。

樋口伸一郎委員

最後です。

そうしたら、延滞とか、そういう納税とかは大分コロナの影響で、国のほうも税制措置というか、いろいろ取られたんですけど、その辺りの未納欠損に至るまでの措置とかいうのは、国からの何らかの方針ってあっているんですか。

それは何もなくて……、そこだけ最後に教えてください。

豊増裕規税務課長補佐兼管理収納係長

今回、コロナ関連で一番大きなのは、徴収猶予という措置なんですね。これは、納期限がいついつまでですというのを1年間延ばします。ですから、1年間延ばした間の中にお支払

いしていただくもんですから、それが全て納税の効力が消えるということはありません。

樋口伸一郎委員

分かりました。

成富牧男委員

今いろいろ御説明いただいていますけど、ちょっとさっきから、コロナ関係での、今さっきのやつからいきますと、納税猶予ちゅうのかな、徴収猶予——その言葉の違いもよかったらついでに言ってもらえたらいいけど。

その分と、それから、減免の分、少し数字的なことをお願いいたします。

豊増裕規税務課長補佐兼管理収納係長

猶予には、今回、国の指導に基づいて2通りの猶予をやっています。

法律改正に伴う徴収猶予の特例というのが1つです。

それと現行法の中の徴収猶予が1つ。

この2つの猶予を使っています。

基本的には、徴収猶予の特例のほうが猶予の条件がいいもんですから、これをまず積極的にやった後、どうしてもその特例で関われなかった分を、現行の徴収猶予で対応しています。

件数につきましては、この猶予の特例の税法改正の期間が、令和2年の2月1日から令和3年の1月31日まででした。

これは、特例は時限立法といいまして、時に限りがあるもんですから、1月31日で終わっています。

今の数字は、徴収猶予の特例分が158件、現行の徴収猶予が28件、これは全て申請に基づくもので、合計186件全て市のほうで許可という形で猶予を受けていただいております。

この金額を申し上げますと、合計で申し上げますけれども、1億70万1,000円。

令和2年度の市税総額約130億円の中で1億円は調定を残したまま、翌年度に引き継がせてもらって、成富議員が先ほど言われたように、これ1年間延びますから、猶予の期間が終わりましたというお便りを今から猶予を受けてくれた方にお出しして、その後どうですかというお話をさせてもらう予定で今後います。

それでも今もまだ厳しいという状況であれば、もう一年延長するなり、あるいは違う方法で、納税者の生活が成り立った中で、お支払いいただけるものがあるのかどうかを見極めながら対応していく予定です。

以上です。

成富牧男委員

減免の件について。

豊増裕規税務課長補佐兼管理収納係長

国保税の減免状況なんですけれども、コロナ関連では94件受付をさせていただいております。

これは、課税額と減免額という形でお答えしますが、課税額につきましては3,022万8,000円。この課税額に対しまして、減免額が1,908万4,000円です。

以上です。

成富牧男委員

ありがとうございました。

減免せろ減免せろとかそっちを強調しますが、確かに入れるほうも、ちゃんとやっぱり考えながらやらないかんっちゃうことでしょう。

大変だと思います。よろしくお願いします。

江副康成委員長

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

質疑を終わります。

執行部準備のため暫時休憩いたします。

午後 3 時37分休憩

午後 3 時 45 分開会

江副康成委員長

再開いたします。



環境対策課

議案乙第1号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）

江副康成委員長

次に、議案乙第1号、環境対策課関連部分の審査を行います。

執行部の説明を求めます。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

議案乙第1号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第9号）の環境対策課分について御説明いたします。

資料の4ページのほうをお願いいたします。

款15使用料及び手数料、項2手数料、目2衛生手数料のうち、2段目の節3清掃手数料のうち、廃棄物処理依頼手数料につきましては、一般家庭の臨時収集の減少に伴う決算見込みによる補正でございます。

続きまして、6ページのほうをお願いします。

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入のうち、令和元年度鳥栖・三養基西部環境施設組合負担金返還金につきましては、令和元年度の同組合の負担金が確定したことにより、納入済額と確定負担金額との差額分を返還金として受け入れるものでございます。

続いて、鳥栖・三養基西部環境施設組合雑入につきましては、同組合への派遣職員の人件費の戻入れ分の決算見込みによる補正でございます。

続いて、令和元年度佐賀県東部環境施設組合負担金返還金につきましては、令和元年度の同組合への負担金が確定したことにより、納入済額と確定負担金額との差額分を返還金として受け入れるものでございます。

また、次の佐賀県東部環境施設組合雑入につきましては、同組合への派遣職員の人件費戻入れ分の決算見込みによる補正でございます。

次の款23市債、項1市債、目2衛生債、節2環境衛生債につきましては、鳥栖市斎場改修事業の減額による見込みを計上しております。

同じく、目8災害復旧債、節3衛生施設災害復旧債につきましては、斎場入り口付近ののり面崩落により、復旧事業の減額による見込みを計上しております。

以上が歳入についての説明となります。

続きまして、歳出となります。

資料11ページをお願いいたします。

款4衛生費、項2環境衛生費、目1環境衛生総務費のうち、節13委託料の衛生処理場敷地土壌調査委託料につきましては、深度方向への調査結果、分析検体数の減少、調査数の変更等の見込みを含めて減額となっております。

次に、目2斎場費のうち、節11需用費につきましては、燃料費等の決算見込みによる補正

でございます。

節15工事請負費につきましては、斎場改修工事等の決算見込みによる補正でございます。

次に、項3清掃費、目1清掃総務費のうち、節19負担金、補助及び交付金の佐賀県東部環境施設組合負担金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、先進地視察が実施されなかったため、同組合の負担金が減額されたものでございます。

次の節25積立金につきましては、預金利息分の減額でございます。

次に12ページをお願いします。

目2塵芥処理費のうち、節11需用費につきましては、指定ごみ袋作成費用の減少による減額でございます。

節19負担金、補助及び交付金のうち、福岡魚滓処理対策協議会負担金につきましては、鮮魚のあらや魚類の商品残渣などの魚滓処理を一般財団法人福岡市水産加工公社と協議会との共同処理を行ってございましたけれども、民間事業者である南国興産株式会社への移行により、経費が減額となったものでございます。

次の資源物回収奨励補助金につきましては、資源回収団体による回収量が減少したため減額するものでございます。

次に、目3し尿処理費のうち、節19負担金、補助及び交付金につきましては、下水道事業会計のし尿処理負担金で、所要の額を補正するものでございます。

次に14ページをお願いします。

繰越明許費として、款4衛生費、項2環境衛生費の次期ごみ処理施設建設用地測量業務につきましては、建設用地と里道部分等の分筆を行うための測量業務において、佐賀県東部環境施設組合が行う、測量業務に不測の日数を要したことから繰り越すもので、事業完了は令和3年5月を見込んでおります。

以上で令和2年度一般会計補正予算、環境対策課関係分についての御説明を終わらせていただきます。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

牧瀬昭子委員

11ページをお願いします。

款4衛生費、項2環境衛生費、目1環境衛生総務費の衛生処理場敷地土壌調査委託料についてですが、5,516万8,000円の減額ということで、先ほどお話にあった、分析数の減少と調査数の見込みによる減額だということでもいいんですか。

それは、もともとの分析数の数と実数、結局何体分析をなさったのか、調査数の見込みはどれぐらいで、実数としてはどうだったのかっていうのを教えていただけますか。

高松隆次環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長

令和元年度より2か年かけまして、衛生処理場の土壌等の状況調査をしております。

これは2か年分ですが、当初におきましては、土壌の物質の広がり具合と、あと、深さを確定するために、予算的には、ちょっと多めの額で当初予算をお願いしておりました。

ただ、詳細にポイントを絞って、調べていくうちに、その広がり部分が少なかったりとか、深さも余分にとっているところで、手前の部分で終わったりとかして、検体数が、それぞれ鉛、フッ素、ほう素等々の分析数を見込んでいたんですが、それがかなり数が減ってきた部分がございます。

それで今、報告書ということで、業者さんのほうにデータをまとめてもらっているんですが、それぞれ分析が、物質によって単価が違いまして、検体数も変わってきますので、ちょっとその集計については、今、業者さんが集計中ですので、詳しい数字はちょっと今、持ち合わせていないところでございます。

牧瀬昭子委員

多めに見積もっていたというところで、多めに見積もっていたよりも、そのポイントを見てみたら、広がりがそこまでなかったり、深さをそこまで深く掘らなくてもよかったっていうことが、計画する中であったので、その分で減額をすることになったということだと思うんですけど、その調査自体が、出てきて、その後……、その業者さん自体が、もうそれ以上しなくていいよっていうことで、5,000万円分っていうのは、調査をもうしないということで、会社のほうが打ち止めしたっていうことでよろしいんですか。

高松隆次環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長

牧瀬議員の御質問にお答えいたします。

今回の土壌調査といいますのは、1つは埋設物がありまして、その下の土壌部分の汚染度を測る調査になります。

これにつきましては、国のほうで土壌汚染対策法ということで、1,000ページぐらいあるそのガイドラインに基づいて、専門の業者さんがガイドラインに基づきまして、実施をしているところでございます。

これにつきましては、年度の途中に、佐賀県の環境課さんのほうにも助言をいただきながらされているところでございます。

そのガイドラインの取決めによりまして、例えば、深さ方向であれば、その土壌の汚染が発生したところから2メートル掘って、その2メートルで汚染が出なかった場合は、一番上

の汚染があったところを汚染の深さとするようにするとか、そういった細かい取決めがいっぱいありまして、その中で、業者さんのほうが、分析をかけながら実施しておるものでございますので、国のガイドラインに沿った調査が行われたということで御報告を受けておるところでございます。

以上です。

牧瀬昭子委員

報告が出されてくると思うんですけど、それはいつ頃に出される予定ですか。

高松隆次環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長

契約自体は、3月19日という工期になりますので、そこで上がってくると思いますけれども、詳細の確認等々もする必要があると思いますので、それから公表等にはお時間かかると思います。

牧瀬昭子委員

その調査報告を見た上で、調査の専門業者さんはそうおっしゃっているかもしれないですし、国の庁さんはそういうふうにおっしゃるかもしれないんですが、住民の方々からすると、川の向こう側はどうなっているのかとか、もう少し調査を広げてほしかったとかいう声ももしかしたら上がるかもしれないと、今までの経過を見て思うんですけども、そうなったときに、5,000万円っていうのをここで先んじて使っておいたほうがよかったんではないかなと私自身は思うんですけども。

そこは、別にしなくてもいいかなという判断は、市の中で、業者さんとの取決めの中で考えて行われたっていう感じでしょうか。

高松隆次環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長

今回の土壤汚染調査につきましては、先ほども申し上げましたとおり、土壤汚染対策法に基づいた、衛生処理場の敷地内の状況がどうであるかという詳細な調査をかけたものでございます。

今回、予算内におきまして、今回分析のみならず、今回出ております物質についての拡散予測等々のシミュレーションについても業者さんのほうにお願いしていますので、そういったところで、どういった状況が出るかというのは御報告できると思います。

以上です。

江副康成委員長

ほかに。

樋口伸一郎委員

12ページで1点だけ教えてください。

款4、項3、目2、節19負担金、補助及び交付金の福岡県魚滓処理対策協議会負担金が協議会じゃなくなったっていう説明があったじゃないですか。

これは、名前が変わるんですか。それを教えてください。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

協議会としては残ります。

処理するところが、今まで公社のほうで処理してたところを、民間業者へ委託する、移行するということで、協議会としては残る、協議会がまた新しい民間のほうに、処分を依頼するっていう形になりますので、協議会としては残ります。

樋口伸一郎委員

当初でもこの名前で反映されていくけれども、その協議会が、下請さんじゃないですけど、別の会社にそれを依頼して、そこの単価が安かったけんこの減額が出たっちゃうことでよかったですか。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

協議会と公社のほうで、もともとは処理してたんですけど、そのときが、もともとの二百ウン十万円の金額になっていますけど、民間に委託したことで減額になっているということです。

樋口伸一郎委員

お金の流れとしては、協議会に行って、そっから業者みたいな流れですか。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

業者のほうは、もう無償買取りみたいな形になっておりまして、今回の分については、今後の協議会としましては、会の運営とあと、民間に送るためのセーフティーネットのための負担金みたいな形で、少額の金額になってくるという形になります。

樋口伸一郎委員

そうしたら、これ、補正額はそんないですけど、当初から見れば、金額そこそこあるじゃないですか、全体を含めたらですよ。

だけん、今言われているのは分かるんですけど、買取りって今おっしゃったじゃないですか。買取りというか、その無償買取りっちゃうか。

そのお金の流れとしては、この補正前の予算額1,543万円っていうのは、その中から、その協議会、資源回収奨励補助金と合わせた金額でしょう。

その中の配分というか、内訳は、その協議会のほうには大体、補正前予算としてはどのくらいあるんですか。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

協議会のもともとの負担金というのは、208万3,000円になっており、そこから、3万6,617円に、処理費自体がなくなったという形になりますので、処理自体をしないということで、無償で民間業者に渡すということで、業者のほうがそのまま処理するという形になりますので、こちらの業者への負担金がないという形になります。

成富牧男委員

そうしたら、ちょっと今のところからいきましょうか。

これ今、もうほとんど無償でっていう、よく無償で受けられますけど、どうしてですか。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

処理したものを、堆肥とか魚粉とかで実際売買されている、民間業者というのはそういう収入を得られるための材料として取り入れているっていうことなんで、無償で取られております。

成富牧男委員

同じところに資源回収奨励補助金が減額——少なくなったとかいう、その理由とか少し教えて。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

資源回収の回収量が減っているということで、一応コロナの影響もありますし、もともとが市場に出ている紙とか、そういうものが減ってきているものですから、回収量自体が減っているんで、今回、補助金として出す分が減っているという形です。

成富牧男委員

その減ってきているということは、いいことですか、悪いことですか。

当初の目的があるわけでしょう。これを回収、こういう事業をやるっていうことが、好ましいことなわけ？それともそうじゃないわけ？

単純な質問ですよ。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

減っているっていうことは、ごみが減っているっていう考え方もありますし、資源回収としてリサイクルができてないっていうところも両方出てくると思っていて、一概にこれが減ったからいいとか、悪いとか、ちょっとそこまでは、どういう形で判断するかは……。

成富牧男委員

ならしっかり見よかないかんちゅうことですね、注視しとかないかんということですね。

あと、例えば、当初予算で14ページ、最後です。この14ページ、今回は、ポイントに、繰越明許費にこだわりよるとですけど、ここに理由に書いてある設計業務に不測の日数を要したことから、これ、いつの予算やったですかね、たしか出ていましたよね。

それで、それと不足の日数を要した——それはもうでけんとかいいとか言いませんので、その理由。

高松隆次環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長

成富議員の御質問にお答えいたします。

次期ごみ処理施設の用地につきまして、一部、市のほうの用地と今度組合にお貸しする用地の境を明確にするために、測量をして一部分筆ができていないところは分筆するという作業を予定しておりました。

佐賀県東部環境施設組合のほうの様々な基盤造成工事とか、あと建物の配置とか、そういったところの設計業務等々の打合せのほうが、かなりボリュームありまして、関係機関等との調整等にも時間を要したということで、その敷地周りの部分がちょっと遅れておるということで報告を受けておりますので、我々もそのスケジュールじゃちょっと対応できないなということで、今回繰越しをお願いしているところでございます。

以上です。

成富牧男委員

分かりました。

要は、組合のもろもろの設計がきちっとできんと、これ自身ができない、この事業ができないということを言われたんですよね。

高松隆次環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長

そのとおりでございます。

成富牧男委員

最後の1点ですが、歳入のところに金が戻ってくるのは、人件費とは別……、すいません、負担金、返還金……

江副康成委員長

何ページですかね。

成富牧男委員

ごめんなさい、6ページの諸収入の中の上から4番目、雑入の4番目、令和元年度鳥栖・三養基西部環境施設組合負担金返還金。こういうのって、まず、改めてどういうのに使われるための負担金だったか。

それと、ひょっとしたら、このぐらいの金額は当たり前たいと、大して多いいちやないと言っていう認識かもしれませんが、そこら辺の理由、2,600万円ぐらいっていうのは、およそでしよるけん、そんなもんですよって、というのは、こういうことですからっていうふうに説明してもらおうと助かるんですけど。

その絶対数だけ見ると2,600万円ですからね。それなりにあります。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

まず、負担金というのは、施設を運営するための人件費とか施設改修費とか、そういうものが入ってきますので、約7億6,000万円ぐらいの負担金を払っております。

最終的にそういうのを決算しますと、差額として2,600万円ぐらいが出るということで、用役費とか、飛灰の処分費とか、そういうのが減ったり、売買、どうしてもそのリサイクル分の缶とか、そういうものが売買しておりますので、そういう物価とかの影響で金額というのは変わってきますので、こういう金額が出てきているという形になります。

成富牧男委員

分かりました。

あとは、当初の時に何年度分か、そういう金額を示していただきたいと思います。

終わります。

竹下繁己委員

先ほど成富議員の質問で繰越明許がありましたよね。測量業務が終わってないということで、この作業が遅れたことによって、これちょっと担当課で答えられるかどうか知らんですけど、稼働するまでの計画に、スケジュールに影響は出ますか。

高松隆次環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長

竹下議員の質問にお答えいたします。

今回のこの測量というのは、どちらかといいますと、搬入の里道とか、資源物広場の、うちのほうが持っている土地と、お貸しする土地が、鳥栖市の持分になっている部分がありますので、そこを今回整理するものでございますので、中の造成工事とか建設工事については、予定どおり進んでるところでございますので影響はないと考えております。

竹下繁己委員

ありがとうございます。

江副康成委員長

よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。

執行部準備のため暫時休憩いたします。

午後4時10分休憩

oooooooooooooooooooooooooooooooo

午後 4 時 23 分開会

江副康成委員長

再開いたします。

oooooooooooooooooooooooooooooooo

採決

江副康成委員長

これより採決を行います。

oooooooooooooooooooooooooooooooo

議案乙第 1 号令和 2 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 9 号）

江副康成委員長

議案乙第 1 号令和 2 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 9 号）中、当厚生常任委員会付託分について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案乙第 1 号令和 2 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 9 号）中、当厚生常任委員会付託分につきましては、原案のとおり可決いたしました。

oooooooooooooooooooooooooooooooo

議案乙第 2 号令和 2 年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

江副康成委員長

次に、議案乙第 2 号令和 2 年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について

採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



議案乙第12号専決処分事項の承認について

江副康成委員長

次に、議案乙第12号専決処分事項の承認について採決を行います。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認いたしました。

議案乙第13号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第10号）

江副康成委員長

次に、議案乙第13号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第10号）について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

江副康成委員長

なお、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことに決しました。

以上で本日の日程を終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 4 時25分散会

令和 3 年 3 月 15 日（月）

1 出席委員氏名

委員長 江副 康成

副委員長 成富 牧男

委員 藤田 昌隆 竹下 繁己 樋口伸一郎

池田 利幸 牧瀬 昭子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長 岩橋 浩一

健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長 小柳 秀和

地域福祉課参事 天野 昭子

地域福祉課地域福祉係長 久家 喜男

地域福祉課長補佐兼生活支援係長 豊増 秀文

高齢障害福祉課長 武富美津子

高齢障害福祉課高齢者支援係長 犬丸喜代子

高齢障害福祉課障害者支援係長兼障害児通園施設園長 小柳 桂子

こども育成課長 林 康司

こども育成課保育幼稚園係長 脇 友紀子

こども育成課子育て支援係長 野中 潤二

こども育成課鳥栖いづみ園長 倉成 光子

健康増進課長兼保健センター所長 名和 麻美

健康増進課長補佐兼保健予防係長兼国保年金課長補佐兼係長 白山 淳子

健康増進課健康づくり係長兼国保年金課係長 松隈 由美

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 大塚 隆正

5 審査日程

地域福祉課、高齢障害福祉課審査

議案乙第6号令和3年度鳥栖市一般会計予算

〔説明、質疑〕

こども育成課審査

議案乙第6号令和3年度鳥栖市一般会計予算

〔説明、質疑〕

健康増進課審査

議案乙第6号令和3年度鳥栖市一般会計予算

議案乙第14号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）

〔説明、質疑〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午前11時2分開会

江副康成委員長

厚生常任委員会を開きます。

~~~~~

江副康成委員長

本日より、当初予算関係議案及び条例の審査に入ります。

委員の皆様、また、執行部の皆様におかれましては、スムーズな審査に御協力いただきますようお願いいたします。

~~~~~

地域福祉課、高齢障害福祉課

議案乙第6号令和3年度鳥栖市一般会計予算

江副康成委員長

それでは、これより議案乙第6号令和3年度鳥栖市一般会計予算の審査を行います。

まず、健康福祉みらい部関係議案の審査を行います。

議案乙第6号の地域福祉課、並びに高齢障害福祉課の審査を行います。

執行部の説明を求めます。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

それでは、議案乙第6号令和3年度鳥栖市一般会計予算案のうち、地域福祉課関係の主なものについて、御手元に配付しております資料に基づき説明を申し上げます。

まず、歳入の主なものについて説明をいたします。

3 ページをお願いいたします。

江副康成委員長

タブレットの資料で説明してもらいます。

質問する際にはそちらのほうの手元の紙の資料を使ってもいいということ……、どうぞ。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

3 ページの款16国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 民生費国庫負担金、節 1 社会福祉費国庫負担金につきましては、国民健康保険基盤安定負担金です。

これは、国保被保険者の保険税軽減に対する国の負担分でございます、国の負担分は2分の1でございます。

続きまして同じ目の節 3 生活保護費国庫負担金の主なものにつきましては、生活保護費負担金でございます。

生活扶助、医療扶助等の国庫負担金で国の負担は4分の3でございます。

次に4 ページをお願いいたします。

款17県支出金、項 1 県負担金、目 1 民生費県負担金、節 1 社会福祉費県負担金につきましては、国庫負担金のところで申し上げました国民健康保険基盤安定負担金で、保険料軽減分の県の負担分は4分の3、そして保険者支援分の県の負担分は4分の1でございます。

節 3 生活保護費県負担分でございます。これは、居住地がない被保護者に対するものでございます。保護費、保護施設費及び委託事務費に要する県の負担金でございます、県の負担は4分の1となっております。

続きまして、5 ページをお願いいたします。

項 2 県補助金、目 2 民生費県補助金、節 1 社会福祉費県補助金のうち主なものとしたしましては、民生委員・児童委員活動費等交付金でございます。

民生委員、児童委員の活動費及び市内8地区の会長の活動費、協議会の推進費、運営費に対する県の補助金でございます。

それぞれ補助項目において、単価に民生委員数などを乗じた額で積算をなされているところです。

以上で地域福祉課関係の歳入に関する主なものの説明を終わります。

続きまして、7 ページをお願いいたします。

歳出の主なものの説明を申し上げます。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費について説明をいたします。

節 2 給料から節 4 共済費までにつきましては、健康福祉みらい部長及び地域福祉課、高齢障害福祉課、こども育成課の職員並びに広域市町村圏組合などへの派遣職員45人分の人件費でございます。

節 7 報償費です。令和3年度、新たに取り組む避難行動要支援者と個別計画の作成に係るモデル事業の経費でございます。

節12委託料の主なものとしたしましては、地域福祉計画策定業務委託料です。

地域福祉計画は、5年に1度策定するものであり、令和3年度が県計画の最終年度で、令

和4年度からの計画を策定するものでございます。

8ページをお願いいたします。

節18負担金、補助及び交付金の主なものといたしましては、社会福祉協議会補助金につきましては、社会福祉協議会の運営補助等でございます。

ふれあいのまちづくり事業補助金につきましては、地区社協コーディネーター活動費やふれあい事業に対して助成補助を行うものでございます。

全日本同和会補助金は、昨年と同額を計上いたしております。

民生委員活動補助金でございますが、民生委員、児童委員及び8地区の民生委員の会長の活動に対する補助金でございます。

民生委員連絡協議会補助金につきましては、民生委員組織としての地区の民生委員の協議会がございますが、負担金や研修会の参加、自主活動への補助金でございます。

節27繰出金でございます。国民健康保険特別会計職員の人件費及び保険基盤安定や財政安定化支援など、国民健康保険特別会計への繰出金でございます。

続きまして、16ページをお願いいたします。

項3生活保護費、目1生活保護総務費の主なものについて申し上げます。節1から節4まで生活保護の担当をする職員の人件費及び、会計年度任用職員の人件費でございます。

節11役務費の主なものは、切手代等の通信運搬費です。

節12委託料の主なものは、生活困窮者等の家計改善のために行う家計改善支援業務委託料及び生活保護受給者の医療費の適正化を図るため、健康診断の結果を基に、健康管理支援を行う健康管理支援業務委託料でございます。

節19扶助費につきましては、生活困窮者に対する住宅確保のための応急措置であります住宅確保給付金でございます。

17ページをお願いいたします。

目2扶助費、節19扶助費につきましては、生活保護における生活扶助や医療扶助等でございます。

次に、項5災害救助費、目1災害救助費、節19扶助費につきましては、火災、水害等の災害の罹災者に対し、見舞金を支給するものでございます。

以上で地域福祉課の歳入、歳出の主なものの説明を終わります。

なお、令和3年度当初予算時点の歳出予定額は、令和2年度繰越明許費49万5,000円と令和3年度当初予算額19億9,146万9,000円、合わせまして19億9,196万4,000円が地域福祉課関係の歳出の予定額となります。

以上でございます。

それでは、今、地域福祉課の説明が終わりましたんで、説明があった部分の質疑を受けた
と思います。

池田利幸委員

御説明ありがとうございます。

説明いただいた一番最後のページのところ、17ページの款3 民生費、項3 生活保護費の目
2 扶助費、これ、前年度当初よりも増額されて今回されていると思うんですけども、これ
が一般的には高齢化が進んできているから増やしているのか、それともコロナの影響を考え
ておられるのかっていう部分、この増額にされた理由を教えてくださいなと思うんです
けど。

豊増秀文地域福祉課長補佐兼生活支援係長

令和3年度、前年度から比較しまして2,480万円ほど増額させていただいております。

内容といたしましては、やはり、保護世帯数の増加、また、それに伴います人員の増加、
また、高齢者数の世帯数の増加も含めて医療費の増も見込まれると。また、入院患者数も、
増加が見込まれているということで、今回の増額要求をしたところでございます。

池田利幸委員

高齢化とか、その部分で増えてくるのは、もう当然分かっている、分かっているっちゃう
か、あるんですけど、コロナの影響によって生活保護の申請が増えている、増えてきてい
るか、そういう相談が出ている実態っていうのがどうなのかなって。それがここの部分の予
算の増額に来ているのかなっていうのかどうなのかなあということを教えていただければな
と思います。

豊増秀文地域福祉課長補佐兼生活支援係長

生活保護受給者の増加につきましては、当該年度、令和2年度につきましては、コロナの
影響というのはあまり見込まれていないところでございます。

内容としてはやはり、国、県、市等の給付金、支給金とか、そういうふうなのがあります
もんですから、今のところは、通常の高齢、傷病、障害等での保護の方が増えているという
ことであって、ちょっとコロナについては見込んでいないところでございます。

以上です。

池田利幸委員

ありがとうございます。

コロナについては見込んでいないってことは、コロナについては、現状では、そのコロナ
の影響によって生活保護を申請されているっていう方がそんなにいらっやらないっていう
ことでよろしいんですね。

江副康成委員長

じゃあ、今のはもういいですね。

池田利幸委員

もういいです。

江副康成委員長

ほかに。

成富牧男委員

池田議員が聞いたから、また私が聞くわけじゃないですけど、いろいろ関係で、私も同じ問題意識を持って聞こうかと思っと思ったんですけど。

今、令和2年度はそうじゃないというふうなお答えがありました。

実は、私も何で増えてないっちゃろうかと思ったら、一般質問なんかにやり取りでもあったと思いますが、まず、その分が緊急小口資金、貸付け、いわゆる社会福祉協議会の貸付けのほうに流れたんじゃないかという感じがするんですよね。

これについては、鳥栖市のほうにも福祉資金の貸付けというのがありますけど、まず、その社協の部分についてちょっとお尋ねしたいのは、いろいろな経路で貸付金のほう、社協のほう、窓口に行かれると思いますけど、つかめていればいいんですけど、要は、役所の窓口に来て、社協に行かれた方、それから社協に直接行かれた方、いろいろあると思います。

それから、今はネットで調べて、こげんとあるげなよってということで、市役所の窓口に来られなくても行かれた方々、いわゆる経路、どこからどれぐらいの割合で行ったのかというのが分かりますか。パーセンテージでもいいですけど。

すいませんこれ、ちょっと事前に細かい数字は聞いていなかった、言っていなかったんで、ちょっと気になっているので、まず、そのことから伺いしたいと思います。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

申し訳ございませんが、そのところまでの把握はしておりません。

成富牧男委員

ここに数字持ち合わせないんじゃないくて、把握をしてないっちゃうことでいいですか。

なら、感覚的に、うちの市役所の窓口で向こうを御案内したっちゃうのはどれぐらいか分かりますか。

豊増秀文地域福祉課長補佐兼生活支援係長

1月までの集計でございますけれども、新規で287名ほどうちのほうに相談に来られております。

その中で、社協の貸付けに御案内した方が112名ということで集計しているところでござい

ます。

成富牧男委員

287名も、やっぱり「も」でしょう、これ。

それで、これはやっぱりコロナの影響でしょうか。

豊増秀文地域福祉課長補佐兼生活支援係長

この自立相談支援関係につきましては、やはりコロナの関係、収入が減った、仕事を解雇された、仕事が減ったということでは相談で増加しているところでございます。

以上です。

成富牧男委員

それで、ずっとここのみ言うつもりはありませんので、112名の方がいて、その後ですよ、何件が貸付けオーケーになったのかちゅうのは分かりますか？

豊増秀文地域福祉課長補佐兼生活支援係長

基本的には、うちがそう紹介した部分でございますので、事前に聞いたりしていますので……。

成富牧男委員

112名うちから、うちからというか、鳥栖市の窓口で紹介された分は基本的にオーケーになっているんですか、なっているんでしょうか。

豊増秀文地域福祉課長補佐兼生活支援係長

なっております。

成富牧男委員

分かりました。

私、心配しよったのは、ちゃんとされているちゅうことが分かって、ごめんなさいと言わないかとですけど、向こうに紹介したその後が、今の話で分かりましたけど、向こうに紹介する場合は、事前にちゃんと向こうに確かめるよと、基本、確かめてやるから、大体イコールになる。

ここで相談があった分で、社会福祉協議会に行かれる方については、イコールだということですね。

それを聞いて安心しましたが、なら、社協に行きました、社協に行ったら、ちょっとあなたのところ、あなたは難しいですよって言われた人がおるとすれば、その人がうろうろして、紹介受けて社協行ったけど今度は社協からも駄目やったという人が出てきてないかなあというのをちょっと心配したんですよ。

そういうことは、今のお話ではないということですので、今後も、そういうところについ

ては、それこそ、きめ細かい形で相談に乗っていただきたいと思います。

ただ一言、私の意見言わせてもらおうと、かなりの貸付けですね、これ。

広報がきちっと行き届かないときには、これ、貸付けの、こういうのがありましたよね、私は給付やったらいいばってん、もらい切るだけやったらよかばってん、貸付けちゅうたら、結局返さないかんっちゃろうということで、ためらわれた方もあったと思うんですよね。

あるはずですよ。あったと思います。

それで、そういうことで、はなから申請をしてこなかった人も、申請もしくは相談をしなかった人もあるかもしれませんので、そこら辺も含めて、社協と一緒にやってきっちりいわゆる制度の周知徹底と、1年、2年して、なおかつ非課税やったかな。

そこんところ、説明最後にしていただきたいんですけど、やったらもう返さんでいいよっちゅうのもあるよっちゅうのも併せて言っていたかんといいかなあと思っているんですけど、いかがでしょうか。

豊増秀文地域福祉課長補佐兼生活支援係長

今言われた返済の条件、そこにつきましては、窓口で話をさせていただいておりますし、なおかつ、今まだ具体的な内容も、国のほうで引き続き検討されているようには聞いておるところでございます。

成富牧男委員

確定している分はないですか。

1年後もなお、何とかかんとかつちゅう……。

豊増秀文地域福祉課長補佐兼生活支援係長

返済が始まったときには、住民税非課税の方につきましては、返済が免除されるというふうには聞いております。

成富牧男委員

だから、そういうのも含めて、しっかり周知して、それはどっちかっていったら相談を受けたときが主になると思いますが、周知の段階も含めてやっていただきたいなと思います。

もう一点、貸付けのことでいいですか。

あと1つ、鳥栖市の福祉資金貸付基金ちゅうのがありますよね。さっき頭出しで8ページやったですかね。項1、目1、節27の繰出金のところに1,000円ちゅうのがありますね。その分、どういうふうに理解していいですか。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

この分につきましては、福祉資金貸付基金の繰出金ということでございまして、基金の運用を行う中で発生する利息分になるものというふうに……（発言する者あり）すいません。

繰り出し分でございますけれども、基金の運用をする中でしますので、歳出については、基金の会計のほうになってしまうので、一般会計のほうには出てこない形になります。

成富牧男委員

貸付金は、一般会計の中には、あったから措置するっていうわけでもなくて全く歳計外、その予算とは別ということですが、一般会計の中から貸付けって出るわけじゃないんですか。これはもう単純な質問です。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

8 ページのこの繰出金は、歳入のところの 5 ページの資料でございますが、2 つ目の段の款18の財産収入の目 2、節 1 の利子及び配当金の福祉資金貸付利子というふうにございますが、その利息が入ってきた分を基金に繰り出している分のお金になります。

成富牧男委員

すいません、イロハだけ教えてください。

これ貸付けするときには、この一般会計とはもう全然別のところからच्छゅう意味ですか。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

基金の中で歳入、歳出しています。

貸付けをするということで、基金自体が貸付けの基金なので、貸付けの基金で、果実があればその分を歳入で受け入れて基金にまた繰り出すという形になります。

成富牧男委員

具体的に、例えば、多分 1 件ぐらいはあったと思うんですけど、それに、出たらどこに、ここに出てこないということでもいいんですか。

どこに出てくる……、6 万円借りました、それは、ここには出てこないですか。一切出てこない？

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

予算書の中には出てきませんけれども、毎年度鳥栖市歳入歳出決算及び各基金の運用状況審査意見書というのが鳥栖市監査委員会から出されておりますけれども、その中で説明をさせていただいている状況です。

成富牧男委員

すいません、まだ完全に分かっていませんけど、いいです。ちょっと私も見てみます。

それで、私が聞きたかったのは、この貸付金の周知、この制度の周知、6 万円借りられますよとか、6 万円以内か、8 万円以内か、事業継続資金というのは 8 万円以内借りられますよとか、そういう借りられますよっていうやつの制度周知はどういう形でされていますか。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

地域福祉課の窓口と、社会福祉協議会の窓口で行っているところでございます。

成富牧男委員

ホームページにも上げてありますか。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

ホームページには上げていなかったと記憶しておりますが、鳥栖市福祉資金貸付基金条例というやつが条例としてありまして、その施行規則という部分が、一応例規集という形では載っております。

成富牧男委員

例規集に載っとらんやったら——大事ですので、それはそうですけど、皆さんが見るところ、市民の方が見られるところに載っているかっていう意味で質問したんですけど。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

直接のホームページはございませんが、福祉貸付けとかというふうに検索していただきますと、条例が出てくるような形にはなっております。

成富牧男委員

比較的分かりやすい条例ですけどね、私も見せてもらったら。

ですけど、それば言うたら、全部条例を見てくださいになるじゃないですか、よその、ほかのところも含めて。

そうじゃなくて、ぜひこれについても分かりやすく周知できる、ホームページだけではなくていろいろな、やっていただきたいなっていうのがあるのと、あと1つ、これを、受けるときの条件がありますよね。

例えば、貸付対象は、「資金は、一般の融資機関その他から資金の融資を受けることが困難である」その次ですけど、「低所得者世帯、身体障害者世帯及び母子世帯に対し、生活上一時的に緊急な少額の資金」云々というふうに書いてあるんですけど、この低所得者世帯っちゅうのはどういう世帯を想定してあるのか。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

現時点では、市町村民税非課税程度ということで想定をしております、これは厚生労働省の生活福祉資金貸付制度も、低所得者世帯という部分につきましては、市町村民税非課税程度というところで定義がなされておりますので、それに合わせた形で行っております。

今回の、新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、2回目の緊急事態宣言が近隣で発生しておりますので、そういう部分から、その低所得者という部分の、非課税世帯という部分を年収で300万円未満の世帯という、それで求職活動をしているというふうに運用して、現在のところでは行っているところでございます。

成富牧男委員

私も、金額を出すっていうのは結構よしあしと思うんですよね。

丁寧に周知するっちゃうものの、例えば、特に自営業者なんかの方、自分でそれこそ出ていましたように申告していない人もおるとか、そういういろいろ事情があって、むしろ、だから、あなたも該当するかもしれんけん、ぜひぜひ、ここがポイントですね、ぜひ御相談くださいみたいなそういうやつをさっきの周知の中には入れていただきたいなと思います。

それで、これに関してそれぐらいは分かっとなると言われると思いますけれども、いろんなコロナの問題で、例えば、非課税とさっき言われましたけど、ちょうど今の時期、非課税と言われても、その所得はいつのとな、令和元年分ですよ。

その後急変してこうなる、ところが6月の課税が確定されるとき、そこで初めて税金が出てきますよね、あなた幾らって。

それまでちょうどここはそういう、どげんしようかっちゃう期間ですよ。

だから、こういう方については、ぜひ救う方向で、それを、やっぱり今さっき言われたような条件を、そのときは非課税じゃなかったかもしれんけど、この年末から年始、これまでにかけて、減収になったという人たちは救われるかもしれんっていうメッセージを送ってくださいというのがさっきの話ですけど、いかがでしょうか。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

先ほど説明させていただきましたとおり、住民税非課税世帯を300万円未満の所得世帯で、求職活動という形で、コロナ禍において何らかに対応できないかということで、現時点においてはそういうふうに運用をしておるところでございます。

先ほど御指摘のありました分かりやすいという部分につきましては、基本的に相談にこられるのが、自立支援と社会福祉協議会に多いということで、この制度については、その中で説明をさせていただいているということ。

それとあと、社会福祉協議会のほうには社会福祉士がおりまして、相談窓口や安心サポートなどの事業も行っておりますので、社会福祉協議会ともいろいろ協議をしていきながら、分かりやすいとか、行きやすいとかというお話がありましたので、例えば、将来的には窓口の一本化とかいう部分についても考えていく必要があるかなというふうに現コロナ禍の中では考えているところでございます。

成富牧男委員

最後ですけど、ちょっと今の条件の中で気になったのが、求職活動っていうのが具体的に条件に入っていますけれども、そこら辺も社協のほうでは何かちょっと緩和されているんじゃないかなと思いますので、もう市のほうはしません。

終わります。

ほかにございますか。

3点あります。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

ありがとうございます。

間違えました。

訂正しておわび申し上げます。（発言する者あり）

暫時休憩します。

- 107 -

再開します。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

樋口委員からの報酬の分でございますが、人権擁護審議会委員報酬につきましては、回数を1回だったものを3回にしておりますので増額という形になります。

次に、民生委員推薦会委員報酬につきましては、民生委員・児童委員の欠員が現在11名おられます。

対応をなるべくスムーズにできるようにということで、令和2年度3回だったものを4回に変更させていただくということでございます。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

もう人員不足に対する会議数を増やすためということで理解しますので、できるだけ不足数が満たされるようにいけばなというふうに願っております。

1点目終わりです。

2点目が、これコンピュータのほうで言っているんですかね、8ページ。

これもすぐ終わりますけど、工事請負費の社会福社会館営繕工事費、これ、何するんですかっていう御質問なんですけど、数年前に何か視察にも行った感じがしたので。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

社会福社会館の東側のほうに陶芸室というのがございまして、そこに空調があるんですが、空調が古くなっておりますので、その空調の取替えを行いたいということで、空調の改修工事ということで、増えておる状況でございます。

樋口伸一郎委員

空調設備って聞くと、もうきれいになっていたのかなと思うんですけど、何か漏れとったとかじゃなくてですか。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

前回、社協で行った分は本館の分の空調設備で、こちらのほうは普通の家庭用のエアコンを使っておりましたので、その部分については、前回の工事からは対象外でございましたので、たまたま古くなりましたので、そこを新たに更新するというところでございます。

樋口伸一郎委員

分かりました。

すいません、ちょっとそのまま8ページの、今度、節24の積立金なんですけど、基金積立ではずっとやっている、計画的にっていうか、やっているんでしょうけど、これどういった

場合に必要になってくるか、令和３年度のお考えをお願いいたします。

併せて、今幾ら積み立てられているのか、お伺いします。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

地域福祉基金積立金という部分は、基金の利息を歳入で入ってきた分を基金に入れるということでありまして、（発言する者あり）この分の歳入のほうにつきましては、先ほど、貸付けのところで説明しました５ページの同じところがございますが、地域福祉基金利子、この100万円というふうに一応しておりまして、この100万円を積み立てるという形にしております。

令和元年度末、令和２年度当初になりますけれども、地域福祉基金の残高は３億3,864万7,000円となっております、こちら先ほど説明いたしました決算時に出ささせていただいております各基金の運用状況の監査委員会が作った資料の中に入っておりますのでございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

例えばですけど、基金の積立てなので、こういった場合にこれが必要になってくるっていうふうには執行部としてはお考えなのかっていうところをお答えください。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

この先ほどの100万円は、先ほどの５ページのところ、繰入金っていう部分がございますが、基金から100万円繰入れが入ってまいります。

それで、歳入として受け入れた分を担当課は今、地域福祉課から高齢障害福祉課のほうになっておりますけれども、老人クラブ連合会の事業として、100万円検討している形になっております。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

その100万円について、分かりました、ありがとうございます。

すいません、これちょっと外れるかもしれませんが、その基金全体って、３億円ぐらいある分については、総括的にどのようにお考えなのかっていうのを最後に教えていただければと思いますけど、それ以上質問ありませんので、これで終わります。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

地域福祉基金は、基本的に基金条例がありまして、その条例の中に目的等は記載されているところではございますが、本来、基金の果実である利息をそれぞれの事業に充当すべきものなのですが、現在の経済状況から、正直な話、利息は、100万円入るような状況ではありませんので、その部分につきましては、事業を実際、高齢者の事業として行っておりますので、

不足分については、一般財源等で補填しながら事業を行っていくと。

それで、景気がよくなって、例えば、利率が高くなるとかっていう部分になれば、その果実の運用として、事業化できるのではないかと。

あと、増額していけばいいんじゃないかという部分もありますけれども、果実の運用で増えた分をというところが、もしくは寄附とかそういう部分になってくると思いますので、原課の中ではちょっと難しいかなというふうに考えております。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。

藤田昌隆委員

すいません、この資料で104ページ、タブレットじゃ8ページです。

ちょっとこのページに2点。まず、ふれあいのまちづくり事業補助金766万2,000円、それから福祉ボランティアのまちづくり事業補助金372万9,000円。

この違いってというか、事業の内容、どこに対しての補助というのをちょっと教えてほしいんですが、まず1点目。

それから、2点目が民生委員の活動補助金2,034万3,000円、民生委員連絡協議会補助金445万3,000円。

これ、特に民生委員は、さっき報酬は上がったかなと思ったら、ただ会議の回数を増やしただけで、別に上がってない。

今までは民生委員はボランティアという形なので、非常に成り手もないのに、一生懸命頑張っていらっしゃるんで、せめてこういう補助金で、活動補助金で少し緩やかな活動補助金の使い方って思ったんですけど、これが果たして前年に対して上がっているのか下がっているのか。

ずっと今まで議員たちから民生委員に対するいろんな、もう少し優遇をしてくれという声があったと思うんですけど、その点はどうなっているのか、ちょっと知りたい。

まず、その2つだけお願いします。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

まず、ふれあいのまちづくり事業補助金につきましては、社会福祉協議会に補助を出しているもので、中身といたしましては、コーディネーター活動、地区社協におられるコーディネーターの活動に係る費用とか、ふれあい・いきいきサロンとかいう部分を事業として行いまして、それと、それに係る職員、会計年度任用職員の人件費です。

あと、福祉ボランティアのまちづくり事業につきましても、社会福祉協議会のほうにしておりまして、それに係る、会計年度任用職員の人件費と、小学生とか中学生にボランティア

体験スクールみたいなのを社協のほうで夏休みやっておりますので、そういう部分とか、各種ボランティア養成講座に係る経費として、支出がなされているところでございます。

民生委員活動費補助金の約2,000万円のほうでございますが、たしか平成30年度に活動費を月当たり1万円から1万1,000円に変更させていただいております、令和2年度、国から民生委員・児童委員活動費という部分で、今回、年間に国からのその民生委員活動に係る部分が1,200円、増額されておりますので、その部分を加えまして、昨年より少し増えた形で支出するということになっております。

民生委員連絡協議会補助金につきましては、地区民生委員協議会運営費補助金ということで、地区の協議会の活動とか研修会の費用とか、そういう部分に使っていただいている分と、あと、全国民生委員・児童委員大会とかに行かれる場合の旅費に関する部分としての補助を行っているという部分でございます。

藤田昌隆委員

恐らく、民生委員の方は、満足度は非常に低いかなと思います。

そういう中で、ちょっと最後に、この民生委員との意見交換会とか、その辺は、活動はきちんとされているのかな。意見を聞くという場を設けてある？

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

毎月、各8地区の会長が集まる会長会と、地区ごとに地区の協議会がっておりますので、その際、足を運ばさせていただいている分と、あと、今年度から、福祉事務所がどういう事業をしているかという部分を、民生委員の皆さんにお話をし、それについて御意見を伺ったり、こういうことで困っているというお話を聞いた部分については、またそこでお話をさせていただくような形で、民生委員の方との意見交換については努めているところでございます。

藤田昌隆委員

いつも疑問に思うんですけど、社会福祉協議会のいろんな、ほかの団体に比べると非常に優遇されていると。さっきもあったように、クーラー1つ、すごいやつをばんばんつけたりね。

だから、こういういろんな補助金もきちんともらっている。

そういう中で、どうも何か、何となく受け身でされているような気がします。実態がつかめてないままこういうこと言うのは失礼なんやけど。金額も結構大きいんですよね。

結局、1円でも多く、会員とかいろんな人にいかないかんの、何となくそこまで十分渡っているのかなという気がしますし、ぜひ、きちんと協議会とのいろんな意見交換会とか、こういった民生委員とか、そういう声を聞くという活動を、これはお願いですが、やっていただきたいと思います。

以上です。

牧瀬昭子委員

8 ページをお願いします。

社会福祉総務費の節18負担金、補助及び交付金の社会福祉協議会の補助金についてなんですが、前年度からすると、191万円の減額というふうにされていると思うのですが、この減額理由は何ですか。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

令和元年度だったと思いますが、職員が退職されまして、今年度新しく職員が入られまして、そこの人件費の差が主なものでございます。

牧瀬昭子委員

分かりました。

ありがとうございます。

内容に関しては特に変更はなくて、人が替わることだけってことですね。

ありがとうございました。

それともう一つ、7 ページをお願いします。

社会福祉総務費の節12委託料。その中の地域福祉計画策定業務委託料についてなんですけれども、内容についてお伺いしたいのですが、委託とはどういうふうに、どこでされる……、契約の仕方を教えていただけますか。

久家喜男地域福祉課地域福祉係長

地域福祉計画の業務の委託につきましては、議決されました後、入札により業者を決定したいと考えております。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。

この委託に関してなんですけれども、これ、先ほどおっしゃった5年に1度ということで、来年は出てこないってということで、5年後にまた出てくるってことでいいですか。

久家喜男地域福祉課地域福祉係長

お見込みのとおり、来年度出てきて、次の策定のときに委託ということであれば、また委託料として出てくるということになるかと。

牧瀬昭子委員

その業者というのは、毎回入札が行われるんですか。

それとも、今回入札がされたその業者がずっとになるんですか。

久家喜男地域福祉課地域福祉係長

入札につきましては、特定の業者が決まっているということではなくて、入札で業者が決まるということになるかと思います。

竹下繁己委員

今、牧瀬議員から御質問あった地域福祉計画策定業務の委託ということで、この地域福祉計画に対する市の考え方とか、指針とか、そういうのはあるんですか。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

現在の地域福祉計画と、あと、国がいろいろ、こういうやり方でいこうという部分がありますので、そこを含めたところで、庁舎内で、課長とか部長とか、そういう委員会みたいなのをつくるのが1点と、あと、庁外の方の意見を聞くということで、その策定委員会をまた別につくりまして、その中で、ある程度鳥栖市政の方向性を決めていきたいと考えております。

竹下繁己委員

内容的には、もう市のほうでまとめて委託する……、何を委託されるんですか。

計画をつくるのを委託されるのか、それとも、製本とかそういうところを委託されるのか。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

計画の作成支援という形でお願いしたいというふうに思っておりまして、計画自体は、先ほど申しました庁内の委員会と、外部の委員さんから成る策定委員会で決めていきたいというふうには考えております。

それに対して、冊子にするときに、構成の話とか、印刷の話とか、製本の話とか、あと、策定委員会にその業者さんに一応入ってもらって、その意見と、業者さんたちが業界で持つてある情報とかを合わせながら、作成をしていきたいというふうに考えています。

竹下繁己委員

何か、デザイナーとかコンサルとかそういう関係の委託になるんですか。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

竹下委員が言われたとおり、そのような形になると思います。

竹下繁己委員

ありがとうございます。

あと1点、すいません、16ページをお願いします。

16ページの、ここも委託料が出ているんですよ。前年度当初から、この当初予算、ぼんと上がっているんですけど、内訳は、どの委託料が上がったんですか。

豊増秀文地域福祉課長補佐兼生活支援係長

生活保護費の関係、委託料で増えた部分につきましては、家計改善支援事業につきまして、

100万円ほど増えております。

あと、健康管理支援業務委託料につきましても、200万円ほど増えているところでございます。

竹下繁己委員

ありがとうございます。

この節19扶助費の住居確保給付金を、ぼんと上がっているんですけども、この上がった理由は何ですか。

豊増秀文地域福祉課長補佐兼生活支援係長

令和2年と比べまして、令和3年度につきましては、見込みを多くしたと、支給を見込む数を多くしたということで、増やしているところでございます。

竹下繁己委員

見込額が増えた理由というのは、どうしてなんですか。

豊増秀文地域福祉課長補佐兼生活支援係長

現在も支給世帯のほうが増えておりますんで、その関係で、今後も増える予定があるんじゃないかということで、見込んだところでございます。

竹下繁己委員

増加傾向にあるということで理解してよろしいですか。

豊増秀文地域福祉課長補佐兼生活支援係長

お見込みのとおりでございます。

池田利幸委員

さっき竹下委員のところで答えられた16ページのところなんですけど、家計改善支援業務委託料と健康管理支援業務委託料で増えていますっていうお答え。

これは、もともといた人に、さらに人を増やすとか、そういう意味合いで増えるってことなんですか。

この増える理由というのは、何なんですか。

豊増秀文地域福祉課長補佐兼生活支援係長

家計改善支援事業につきましては、令和2年度につきましては、生活困窮者に限定して御相談を受けるということにしてたんですけども、令和3年度につきましては、現に保護を受けていらっしゃる方で、ある程度自立が見込めるような方につきまして、家計改善の支援のお手伝いをして、自立を進めていただくようなことで、増やしているところでございます。

池田利幸委員

業務が増えるから増額ということなんですか。人を増やすっていうわけではないと。

万円に関連してお尋ねをします。

いいのかな。

江副康成委員長

どうぞ。

成富牧男委員

いいですか。

それで、1つは、毎回資料で頂いている、今回も頂きたいと思っているんですけど、この資料に関することで、改めてお尋ねをします。

それと、もう一つは、私が情報公開で頂きました県内の行政と全日本同和会の懇談会の資料に基づいてお尋ねをします。

大きく2つに分けてお尋ねをしたいと思います。

最初は、同和団体の直接補助金の関係についてですけれども、私の12月の一般質問に対して、部長のほうから、私が、事務局長所在地を聞いたときに、それを言ったら差別につながるおそれがあると言われました。

なぜそうなるのか伺いたいと思います。

差別につながると考えているのは、行政なのか、それとも、同和団体のほうもそう言われているのか。

それが1つ。

それともう一つ、まとめて聞きます。

この同和団体、つまり、全日本同和会鳥栖支部、これは、総会をやっておられると思いますが、ああいうふうに決算書とか何とかありますからね、収支報告書もありますし。それは、毎年いつ頃行われているのか。

令和2年度はもう終わったのか、今からなのか。

いずれにしろ、この間頂いた資料の令和元年度の決算でもいいんですけど、決算が出たときでもいいんですけど、総会とかやられているのかどうかっていうのが質問ですね。

もう一つ、この同和会に対しては、鳥栖市の補助金交付規則の特例の規定、実績報告の前に補助金交付を受けておられます。

この特例の規定のところを、もうそのまま、どういう規定なのか読み上げていただいて、同和会がなぜそれに該当するのか理由を示してほしいと思います。

また、こうしたただし書の適用を受けている団体があれば、それについて教えてください。

以上、まとめてお答えください。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

まず1点目の、12月の一般質問の答弁に関する件でございますが、事務局が支部長宅というふうになっておりますので、同和問題に関しましては、そこに生まれたというだけで差別をされるといった、極めて不条理な差別問題であります。

ということから、運動体の会員等の住所を含みまして、公開すべきではないということ考えているところでございます。

次の、判断は行政なのか団体なのかということでございますけれども、行政として差別につながるものだというふうに意識をしているところです。

その次が、令和2年度の総会の時期でございますが、承知はしておりません。

次の、補助金等交付規則の前金払い等の部分につきましては、鳥栖市補助金等交付規則第13条に補助金等の交付という規定がございまして、この中のただし書に、市長が補助事業等の性質上適当と認めるときは、補助金等の全部または一部を概算または前金で交付することができるという規定に基づいて交付をしているところでございます。

なぜ該当するのかという部分につきましては、当該団体の申請等に基づきまして、必要であるとこちらのほうで判断させていただいたというところでございます。

ほかに適用を受けている団体ということでございますが、記憶で申し訳ございませんが、鳥栖市社会福祉協議会や、鳥栖市老人クラブ連合会が概算払いで補助金の交付をしていたというふうに記憶しておるところでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

ちょっと、最初のは、一般質問のときは、そういうのを付け加えて言われませんでした。

そう言われたとしても、事務局長の自宅がそういうふうになっているということを今、言われましたけれども、それやったらそのように答弁されればよかったわけですね。

あのときには、そういうふうに言われなかったですね、単純に。

だから、それはそれのように……、私は、それでも納得できないんですけど、それだけ申し上げておきます。

それと、行政がそう考えたと。

団体の方が、会長のところが事務局になっているってことですけど、そこに確認したわけじゃない、何ちゅう答弁している、私たちが悪者になりよるやないかと、ひょっとしたら思われたかもしれませんね。

それであと、次は、承知していないって、私はもう、てっきりを行われていて、この同和団体に対しての質問は、大体毎年のごとしていますよね、別の委員会におったときも含めて、何らかの形で。

当然、一般常識でしょう、収支報告書とか、予算書とか。

こういうのは、やっぱり、団体として、きちっと確認した形で本来出されるべきだと思いますが、それを担保するものが、そういう総会とか、場合によっては、この中身、お金のものについては、相違ありませんという監査みたいなものがあります。

そういうのは一切承知しておりませんということは、少なくとも鳥栖市に対して出される補助金の申請については、そういうものは添付されていない、過去にも添付されていなかったということでもいいでしょうか。

それから、まとめて再質問します。

あと1つ、性質上認められるときがあると、さっきの答えは、必要であると判断したと。

私が尋ねているのは、必要であると判断した理由は何なんですかっていう、いわゆる老人会とか、社協とか、それぞれ必要である理由は少し異なってくると思うんですけど、この団体に対して、そういうふうに判断された理由をお尋ねしているわけです。

以上、お尋ねをします。

総会については、それでいいとねっちゅうことですね、聞いているのは。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

お待たせいたしました。

令和2年度の総会について、承知していないということで、今、全日本同和会から提出された資料を手元に持っておりませんので、その内容については、確認をまずしたいと思っています。

2点目の特例にした理由につきましては、団体の運営上必要であるというふうに認識しているというところで、出させていただきます。

成富牧男委員

総会については、令和2年度っていうことに限って言えば、まだちょっとありますし、後からしたよという話もあるかもしれませんので、長年、ずっとどうだったのかということを聞いているんですね。

そして、それでいいのかっていう、その2つですよ。

そういうのを、今回じゃなくて、また調べとっていただきたいということ。

それから、今も結局同じお答えで、必要であると判断した、同じようなお答えをしていたんですが、その必要であると判断した理由をお尋ねしているんですけど。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

当該団体が、成富委員からも時々お話をいただきますが、補助金額が多い団体でございまして、それに依存した団体であり、会の運営をするためには、概算払いが必要であるという

ふうに認識をしております。

この団体が行政の補完的役割を行っていただいているという部分に鑑みまして、必要な部分であるというふうに認識をしているところです。

江副康成委員長

質問に入る前にちょっと。

総会のところのやつは、もう答え求めないということでよかですかね。

成富牧男委員

よかです。

江副康成委員長

今、質問されるところは、もう性質のところだけですよね。

どうぞ。

成富牧男委員

今、結局必要である理由で、いみじくも言われました、行政に依存しておると。割合でいうと、九十何%やったでしょう、補助金が。（発言する者あり）77%。

とにかく、かなりの依存度ですね、こげん依存しているところはないですよ。その依存しとることをもって、だから出すっていうのは、間違っていると私は思います。

もういいです。この件は終わります。

それで、最初に申し上げましたように、大きくもう一点は、皆さん方にも資料の渡った、令和元年度の事業報告、前回の委員会の中であった表の中に、4月23、24、25日に、佐賀県の全日本同和会連合会と行政との懇談会ってあったんで、それについて、私は情報公開制度を使って、開示を求めました。

その中身について幾つか質問をさせていただきます。

この令和3年度の予算、私たちが今まさに審査しています令和3年度予算に懇談会の予算はどういう形で上がっているのか。上がっているのであれば、それについて説明をしていたくということ。それから、令和2年度はどうだったのか。コロナでいろいろあったんですけど、そのことについてお尋ねします。

それから、これもなるべくまとめていきましょう。

鳥栖市からの参加者は、肩書だけでもいいですから、どういう方が参加されているのか。県内から参加している団体、自治体、それはどこなのか。それについては、どこなのかやなくて、もらった資料によれば、20市町のうち、僅か5市町だけですね。これ、ぜひ言っていたきたいんですが、それはなぜなのか。

以上、お答えください。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

まず、令和3年度の予算に、どこに当該旅費が含まれているのかということでございますが、款3、項1、目1、節8の中に含まれておるところでございます。

款3、項1、目1、節8の旅費に旅費は含まれておるところでございます、ページ数で申し上げますと、委員会資料の7ページでございます。

次が、令和2年度の行政との懇談会は開催されたのかということでございますが、今年度は新型コロナウイルス感染症のために中止でございます。ということで、鳥栖市からの参加はありません。

そして、県内からも令和2年度については、参加はあっていない状況でございます。

成富牧男委員

さっき申し上げたあと1つ、20市町のうち僅か5市町だけですね、名簿を見ると。これはどうしてですか。私、もっと多いのかと思ったら。

それで、ついでにそれ、どことどことどこか、ちょっと市町の名前——県も入っているようですけど、市町でいうと5つだけですね。それを紹介して、答弁してください。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

今年度はあっておりませんので、昨年度の出席の状況を申し上げますと、佐賀県から人権同和対策課長と人権教育室長。

唐津市から人権同和対策課、「(「市町だけでいいんですよ」と呼ぶ者あり)市町だけでいいですか。

市町で言いますと、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、鹿島市でございます。

それで、鳥栖市からの令和元年度の出席者は、社会福祉課長と生涯学習課長でございます。

成富牧男委員

ごめんなさい、あと1つ。

私、全部かと思っと思ったら、このぐらいですよ、今言われたように、5市町ぐらい。それは、どうしてなのでしょう。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

全日本同和会佐賀県連合会との懇談会でありますので、佐賀県連合会の支部のある市が出席をしているということになります。

成富牧男委員

要は、同和会支部が、今言われた5市町のところにある。だから、その市町が参加しているということですね。

これかなり、意外と少ないですよ、ということをちょっと確認します。

これをまとめて1つで質問を終わりたいと思いますが、それで、資料を見ると、平成31年、その時は4月ですから、平成30年度の資料になっていますけど、そこに毎年、同和会の県の連合会が行政に対して出席、参加要請をしているのがあります、一覧表が。

それは、同和会主催の会議とか大会、研修会、これに参加してくださいというやつなんですよね。

このことについてお尋ねをします。

これは、毎年——コロナだから去年は参加しませんって、そういう意味で聞いているんじゃないくて、これは、基本的に毎年参加しているのかどうか、今までずっと、それだけでいいです。令和2年度はどうだったのかは聞きません。

令和3年度の要請もあっているのであれば、4月か5月、時系列的に、こういう要請がっております、その開催予定日、会議等の名称、それから、参加人数依頼とか、肩書とか、いろいろ依頼されている内容について教えてください。

それから、その際の旅費分担金等についても、併せて具体的に、それぞれでお答えください。

それで、合計幾らというふうに言っていたらいいと思いますけど。

合計幾ら、なかなか、それぞれでもいいです、出ていないなら。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

令和3年度の出席の依頼、参加要請があっているのかということですが、令和2年度、多くの事業が中止された中で、来年度、すなわち令和3年度のことですが、令和3年度も令和元年度と同様の事業を実施する予定であるということは伺っております。

そのことから、令和元年度を参考に、令和3年度の予算を計上させていただいておるところでございます。

それで、令和元年度の事業を参考に、どういう事業があるかという部分を申し上げますと、4月に行政との懇談会、5月に東京での大会、7月に大阪での研修会、8月に県内の交流会、9月に九州の研修大会が予定をされていると。

10月に京都での研修会、2月に東京での研修会が予定されております。

それで、出席につきましては、4月は2名を予定しておりまして、5月は4人を予定しております。

7月につきましては、2人と8月の県内の研修会については、16人を予定しておりまして、九州の大会については、過去の分が20人程度でしたので、一応20人ということで考えております。

それと、10月の研修会につきましても2人、それと、2月の研修会につきましても2人を今の

ところ予定をしているところでございます。

以上です。

成富牧男委員

ありがとうございました。

その旅費は、さっき答弁のあったところでいいんですかね、同じところで。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

先ほどお話しました款3、項1、目1、節8の旅費の中に含まれております。

成富牧男委員

じゃあ最後に、要望ちょうか、まとめて。

結局、これ全部、同和会の研修大会とか研修会とかほとんど内部の会議に参加するわけですね。

私、それは非常に問題だというふうに思っております。解放同盟から、あそこにばかり参加して、うちになんで参加せんとかって、よく言われんなというふうに、今ちょっと思いました。

ちなみに、基山町は今、何か条例改正していますよね、人権条例かな、何かの条例改正しています。部落差別をはじめとするっていう文言を入れたようなやつに。

それで、やはり、ほかの同和団体がそういう形で、今のような姿勢であれば、執行部の姿勢、行政の姿勢であれば、入ってくる可能性もあります。

私、基本、とにかく行政の主体性をもっとちゃんと保ちなさいと言いたいわけですね。そこなんですよ。

それと、この団体補助金について言えば、ちゃんと使いよつとか見よつとねじゃんっていう、きちっとチェックしよつとねやんっていう話なんですよ。

ということで、私はこの400万円のまますっと今まで来ているこの金額、さっき尋ねたら、私も今まで気づかなかったけど、本当、当たり前の総会とかもやられているのかどうかも分からない。

総会の規定自身も、全国組織を借り物にしたような形で、ここを適用していますと、これに基づいて総会があるようになっていきますって、いつか言われたんですけど、それじゃいけないと思いますので、今後改めて、その必要性については問うていきたいと思います。

私は、この分については終わります。

江副康成委員長

ほかになれば。

〔発言する者なし〕

いいですかね。

質疑を終わります。

次に、高齢障害福祉課の審査を行います。

執行部の説明を求めます。

武富美津子高齢障害福祉課長

それでは、議案乙第6号令和3年度鳥栖市一般会計予算案のうち、高齢障害福祉課関係の主なものにつきまして、委員会資料に沿って御説明を申し上げます。

まず、歳入について申し上げます。

2ページをお願いいたします。

款14分担金及び負担金、項2負担金、目1民生費負担金、節1社会福祉費負担金の主なものといたしましては、老人保護措置費負担金でございます。

環境経済上の理由により、養護老人ホームに入所する高齢者から徴収する負担金でございます。

次に、3ページを御覧ください。

款16国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節1社会福祉費国庫負担金の主なものにつきましては、障害者自立支援給付費負担金は、障害者に対する福祉サービス給付に係る国の負担金で、国庫負担の割合は2分の1となっております。

次の障害者自立支援医療費負担金は、障害者の障害軽減、機能回復の医療費に係る国の負担分で、国の負担割合は2分の1となっております。

障害児施設措置費負担金は、障害児の通所や相談し相談支援事業等に係る国の負担分で、国の負担割合は2分の1でございます。

次に、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節1社会福祉費国庫補助金、地域生活支援事業費補助金につきましては、障害者が自立した日常生活や社会生活を送るためのサービスを提供するため、日常生活用具等事業、移動支援事業、相談支援事業に要する費用に対する補助金で、国の補助率は2分の1以内となっております。

次に、4ページを御覧ください。

款17県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金、節1社会福祉費県負担金は、国庫負担金のところで述べました障害者自立支援関係の負担金、障害児施設措置費負担金の県の負担金でございまして、県の負担割合は4分の1となっております。

次に、5ページを御覧ください。

項2県補助金、目2民生費県補助金、節1社会福祉費県補助金のうち、重度心身障害者医療助成事業費補助金は、重度心身障害者の医療治療費自己負担に対する助成事業の県補助金

となっております。

月ごとの自己負担総額から500円を控除した額を助成するもので、県の補助率は2分の1となっております。

次の地域生活支援事業費補助金は、国庫補助金のところでも申し上げました補助金で、県の補助率は4分の1となっております。

地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備事業）補助金につきましては、地域における介護の確保を図るため、地域密着型の介護施設の整備を行う者に対し、施設整備に係る費用及び開設の準備のための経費を補助するもので、県の地域医療介護総合確保基金の活用により、県の負担割合は10分の10となっております。

21ページを御覧ください。

株式会社プリーズが蔵上に設置する小規模多機能型居宅介護支援事業所に対する補助を行うものでございます。

戻りまして、6ページを御覧ください。

款22諸収入、項4受託事業収入、目1受託事業収入、節1民生費受託収入の地域支援事業受託料につきましては、鳥栖地区広域市町村圏組合からの受託料でございまして、地域支援事業として、介護予防事業や食の自立支援事業などを実施するための受託料でございます。

次に、項6雑入、目4雑入、節4雑入の主なものにつきまして、障害児通園施設介護給付費につきましては、ひかり園の児童発達支援や放課後等サービスの療育に支払われる介護給付費でございます。

高齢者福祉施設雑入につきましては、中央デイサービスセンターや中央在宅介護支援センターの燃料費、光熱水費等の事業者負担分でございます。

高齢者福祉乗車券負担金につきましては、路線バス及びミニバスで利用できる福祉乗車券の個人負担分でございます。

次に、款23市債、項1市債、目2民生債、節1社会福祉債の高齢者福祉施設改修事業につきましては、22ページを御覧ください。

平成7年度に竣工した高齢者福祉施設の経営経年劣化に伴う空調設備及び外壁等の改修工事を行うものです。

以上で歳入に関する説明は終わります。

続きまして、歳出の主なものの説明を申し上げます。

9ページを御覧ください。

款3民生費、項1社会福祉費、目2障害者福祉費につきまして、節1、節3、節4の主なものといたしましては、会計年度職員として、ひかり園の指導員5名及び障害者支援係の窓

口等職員 4 名分の人件費に係るものです。

次に、節12委託料の主なものにつきましては、巡回支援専門員派遣事業委託料につきまして、保育所等に発達障害支援専門員を派遣し、障害の早期発見、早期対応等の支援を行う事業でございます。

外出介護委託料は、屋外での移動困難者に対して支援を実施するものでございます。

次の相談支援事業委託料は、鳥栖市、みやき町、基山町、上峰町の 1 市 3 町で運営をしております鳥栖・三養基地区総合相談支援センターに対し、障害者や家族の相談に対する必要な情報の提供及び権利擁護のための援助、障害者が地域で安心して生活できるための相談し援助事業の業務を委託するものでございます。

次に、日中一時支援事業委託料につきましては、一時的に見守りが必要な障害のある方に対して、日中の活動の提供や、日常訓練を行うための事業を委託するものでございます。

次に、社会福祉会館（身障センター）指定管理料につきましては、身障者福祉センターの施設管理及び機能回復訓練、各種講座、更生相談事業を社会福祉協議会へ指定管理により委託するものでございます。

10ページを御覧ください。

節18負担金、補助及び交付金の主なものとしたしましては、地域活動支援センター補助金につきまして、身体障害者福祉作業所での創作的活動や、生産活動の機会の提供による社会との交流促進及び障害のある方の地域生活支援等に対する運営補助でございます。

福祉タクシー助成金は、身体障害者会社の 1 級、2 級、療育の A、精神の 1 級、2 級の障害のある方に対しまして、タクシーの基本料金の助成を行うものでございます。

次に、節19扶助費の主なものにつきましては、重度心身障害者医療費につきまして、身障の 1 級、2 級、療育 A などの重度心身障害者の医療費の自己負担について、500円を差し引いた額を助成するものでございます。

障害者自立支援医療費は、障害の軽減、機能回復のための医療費を助成するものでございます。

次の、障害児施設給付費は、障害児の通所支援等に係る給付をするものでございます。

次の、障害者自立支援給付費は、ホームヘルプ、ショートステイ、施設入所等の介護給付サービス、自立訓練等のサービス利用に係る給付、相談支援、障害者の補装具などで個別に支給決定が行われる障害福祉サービスの利用者に対する給付費でございます。

障害者日常生活用具給付等事業費は、地域生活事業支援事業として、自立支援生活支援用具などの日常生活用具の給付、または貸与を行うものでございます。

特別障害者等手当は、心身に重度の障害があるため、日常生活で常時特別な介護を必要と

する在宅の障害者に対して手当を支給するものでございます。

次に、11ページを御覧ください。

目3 老人福祉費でございます。

節1から節4までは、地域支援事業の事業費支弁人件費として、高齢者支援係職員の人件費の一部及び会計年度任用職員2名の人件費に充てるものでございます。

節7 報償費の主なものといたしましては、敬老祝金、80歳、85歳、88歳、99歳、100歳の節目の年齢の高齢者に対し、約1,500名の支給を見込んでおります。新型コロナウイルス感染し拡大防止のために、令和2年度から、今までの窓口支給より口座振り込みに変更をしております。

また、次の在宅寝たきり老人等介護見舞金につきましては、65歳以上で在宅の寝たきりの高齢者、または重度認知高齢者の介護者を対象に見舞金を支払いするものです。

次に、節12委託料の主なものにつきましては、食の自立支援事業委託料につきまして、おおむね65歳以上の独居老人や高齢夫婦の方で、食事の調理等が困難な方に食事の提供と安否の確認による見守りを行うものでございます。

ふれあいネットワーク事業及び緊急通報システム事業の委託料につきましては、在宅独り暮らしの高齢者等の安全確保のための事業に係るものでございます。

次に、介護予防事業委託料でございますが、いきいき健康教室やふまねっと教室、ロコモーショントレーニング教室などの一般高齢者向けの介護予防教室や、認知症予防として、T O S U S H I 音楽サロンなどの事業のほか、住民主体で取り組む介護予防事業を推進するため、介護予防体操でございます、とすっこ体操に取り組む町区に対し、通いの場立ち上げ支援事業を引き続き実施いたします。

また、通いの場において、認知症、高齢者の早期発見、早期対応を図る地域巡回介護予防検診を実施していきます。

また、介護予防活動に従事するボランティアを養成する介護予防サポーター養成事業や、要介護状態に陥る可能性のある高齢者向けの通所型サービス事業である元気クラブを継続いたします、ボランティア養成と、活動の場を同時に整備してまいります。

12ページを御覧ください。

節18負担金、補助及び交付金の主なものにつきまして、鳥栖地区広域市町村圏組合負担金でございます。

介護給付費、介護予防事業費、包括支援事業費、事務費などに関する介護保険の負担金でございます。

高齢者福祉乗車券助成金につきましては、75歳以上の高齢者及び70歳から74歳までの運転

午後 2 時 6 分開会

江副康成委員長

再開いたします。

質疑を行いますけど、どなたかございませんか。

牧瀬昭子委員

11ページをお願いします。

老人福祉費の節 7 報償費について教えてください。

今年度が減額されているのですが、人数の見込みの増減に関して、どのように見込んであるか教えてください。（発言する者あり）

もう一度言いましょうか。

在宅寝たきり老人等介護見舞金について教えてください。

前年度が299万2,000円、今年度が294万8,000円ということで減額が、多少ですけれどもありますが、見込み数がどのように減らされているのかというのを教えてください。

武富美津子高齢障害福祉課長

在宅寝たきり老人等の介護見舞金につきまして、一応、今年度につきましては、合計で20名の方の分と、あと新規の方を2名……、すいません。

犬丸喜代子高齢障害福祉課高齢者支援係長

前年度の令和2年度は、現状お支払いをされている方、実績を根拠に算定をしているんですが、前年度が300万円未満として、年額で7万2,000円支給されている方っていうのが16人で計算をしておりました。

今年度は、現状から、7万2,000円——300万円以下の方を15人として見込んでいるので、その差額が出てきているっていう形になります。

ですから、人数的な算定は変わってはいないんですが、それぞれの所得割の算定の根拠が、実績に基づく根拠のほうが変わったっていうことで、若干の減が出たっていう状況になります。

牧瀬昭子委員

1人当たりの金額が、見込みに対してっていうことだと思うんですけど、1人当たりの受給額っていうのは、1万円と1万2,000円で違うんですよね。

その人数と、その金額を再度教えていただいていいですか。

犬丸喜代子高齢障害福祉課高齢者支援係長

令和3年度として算定した額としては7万2,000円、これが300万円未満として見込んでい

る方が15人。

それで、300万円以上、最大5万円として見込んでいる方が5名、合計20名で計算をしています。

それとあと、それとは別に新規っていうところで、お二人の方っていう形になるので——
すいません、ちょっとおかしくなりますね、17人と5人っていう算定。

それで、前年度が、すいません、それよりも少ない算定をしていたっていう状況です。

牧瀬昭子委員

具体的にありがとうございます。

この金額をお伺いしたのが、月額1万2,000円と1万円ということで、これが、条例を見ましたら、平成7年ということで作られたということですが、それについて、金額の改定などは今まで行われたりはしていますでしょうか。

江副康成委員長

手を、誰か、発言される方は手を挙げて言ってくださいね。

ちょっと、こっちが想像しながら言うのも。

犬丸喜代子高齢障害福祉課高齢者支援係長

すいません。

今私が把握している中では、改定はしていないと把握しています。

牧瀬昭子委員

もらえる方は、少しでも頂けるということで、ありがたいというお声も頂いているところだと思えますけれども、やはり平成7年から月が流れて、消費税もアップされたり、物価も変わってきているので、ここからは要望なんですけど、金額の改定の見直しということ、月額の金額というのを、それに経済状況に見合ったところで、改定をお願いしたいと思います。

以上です。

成富牧男委員

今、寝たきりの話が出ましたが、この在宅寝たきり老人等介護見舞金は、今、所得段階を言われたのかな、さっき何百万円とか言われたのは。

これ、寝たきりっていう要件は、介護保険か何かを基準にしてあるんですか、そこんところを。

それと併せて、なるべく時間が節約できるように、特別障害者手当っていうのがあったんですよね。その特障手当は、介護の4とか5の人も対象になるような話も聞いたんですけど、そういうのは。今、分かればいいです、これは。今、突然言っているの。

犬丸喜代子高齢障害福祉課高齢者支援係長

まず、寝たきり老人等介護見舞金の支給対象者ってということでお答えをさせていただきます。

65歳以上の寝たきり老人及び重度認知症老人と同居して、6か月以上介護を継続している方ってということで、「（そうか、対象者が違うね）」と呼ぶ者あり）

成富牧男委員

ということは、介護度とか、そのお世話している方のあれとか、全く関係ないということですか、今の。寝たきりという、そこんところを。

犬丸喜代子高齢障害福祉課高齢者支援係長

支給要件として……、ごめんなさい、対象者としては、先ほどの6か月以上っていう形になるんですが、今度は支給される側、介護者の要件として、被介護者及び介護者ともに6か月以上鳥栖市に住所を置き、生計中心者の前年所得が1,000万円以下の世帯っていう形になります。

以上でございます。

成富牧男委員

あと、もう勝手に理解しますけど、介護度が幾らとかいうのは、直接関係ないっていうことですかね、今の話では。

そう受け取っていいなら、もう取りあえず、それで終わります。

犬丸喜代子高齢障害福祉課高齢者支援係長

介護度っていう認定基準ではなく、寝たきり度及び認知症っていうところの基準が基準になります。

以上でございます。

成富牧男委員

私、厳密にやれとかいう立場で言っているんじゃないんで、そこんところをちょっと確認したかったんで。それは分かりました。

それと、あと1つの特別障害者手当の要件で、例えば、介護度が4とか5やったら、それだけでも……、ほかに所得要件はあるかと思いますが、いいとよとか、そこら辺だけでも分かれば。現時点で分からないなら、分からないでいいです。

武富美津子高齢障害福祉課長

特別障害者手当につきましては、著しく重度の障害状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする障害者本人に支給されるということになっております。

一応、手帳申請時に、重度の方の申請時で、こちらのほうに該当される方につきましては、

担当のほうはこちらの制度につきまして説明をしております。

成富牧男委員

1つだけ、大事なところなんです。

手帳を持っていないと駄目っていうことですか。逆に介護の5とか、認定されとったとしても、こっちば持っとかんといかんよと、手帳持っとかんといかんよっちゃうことですか。

武富美津子高齢障害福祉課長

手帳を申請された中で該当者がいらっしゃった場合はそういう説明をしますということで、手帳を持っていらっしゃらない方に関しましても、相談でいろいろ聞かれたところで、該当される方っていう形で、医師の診断書等で著しい重度の障害の状態であるという診断がされましたら、そこも審査をいたしまして、該当の方は、一応、支給ができるような形になっております。

成富牧男委員

今のところ、横滑りで、介護が5だから、もう即オーケーですとかいう取扱いはされていないということでもいいですね。

分かりました。

池田利幸委員

11ページ、款3、項1、目3の節12委託料、緊急通報システム事業委託料の件で、まず伺いします。

これ、見守りネットワーカーさんたちと一緒に高齢者の独居の方々のセーフティーネットだと思うんですね。

その分で、緊急通報、委託をどこにされているのか。

あと、実績として、この通報システムを使われているのは、どれくらいの頻度であるのかになっていうのをちょっとお尋ねできればなと思うんですけれども。

武富美津子高齢障害福祉課長

平成30年から令和2年度までの警備の委託業者につきましては、富士警備のほうに委託をしております。

そして、利用の人数につきましては、平成30年度が172名、令和元年度が146名、令和2年度の見込みが160名となっております。

池田利幸委員

ありがとうございます。

やっぱり結構、利用されている方はいらっしゃる、これから高齢化、どんどん進んでいく中で、独居高齢者っていうのはどんどん増えていくんで、この辺しっかりしていただきたい

っていうのと、実態は僕も今まで聞いたことがなかったんで、どれぐらいの実態があるかっていうのを今回はお聞きいたしました。

あと、12ページです。高齢者福祉乗車券助成金負担金のところ。

これは、7割負担をされるっていう部分、一般質問とかでもあったと思うんですけど、これって、さっきも御説明あったようにミニバス、あと、要は、普通のバスしか使えないと思うんですね。

それで、高齢者、今、本当にいろんなところで増えているっちゃうか、高齢化が進んでいる中で、タクシーにも適用できるようにしてほしいという話が出ていると思うんですけど、その辺、検討とか、そういう部分はないのかなっていう部分で、お伺いします。

検討も一切考えていないっていう答えなのか、考えてはおるけどっていう部分なのか。

武富美津子高齢障害福祉課長

議員の御指摘のとおり、現在の乗車券につきましては、路線バス及びミニバスのほうで乗車に使っていただいている状況でございます。

タクシーのほうの要望につきましては、いろいろと御要望もあっているところではございますが、近隣の市町を調査・研究したいと考えております。

池田利幸委員

そうですね。

一般質問の答弁でもそうされていたんで、そうだと思うんですけども、実際に、窓口とかそういうところに、使えるようにしてくれとかいう市民さんから直接要望とかあったりするんですか。

武富美津子高齢障害福祉課長

すいません、私が社会福祉課に来てから、直接窓口のほうでの要望っていう形は聞いていない状況でございます。

池田利幸委員

ありがとうございます。

窓口ではないんですね。

結構、私も含め、ほかの議員さんたちも直接議員に相談されるっていう形は多いんで、その辺、今までも言ってきて、お願いしてっていう部分もあるんで、考えてもらえればなっていう部分はあります。

そうしたら、次に、同じページの節19扶助費のところの成年後見制度利用支援事業費っていうのがあるんですけど、すいません、これとその下、老人保護措置費って9,000万円あるんですけど、これ、ちょっと単純にまず、事業ちゃうか、これで何をされているのかっていう

事業説明をお願いできますか。

武富美津子高齢障害福祉課長

まず、成年後見制度利用支援事業につきましてですが、これは、成年後見人が使われた場合に、後見人に支払う報酬について、被後見人に資力、財力がない場合に、後見人に対し助成を行うものでございます。（発言する者あり）

江副康成委員長

ちょっと、最後まで行きましょうか。

どうぞ。

この制度、後見人制度の話？じゃなくて、事業の話？

どうぞ。

武富美津子高齢障害福祉課長

1件当たり大体12万9,000円の7名ということで、90万3,000円を一応見込んでおります。

次に、老人保護措置費でございますが、こちらにつきましては、65歳以上の環境上、経済上の理由で、居宅生活が困難な方について、養護老人ホームに入所をするという制度でございます。

池田利幸委員

ありがとうございます。

まずは、その老人保護措置費は、施設に入るためってということで、それだから9,000万円ぐらいの予算があるってことですね。

あと、成年後見人制度利用支援事業のほう、ちょっと僕今、理解っちゅうか、御説明聞いて、1件に対して12万円、それで、7名今予定があるっていう、これ、成年後見人は、基本的には自分たちでつけてもらわないといけないですよ。

それで、成年後見人をつけた後に、成年後見人にお金が支払えないんで、代りにっていう申請をしなきゃいけない、している方に渡すってことなんですか。

ちょっとすいません、その辺が理解できなかったんで、ちょっと教えてもらえますか。

犬丸喜代子高齢障害福祉課高齢者支援係長

成年後見人さんが立たれます、そして、その被後見人側のほうの財力っていうのがない場合が、成年後見人に対しての報酬は裁判所のほうで定められた額があるんですが、その額が、その被後見人のほうが資力がない場合に、成年後見人、結局、弁護士さんや社会福祉士さんから、うちのほうに申請があるっていうような流れの事業になります。

池田利幸委員

すみません、もう一回だけ聞いていいですか。

成年後見人って家族になる場合もあれば、それこそお医者さん、司法書士、弁護士っていう、いろいろ、そういう専門のところに頼むんじゃないですか。頼むときは、基本的に本人さんちゅうか、御家族で頼むんですね。

すいません、その辺の流れから教えてもらえればありがたいなと思います。

犬丸喜代子高齢障害福祉課高齢者支援係長

成年後見人が立つ場合っていうのが現在2通りございまして、通常、その親族の方とかが申立てをされる場合と、そういった方がいらっしやらない場合は、市長申立てっていう方法もございまして。

それで、結果的に市長申立てであろうと、親族等の申立てであろうとも、その方、被後見人の資財がない場合に、立たれた後見人さんの報酬に対して、行政が支援をしているっていう状況です。

池田利幸委員

ありがとうございます。

すいません、もう一点。

その市長申立ての後見人っていうのは、どういう場合に立つんですか。

ごめんなさい、ここ範囲外と言われたら範囲外かもしれないんですけど、教えていただければと思います。

結構、相談とかで認知に絡む成年後見人とかいう話もありますので、ちょっと知っておきたいなということがありまして。

犬丸喜代子高齢障害福祉課高齢者支援係長

具体的には、虐待の場合とかが、こういった形で市長申立てをさせていただいてまして、御家族、旦那さんとか、そういった方から虐待を受けましたっていう方に対しての成年後見人をつける場合が市長申立てでさせてもらっています。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

竹下繁己委員

10ページの社会福祉費の扶助費ですね。

これが全部額がでかいんですけど、軽く1億円増えているんですけど、この1億円増えた理由を教えてください。

武富美津子高齢障害福祉課長

主なものの増額に関しまして、まずは、障害児施設給付費。

こちらのほうが4,400万円増えておりまして、全体の7%の増となっております。

こちらのほうは、障害児の利用数っていうのが増えている状況と、あとは、事業者数も、

令和2年度に市内で5件、みやき町で1件新しくできておりますので、より利用しやすい状況になったために、利用数が増えているものと考えております。

次に、障害者自立支援給付費、7,800万円の増です。約6%が増額となっております。

こちらのほうは、もう利用者、精神の障害の方も人数増えておりますし、利用件数も増えております。

あと、今、国のほうで、施設のほうから地域のほうにっていう形で、障害のある方の近く、皆さんが住んでいる近くのほうに移行していくということで、入院から、グループホームや自宅にということで、自宅やグループホームに入ること、その分のサービスの利用の件数が増えているっていう形になります。

あとは、障害者日常生活用具給付費の分ですが、これが100万円ほど増えている状況です。これも7%弱ぐらいです。

こちらのほうも利用者が増えているっていうところで、日常生活、例えば、おむつとか手すりとか、そんな感じの分が増えているっていうところになっております。

以上です。

竹下繁己委員

じゃあ、新しい取組をするわけではなく、ボリュームがどんどん増えているということですよ。

それを踏まえて、これは、12月議会のときに、精神障害も他障害同様の重度心身障害者医療費助成制度にしてくださいという陳情があっていたじゃないですか。これに対する取組は、令和3年度どういうふうになされるんですか。

武富美津子高齢障害福祉課長

12月議会のほうでも一応答弁しておりますとおり、県のほうにも、そういった要望が出ております。

それで、県のほうが2月議会で、精神障害の1級の方の医療費の分の、入院以外の通院の関係を重度心身医療助成の中に入れるような形で、今年度中に要綱の改正が行われる予定となっております。

半分が県の補助金となっておりますので、それに伴いまして、その改正を受けたところで、鳥栖市のほうも県と同じような要綱の改正を――鳥栖市は条例ですね、条例の改正をしたいと考えておりますので、すいません、当初のほうには、そちらのほうの予算は今回入っておりませんで、次の議会で皆様方にお諮りしたいと考えております。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

成富牧男委員

9 ページにひかり園の会計年度任用職員の報酬のところがありましたけど、それに関連して、この施設、鳥栖市立のひかり園についてお尋ねをします。

このひかり園っていうのは、いわゆる障害児通園施設っていうことでいいんですよね。

それで、このひかり園の位置づけですよ、例えば、弥生が丘のほうには、若楠療育園がありますよね。

それで、あそこは県の何か委託を受けて事業をやっていると。それと同じもんじゃないですよ、そんな大それたもんじゃないですよ。

ちょっと、そこら辺の説明をしていただいた上で、どういう人が利用するのか。

法律として、そもそも、立ち上げられて、これまでやってきた意味、そういう、ほかにも療育、若楠——後から建ったっちゃ言えばそれまででしょうけど、そういう理由でもいいですけど、どういういきさつで公立としてやってきたのか。公立としてやる意味、それは何なのか。

それから、施設のスタッフ、どういうスタッフになっているのか。園長とか、それからサービス管理者、少し勉強させてもらったんですけど、それと、さっき最初に言った、会計年度任用職員であるところのスタッフさんなんかがおられると思いますけど、そういう職員等、どういう仕事をされているのか。

それから、利用定員とか、そこら辺を教えてください。

それから、ほかの関係機関との連携をどのようにしてやっておられるのか。

また、そういう、連携を取る上での仕組み、例えば、何とか協議会とか、連絡何とかとか、そういうのがあるのか。

そういうのを教えてください。

1 回で終わりますので。

武富美津子高齢障害福祉課長

まず、ひかり園がどのような施設であるかの御説明をさせていただきます。

一応、児童福祉法の障害児通所支援サービスであります、児童発達の支援、あと、放課後等デイサービスの2つを運営する施設でございます。

まず、スタッフといたしましては、園長として障害者支援係長がおりまして、あと、児童発達管理責任者が1名、あと、児童指導員が4名おります。

そして、通所されている人につきましては、いろんな相談窓口、保健センターの健診等でも、例えば、ちょっと気にかかる子供さんとかが病院に行かれたり、あと、相談の業務のところに相談に行かれて、そこで、ひかり園のほうに来られている方もいらっしゃるということになります。

再開いたします。

議案乙第6号令和3年度鳥栖市一般会計予算

次に、議案乙第6号のこども育成課関連部分の審査を行います。

執行部の説明を求めます。

それでは、議案乙第 6 号令和 3 年度鳥栖市一般会計予算案のうち、こども育成課関係分について説明をいたします。

委員会資料に沿って、主なものについて御説明申し上げます。

まず、歳入でございます。

資料の 2 ページをお願いいたします。

款14分担金及び負担金、項2 負担金、目1 民生費負担金、節2 児童福祉費負担金のうち、
主なものを申し上げます。

保育所保育料につきましては、市内の公立、私立を含めた17の認可保育所及び市外の認可保育所に通う園児の保育料でございます。

3 ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節2児童福祉費国庫負担金のうち、主なものを申し上げます。

施設型等給付費負担金につきましては、子ども・子育て支援新制度で、施設型給付及び地域型保育給付を受ける施設の運営費に対する負担金でございます。国の負担は2分の1でございます。

児童扶養手当費負担金につきましては、扶養する児童が18歳に達する年度末まで独り親家庭の母または父親等に支給される児童扶養手当の負担金でございます。国の負担は3分の1でございます。

児童手当費負担金につきましては、中学校修了までの児童を養育している方に支給される

児童手当の負担金でございます。国の負担は3分の2でございます。

続きまして、目2教育費国庫負担金、節1教育総務費国庫負担金の子育て支援施設等利用給付費負担金につきましては、幼児教育無償化に係る経費に対する負担金でございます。幼児教育の無償化に伴い、幼稚園に通園する3歳以上の子供の保護者が支払うべき利用料相当額を園に対し支払う給付金に対する負担金でございます。国の負担は2分の1でございます。

続きまして、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節2児童福祉費国庫補助金のうち、主なものについて申し上げます。

母子家庭自立支援事業補助金につきましては、独り親の母または父が資格取得する間の生活費の負担軽減のために支給します高等職業訓練推進給付金に対する補助金でございます。国の補助率は4分の3でございます。

子ども・子育て支援交付金につきましては、認可保育所等で実施される延長保育事業、一時預かり事業、子育て支援センター事業等の特別保育事業及び全国統一の要保護児童等に関する情報共有システムへの連携に伴い、庁内の子供に係る相談支援体制も充実させるため、相談記録をシステムで管理し、関係課との情報共有を図るシステム、家庭児童相談システム導入に要する費用に対する補助金でございます。国の補助率は3分の1でございます。

4ページをお願いいたします。

款17県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金、節2児童福祉費県負担金のうち、主なものを申し上げます。

施設型等給付費負担金につきましては、国庫負担金同様施設型給付費等、施設の運営費に対する県負担分でございます。県の負担は4分の1でございます。

児童手当費負担金につきましても、国庫負担金同様、中学校修了までの児童を養育している方に支給される児童手当の県負担分でございます。県の負担は6分の1でございます。

続きまして、目2教育費県負担金、節1教育総務費県負担金、子育て支援施設等利用給付費負担金につきましては、こちらも国庫負担金同様、幼児教育無償化に係る経費に対する県負担分となっております。県の負担は4分の1でございます。

5ページをお願いいたします。

項2県補助金、目2民生費県補助金、節2児童福祉費県補助金のうち、主なものを申し上げます。

ひとり親家庭等医療費補助金につきましては、母子、父子家庭及び父母のいない児童に対し、医療費の一部を助成する事業に対する県補助金でございます。県の補助率は2分の1でございます。

子どもの医療費助成事業補助金につきましては、子育て世帯に対する医療費の一部を助成

する事業のうち、未就学児分の医療費助成に要する経費に対する県補助金でございます。県の補助率は2分の1でございます。

保育対策総合支援事業費補助金につきましては、保育補助者雇上強化事業及び保育体制強化事業に対する県補助金でございます。補助率は、保育補助者雇上強化事業が8分の7、保育体制強化事業が4分の3でございます。

子ども・子育て支援事業費補助金につきましては、国の補助金同様、認可保育所等で実施される特別保育事業及び家庭児童相談システム導入に対する県補助金でございます。県の補助率は3分の1でございます。

安心子ども基金特別対策事業費補助金につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴う事務に要する費用に対する保健補助金で、県の補助率は10分の10でございます。

6ページをお願いいたします。

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入のうち、主なものを申し上げます。

子どもの医療費返還金につきましては、子どもの医療費助成分のうち、高額医療費に該当した医療費分で、保険者または保護者からの返還金でございます。

保育所給食費につきましては、公立保育所4園の保育士と職員分及び保育の無償化に伴う3歳児以上の園児分の給食費の実費徴収分でございます。

以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出について説明いたします。

13ページをお願いいたします。

款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費のうち、主なものについて申し上げます。

節1報酬から節4共済費につきましては、婦人相談員1名、家庭児童相談員2名、母子・父子自立支援員1名、子育て支援総合コーディネーター1名、幼児教育保育の無償化に伴う事務補助員職員2名及び全国統一の要保護児童等に関する国の情報共有システムと市の家庭児童相談システムへの入力に伴う事務補助員1名、計8名分の人件費でございます。

節11役務費のうち、手数料につきましては、子どもの医療費助成事業に係るレセプト審査支払手数料でございます。

節12委託料のうち、社会福祉会館の児童センター指定管理料につきましては、主に小学生までを対象とした各種教室や幼児を対象としたフリールームなどを開催する児童センター事業運営に係る指定管理料でございます。委託先は社会福祉協議会でございます。

ファミリー・サポート・センター事業委託料につきましては、子供を預ける側の利用会員及び子供を預かる側の協力会員による会員制の子供の一時預かりなどを行う事業の委託料で

ございます。

こちら、委託先は社会福祉協議会でございます。

家庭児童相談システム導入委託料につきましては、資料23ページをお願いいたします。

事業名、家庭児童相談システム導入事業。

目的といたしまして、全国統一の要保護児童等に関する情報共有システムへの連携に伴い、庁内の子供に係る相談支援体制も充実させるため、相談記録をシステムで管理し関係機関との情報共有を図るためのシステム導入に伴う委託料でございます。

事業内容といたしまして、相談システムを導入し、相談記録等をデータベース化することにより、庁内における福祉分野と教育分野の関係課と情報共有等を行い、情報の一元管理により、子供の相談業務や支援を円滑に推進するものでございます。

経費といたしましては、1年目の令和3年度につきましては、4か月分の賃借料、保守料としてのシステム使用料及び住基、福祉系と健康管理システムとの連携改修の委託料となっております。

国、県の補助につきましては、補助基本額が300万円、補助率がそれぞれ3分の1となっておりますので、国、県とも100万円の上限の額となっております。

2年目以降につきましては、年間の賃借・保守料が経費となっております。

導入のスケジュールといたしましては、6月に公募型プロポーザルで事業者を選定し、契約を行い、12月年内の本稼働と考えております。

13ページに戻っていただきまして、節13使用料及び賃借料のシステム使用料につきましては、家庭児童相談システムのリース及び保守料でございます。

節18負担金、補助及び交付金のうち、特別支援学校放課後児童健全育成事業負担金につきましては、中原特別支援学校に鳥栖市から通学している児童の放課後児童クラブ利用に係る負担金でございます。前年度実績により、10名分を計上しております。

14ページをお願いいたします。

節19扶助費のうち、児童扶養手当につきましては、18歳までの児童のいる独り親家庭等に支給される手当でございます。前年度実績及び障害基礎年金等の受給者への手当額の算出方法の変更により、約620世帯分、児童にして約1,000名分を計上しております。

母子家庭自立支援事業費につきましては、独り親の母または父親が看護師や、歯科衛生士、保育士、調理師などの就職に有利な資格を取得する間の生活費の負担軽減のために支給されるものでございます。前年度からの継続分と新規分を合わせて19名分を見込んでおります。

ひとり親家庭等医療費につきましては、独り親家庭等の母または父親及び18歳までの児童に係る医療費の一部を助成するものでございます。

子どもの医療費につきましては、子育て世帯に対し、児童に係る医療費の一部を助成するものでございます。入院は18歳まで、通院につきましては、令和2年度より助成対象拡大し、中学校卒業までを助成の対象としております。

続きまして、目2保育園費のうち、主なものについて申し上げます。

節1報酬から節4共済費につきましては、保育所職員45名分及び代替保育士、給食調理員、保育所支援員等、会計年度任用職員の人件費でございます。

15ページをお願いいたします。

節12委託料の施設管理委託料につきましては、公立保育所4園の消防点検、警備業務、高所清掃業務等委託料及び下野園を除く3か園の園庭芝生管理委託料が主なものでございます。

節13使用料及び賃借料のシステム使用料につきましては、公立保育所4園のICTシステムの年間リース及び保守が主なものでございます。

節18負担金、補助及び交付金のうち、施設型等給付費につきましては、子ども・子育て支援新制度に基づく私立保育所、認定こども園等に対する運営費でございます。

保育体制強化事業補助金につきましては、資料24ページをお願いいたします。

事業名、保育体制強化事業。

目的といたしまして、保育所等における感染症対策のための消毒等を行う保育支援者の配置を支援し、保育士の業務負担の軽減を図るものとしております。

事業内容といたしまして、保育の資格を有さない方で、保育所等での清掃、消毒及び園外活動の見守りを行う保育支援員の配置に要するものでございます。

公立保育所につきましては、各園1名の支援員4名の配置をすることとしております。

私立保育所につきましては、保育支援者の配置に必要な費用を助成するものでございます。

1事業所当たり月額10万円が基本補助単価となっておりますが、園外活動時の見守りを実施される配置もあれば、月額4万5,000円の上乗せがございます。

対象事業所といたしましては、私立保育所13園、認定こども園3園としております。特に、前年度と比べて保育士が減っている園が、また細かな対象となっております。

15ページに戻っていただきまして、保育補助者雇上強化事業補助金につきましては、私立保育所等において、保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的とし、保育士の補助を行う保育補助者の雇上げに要する補助金でございます。

私立保育所特別保育事業等補助金につきましては、私立保育所が実施します延長保育、一時預かり保育、障害児保育、病後児保育、子育て支援センター事業等の特別保育事業に対する補助でございます。

続きまして、目3児童手当費のうち、節19扶助費につきましては、中学校修了までの児童

を養育している方に支給される児童手当でございます。対象となる児童数を1万人程度と見込んでおります。

飛びまして、20ページをお願いいたします。

款10教育費、項1教育総務費、目4幼稚園費、節18負担金、補助及び交付金のうち、子育て支援施設等利用給付費につきましては、幼児教育の無償化に伴い、幼稚園に通園する3歳以上の子供の保護者が支払うべき利用料相当額を園に対して給付するものでございます。

なお、令和3年度当初予算時の歳出予定額は、令和2年度繰越し明許費2,988万7,000円、令和3年度当初51億4,537万2,000円の合計51億7,525万9,000円でございます。

以上でこども育成課分の説明を終わります。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

樋口伸一郎委員

ちょっと流れがあって、幾つか質問させていただきますので、お願いします。

歳入からですけど、2ページで、保育所保育料の児童福祉費負担金の保育所保育料なんですけど、前年同と比べたら、これ多分、2,000万円ぐらい減額で予算立ててあるんですけど。

この減額は、多分保育所保育料が主なものになってくると思うんですけど、その辺の理由ば教えてくれんでしょうか。

林康司こども育成課長

現在、令和2年度の保育をしている人数の実績を基に上げさせていただいたものです。

特に理由というところはありません。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

じゃあ、実績ベースでこの金額を予算立てされてあるということは分かったんですけど、もともと2億円ぐらいで立てておいて、実績はこのぐらいになったということで、今回はこれになっているんですけど、じゃあ、そもそも保育所保育料は、何年度とかにかかわらず、2億円の見込みを立てられたときがあって、もうそれが立てられないという判断になったわけですね、実績がこれですから。

だから、鳥栖市としては、保育所の保育料は、もう重複して預けられる状態にないのに、今後はこの金額でしか行けんというところ、その整合性ば教えてくれんかなと思って。

林康司こども育成課長

令和元年度の10月から保育料無償化が始まっておりますので、その精査をした中で、今回、

令和２年度の予算と令和３年度の予算を立てさせていただいたところでございます。

樋口伸一郎委員

ということは、入所待ち児童とか、そこら辺に影響するものではなく、あくまでも無償化に伴って、一応１億８,０００万円ぐらいになったと、それだけでよかですかね。

林康司こども育成課長

すいません。

もともとが無償化ですけれども、今年度補正のときに申しましたように、０歳児の入所がちょっと少なかったものですので、その分も加味したものでございます。

樋口伸一郎委員

分かりました。

じゃあ、これに関しては、ちょっとまた今年度の傾向を見ていきたいと思います。

引き続きいいですか。

江副康成委員長

どうぞ。

樋口伸一郎委員

見なくていいです。

３ページ、４ページ、２０ページでこういう、国、県、市というふうに金が出てくるんですけど、子育て支援施設等利用給付費負担金。これが、半分、がくんって減額されとんですよ。

例えばですけど、３ページの款１６国庫支出権、項１国庫負担金、目２教育費国庫負担金、節１教育総務費国庫負担金の子育て支援施設等利用給付費負担金を見ると、１億円から５,０００万円になっていますよね。

これ、県にも同じ項目があって、これも約半分、市にも同じ項目あって、これも約半額落ちゅうことで、例えば、これが無償化に伴いとかになってくるのかも、ちょっと分からないので、まず、この減額の根拠を簡単に御説明いただければ。

林康司こども育成課長

主なものとしたしましては、令和２年度が市内の幼稚園の中が３園、駒鳥、若竹、マイトリがこちらの子育て支援施設等利用給付費の対象としてなっておったんですけれども、令和３年度が、マイトリ幼稚園が施設型給付に移行されるということから、大きく減額がされております。

樋口伸一郎委員

ということは、すいません、この子育て支援施設等利用給付費負担金だけ見ると、全部で

じゃあ、施設型給付費に移行したからというのは適切じゃないかもしれませんが、そのマイトリーさんとかを含めると、その分が外れたというふうに聞こえたんで、じゃあ、その分はどこに行ったのかなっていうふうに、施設型等給付費にはそれが見当たらないような気がするので、教えてください。

午後 3 時14分開会

江副康成委員長

再開します。

林康司こども育成課長

施設型給付費のほうに移行しておりますので、国庫負担金で、児童福祉費国庫負担金の中の施設型等給付費負担金の中及び県負担の児童福祉費県負担金の中の施設型等給付費負担金、この中に入っております。

樋口伸一郎委員

御答弁要らないので、合っていたら、うなずいてください。

そうしたら、次の質問に行きますんで。

例えば、3 ページの歳入、今言われた児童福祉費国庫負担金で言えば、施設型等給付費負担金の 9 億7,400 万円の中に該当分が入っとるっちゃうことでよかですね。

ありがとうございます。

そのまま流れで行きたいんですけど、今度、5 ページですね、歳入欄。

これも歳入、歳出にかかわらずでいいんですけど、これ15ページにもあるんですけど、雇上強化事業の分ですね。

これについては、根拠とかいうよりも傾向、どういう人数で、何人ぐらいの規模で、前年度から何人から何人ってような傾向を教えていただきたいですね、中身と。

林康司こども育成課長

雇上強化事業につきましては、5 ページの中での県補助金、保育対策総合支援事業費補助金の中に、歳入部分といたしましては、入っております。

それと、近年の傾向といたしましては、この事業につきましては、鳥栖市は平成29年度から取り組んでいるところですが、取組園等につきましては、年々増えているところでございます。

今年度は、予算が歳出の分、1,000 万円予定しておりますけれども、7 園が今、手を挙げてあるところでございます。

令和 2 年度につきましては、5 園で 8 名の予定を今、伺っております。

樋口伸一郎委員

その先なんですけど、そこから実際に保育士になられた人数ってお聞きされていますか。されているんだったら、教えてください。

林康司こども育成課長

若干繰り返しにはなりますが、平成29年度から取組をしておりますけれども、保育士になられた方というのでは、令和元年度に2名報告を受けております。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

それを踏まえて、すいません、24ページに飛んでもらっていいですか。

ここに、保育支援者の配置ということで言われたんですけど、まず、これは、公立と私立の違いはもちろんあるんでしょうけど、雇上強化事業との兼ね合いというのは、これ、保育資格を持たなくてもっていう話をされたですよ。その兼ね合いを教えてくださいませんか。公立は無理だとか。

林康司こども育成課長

保育補助者雇上強化事業につきましては、保育士を目指す方を対象にしております。園での研修等々も実施していただかなければなりませんので、保育所を目指す方の雇上事業です。

保育体制強化事業につきましては、保育士資格がない方で保育所を目指さない、目指していない方を配置されてあって、保育士の、保育以外のところの業務負担を、配置によって軽減していただければというところで取り組むものでございます。

樋口伸一郎委員

じゃあ、肝腎の、もし、これが保育所を目指すという方が、資格を現在持っていないけれどもここには該当できると思うんですけど、そういった場合は可能なんですか。

林康司こども育成課長

保育士を目指す方につきましては、雇上事業のほうで。(発言する者あり)

樋口伸一郎委員

そうしたら、これについては、今、4名の方の支援員ということだったんですけど、目的は保育所の業務負担軽減を図るということですよ。

それで、対象事業所が16園あるじゃないですか、一番下に書いてあるように。4名の方はどうのような配置とか、どういうふうな回し方でやっていくんですかね。

林康司こども育成課長

公立保育所が1園ずつ4名でありまして、私立13園、認定こども園を3園としておりますので、予算の範囲内で各私立保育所等でそれぞれ雇っていただくことになります。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。

そうしたら、今度、公立保育園の職員さんに、そのままの流れで絡みますんで、14ページに戻ってもらっていいですか。

この目2保育園費なんですけど、節1から節4での御説明で、45名分ということで御説明いただいたんですけど、代替職員と給食の人の説明もあったんですが、その45人に含まれるんでしたっけ。

林康司 こども育成課長

保育所の正職員につきましては、節2の給料のところ及び節3職員手当等の上の職員手当が該当するものでございます。

あと、会計年度任用職員、代替保育士等につきましては、報酬の会計年度任用職員報酬と職員手当等の会計年度任用職員手当のほうが該当いたします。

樋口伸一郎 委員

そうしたら、これ、例年と変わらないような予算立てをされてありますよね、おおむね変わらんぐらいの。

でも、嘱託職員さんというか、減額補正、最後はいつも来る流れがありますよね。

だから、令和3年度はこの予算を立てて、どのように消化するというか、人員をどのように確保して、これを充てていこうというお考えなのか。

予算は立ててあるので、この予算を、いつももう二、三千万円単位で減額補正とかが出てくるので、それを毎回毎回繰り返しているんで、今年度は改めてどのように、これを極力執行していくために、お考えなのか教えてください。

部長答弁でも大丈夫ですよ。

どうでしょう。

林康司 こども育成課長

まず、正職員につきましては、令和2年度から令和3年度にかけて、退職等を含め、今年度が欠員2名あった分が退職と——令和3年ですね。だから今、4名欠員っていう状況になります。

それで、現在、昨日、最終の令和3年度採用の試験があったんですけども、そこであれば、1名は穴埋めができる状況になっております。

ただ、総務課との話で、年間を通じて採用試験等々は行っていただけるということで話しております。

会計年度任用職員につきましては、フルタイムの人数ですけれども、例年と変わらない人数で、保育士を31名、看護師を3名、計34名を保育士の分、あと、調理員の分の予算を上げさせていただいているところです。

それと、残業代と日々職員さんの給料等の合計になっております。

樋口伸一郎 委員

予算立ての根拠は分かりました。

これを、さっき質問させていただいた、例えば、公立私立関係なく、保育補助者と兼ね合いが取れるとかいうんやったら、さっきの支援員とかに保育士を目指す方も入れて雇用を試みてもいいとか、これもう私の私案なので、別にどうのこうのじゃないんですが、予算を立てたからには、そういう執行できるような努力っていうか、もちろん募集とか、その事務的なことだけでなく、そこを、補正等も見ながら、また質問させていただきます。

ぜひ今年は、意見交換等も含めて、私立がなくて公立保育園とかだったらもう直接抱えるところなので、いろんな現場の意見も聞けると思うので、ぜひよろしくお願ひしときます。

ということで、御答弁を、考え方を求めて、1回切ります。

林康司 子育て課長

保育所の保育士の確保につきましては、本当に皆様にも御心配いただいて、こちらといたしましても何か手がないかということで、思案しているところでございます。

そんな中で、今年度実施しております、フレスポでの保育のお仕事案内会をいたしまして、来年度の採用で、私立園ですけれども、四、五名、公立園でも1名の採用をしていただいております。

令和3年度につきましても、今年度1回だったのを、新卒者用と再就職者用に2回に分けて実施というようなことも考えております。

あと、今年度、コロナ養成校への、この中ではありましたが、訪問等で鳥栖市のPRと保育士のPRをさせていただいたので、そういったことへの、継続的なもの、それと、保育事業者の紹介冊子の作成、保育士案内会のポスターを作成、それから、例年どおりハローワークへの登録等をさせていただいております。

あと、現場の保育士の負担軽減につきましては、先ほどの保育補助者雇上強化事業や保育体制強化事業、また、今年度、ICTの導入もしていただいている園も私立13園につきましても、もう今年度完了いたしまして、認定こども園1園と小規模も2園導入をされていますので、そういったところでの後押しもしていきたいと考えております。

樋口伸一郎 委員

市長の公約にもその待機児童とか保育環境の拡充ありますので、ぜひよろしくお願ひします。

江副康成 委員長

じゃあ、ほかの方に行きましょうかね。

池田利幸 委員

聞きたい部分、大分樋口委員が言われていたんで、僕、1点だけ確認をしたいことがあります。

まして、24ページなんですけれども、保育体制強化事業のところですね。

これは、明らかに、15ページの説明っていうか、この中では、保育体制強化事業と保育補助者雇上強化事業、2つあります。

それで、完全に用途が違いますよね。

保育補助者雇上強化事業というのは、これから先、保育士を目指す方とかいう部分で使っていく。

そこは、園が自分たちで、将来的に自分たちと一緒に働いてくれる人とかいう部分も踏まえて、園の方が自分たちで雇われるとかいう部分は分かるんですよ。

それで、この保育体制強化事業、要はこれ、目的がコロナ対策、感染症対策のために、ある意味、お掃除しますよとか、消毒しますよとか、これでいったら、園外活動の見守りを実施しますよとかいう部分になってくるんですよ。

それで、ちょっと御説明聞きよったら、私立保育所のほうで雇うのは、私立保育所で雇ってくださいねっていう感じの御説明を何か聞いたような気がするんですけど、これって、基本的には、単年度予算じゃないですか。

多分、継続して来年もありますよとか、再来年もありますよって言えるような事業ではないはずなんですよ。

コロナ感染症対策、県もその部分でお金を出すんだろうって、来年も再来年もあるわけではないかなっていう中で、そこはどうなのかなっていうのが1点。

それと、こういう人探すのも大変でしょうし、公立も4人支援員をもともと予定しているっていうのは、園がどう思われているのかっていうのを聞きたいんですけど、これ、一括で市が募集をかけて、人を配置してもよくないのかなって思うんですけど、それはどうですか。

林康司 こども育成課長

池田委員の御質問にお答えいたします。

この保育体制強化事業についての私立保育所の分につきましては、御指摘いただきましたように、きっかけといたしましては、今年度のコロナの分がきっかけで新たに取り組むものではございますけれども、一応、令和4年度以降も継続——コロナでないところの部分がありますので、継続というところで一応、話はしております。（発言する者あり）

それぞれ園で合う、合わない人っていうのもありますので、鳥栖市、こっちの分につきましても、ハローワークで募集をかけて人を探しておりますので、園のほうにもそういった答えをお願いするようになります。

池田利幸委員

基本的には、園は自分たちの園で探したいっていう意向があるっていうことなんですかね。

林康司こども育成課長

そうですね、自分たちの園に合った人を探していただければと思っております。

竹下繁己委員

14ページの児童福祉総務費の扶助費で、独り親のところが学校に行く間の支援事業、母子家庭自立支援事業費ですかね。

これが、どこか学校に行く間……、その事業の内容、ごめんなさい、もうちょっと詳しく教えてもらっていいですか。

それと、令和2年度の実績と令和3年度の見込み、そういうのを教えてもらってよかったですか。

林康司こども育成課長

母子家庭自立支援事業費につきましては、独り親の母、または父親が看護師や歯科衛生士、保育士、調理師などの就職に有利な資格を取得する間の生活費の負担軽減のために支給されるもので、前年支給額といたしましては、課税世帯が1人当たり月10万円の12か月分。非課税世帯につきましては、月14万円の支給となっております。

すいません、先に実績につきましては、今年度の継続が14名、新規が5名、昨年度につきましては、継続が8名、新規の方が6名。

それで、今年度の予定としては、12月補正させていただいておりますので、17名が実績予定となっております。

竹下繁己委員

増加傾向ですよ。

例えば、今資格を取る間の補填という話でしたけど、どんな資格でもこれは申請可能なんですか。いろんな、多種多様あると思いますけれども、

林康司こども育成課長

先ほど申しました看護師、保育士のほか、准看護師や作業療法士等々が対象となっております。

竹下繁己委員

医療関係や保育関係に限られているような感があるんですけど、何か業種を絞られている意味ってあるんですか。

脇友紀子こども育成課保育幼稚園係長

国、県の補助金がありますので、国の要件、プラス県のほうで准看護師とかは枠を広げて指定があるものを準用して要件としております。

竹下繁己委員

ありがとうございます。

じゃあ、この質問はこれまでとして、23ページ、新しいシステムが入りますよね。

情報共有システムの連携に伴い、庁内の子供に係る相談支援体制の充実させるため、とありまして、関係機関との情報共有を図ると、関係機関ってどんなところなんですか。

林康司 こども育成課長

庁内の健康増進課、高齢障害福祉課、学校教育課となります。

竹下繁己 委員

庁舎内だけ……、外部団体、関係機関ということは、外部団体はないということで認識していいですか。

林康司 こども育成課長

家庭児童相談システムの中では、すいません、ございません。

全国統一のシステムの部分が、児童相談所との情報連携が可能となります。

今回、家庭児童相談員、要保護児童相談のシステムについては、令和3年度には2つのシステムを導入するものとしております。

1つが全国統一の要保護児童等に関する情報共有システム。

こちらは、国のシステムで、費用等はいかからない分でございます。

もう一つが、庁内の分の相談体制を充実させるためのもので、家庭児童相談システムとなっております。

全国統一の要保護児童に関する情報共有システムのほうが、児童相談所と関連機関と情報共有を図るものでございます。

竹下繁己 委員

分かりました。

その庁内の情報共有を図る必要があるというところだと思うんですけども、以前から、例えば、こども育成課と教育委員会が連携するべきだという議論あったじゃないですか。

お金をかけなくてもできるというか、庁内で統一化を——この場で私たちが言うのも違いかもしらんですけど、加えて、子育てのほうから学校まで行く流れが好ましいという話もあったと思うんですけども、そういったところにも取り組むにおいてというか、課の統廃合ですよね——統廃合と言うたらいかんけれども、部の統廃合じゃないな、部内の課の入替えとか、そういうのをしたほうがお金かからないんじゃないかなと思いますけれども。

すいません、と思いますという意見を述べております。

牧瀬昭子 委員

同じ関連で質問させてください。

最初にこの課が多分、携わるのかなと思うのは、健康増進課だと思うんですが、そのときに、母親とかその保護者の方とかが、どういう養育状態だったかとかっていうことまで含めての相談記録になるのか。

子供ってことに関わる、その全てが情報記録とされるのかっていうことが、どの辺りまでの相談記録になるのかっていうのは、どういうふうに、もう決めてありますか。

野中潤二 こども育成課子育て支援係長

牧瀬議員御質問の健康増進課との連携につきましては、まずは健康管理システムの中に入力されている内容を基本的なものと考えております。

気になる相談内容等につきましては、これからその辺り、調整をしながらと考えております。

以上でございます。

牧瀬昭子 委員

ありがとうございます。

では要望で、その辺りをぜひ共有……、最初の、母親の産後うつですとか、保護者間での虐待傾向とか、そういう内容も含めて、子供さんの発育に大変影響を及ぼすと思いますので、その辺りも含めての情報共有をお願いしたいなと思います。

これができることによって、これまでできなかったことで、これが期待できるよということを、どういうふうにお考えかっているのを最後教えてください。

林康司 こども育成課長

今まで紙ベース数や電話での連絡だったというところを、そのシステムの中で、ただ、各課で見れる範囲というのは、もう必要最低限の、先ほど委員がおっしゃっていただいたような内容が主なものとなってまいりますけれども、産前産後から学校教育入学までですので、そういった、ずっと継続した支援がスムーズにできるものを、こちらとしても努めていくように考えております。

牧瀬昭子 委員

ありがとうございます。

では、ちょっとそれに関連して、DVに関しての委託料についてなんですが、3ページです。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節2児童福祉費国庫補助金の児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金なんですが、これが86万8,000円から241万5,000円ということで増額をされていますけれども、この辺りをどこの団体に委託される予定なのか、どういう事業を想定しておられますか。

林康司こども育成課長

児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金につきましては、こども育成課に配置しております婦人相談員の人件費が主なものと、それと、先ほどの国の情報共有システムに関わる人件費の分が加算されたものになります。

牧瀬昭子委員

では、これも要望とさせていただきたいなと思うんですが、もちろん、現状ある内容を書き込むということも大変大事なことだと思うんですが、児童虐待に至るまでの予防に関することですか、DVの、その方への対策とかっていうのを、よりその予防的観点で、事業として発展していただけたらなと思っています。

今回、情報システムの管理ということで、どれぐらいの方がどういう状況にあるのかというのがより一層明確になると思いますので、その辺りの事業の発展っていうのを、ぜひ考えていただきたいなと思います。

以上です。

成富牧男委員

先ほどの樋口委員みたいになりますけど、そういう、保育士確保が大変な中で、現在の待機児童というよりも、入所待ち児童と言われる、その保護者が望んでいるところに入れないと、それが発生しているのかどうか。

発生しているなら何名なのか。

その要因は何か。

それぐらいですかね、まとめてお答えください。

林康司こども育成課長

待機児童、入所待ち児童につきましては、年2回、国のほうに報告しております。

4月1日時点、10月1日時点の数を報告しているものでございます。

それで、10月1日、現時点での入所待ち児童、特定の園等を希望されて入所できていない児童の数といたしましては、114名となっております。

その原因ですけれども、保育士不足が原因となっております。

成富牧男委員

ごめん、1回で終わろうと思ったけど、保育士が不足しておると。

保育士が何人……、いずれにしろ、114人って大きいよね。

私、これ、必ずしも保護者さんのわがままじゃないと思うったいね。

例えば、こっちに勤めるのに——全てがそうっちゃ言わんけど、勤務先は向こうなのに、こっち側が空いているって言われてもなかなかとか、そういうのもあろうし、朝ばたばたし

よるときは、なおさらですし、そういうこともあるので、入所待ち児童は、待機児童と違おうもんだけじゃないということをちょっと1つ言うときたいのと、本来、補正のときに聞かないかんやったけど、前回は何人予算措置しとって、何人しか取れなかったから、落とされたんですかね。

人数だけでいいです。

林康司 こども育成課長

令和2年度につきましては、フルタイムの人数といたしましては、保育士及びみなしの看護師で34名を予定しておりましたけれども、令和2年4月段階で26名、年度末では29名の保育士の数となっております。

成富牧男 委員

大変ですね。

引き続き、さっき言われた、やっぱり何か特別の対策を取らんといかんですね。

終わります。

樋口伸一郎 委員

5ページをお願いします。

款18の財産収入の目1財産貸付け収入、節1土地貸付収入の鳥栖双葉保育園敷地ですね。

これ私、数年前にも聞かせてもらって、そのときの考え方とかをお聞きしたんですけど、ちょっと委員構成も変わっているんで、改めてこの説明をお願いします、鳥栖双葉保育園の敷地のお金。

林康司 こども育成課長

鳥栖双葉保育園の敷地に関してなんですけれども、鳥栖双葉保育園が今、浅井町にあっております。

もともとこの辺りに公立の保育所のほうを計画していたものがあったんですけれども、そのときに、鳥栖双葉保育園のほうの手を挙げられて、あそこに建てられたものでございます。

平成29年まではそういった市からお願いしたような形もあって、無償となっていたんですけれども、平成30年からは、そういう無償ということはよくないでしょうということで、この金額、年間117万3,000円の使用料をいただいているものでございます。

樋口伸一郎 委員

ありがとうございました。

これが平成29年、今言われたところで、ちょっと一旦、見直しがなされてから、それ以降に委員会の中でお聞きさせてもらっている中では、もう数年前なんですけど、今後、平成27

年に子ども・子育て支援新制度ができて以降、鳥栖市も一気に需要の拡充というか、保育園が預かれる量、私立、公立問わずにもう一気に増えたわけですよ。急遽保育園がいっぱい建っていったわけですね。

その中で、平成29年度は、一定のそういう措置というか対策をされていますけど、保育園でこういうやり取りというか、市の土地をお貸しした状態でやっているところって、ないわけですね。

私立はもう自分たちで借金して買って、それで、頑張っているところはあるっていうふうに認識をしておるんですけど、これを、その当時の答弁では、以降は、もう購入ばしてもらいなり、もう整理をして、独立した双葉保育園というような形で話を進めていく機会を設けたいと思います、検討したいと思いますという話が数年前にあっているわけですよ。

それから、毎年度毎年度この年間分のお金のやり取りが発生しているんで。

その以降に、何かそういう整理っていうか、お話し合いというのはされたのか、そこをちょっと教えてください。

林康司 こども育成課長

鳥栖双葉保育園につきましては、購入に向けての相談も受けているところでございます。

進展といたしましては、その園を改修等々、考えてありますので、そのタイミングでということで調整を考えているところです。

樋口伸一郎 委員

これ、何で言っているかということ、やっぱり、市の土地っていうところのやり取りになれば、市としても、そういう保育料の拡充というのは、これまでも課題で、ずっとそこは改善してきたわけですね。

それで、私立保育園がたくさんだったので、何でそこだけ市の土地を安く、公平性が担保できんわけですね、意見があったときに、説明も聞かんの。

できれば、催促するわけじゃないですけど、早めに協議をして、平等な環境になるように、それはもう、やっぱり意見が出たっていうのを、こっちを使ってもらってもいいので、ぜひ整理をして、要望として、よろしくお願いします。

以上です。

じゃあ、よろしいでしょうかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。

執行部準備のため、暫時休憩いたします。

午後 3 時51分休憩

~~~~~

午後 4 時 1 分開会

江副康成委員長

再開いたします。

~~~~~

健康増進課

議案乙第6号令和3年度鳥栖市一般会計予算

江副康成委員長

次に、議案乙第6号の健康増進課関連部分の審査を行います。

執行部の説明を求めます。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

健康増進課でございます。

よろしく願いいたします。

それでは、委員会資料の２ページからお願いいたします。

款15使用料及び手数料、項 1 使用料、目 3 衛生使用料、節 1 保健衛生使用料のうち、休日救急医療センター使用料として診療報酬と受診者の窓口での自己負担分を計上しております。

3 ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目3衛生費国庫補助金、節1保健衛生費国庫補助金のうち、子ども・子育て支援交付金は、乳児全戸訪問事業、継続支援の必要な養育支援家庭訪問事業及び母子健康包括支援センターに係る利用者支援事業に対する補助金で、補助率は国が3分の1、県が3分の1でございます。

新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業費補助金は、がん検診の受診率向上のため、がん検診費用の自己負担分、受診勧奨、再勧奨に係る事務経費及び20歳の子宮がん検診、40歳の乳がん検診の無料クーポン発行経費などを補助するものでございます。補助率は2分

の1でございます。

風しん抗体検査事業費補助金は、風しんの感染拡大防止のため、抗体保有率の低い40歳から57歳の男性を対象に、抗体検査及び予防接種の実施をするものでございます。予防接種は、市町が実施主体でございますので、抗体検査のみが国の補助事業となるもので、3年間の時限措置の3年目でございます。補助率は2分の1でございます。

4ページをお願いいたします。

項3委託金、目3衛生費委託金、節1保健衛生費委託金につきましては、平成18年度から実施しております石綿曝露の健康調査が5年ごとに形を変え、令和2年度から、石綿読影の制度に係る調査として、市の肺がん検診の画像を活用して石綿関連の読影を行った後、環境省で再度読影を行い、必要な方にCTの検査を行う委託金で、補助率は10分の10でございます。

5ページをお願いいたします。

款17県支出金、目2県補助金、目3衛生費県補助金、節1保健衛生費県補助金のうち、健康増進事業補助金は、保険未加入者の健康診査や歯周疾患検診、骨粗鬆症検診、健康相談、肝炎ウイルス検査などの健康増進事業に対する補助金でございます。補助率は3分の2でございます。

地域自殺対策強化事業費補助金は、心の相談事業のカウンセラーへの謝金でございます。

風しん予防接種事業費補助金につきましては、先天性風疹症候群の発生を予防し、安心して妊娠出産できるようにするため、妊娠を希望している方などを対象に、任意の風疹検査、風疹予防接種をするものでございます。補助率は2分の1でございます。

子ども・子育て支援交付金は、先ほどの国庫補助金の県補助分でございます。

6ページをお願いいたします。

款22諸収入、項4受託事業収入、目1受託事業収入、節2衛生費受託収入は、鳥栖市休日救急医療センター及び病院群輪番制の運営に対する基山町からの運営受託料でございます。

項6雑入、目4雑入、節2保健衛生雑入のうち、保健センター雑入は、医療福祉専門学校緑生館の建物の占用や共有部分に係る電気料や維持管理費の負担分でございます。

歳入につきましては、以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

17ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費の主なものについて御説明いたします。

まず、節1報酬につきましては、母子健康包括支援センター嘱託職員2名分の人件費と、各種検診や訪問等に従事する臨時の看護師、助産師、保健師などの報酬でございます。

母子健康包括支援センターにつきましては、委員会資料の25ページを御覧ください。

目的は、市民が安心して妊娠出産子育てができるよう、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行うこととございます。

令和2年度に、保健センターの大規模改修に伴い、相談室を設置いたしました。

令和3年度から専従の保健師、助産師の専門職を合わせて2名配置し、相談体制を整備し、必要時、関係機関と連絡調整を図ることといたします。

赤ちゃんとお母さんは、健やかな発達を支援する母子保健サービスの対象であり、若年妊婦や未婚の妊婦、不安を抱える方など、フォローの必要な方には、継続的な支援などに努めることといたします。

事業費につきましては、記載のとおりでございますが、主なものは、職員2名分の人件費となっております。

戻りまして、資料の17ページをお願いいたします。

節2給料から節4共済費につきましては、健康増進課17名、国保年金課6名、合計23名分の人件費でございます。

節7報償費の主なものは、虫歯予防事業における歯科医師や歯科衛生士相談事業における臨床心理士やカウンセラーなどの謝金でございます。

18ページをお願いいたします。

節10需用費の主なものは、保健センターの光熱水費や、鳥栖市休日救急医療センターにおける医薬材料費などでございます。

節11役務費のうち、手数料につきましては、妊婦、乳児健康診査の事務手数料でございます。

次に、節12委託料の主なものを申し上げます。

保健センター管理委託料は、保健センターの清掃業務や警備業務、空調、エレベーター、電気工作物、消防設備、自動ドアなどの設備保守点検業務などの委託料でございます。

休日救急医療センター業務委託料は、鳥栖三養基医師会に委託している休日救急医療センターの業務委託料と検査委託料でございます。休日救急医療センターは、休日における市民の救急医療を確保するために実施しております。

委員会資料の26ページをお願いいたします。

新規事業といたしまして、2段目、休日救急医療センター検査委託料を計上しております。新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者に対する検査等にかかる費用でございます。害虫の検査費用、スタッフの危険手当及び保険料等でございます。

戻っていただきまして、18ページに再度お願いいたします。

次の、妊婦乳児健診委託料につきましては、医療機関で実施する妊婦健診、妊婦歯科検診及び乳児健診の委託料でございます。妊婦健診については、14回妊婦歯科検診については妊娠中に1回、乳児健診については、1歳未満で2回の検診を無料で受けることができます。また、妊婦健診と乳児健診につきましては、佐賀県、福岡県、長崎県の医療機関で受けることができるようになっております。

次に節18負担金、補助及び交付金でございます。

広域小児救急医療支援事業負担金につきましては、夜間の小児救急医療体制を確保するため、久留米広域小児救急センターの運営への負担金でございます。このセンターは、聖マリア病院内に設置されており、1年を通して365日、夜間19時から23時までの診療を行っております。

鳥栖三養基医師会立看護高等専修学校運営補助金は、同校の運営費を県や三養基郡3町と案分して負担している補助金でございます。

病院群輪番制運営補助金は、一次救急医療である休日救急医療センターにおいて、救急処置後の入院を要する患者の二次救急を担う医療機関への補助金でございます。

節19扶助費でございます。

妊婦健診費は、里帰り出産等で、委託医療機関以外で受けた妊婦健診費用を償還払いするものでございます。

不妊治療費は、高額な不妊治療を受けられている方の経済的な負担を軽減する目的で実施しているものでございます。

19ページをお願いいたします。

次に、目2予防費について御説明いたします。

節1報酬は、各種健康診査や相談業務に従事する臨時の看護師など、会計年度職員の報酬でございます。

節7報償費につきましては、健康教室等の講師謝金や、うらら健康マイレージに参加していただいた方のポイントを各種サービスに交換するための報奨金でございます。

次に、節11役務費のうち、通信運搬費は、各種検診や予防接種の通知や受診勧奨の通知に係る通信運搬費でございます。

また、手数料は、予防接種の審査事務手数料や広域で行うがん検診の事務手数料でございます。

次に、節12委託料の主なものを申し上げます。

健康診査委託料は、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診、40歳未満の健康診査及び40歳以上の健康保険未加入者の健康診査の委託料でございます。

がん検診委託料は、子宮・肺・大腸・乳・前立腺がんの6種類のがん検診の委託料でございます。

予防接種委託料は、予防接種法に定められている定期予防接種及び風疹の任意予防接種の委託料でございます。

節19扶助費でございます。

このうち、予防接種費は、里帰り出産などのため、子供が委託医療機関以外で予防接種を受けた場合や、高齢者の施設入所などで、県外で予防接種を受けた場合に、その費用を償還払するものでございます。

令和3年度当初予算時点の歳出予定額は、令和2年度、繰越明許費が2億3,583万2,000円。

令和3年度当初予算額が6億6,231万4,000円で、合計8億9,814万6,000円でございます。

以上でございます。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

藤田昌隆委員

ちょっと、言葉の意味を教えてください。新たなステージに入ったがん検診、これ、どういう意味かな。ちょっと分からん。

お願いします。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

がん検診の補助事業が、5年ごとに名称が変わってきておりまして、最初は女性のがん検診補助事業っていうことだったんですけれども、5年たったら、ちょっと名称が変わって、新たなステージという名称で変わっておりますが、それは国の名称であって、特段、新たなステージというわけではありません。（発言する者多数あり）

藤田昌隆委員

ほんじゃ次。

ごめん、今、不妊治療費は、かなり国も推奨して、不妊治療に対してがんがん応援をするということで、これでは18ページか、650万円も組んでいるんやけど、これは、全部保険適用外の治療とかあるじゃないですか、卵巣を柔らかくしていたのとか。そういうやつに対しても、その保険適用外の治療に対しても補助はするわけ？

お願いします。

白山淳子健康増進課長補佐兼保健予防係長兼国保年金課長補佐兼係長

不妊治療の助成につきましては、現在、保険適用外の治療費の助成をしております。

それで、今、国が充実させようとしておりますのは、所得制限をまずは撤廃するようにと
いうことで、今の治療費については、県も国の基準に準じて助成をしているんですけども、
所得制限を撤廃するというので、要綱の変更をしております、それに合わせて、市のほ
うも所得制限の撤廃を検討しなければならないというふうには思っております。

以上です。

藤田昌隆委員

この650万円というのは、今、保険適用外の不妊治療だと、1回がね、安くて最低5万円と
か、例えば、大川にある高木病院なんか、物すごく日本でも有名なんやけど、それを受けよ
うと思ったら、やっぱり十五、六万円とかね、20万円ぐらいかかるわけよ。

それで、650万円、これ、保険適用内も含めてやけん、大体どれぐらいっていうか、これ、
650万円は、患者さんからいったら、何人ぐらいを適用として考えているわけ？

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

1人当たりの年間の助成額の上限が、市の場合は10万円でございますので、65件分ござ
いますが、この前に県が補助しております、県の補助が、1回当たりが30万円。

それで、この回と年っていうのがちょっと紛らわしいんですけど、例えば、3か月で1ク
ールで1回の治療とかいうようなカウントの仕方で、県は、その分で、例えば、1回当たり、
1クール当たり30万円になっておまして、それでオーバーする、その補助でオーバーする
分を市の受皿として、市は年間10万円を最高5回まで、5年間ということで、市が補助をす
るということになります。

藤田昌隆委員

この不妊治療は、し始めてから3年から5年の間、大体そうなんよ、平均すればね。それ
から言っても、30万円、1クールで県と市の分、正直言うと、まだまだ全然足りんよなっ
て感じがするんやけど。

今後、本当に妊娠を望む、子供を産みたいという人は、身銭切っても、財産をたたき売
ってでもやりたいという声もあるわけよね。

人口も増やせと、国も。

だから、国が人口を増やすために、こういった不妊治療のあれをやっていると思うんやけ
ど、ぜひそこも、少しでも援助をしてやって、人口増加なりね、やっぱり女性が望むのは、
子供っていうこともあるんで、ぜひ支援の手をもう少し手厚く、よろしくお願いします。

以上です。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

ちょっと追加で申し上げますと、予定ではございますが、国が令和4年度から不妊治療を

保険適用にするという予定で計画をしております、その前段の令和3年度が所得制限を撤廃するという、段階的につっていくという予定にしておりますので、その辺のところも、市としても検討しながら考えていきたいと思っております。

藤田昌隆委員

所得制限を撤廃するっちゃうか、さっき言ったように、これは、本気になれば、物すごくお金がかかるわけですね。

それで、所得制限は、ある程度、やっぱり親として、それはある程度はあったがいいと、私は逆に、撤廃したらね、ええと思うんやけど。

まあ、制限がなけりゃないほうがいいかもしれん。

分かりました。

以上です。

池田利幸委員

御説明ありがとうございます。

私も不妊治療のところは、もっと手厚くっていうふうに言いたくて、藤田委員が全部言っていたきましたんで。

まず、私のほうは、5ページをお願いします。

5ページの目3、節1保健衛生費県補助金の中の地域自殺対策強化事業費補助金っていうのがございます、金額が大きいわけではないんですけども。

今回の一般質問でもちょっと言わせていただいたんですけど、このコロナ禍にあって、本当にストレスを抱えている方、または企業とか、自殺対策っていうのは物すごく大事だと思うんですね、このコロナ禍だからこそ。

それで、歳入のところで11万3,000円っていう部分が上げられたんですけど、歳出部分はどこにかかってくるのかなっていう部分。

それと、自殺対策っちゃうか、その部分しっかりやっていきますというふうに一般質問の答弁でも言われていたんですけど、今回の令和3年度の中で、その部分がどういうところを強化されるのかなっていうのを御説明願えればなと思います。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

まず、歳出の部分のどこに当たるかということでございますけれども、歳出でいきますと、委員会資料の17ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費のうちの節7報償費、ここの謝金の中に含まれてございます。心の相談のカウンセラーへの謝金でございます。

池田利幸委員

それなら、県から歳入が入ってきている部分は、謝金として全部出していますよっていうことですね。

金額的にも小さいんで、これは逆に、この小さい金額は何だろうなって思ったんですけども、どっちみちそこも聞きたかったんですけども。

要は、謝金として、額はそんなに大きくなかったと思うんですよね、謝金で出してあった部分。大体、そのカウンセラーの人たち、業務っていうか、どのようなスタイルでされているのかなというのを軽く御説明いただければなと思うんですけども。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

月2回の心の相談の定例相談日を設けておりまして、その中で、事前予約を取って、そして、まず相談を受けていただくというのが主な内容でございます。

先ほどの補助金につきましては、歳入は、補助率2分の1ですので、歳出は、この倍ということでございます。

池田利幸委員

ありがとうございます。

今からコロナ禍がどこまで続くかっていう部分で、心にいろいろ抱えていらっしゃる方も増えてくると思いますんで、改めて、この心のケアっていう部分を充実させるように、そこはお願いしときたいなと思います。

19ページをお願いします。

節12委託料の中の健康診査委託料。

御説明をさっきいただいではおったんですけど、その説明の中で、40歳以上は国民健康保険に加入されていない方っていう御説明であったと思うんですけど、そこは、どういうことかなと思ひまして。

国民健康保険に加入していないっていうか、保険を持っていない方っていうことになるのか、それってどういうことなのかなっていうのをちょっと聞きたいんですけど。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

特定健診は通常、医療保険加入者が実施しますので、国保の方は、国民健康保険で、社保の方は、それぞれの加入の保険のほうの実施をするんですけど、未加入者っていう方は、主に生活保護の方につきましては、40歳以上の方は、健康増進課のほうで、この健康増進法の中で実施をしております。

池田利幸委員

すいません、そうしたら、ちょっと私が完全に無知だったんですけど、生活保護を受けられている方は、基本的に健康保険証を持たれていないっていうことになるんですか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

中にはお持ちの方もいらっしゃいますが、生活保護の中でもいろんな扶助がありますので、医療保険だけを持ってあって、別のその扶助受けられている方もいらっしゃるのです。

ただ、多くの方は、医療保険未加入者の方が多いようです。

池田利幸委員

ありがとうございます。

じゃあ、基本的には、生活保護を受けられている40歳以上の方の分を、ここは補助しますよってということですね。

分かりました、ありがとうございます。

牧瀬昭子委員

池田議員の質問に対しての関連なんですけれども、地域自殺対策強化事業補助金、5ページですね。

県支出金、項2県補助金、目3衛生費県補助金の分です。

先ほど、月に2回ということだったんですが、これ何人ぐらいの方が来られているのか。

そして、コロナになってからってというのは、その人数が増えたのか。

それで、あっている心のカウンセラーっていうのを、どういうふうに情報発信されているのかっていうのを、まず教えていただけますか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

まず、人数につきましては、コロナ禍において特別相談の人数が増えた感じではございません。コンスタントにいらっしゃいますし、例えば、1回の相談日で3枠を設けていますけれども、3枠全部埋まる場合もございますが、1枠だけの予約のときもございます。

広報につきましては、ホームページとか市報でも毎月お知らせしております。

以上でございます。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。

3枠だということで、コロナで増えたということはないということなんですけど、先ほど池田議員もおっしゃったように、今後また生活不安ですとか、それでなくても、もともとの自殺対策っていうところが必要になってくると思います。

それで、国のほうの事業の中身で、交付について、こういったゲートキーパーの啓発事業ですとか、若年者の方の自殺の予防ですとか、SOSを出せるために、対策をするための講演会ですとか、そういったことが事細かにいろいろと事業としてできるというふうに書いてありますので、もう少し、心のカウンセラーももちろん大事な一つの事業だと思うんですが、

ぜひ強化していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

自殺予防対策の計画は、うららトス21プランの第3期の追補版として健康増進課のほうで作成をしておりますが、中身につきましては、健康増進課のみの事業ではなく、全庁的に、例えば、教育委員会ですとか、福祉の高齢者の問題ですとか、障害の問題とか、それぞれの担当課の事業も含めたところの計画となっておりますので、先ほどの子供のSOSの出し方とか、その辺につきましては、関係課と連携をしながら進めていく対策となっております。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

樋口伸一郎委員

2つだけ、簡単なんで教えてください。

まず1点は、池田委員と少しかぶりますけど、19ページ、主には、生活保護者の方への対応ということなんですけど、その続きで、がん検診委託料とか、ずっと委託料4項目、説明いただいた欄があるんですけど、生活保護の対応として考えていいのっていうのは、今、池田委員がおっしゃった、健康診査委託料のところだけちゅうところでいいですか、下は別っていう。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

特定健診のみが医療保険者に義務づけられた検診になっていきますので、先ほどの健康診査委託料の中では、主に若い方の検診とか、40歳以上では、生活保護の方っていうことを申し上げましたけど、そのほかのがん検診については、市民であれば、保険の加入は特に関係なく、例えば、職場でお勤めの方でも、自分の職場にがん検診の項目がないのがあるっていうことであれば、年齢さえ該当していれば、医療保険が何であろうが、鳥栖市民の方は受けていただけるということになります。（発言する者あり）

予防接種につきましても、はい、そうです。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。

分かりました。

あと、もう一点教えてほしいことがあるんですけど、18ページをお願いします。

そして、下から4段目の丸、鳥栖三養基医師会立看護高等専修学校運営補助金ですね。

これの案分割合ちゅうか、鳥栖市と、ほかのところがあると思うんで、それを教えていただきたいんですよね。

できれば金額がいいんですけど、分からないなら、おおむねの割合とかでいいんで、よければ、金額が分かれば教えていただきたいです。

お願いします。

これで質問は終わります。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

鳥栖市の負担率が58.18%。

人口割と、あと均等割がございまして、人口で割りますと、鳥栖市の負担率が鳥栖、みやきの中では、鳥栖市が58.18%、みやき町が20.43%、基山町が13.73%、上峰町が7.66%。

それで、均等割はそれぞれに……、（発言する者あり）均等割の部分が、総額の10%を均等割にしております、総額の90%を人口割で計算しています。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

竹下繁己委員

歳入のところの6ページの諸収入、受託事業収入のところ、衛生費受託収入、休日救急医療運営受託料という、これ、基山町から入るっていう話でしたけど、間違いないですね。

これがぐんと増えている理由は何ですか、当初予算。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

休日救急医療センター使用料、この分が落ちているのが理由です。

それで、3月補正のときに申しあげましたけれども、休日医療センターの受診者が、感染予防対策の徹底で3分の1になりました。

それで、歳入が令和2年度、かなり減額補正をいたしまして、令和3年度の当初も今年度当初よりも歳入を低くしていますので、歳入が入らないということは、町の負担は……、（発言する者あり）

もちろん、市の負担というのは上がるんですけども、歳出は、体制を整えるのは、同じなので。

竹下繁己委員

受診者が少なくなるみたいなんで、行政の持ち出しが多くなるっていうことで理解していますかね。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

そのように考えております。

竹下繁己委員

ちなみに、もちろん基山町さんもこれは御理解の上の数字ということでよろしいですか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

基山町さんにも、予算の計上をお願いしております。

ありがとうございます。

成富牧男委員

初めて質問しております。

いや、ここ健康増進課に対しては。

26ページ。

休日救急医療センターの運営事業の中に、休日救急医療センター検査委託料が入っていますね。

このことについてちょっと説明していただいて、それで、もう一度要望をしたいと思います。

江副康成委員長

どこの部分ですか

成富牧男委員

今申し上げた休日救急医療センター検査委託料。新規って書いてありますので。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

休日救急医療センターの検査委託料につきましては、新型コロナウイルスの抗原検査の外注分の検査料をここで500人分。

それに加えて、その休日救急センターのスタッフの危険手当及び保険料をこの中に含んでおります。

成富牧男委員

すいません、分かったつもりやったけど、具体的に、例えばですねっていうような感じで、感染症の疑いのある患者のところを、それで、患者が負担する費用とかそこら辺もあるのではと。

ここに出ている金額は、この事業をする側の費用ですよ。

簡単でいいです、流れ。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

検査は、議案審議のときにお話したように、休日救急センターの2種類の新型コロナウイルスの検査ができるようになっておりまして、1種類はインフルエンザの検査をするみたいな、咽頭の部分で、綿棒みたいなのを突っ込んで、それをちょこちょことして、持っていて、そして、さらして、15分とか20分とか待っている間に結果が出てくる、そういう同じ仕組みがコロナの簡易検査でございます。

その分につきましては、医薬材料代から検査キットを買うと。

それで、こちらに適用している分につきましては、唾液を取って、それを外注で、外の検

査機関のほうに出して、後日、結果が分かってお知らせするっていうような外注用の検査があります。

成富牧男委員

ちょっとすいません、笑われそうかもしれんけど、本人の負担の分はないんですか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

本人の負担は保険診療ですので、保険診療分の負担がございます。

成富牧男委員

分かりました。

それで、こういうふうにいるいろいろされているのは、希望者に対してされていると思いますけど、今、行政として今、当面頭が痛いのは、いわゆるワクチンのほうだと、それは、もう重々承知しております。

それを承知で、ちょっと見解だけ聞きたいなと思うのが、今、どうにか全体としてはこうなりよるけど、逆に下げ止まりと言われているよね。

そういう状況の中で、一番リスクが大きいと言われている高齢者施設に対する職員——できれば利用者もですけど、対する定期的な、頻回っていう言い方、定期的な一斉のいわゆるPCR検査をすべきではないかと。

共産党なんかも政府なんかに最近もまた申し入れているんですけどね。

例の、よくテレビに出る尾身さんとか、それから、中川さんとか、そこら辺もよくそれ言っていますね、政府に対して。

その見解だけ、ちょっと、お金の問題は別として。

私たちは、とにかく政府が100%、10割負担してすべきだという立場ですけど、そこは置いて、必要性についてだけの見解をお尋ねしたいと思います。

岩橋浩一健康福祉みらい部長

まず、PCR検査についていろんな議論がされておりますけれども、尾身先生をはじめ、専門家の方が、安全安心のための検査はやめてくださいというのが言われています。

検査をする件数が多くなると、医療のほうが逼迫する、検査件数が多くなると、検査機関もオーバーフローする。

それで、安全安心じゃなくて、やはり重症化リスクのある方を中心という考えを示されています。

ただ、佐賀県では、3月に県のほうで福祉施設、医療機関に対して、新型コロナウイルス感染を15分程度で判定する抗原検査キットを配布するということが発表されております。

特に、重症化リスクの高い入所されている方とか、入院患者の方、加えて、そこで働く職

員の感染を早期に発見するためということで、抗原の検査キットを配布するというので、今月中をめどに配布ということでお聞きをしておりますので、今、その県の動向を、この効果がどう出るのか、そういったところを見ていきたいなと考えているところでございます。

成富牧男委員

要は、1回きりじゃいかんですよ。それはもう、私が言うよりも、皆さん分かってあるから。

頻回、もう定期的についてということなんで、ぜひそう思われるなら——そう思ったって答弁があったって意味ではないけど、もしそう思われるのであれば、ぜひしかるべき場を通じて、国とかにもそういう要望、もうしているよって言われるかもしれないけど、やっていただきたいなと思います。

終わります。

牧瀬昭子委員

すいません、言い損なっていました。

25ページをお願いします。

母子健康包括支援センター運営事業で、飛松議員も質問をされていたところなんですが、それに関連して、今回、専従の保健師、助産師が、専門職の方が配置できるということで、大変要望が高かった部分なので、期待されているところだと思うのですが、これまでできなかったことで、配置される専従の方がおられるということで、これからできるようになる、期待されることってというのはどんなことになりますでしょうか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

窓口で最初に妊娠届出でお会いする、そこでお顔見知りになってっていうのが、次の赤ちゃん生まれてからの継続につながるようになればいいなと、それを期待しています。

牧瀬昭子委員

お母さんたちの要望の中で、助産師さんが、母乳マッサージとかそういったことでいろんなところを回らないといけない、病院、施設を回らなきゃいけないということがあって、例えば、夜間とか、そういったときにもすごく不安を抱えられることがあるんですけども、そういった支援っていうのは、今後、御予定はありますか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

行政がするサービスですので、例えば、施術っていう形では難しいかと思いますが、母乳の指導については、可能と。

それとあと、相談する先を御案内するっていうことを考えています。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。

よろしいですか。

質疑を終わります。

~~~~~

江副康成委員長

執行部の説明を求めます。

議案第14号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

厚生常任委員会資料にて御説明いたします。

2 ページでございます。

歳入、款16国庫支出金、項1国庫負担金、目目3衛生費国庫負担金、節1保健衛生費国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金につきましては、先日、金曜日に3月補正の際に御説明いたしました、コロナワクチン接種費用について、令和3年度の予算から歳入、歳出ともに減額し、令和3年度予算に計上したものでございます。

歳出も同額を計上しております。

以上でございます。

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

よろしいですか。

これ、2 ページの一番上の当初補正予算概要って書いてあるじゃないですか。だけん、あれってなったんですよ、細かいところじゃなくて。当初予算じゃないんだっていう。そこをお願いします。



令和 3 年 3 月 16 日（火）





## 1 出席委員氏名

委員長 江副 康成

副委員長 成富 牧男

委員 藤田 昌隆 竹下 繁己 樋口伸一郎

池田 利幸 牧瀬 昭子

## 2 欠席委員氏名

なし

## 3 説明のため出席した者の職氏名

スポーツ文化部長 佐藤 敦美

スポーツ振興課長 小川 智裕

スポーツ振興課振興係長 佐藤 義勉

スポーツ振興課施設係長 時田 丈司

スポーツ文化部次長兼国スポ・全障スポ推進課長 佐藤 道夫

国スポ・全障スポ推進課総務企画係長 脇 弘人

国スポ・全障スポ推進課競技式典係長 安川 直樹

文化芸術振興課長 山津 和也

文化芸術振興課参事兼課長補佐 今村 利昭

文化芸術振興課文化芸術振興係長 佐藤 直美

文化芸術振興課定住・交流センター係長兼市民課係長 大石美由紀

市民環境部長 橋本 有功

市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長 牛嶋 英彦

市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長 原 祥雄

市民協働推進課市民協働係長兼市民相談室相談係長

兼消費生活センター消費生活センター係長 築地美奈子

市民協働推進課長補佐兼男女参画国際交流係長 下川 有美

市民課長 野下 隆寛

|   |   |   |   |   |   |   |    |    |   |   |    |    |   |   |    |    |
|---|---|---|---|---|---|---|----|----|---|---|----|----|---|---|----|----|
| 市 | 民 | 課 | 整 | 備 | 係 | 長 | 西山 | 美沙 |   |   |    |    |   |   |    |    |
| 市 | 民 | 課 | 市 | 民 | 係 | 長 | 栗山 | 英規 |   |   |    |    |   |   |    |    |
| 国 | 保 | 年 | 金 | 課 | 長 |   | 古賀 | 友子 |   |   |    |    |   |   |    |    |
| 国 | 保 | 年 | 金 | 課 | 健 | 康 | 保  | 険  | 係 | 長 | 田中 | 綾子 |   |   |    |    |
| 国 | 保 | 年 | 金 | 課 | 長 | 補 | 佐  | 兼  | 年 | 金 | 保  | 険  | 係 | 長 | 熊田 | 吉孝 |

#### 4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 大塚 隆正

#### 5 審査日程

スポーツ振興課審査

議案乙第6号令和3年度鳥栖市一般会計予算

〔説明、質疑〕

陳情

陳情第13号久光スプリングス練習拠点施設の建設に関する要望について

〔協議〕

国スポ・全障スポ推進課審査

議案乙第6号令和3年度鳥栖市一般会計予算

〔説明、質疑〕

文化芸術振興課審査

議案乙第6号令和3年度鳥栖市一般会計予算

〔説明、質疑〕

市民協働推進課審査

議案乙第6号令和3年度鳥栖市一般会計予算

議案甲第1号鳥栖市まちづくり推進センター条例の一部を改正する条例

〔説明、質疑〕

市民課審査

議案乙第6号令和3年度鳥栖市一般会計予算

〔説明、質疑〕

国保年金課審査

議案乙第 6 号令和 3 年度鳥栖市一般会計予算

議案乙第 7 号令和 3 年度鳥栖市国民健康保険特別会計予算

議案乙第 8 号令和 3 年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算

議案甲第 3 号鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例

〔説明、質疑〕

## 6 傍聴者

1 人

## 7 その他

なし

午前10時開会

## 江副康成委員長

厚生常任委員会を開きます。



スポーツ振興課

## 議案乙第6号令和3年度鳥栖市一般会計予算

江副康成委員長

これよりスポーツ文化部関係議案の審査を行います。

まず、議案乙第6号のスポーツ振興課関連部分の審査を行います。

執行部の説明を求めます。

小川智裕スポーツ振興課長

議案乙第6号令和3年度鳥栖市一般会計予算について御説明させていただきます。

厚生常任委員会資料、スポーツ文化部関係をお願いいたします。

2 ページをお願いいたします。

まず、歳入について御説明させていただきます。

款15使用料及び手数料、項 1 使用料、目 5 教育使用料、節 2 保健体育使用料につきまして、スタジアムをはじめとする体育施設20施設の使用料でございます。

また、スタジアム使用料を計上させていただいておりますが、この計上額につきましては、減免等を行わなかった場合の額となっております。

3月補正の予算の際に御説明をさせていただいておりますが、入場制限下でのホームゲーム開催となったため、3月のホームゲームは、減免をさせていただいております。

4月以降も、状況に応じ、判断をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

スタジアム公告物等特別使用料につきましては、常設看板につきまして、令和２年度よりも状況が厳しく見込まれておりますので、令和２年度よりも減額した額を計上させていただいております。

また、市民体育館使用料、こちらにつきましては、令和3年度改修予定でございますので、

閉館期間を加味した使用料を計上させていただいております。

続きまして、歳出について、主なものについて御説明をさせていただきます。

6 ページをお願いいたします。

款10教育費、項5 保健体育費、目1 保健体育総務費、節1 報酬につきましては、スポーツ推進員8 地区48名分の報酬でございます。

なお、令和2 年度から減額となっておりますが、令和2 年度は、国スポの準備事務のため、会計年度任用職員を目1 保健体育総務費で計上しておりましたが、令和3 年度は、目4 国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会推進費で計上していることによるものでございます。

節2 給料から節4 共済費につきましては、スポーツ文化部長及びスポーツ振興課、国スポ・全障スポ推進課職員の人件費でございます。

7 ページをお願いいたします。

節12委託料のうち、地域交流推進事業につきましては、資料11ページのほうをお願いいたします。

資料11ページをお願いいたします。

地域交流推進事業につきましては、鳥栖市をホームタウンとするプロスポーツチーム、サガン鳥栖、久光スプリングス、こちらと連携し、ホームゲームの活用による交流の推進や、地域との積極的な関わりによって、地域の活性を図る、こちらを目的として行う事業でございます。

事業の内容といたしましては、例年行っておりますサガン鳥栖を通じた地域交流を目的とした事業、具体的には、マッチデー冠スポンサー協賛金が主なもので、それに関する経費となっております。

また、例年行っております事業に加えまして、拡充分といたしまして、サガン鳥栖関係でいきますと、J 1 昇格10周年事業、具体的には、10周年バナー——ちょっとぶら下げるものになりますけれども、そちらの作成、地域イベントへの選手の参加など、そういった事業、それと、選手によるSNSを活用した情報発信、こういったものに関する経費を計上させていただいております。

また、久光スプリングス関係でいきますと、選手の地域イベントへの参加、子供対象のバレーボール教室に要する経費でございます。

申し訳ございませんが、また7 ページのほうにお戻りいただきますようお願いいたします。

次に、委託料のうち、県民体育大会出場委託料、こちらにつきましては、唐津市、玄海町、伊万里市、有田町で開催されます県民体育大会への鳥栖市選手団の派遣等に要する経費でございます。

市民体育大会開催委託料につきましては、令和３年度は市民スポーツフェスタ開催経費が主なものになっております。

節18負担金、補助及び交付金のうち、県プロサッカー振興協議会負担金は、サガン鳥栖が地域に根差していくため、サッカー教室開催支援をはじめとした地域の方々と触れ合う機会の創出や、応援機運の醸成、ホームゲームにおける集客支援等の開催などを実施する協議会への負担金でございます。

市民体育協会補助金につきましては、市民体育協会の運営補助に係る経費でございます。

スポーツ大会補助金につきましては、県の予選を経て、全国大会等に必要する場合に、旅費の一部を助成する経費でございます。補助率は2分の1となっております。

なお、例年クロスロードスポーツ・レクリエーション祭負担金を計上しておりましたが、予算費目の見直しを行い、令和３年度からは、目２体力づくり運動推進経費で計上いたしております。

次に、目２体力づくり運動推進事業費の主なものについて御説明いたします。

節７報償費、こちらにつきましては、高齢者や女性、地域住民などを対象としたスポーツ教室等に要する講師謝金や賞品代でございます。

８ページをお願いいたします。

節12委託料、こちらにつきましては、クロスロードスポーツ・レクリエーション祭本選に出場する鳥栖市代表選手選考会開催委託料や、３月に開催しておりますスポーツ・レクリエーション祭の開催委託、市民体育館のトレーニングルームで実施しておりますトレーニング指導業務委託料などが主なものでございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、令和２年度までは、目１保健体育総務費で計上しておりましたクロスロードスポーツ・レクリエーション祭負担金、また、例年１月に開催しております、鳥栖市ロードレース大会補助金でございます。

なお、鳥栖市ロードレース大会補助金につきましては、コロナ感染症対策に係る経費を含め、計上いたしております。

次に、目３体育施設費について、主なものについて御説明させていただきます。

節１及び節３職員手当等につきましては、体育施設職員の人件費でございます。

節10需用費、こちらにつきましては、芝やプールを初めとする体育施設の管理用品や薬品等の消耗品、体育施設の電気、上下水道、ガス等に要する光熱水費、各体育施設の修繕費が主なものでございます。

節11役務費につきましては、各施設の電話代、通信運搬費、プールの水質検査等の手数料が主なものでございます。

9 ページをお願いいたします。

節12委託料につきましては、体育施設の電気、空調設備等の保守点検、警備、清掃等に要する施設管理委託料が主なものでございます。

また、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の会場を年次的に改修しておりますけれども、市民体育館改修工事に伴う工事監理委託料計上をさせていただいております。

節13使用料及び賃借料、こちらにつきましては、芝管理に要する車両やプールの券売機、トレーニング機器のリース料が主なものでございます。

節14工事請負費のうち、営繕工事費につきましては、市民プールの補修工事が主なものでございます。

市民体育館改修工事費につきましては、12ページをお願いいたします。

補正予算におきましても御説明申し上げましたが、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催に向け、市民体育会改修工事を行うもので、屋根防水改修工事に要する経費を計上いたしております。

すいません、また9ページのほうにお戻りいただいてよろしいでしょうか。

節16公有財産購入費、こちらにつきましては、駅前不動産スタジアムの駐車場として利用しております第1、第2駐車場、場所は、スタジアムの西側、線路等、挟まれたところになります。

この鳥栖市土地開発公社所有の1万7,000平方メートルを令和2年度から5年計画で買戻しを行っております。

令和3年度は、約4,400平方メートル相当分を買い戻す経費を計上しているところでございます。

節17備品購入費、こちらにつきましては、主にスタジアムや陸上競技場での芝管理のための目土散布車の買替えに要する費用でございます。

以上、御説明を終わらせていただきます。

御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

#### **江副康成委員長**

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

#### **池田利幸委員**

御説明ありがとうございます。

まず、資料の11ページからお願いします。

この地域交流推進事業、事業内容を書いているわけなんですけれども、まず、

新規事業として、拡充分としてやっていきますっていうふうな分ですね。

サガン鳥栖に関しては、SNS等を活用した選手による情報発信などっていう部分で予算づけされている部分。これは、SNSを選手個々人やってもらうためなのか。それとも、鳥栖市のホームページとか鳥栖市のLINE、ツイッター、フェイスブックとかに、参加していろんなコメントをもらうっていうのは、どういう発信方法を考えているのか教えてください。

**小川智裕スポーツ振興課長**

こちらのSNSを活用した選手による情報発信につきましては、選手の個人の情報発信、そちらを活用させていただいて、鳥栖市の観光地、そういったものの情報を発信をしていただいて、鳥栖市のPRに活用させていただくということで考えております。

**池田利幸委員**

ということは、これ、具体的には、支援としてお金を出すというのは、どういうことに使ってもらうんですか。

今の御答弁だと、普通に選手の人たちに頼んでもらって、自分たち、今、どっちみち若い選手たちですから、SNS自分たちで持っている中で、アピールをお願いしますって言えば、お金はかからない話であって、そこにお金をかけるってことは、どういうことにお金をかけるんですかね。

**小川智裕スポーツ振興課長**

現地に赴いていただいて、実際その場に行っていただいて、PRをしていただくということで、そういった経費ということで考えております。

**池田利幸委員**

ということは、例えば、四阿屋に選手が行ってもらいます、それで、そこまで行くまでの旅費じゃないですけど、ガソリン代とかそういうやつを出しますとか、キャンプ場にいったら、キャンプをそこで選手、やってもらって、その利用代金を全部市が払いますとか、そういうふうなことでお金を使うってことなんですか。予算執行の在り方ですね。

**小川智裕スポーツ振興課長**

こちらにつきましては、サガン・ドリームスとの契約を行いまして、その中で情報発信に関する業務を委託する予定でございます。

それで、その中で必要な経費関係は、こちらのほうから委託料として支出をするというふうに検討しております。

**池田利幸委員**

ありがとうございます。



ということは、この400万円のうち、サガン・ドリームスに、この10周年関連事業と2つで400万円ってということなんですか。その下の久光スプリングスさんまで含めて400万円ってことになるんですか。

実際、そのSNSに、委託する……、お金を幾ら向こうに渡すつもりなんですか。

#### **小川智裕スポーツ振興課長**

こちら、拡充事業として、今回、400万円計上させていただいております。

まず、サガン鳥栖関係で300万円を予定しております。

それで、久光スプリングス関係で100万円予算計上をさせていただいております。

サガン鳥栖関係で申しますと、J1昇格10周年といたしまして、先ほどバナーの作成と——商店街とかにぶら下げていただくバナーになりますけれども、そちらのほうで30万円。

それとあと、地域イベント、こちらにつきましては、8地区、各地区のほうに出向いていただくことを考えておりますので、240万円。

それで、あと、SNSによる情報発信、こちらにつきましては、30万円の委託ということで、合計の300万円で計上させていただいております。（「400万円じゃないんですか」と呼ぶ者あり）

サガン鳥栖だけでまず300万円。

久光スプリングス関係でいきますと、地域イベントの参加、こちらを40万円。

それで、バレーボールクリニック——子供対象のバレーボール教室になりますけれども、こちらを60万円ということで、合計100万円。

それで、サガン鳥栖、久光スプリングス合計しまして400万円で計上させていただいているところでございます。

#### **池田利幸委員**

ありがとうございます。

詳細、今教えていただいて、初めて内容分かったんですけど、ってことは、サガン鳥栖さんにしても、久光スプリングスさんにしても、別々に地域との交流っていう部分でやっていただくお金、お金も準備しているってことは、両方ともずっとそういう8地区でやっていただくっていうこといいんですか。

サガン鳥栖さんは8地区でやります、久光さんに関しても8地区で交流をやっていただくっていうふうに、もうお約束されているんですか。

#### **小川智裕スポーツ振興課長**

サガン鳥栖につきましては、8地区で考えております。

久光スプリングスにつきましては、地域イベント、市全体を対象にしたものということで

1 か所、1 回ということで考えております。

**池田利幸委員**

ありがとうございます。

久光さんに関しては、年に1回、市のイベントの中で出ていただくってことです。

そうしたら、バレーボールクリニックは、これも市内1か所で1回っていう考えになるんですかね。

**小川智裕スポーツ振興課長**

バレーボールクリニックにつきましても市内で1回ということで考えております。

**池田利幸委員**

ありがとうございます。

これは、市としてお願いする部分がこれであって、久光さんが別で団体さんとしてされるってというのは、また別である可能性はあるってことですよね。

ですよね。

今までいろんな一般質問とかでもあってましたけど、地域に貢献していただいているとかそういう部分あって、あのときの答弁、何か物すごく寂しい答弁をされたんですよ。

逆に企業さんのイメージを悪くなるんじゃないのっていうぐらいな言い方で言われていたんで。

本当であれば、ほかにいろいろ、企業さんとしても、団体さんにしても、今までもそういう交流ありましたよっていう部分とか、寄附頂きましたよとか、そんな部分を言ってよかったんじゃないかなっていうのが実際思ったところで。あれは、逆に久光さんに対してちょっとイメージが悪いよなってなるんで。

何かほかに御報告、貢献いただくとか、そういう予定、聞いている分とかありますか？今のところはないですか。

こっちからお願いしている分で話し合っているのは、ここの部分だっということですかね。

**小川智裕スポーツ振興課長**

今、久光スプリングスと話している分につきましては、こちらからお願いする分をメインで調整をさせていただいておりますので、現状としては、ちょっとすいません、企業としての貢献について、把握はしていない状況でございます。

**池田利幸委員**

ありがとうございます。

この分、サガン鳥栖さんでもSNS使ってやってもらうっていう、ぜひ久光さんとかもやっていただくなら、またありがたいことだろうと思うし、いろんなところに行ってもらって、

アピールして、選手の皆さんにも鳥栖市をもっと知っていただく、そして、情報を発信していただければ、どうせならSNSでサガン鳥栖だけをお願いするんじゃなくて、久光さんにもお願いして。

じゃないと、見ている市民とかからすると、温度差があるんじゃないって、やっぱり言わなきゃいけなくなってしまうんですよね。

そいけん、そういう部分も、もう一回お話ししながらされたらどうかなと思います。

以上です。

#### **樋口伸一郎委員**

おはようございます。

2点お願いします。

7ページからです。

これもいつも聞いていますけど、節18の中の下から2段目ですね、スポーツ大会出場費補助金。

これ、もう毎年この金額なんですけど、前々から要望をさせていただいていたのが、これを出す基準ですね。

今、結構前の制度というか基準でずっとされているんですけど、その当初、でき上がったときに比べたら、スポーツの、全国何とか協議会とかじゃなくて、様々にそういった母体ができ上がって、いろんな種類のスポーツが増えているんですよね。

だから、旧制度って言ったらちょっと語弊があるかもしれませんが、それに基づいてやると、出せる人、出せん人が結構、今から先は多くなってくるので、要綱じゃないですけど、その基準の見直しをされたらどうですかというふうに提案していたんですけど、その辺りの検討というのは、この令和3年度には入っていますか。

#### **小川智裕スポーツ振興課長**

大会補助金につきましては、議員御指摘のとおり、まだ今、他自治体の状況の把握に努めているところでございますので、今の現状に合わせて、どういった改正が必要かというところを調査・研究を行っておりますので、現状といたしましては、令和2年度と同様な形で、令和3年度はさせていただくように考えております。

#### **樋口伸一郎委員**

ありがとうございます。

これ質問じゃないんですけど、もう前年度もこのスポーツ文化部ができる前なんですけど、例えば、そういう範囲に入らないけれども、内容を見ればそこに値するっていうのを、例えば、市長が認める場合じゃないですけど、そうした形で何回か市長の表敬訪問とかあったこ



その辺もっと視野に入れて、運動広場とか、ちょっとした運動ができるところっていう部分に使っていただきたいなっていうことでお聞きしました。

ありがとうございます。

#### **竹下繁己委員**

同じページで、7ページと8ページ、クロスロードスポーツ・レクリエーションに関する予算が科目の見直しで保健体育総務費から体力づくり運動推進事業費に移ったという話でしたけれども、その理由を教えてくださいいいですか。

#### **小川智裕スポーツ振興課長**

クロスロードスポーツ・レクリエーション祭が毎年度実施しております事業に関することになりますので、その意味合いから、体力づくり運動推進事業費のほうに移行をさせていただいております。

#### **竹下繁己委員**

毎年やるのが体力づくり運動推進事業費で、保健体育総務費に係るのは、時々やるというか、そういう話ですかね。

#### **小川智裕スポーツ振興課長**

クロスロードスポーツ大会につきましては、事業費——実際にうちが行っております事業として行うものですので、体力づくり運動推進事業費のほうで計上させていただいております。

その他、保健体育総務費につきましては、スポーツ推進に係る全般的な負担金、補助金ということで、そこで切り分けをさせていただいております。

#### **竹下繁己委員**

令和2年度までのことを、すっぱり否定したということですね。今までおかしかったっちゃう話かなと思ひながら。

それで、クロスロードスポーツ・レクリエーションに関する委託料と負担金がぼんと出てるんですけども、科目が違うところ、保健体育総務費の委託料は、新規事業があるんで増えている。負担金及び交付金はほぼ横ばいということで、そういったところのすり合わせは大丈夫なんですか。

何かこっちの保健体育総務費の委託料と負担金が増えたんで、クロスロードがぼんと外に出されたような感じもしないでもないんですけど。

#### **小川智裕スポーツ振興課長**

クロスロードスポーツ・レクリエーション祭を体力づくりに持っていった分につきましては、もう単純に意味合いから見直しを図ったものでございます。



竹下繁己委員

ありがとうございます。

すごい職員増ということで、しっかりと国スポ・全障スポに対してお仕事していただきたいと思います。

以上です。

藤田昌隆委員

ちよつと2点。

市の体育協会の件やけど、7ページの節18市の体育協会補助金818万8,000円。

これ、何団体やってて、そして、前年から微増じゃあるけど、各団体、主なところ、大きな金額のところだけでいいんやけど、何団体やっている？

江副康成委員長

いいですか。（発言する者あり）

暫時休憩します。

午前10時35分休憩



午前10時36分開会

江副康成委員長

再開します。

小川智裕スポーツ振興課長

市体育協会補助金につきましては、加盟団体が27団体ございます。

それであると、うちからの補助金、それとあと、会費を徴収をされております。団体からの会費のほうも徴収されております。

その点もありまして、各団体に対しての助成というのが幾らあるかというところまでが、  
すいません、把握をしてないところでございます。

藤田昌隆委員

ということは、市の体育協会に818万8,000円やって、それで、そこから自分たちで分けてくださいということになるとかな。そういうこと。

違う？（発言する者あり）

暫時休憩します。

~~~~~

再開します。

市の体育協会補助金818万8,000円。

これは、何団体のところに補助金が出ているのか、御答弁ください。（発言する者あり）

いや、そいけん答弁ば言わやこて。

体協の加盟団体としては、27団体ございます。

それで、助成額がどのように、何団体に出ているかというのは、申し訳ございませんが把握してないところでございます。

分かりました。

次、目2の体力づくり運動推進事業費、節12のサッカースクール委託料50万円ってあるんやけど、これは、サガン鳥栖の選手に入っているわけ？このサガン鳥栖に入っているわけ？

こちらにつきましては、サガン・ドリームスに委託をしまして、教室を実施していただいております。

要するに、サッカースクールっちゅうのは、ちゃんと委託料を払ってやってもらっている
ということですか。

ということは、例えば、久光スプリングスがバレーボール教室を開いた場合には、こういった委託料がまた発生するわけ。（発言する者あり）

– 190 –

暫時休憩します。

午前10時40分休憩

午前10時45分開会

江副康成委員長

再開します。

ほかにございますか。

成富牧男委員

2ページの歳入、スタジアム使用料の4,300万円ありますよね。

これには、北部グラウンドの使用料も入っているわけですね。

それで、まず、どれぐらいなのか。前年度は特に少ないかもしれんけん、その前の年とか、2年ぐらい分かれば。

それと併せて、逆にかかっとるお金、施設管理とか、その両方を教えてください。

小川智裕スポーツ振興課長

まず、収入の状況でございます。

平成30年度におきましては、北部グラウンドにつきましては、155万3,695円となっております。

平成31年度、こちらにつきましては、258万8,180円の歳入がっております。

それで、令和３年度当初予算といたしましては、160万円の収入見込みで計上させていただいております。

それで、支出、維持管理にかかった経費、平成30年度になりますけれども、合計で1,677万4,193円になっております。

以上です。

成富牧男委員

それで、今ので分かったのは、平成31年度がちょっと多いみたいで、次に比べて、管理の部分が1,600万円。まあ一般的に当然ですよ、公立の施設の場合は。だから、これをとやかく言っているわけじゃないですけどね。

今言われた150万円、今回、令和3年度は160万円歳入見込みを立ててあるけれども、ずっ

と前から聞いている、北部グラウンドに関する事で幾つか質問しますので、もうそれだけです、よろしく御答弁お願いします。

ここ、北部グラウンドというのは、暫定使用ですよ。まだ、今も中学校用地というふうになっているんでしょうか。

もうまとめて言います。

それが1つ。

それについては、スポーツ振興課からすれば、不安定な状態ですよ、暫定使用ですから。

だから、これについては、やっぱり、そこは向こうでするっちゅうことやなくて、ぜひ働きかけて、もう今となつては、恐らくあそこを中学校用地っていうふうには、私はもうならんのやないかな。

そりゃ、なったら喜ばれる、やる側からしたら、喜ばれると思います。

だから、結論は早く出してもらわないかんじゃないですかねっていうのが2つ目ですね。こちらとしては、当然、もう不安定だから、きちっと、スポーツ振興課の立場からすれば、暫定っちゅうのを消してほしいということを言われるべきじゃないかっちゅうのが2つ目ですね。

あと1つは、私が4年前ずっと質問しよったのは、もう例えば、スタジアムにしても同じですけど、公の施設だから、一般の人でも、極端に言えば、個人でも使えるというふうに、4年前にそれは確認していますので、その答弁は求めませんが、なんですけど、実態は、スタジアムにしてはなおさらですけど、あそこは、よく分からない人は、もうサガン鳥栖のもんだと、サガン・ドリームスのもんじゃないか、専用施設じゃないかっていうふうに考えている人もいます。

北部グラウンドについてもそうですね。ニュースの仕方なんかも含めて、そう思っている人がおると。

それで、条例を見ると、誰でも使ってもいいよって書いてあるけれども、なかなかそこまで見える人はいない。

その結果として、今までで言うと、8件とか何件か。1桁台しか、サガン・ドリームス以外使っていない。

これはいけないと思うんですよ、条例上はそうになっていないから、みんなが使える施設だから。

だから、そこんところを積極的に周知すべきじゃないかって言ったんですけど、それについては、4年前の部長の答弁では、触れられませんでした。

そこんところについては、どう考えてあるかっていうのを聞きます。

以上です。

だから、使用件数については、教えてください。去年とか、おとしぐらいね、去年は少なかったかもしれないので。

江副康成委員長

まず、すいませんけど、所管がここのスポーツ振興課にあるかどうか及びその位置づけ、そういったところを聞いているってことですね。

成富牧男委員

そうそう。こっちの範囲内で聞いているつもりです。

江副康成委員長

暫時休憩します。

午前10時52分休憩

~~~~~

午前10時57分開会

江副康成委員長

再開します。

小川智裕スポーツ振興課長

北部グラウンドにつきましては、中学校用地として、所管のほうが教育委員会となっております。

方針といたしましては、現在、中学校用地という方針は、変更になっていないということで把握をしております。

議員御指摘の内容につきましては、こちらも御意見を踏まえたところで、関係の教育委員会と、また状況の確認等を適宜行ってまいりたいと思っております。

また、北部グラウンドの一般利用の状況でございますが、平成30年度でいきますと、一般利用件数2件、令和元年度に4件、令和2年度——こちらは2月末までの状況でございますが、2件の一般利用になっております。

こちらにつきましては、現在ホームページで利用できますということで周知はさせていただいておりますが、今、件数といたしましては、1桁台にとどまっているところでございますので、今後、また住民の方に利用できるという周知のほうは方法等を検討させていただきます。



たきますようよろしくお願いいたします。

久光スプリングス練習拠点施設の建設に関しましては、まず、令和2年3月に、バレーボールチーム久光スプリングスの運営会社でありますSAGA久光スプリングス株式会社が本市を本店として設立されております。

その後、SAGA久光スプリングス株式会社及び久光製薬株式会社から連携協定締結の申出があり、3者で協議を重ね、令和2年8月7日、鳥栖市と久光スプリングスとの連携協定を、本市、SAGA久光スプリングス株式会社、久光製薬株式会社の3者で締結いたしました。

協定は、バレーボールチーム、久光スプリングスの活動を通じて、スポーツ振興はもとより、地域の一体感や活力を醸成し、地域の活性化に資することを目的としております。その協定の取組項目のうち、久光スプリングスの活動促進及び練習環境に関することを掲げており、今後、3者で連携して取り組むことといたしました。

また、その締結の際に、鳥栖スタジアム第4駐車場に練習拠点施設建設の意向を伺っております。

連携協定締結後、庁内においての課題整理を行い、本市、SAGA久光スプリングス株式会社、久光製薬株式会社の3者で協議を重ね、令和2年12月23日、正式にSAGA久光スプリングス株式会社より市及び市議会へ要望書の提出がなされました。

市におきましては、要望書の提出を受け、同日、政策調整会議を開催し、佐賀久光スプリングス株式会社に対し、練習拠点建設用地として、鳥栖スタジアム第4駐車場を貸与することを協議、確認し、令和3年1月4日に、鳥栖スタジアム第4駐車場を貸与することを最終的に決定し、翌5日、SAGA久光スプリングス株式会社に対し、文書により、鳥栖スタジアム第4駐車場の対応を了承する旨、回答を行っております。

練習拠点施設につきましては、久光スプリングスの練習拠点のみならず、市民の利用が可能な施設も併設されることから、市民がスポーツに親しむことができる新たな拠点が加わり、本市におけるスポーツを通じた地域の活性化が期待できることから、貸与することといたしております。

議会の皆様への御報告につきましては、建設主体が久光製薬株式会社であることもあり、要望書の提出を受けての報告と考えておりましたことから、令和2年12月23日の要望書提出後、会派代表者会議におきまして報告を行い、市の対応等について御説明をさせていただいております。

現在までの建設に関する進捗につきましては、地元区長等の説明を行い、令和3年1月25日から2月20日まで地質調査が行われております。

また、基本設計が終わりましたことから、来週にスケジュール及びイメージパース等が、SAGA久光スプリングス株式会社より公表予定となっております。

以上、御説明を終わらせていただきます。

#### **江副康成委員長**

ありがとうございました。

私のほうから3点、一つずつ質問させていただきますので、よろしくお願いします。

まず、サガン鳥栖開催時の駐車場問題についてでございます。

この駐車場問題は、近隣住民の人にとっては、渋滞問題だとか、無断駐車とか、そういったところが問題を引き起こされました。

また、フレスポ等、近隣大型ショッピングセンター、そういう施設には、買物客の妨げになるようなところもあったということでございまして、この駐車場問題というのは、非常に大きな問題だと思うんですけど、当然、鳥栖市として対応しなくちゃいけない部分も多々あると思うんですけども、その辺りは、どういうふうにお考えか、御答弁ください。

#### **小川智裕スポーツ振興課長**

第4駐車場の代替の確保、こちらにつきましては、市有地や民有地の活用などにより、確保が必要と認識をしております。

それで、現状の代替駐車場を検討するに当たり、市有地につきましては、現状駐車場として利用が可能であること、他の利用者との調整が容易であること、バス等の公共交通機関の利用促進が可能であること。

商業エリアとの回遊性があること等の条件を設け、条件に合致する市有地、例えば、スポーツ振興課で所管しております相撲場80台、陸上競技場東側駐車場120台などを候補地として検討しているところでございます。

また、民有地につきましては、協同組合鳥栖商工センターに御協力をお願いなどをするとしておりまして、第4駐車場の駐車台数300台に近い台数の確保に努めてまいりたいと考えております。

#### **江副康成委員長**

じゃあ、2点目。

市の体育館としても使いたいという期待に対して、市民が利用しやすい料金設定、そういった声といたしますか、料金設定はどうなるんだろうというような質問もあっておりましたけれども、その点について、市としてどのような対応を考えようと思っているのか、御答弁ください。

#### **小川智裕スポーツ振興課長**

それで、市民開放がなされる部分につきましては、市といたしましては、市民がより利用しやすくするため、一定の助成など、そういったものが必要ではないかと考えているところでございます。

今回、第7次総合計画もございますけれども、鳥栖駅周辺は、にぎわいをつくり出す拠点ということで、そういう位置づけもございまして、久光スプリングスさんの練習拠点があそこにできて、こういった形の活性化、にぎわい創出になるのかなという期待も非常にあるわけですが、そういった点について、どのようにお考えか御答弁ください。

あと一定、大会とかも開催されると、開催も可能かと思いますので、人の流れというのは、大きく変わるところが見込まれております。

また、今後の検討ではございますが、一定、客席、集客のほうも予定されておりますので、サンメッセ等々を含めたところで、コンベンション関係のほうも期待できるのではないかと考えているところでございます。

これからは、委員の皆さんに、質疑及び御意見の時間を取りたいと思いますので、いいですかね。（発言する者あり）

暫時休憩します。

午前11時8分休憩

~~~~~

午前11時40分開会

ただいまより委員間での協議を始めたいと思います。

どなたかございませんか。（「質問じゃなくて、議論ですか」と呼ぶ者あり）（「委員間なん

暫時休憩します。

午前11時40分休憩

~~~~~

午前11時41分開会

江副康成委員長

再開いたします。

牧瀬昭子委員

敷地の問題の中で、どれぐらいの敷地面積を有償にするのか、無償にするのかということも含めて、具体的なところ、はっきりしたところを知りたいと思います。

それで、スプリングスさんの、体育館を使うときの駐車場がどうなるのか、そこでもし大会ができるようになったときのサガン鳥栖の試合のときにバッティングしたときが、駐車場が本当に足りなくなってしまうのではないかという懸念。

それで、プレスポさんとの関係性、商業施設との関係性、駐車場を有料化することはできないのか等々、ちょっと周辺のことが固まらないと協議がしにくいところがあると思うので、ぜひその辺りも含めて、もう少し具体的な内容の協議が必要だと思います。

池田利幸委員

今、ずっと久光スプリングスさんと市のほうで協議をされていていっている中で、今から決めなきゃいけないこととか、いっぱいあると思うんですね。

その中で、やっぱり物すごく鳥栖市の今後の部分、活性化って重要な案件だと思うんです。

それで、この中で、やっぱり一般質問でも、質疑の中とかでも出てくるんですけど、この議会の声、要は議員、負託を受けてされている部分であって、議員たちもいろいろおのおの思っている部分の意見、市民さんから頂いた声っていうのがあるんですよね。

その部分の声、もうこの協議の段階で、一応きちんと説明をいただきたいし、言わせていただきたいという部分で、全議員に対して、委員会だけでなく、そういう場を設けていただいて話していただきたいと思います。

成富牧男委員

簡単な質問を1つと、あと、先ほどの休憩中と重複しますが、意見を言います。



具体的に、この委員会に、関連で、予算措置が必要であるとすれば、それはいつぐらいの議会に出てくるのか。

来年度中はまだ出てこんよっていう話なのか、いつ出てくるのか。

それが質問。

あとは、さっきから、休憩中言いましたけど、何か、私自身は、もう何か、白けているんですよ。

今、市長は、議会のいろいろ理解も得ながらとか、1月の最初に言うてはあるけど、もうそのときには、決めてあるわけですよ。

それは、法的に言うて決めてよかですよ、議案とかそうあるわけやないから。いわゆる専権事項っちゅうやつですよ、執行権の範囲でやるって。

しかし、議会の理解を得ながらちゅう努力が、この問題は物すごく足らんなど。そういうのが、最初の説明を聞きよっても、とても感じました。

それで、結論的に言うて、さっき池田議員から、るるほかの議員からも出ていますように、早く輪郭を出していただいて、その中で、委員長も言いました、きちっとしたこの審査のお返し、報告ができるような資料、そういうのをやっぱり示していただきたいなと思っています。

以上です。

予算、出らんなら出らん、分かんらん分かんらんよかばってん。

進捗状況について。

#### **小川智裕スポーツ振興課長**

現在、関連予算としてというのは、考えられるのは、先ほど申しました有償部分の収入の分、あと、助成の部分。

それで、これはもう建設が2023年春ということですので、令和5年になりますので、令和5年度の当初になるかと。

あと、固定資産の部分になるかと思われます。

#### **樋口伸一郎委員**

今回の陳情の趣旨なんですけど、貸与のお願いになっているんですよ。

それで、今の状況っていうのは、もうそれは決まっちゃって、今意見が出ている——議員さんとか、一般質問も全部含めて——いろいろ、活用の方法であったり、駐車場のことであったり、議会としての、議員さん方の発言は、やっぱり多分、市民サイドというか市民の方に対する影響とか、そうした声、心配が多いのかなっていうところを私は認識をしていますので、今後、進んでいくじゃないですか、ありがたい施設なんです。

進んでいくに当たっては、今後は、例えば、議会との情報交換であったり意見交換というのは、ぜひ大事にしてほしいなというふうに考えておりますので、その辺りを踏まえて、委員会としての返答になるようにまとめていただければなというふうに委員長にお願い申し上げて、終わります。

#### 竹下繁己委員

これは陳情の協議ですので、この陳情に対するお答ば出さないかんですけれど、陳情の内容は、土地を貸してくださいと。

それで、鳥栖市民体育館もぼろぼろで、アリーナもないという状況。

鳥栖市としては、ありがたい話なんですよ、造ってくださるということで。

土地を貸して、建物も向こうで費用は出してくださるということで、非常にありがたい話に対して、何でこんなに議会、議員から質問が出るかっていうと、やはり執行部のスピードが民間と全くずれていますよね。もう基本設計が出てきて、すぐ実施設計も出てきそうな勢いですよ。

その間に、駐車場問題と近隣住民への説明、また私たち議会への説明も、もう後追い後追いで行くところに非常に不安がありますよね。

せっかく本拠地を鳥栖市に移してきてくださって、鳥栖市民から愛される存在でなければならんと思うんですよね、久光スプリングスさんも。

これが、例えば、体育館が建ったけんが、何か近隣のほうが迷惑被って、あがなとば造るけんがやんとか、そういう話んならないようにするためにも、また、先ほど北部丘陵グラウンドの話もありましたけれども、建てたけれども、あるけれども、民間は全然使えないじゃないかというようなふうにならないように、もっと急いで下地をつくっていただきたいと要望をいたしまして、私は終わります——すいません、行政側がね。

#### 江副康成委員長

よかですか。

〔発言する者なし〕

それじゃあ、ほかに意見がなければ、一応、委員会を預かる者として、この所管事務調査でも、グラウンドだとか体育館だとか、いろんな体育施設が不足しているという問題意識を持っておる中において、こういった形で体育館のほうを、地元の、非常に歴史と伝統のある——スポーツとしても企業としても、造っていただけるという話があるわけですから、ぜひそれに、我々としても協力したいなと思います。

そういったところで、条件整備とかそういったところは、今いろんな議論出ていますんで、ぜひ市民の、そういったところを織り交ぜながら、可能な限り、行政でできるところは行政



2024年に開催される第78回国民スポーツ大会・第23回全国障害者スポーツ大会において、本市で開催される競技の円滑な運営に必要な準備に要する経費を計上しております。

13ページをお願いいたします。

国スポ・全障スポ推進事業の概要を記載しております。

令和3年度の事業内容につきましては、総会と専門委員会の開催、それから、特に専門委員会におきましては、総務企画や競技式典、輸送交通、宿泊衛生に関する4つの専門委員会を設置し、それぞれの分野における各種実施要綱等の策定及びそれらの推進を図ることとしております。

また、令和3年9月の下旬から開催されます三重国体、並びに本大会の1年前に開催されます栃木国体のリハーサル大会など、先進都市の準備状況の調査・研究や競技会場等設計業務に取り組むことといたしております。

そのほか、佐賀県をはじめ、関係機関や本市で開催される、バレーボール、サッカー、空手道、高等学校野球など、競技団体等との連絡調整、それから、国スポの広報啓発などに取り組むこととしております。

これらに要する経費と、事務局運営費を負担金として計上しているところでございます。

以上、説明を終わります。

#### **江副康成委員長**

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

#### **牧瀬昭子委員**

御説明いただきましてありがとうございます。

13ページのSAGA2024鳥栖市実行委員会負担金の930万円の内訳を、金額とともに教えていただけますでしょうか。

#### **佐藤道夫スポーツ文化部長兼国スポ・全障スポ推進課長**

実行委員会の予算といたしまして、大きく分けまして総務費と開催推進費と2つに分けております。

まず、総務費でございますけれども、会議費として31万円。これは、主に総会等の食糧費とか、そういったものでございます。

それから、事務費として104万円ほどで、これは事務局の運営費でございます。

それから、開催推進費として3つの項目を上げておりまして、調査費でございます。これは、先ほど申し上げました先進都市の視察関係でございますけれども、これが約255万円。

それから、次に広報啓発費130万円。これは、国民スポーツ大会という新しい大会になって

おりますし、4年後でございますので、まだ市民に浸透しておりませんので、広報啓発に係る費用を計上しております。

最後に、開催準備費として410万円。内容につきましては、実施設計でございますけれども、各競技の会場の実施設計を行うようにしております。

それから、懸垂幕とか横断幕等を作成する費用として計上しているところでございます。以上です。

**牧瀬昭子委員**

ありがとうございます。

410万円の実施設計についてなんですけど、これは、委託っていうことでしたよね。この委託っていうのは、どのようにして決定するのかっていうのは。

**佐藤道夫スポーツ文化部次長兼国スポ・全障スポ推進課長**

実施設計につきましては、先催県、これまで、鹿児島県は中止でございますけれども、茨城県であったりとか、福井県の調査しておりますけれども、各競技会場のレイアウト等を実施設計として委託をしておりますけれども、先催都市の事例でいくと、ほとんどプロポーザル形式で行われているというのが多いようでございます。

本市といたしましても、予定ではございますけれども、プロポーザル方式で入札といいましょうか、業者を決定していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**江副康成委員長**

いいですか。

**牧瀬昭子委員**

いいです。

**江副康成委員長**

ほかに。

**成富牧男委員**

今のところで、この、SAGA2024鳥栖市実行委員会だから、佐賀全体の実行委員会があるわけですね。

**佐藤道夫スポーツ文化部次長兼国スポ・全障スポ推進課長**

佐賀県のほうで、また県の実行委員会が設立されております。

**成富牧男委員**

お金の問題で言うと、この鳥栖実行委員会負担の負担金っちゅうのは、鳥栖市だけが出して、その一部を県のほうにやるとか、そこのお金の関係はどうなるんですか。

負担金としては、鳥栖市のみで、県まで上げる負担はございません。

成富牧男委員

いいです。

ほかに。

ありませんね。

執行部準備のため、暫時休憩いたします。

[illegible]

再開いたします。



次に、議案乙第6号の文化芸術振興課関連分の審査を行います。

議案乙第 6 号令和 3 年度鳥栖市一般会計予算の文化芸術振興課分について御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

委員会資料 2 ページをお願いいたします。

款15使用料及び手数料、項 1 使用料、目 5 教育使用料、節 1 社会教育使用料につきまして、文化会館、定住・交流センターの使用料及び都市広場の使用料でございます。

次に、委員会資料 3 ページをお願いいたします。

款22諸収入、項 6 雑入、目 4 雑入、節 4 雑入のうち、社会教育施設雑入（文化施設雑入）につきましては、市民文化会館及び定住・交流センターの自動販売機手数料や定住定住交流センターの喫茶コーナー使用料などが主なものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

委員会資料の 4 ページをお願いいたします。

款10教育費、項 4 社会教育費、目 6 文化振興費の主なものについて申し上げます。

節 1 報酬の主なものは、会計年度任用職員、文化会館における夜間管理と文化事業に携わる 2 名分の報酬でございます。

節 2 給料から節 4 共済費までは、文化芸術振興課職員10名分及び会計年度任用職員 2 名の人件費でございます。

節10需用費につきましては、文化会館のガス代などの燃料費及び電気代などの光熱費が主なものでございます。

節12委託料につきましては、工事監理委託料ですが、委員会資料10ページの主要事項説明書を御覧いただきたいと思います。

これは、(3)の令和 3 年度に行う改修工事の管理業務委託料でございます。

その他委託料といたしまして、文化会館管理業務等委託料は、清掃業務や施設設備の保守点検、舞台運営関係などに関わる委託料でございます。

次の文化事業委託料につきましては、文化事業協会に委託して行う自主事業の企画実施に関わるものでございます。

なお、これに関しては、入場無料で行う文化事業は委託料で、有料で行うものにつきましては、補助金のほうに予算を計上しております。

次のピアノコンクール委託料は、フッペル鳥栖ピアノコンクールを共催で行っているフッペルピアノコンクール実行委員会への委託料でございます。

次に、委員会資料 5 ページをお願いいたします。

節14工事費の市民文化会館改修工事費につきましては、委員会資料の10ページの主要事項説明書を御覧いただきたいと思います。

これは、(1)の小ホール舞台機構改修工事費と(2)大ホールの天井、照明の改修工事費でござ

います。

また、文化会館営繕工事は、冷温水発生器分解整備工事が主なものでございます。

節17備品購入費は、大ホールのブルーレイプレーヤー、点字用パネル等の購入費でございます。

節18負担金補助及び交付金につきましては、文化事業推進補助金は、先ほどの委託料でも上がってきましたけれども、文化事業協会が行う有料公演事業の一部を助成するものでございます。

次の文化芸術振興補助金につきましては、鳥栖子どもミュージカルなど4つの文化団体の活動を支援するための補助金でございます。

次に、目7定住・交流センター費の主なものについて申し上げます。

節1報酬及び節3職員手当等は、貸館業務及び図書館コーナー業務などを担当する会計年度任用職員7名分の人件費でございます。

節10需用費につきましては、定住・交流センターの電気代などの光熱水費が主なものでございます。

委員会資料の6ページをお願いいたします。

節12委託料の施設管理運営委託料は、清掃や施設設備の保守点検、舞台運営関係などが主なものでございます。

節14工事請負費の営繕工事費につきましては、舞台機構設備 Horizont 幕取替え工事費でございます。

節17備品購入費につきましては、図書館の図書購入の経費でございます。

以上で文化芸術振興課分の説明を終わらせていただきます。

#### **江副康成委員長**

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

#### **牧瀬昭子委員**

まず、資料の4ページをお願いします。

節12委託料の鳥栖市民文化会館管理業務等委託料が94万円増額されているのと、もう一つが6ページの定住・交流センター費、節12委託料なども172万5,000円増額されているんですが、その増額理由っていうのを教えてください。

#### **山津和也文化芸術振興課長**

この増加分につきましては、人件費分の増加分となっております。

以上です。



牧瀬昭子委員

内容は変わらなくて、コロナだとかそういうことで人手が必要になったからっていうことですか。

人件費を上げなきゃいけない理由っていうのは、何なんですか。（発言する者あり）

江副康成委員長

暫時休憩します。

午後 1 時26分休憩



午後 1 時28分開会

## 江副康成委員長

再開いたします。

大石美由紀文化芸術振興課定住・交流センター係長兼市民課係長

定住・交流センターの施設の維持管理の委託料の分については、委託業務については変更ありません。

金額については、人件費の分が増になっておりまして、3年の長期契約継続の分が、3年前よりも人件費の分が大幅に大きくなったものになります。(発言する者あり)

## 山津和也文化芸術振興課長

すいません。

文化会館につきましては、１つは、前年度よりも30万円増額している部分が、電気設備保守管理業務委託料が30万円増額しておりまして、これにつきましては、今までは年２回の保守点検だった分を年４回に回数を増やした分で増額になっている分でございます。

以上です。

牧瀬昭子委員

10ページをお願いします。

主要事項説明書の市民文化会館改修事業についてなんですが、小ホール、大ホールの舞台上に、車椅子の方が上がるっていうことは現在可能でしょうか。

## 山津和也文化芸術振興課長

今のところ、車椅子の方が舞台の上にそのまま上がるってことはできません。

以上です。

**牧瀬昭子委員**

この改修工事の中で、例えば、大きな何かを設置するための工事っていうのは、含まれていないと思うんですけど、上がるための何かしら設備をつけるとかっていうのはできませんか。

**山津和也文化芸術振興課長**

車椅子をホールのほうに上げるスロープ等を考えておりましたが、ちょっとスペースがないということで、今、業者のほうに調べてもらったところ、移動式の車椅子昇降機というのがございますので、これを導入できたらいいかなというふうには思っております。

**牧瀬昭子委員**

ありがとうございます。

ぜひ導入の検討をいただきたいなと思います。

この予算内でその分を入れる形になりますか。それとも、追加になりますか。

**山津和也文化芸術振興課長**

予算外になります。

以上です。

**牧瀬昭子委員**

予算外のところだとは思いますが、強い要望が出ていますので、ぜひ御検討をよろしく願いします。

以上です。

**竹下繁己委員**

4 ページ、文化振興費のピアノコンクール委託料ですね。

これ、フッペルのコンクールですよ。

共催という話でしたけど、共催の相手はどこになりますか。

**山津和也文化芸術振興課長**

フッペルピアノコンクール実行委員会というものをつくっておりますので、そちらのほうと共催という形を取らせていただいております。

**竹下繁己委員**

実行委員会っちゃうのは、どういうメンバーで構成されているんですか。

**山津和也文化芸術振興課長**

実行委員会のトップのメンバーにつきましては、教育長を実行委員長といたしまして、あと、ピアノの先生、それと、久留米運送の社長及びスポーツ文化部長の4名になっておりま

す。

**竹下繁己委員**

鳥栖市と実行委員会の共催ということで、ちょっとかぶりもありますよね、メンバー的に。

例年、恐らくこの予算350万円をつけていらっしゃるんだと思うんですね。これ、コンクールの総事業費ってどのくらいなんですか。

**山津和也文化芸術振興課長**

1,000万円ほどになります。

**竹下繁己委員**

そういったもの、決算の報告とかは、鳥栖市はもらえるんですかね。

**山津和也文化芸術振興課長**

お渡しすることはできます。

**江副康成委員長**

あるっていうことね。

**山津和也文化芸術振興課長**

市のほうに実績報告は上がっております。

**竹下繁己委員**

分かりました。

後ほど私、自分で調べます。

ありがとうございます。

**池田利幸委員**

2ページ、歳入のところです。

目5教育費、教育使用料の節1社会教育使用料。これ、もろもろの使用料でしょうけど、補正でも大分落とされ……、利用頻度6割減とかいうお話だった中で、今回、当初で前年より290万円しか落とされていないんですけど、これ、後から落としますっていうことかもしれないんですけど、歳入と歳出のバランスで言ったら、もう状況が見えている中で、落としておくべきじゃなかったのかなと思うんですけど。

290万円だけ減額になった理由っていうのを教えていただけますか。

**山津和也文化芸術振興課長**

市民文化会館使用料と定住・交流センター使用料につきましては、前年度の当初予算の約9割ということで予算づけをしております。

都市広場につきましては、サガン鳥栖の試合を考慮して算定した結果となっております。

以上です。

**池田利幸委員**

今、御説明で、1割減で計算したと。

けど、実質でいけば、1割減では済まないんだろうなって思いますんで、最初からぐって落とすっていうのは——いいのか悪いのかはちょっと分かんないんですけど、ある程度のところの想定は、これで上げられるとしても、想定としては実質どのぐらい、その使用料が入ってくるっていうのは、計算に入れた中で事業を進めていかんといけないと思いますんで。

その辺は、僕はもう少し落としたほうがよかったんじゃないかなとだけ申し上げておきます。

**江副康成委員長**

よろしいですか。

**藤田昌隆委員**

ちょっと簡単なやつ、10ページ。

工事監理委託料200万円組んでありますが、この管理委託料はどこに支払った？どこですかね、監理をするのは。

**山津和也文化芸術振興課長**

まだ決まっておりません。（「今から」と呼ぶ者あり）

今からです。（「もう決まった中であれじゃないと。じゃあ、ついでに」と呼ぶ者あり）

**藤田昌隆委員**

はいじゃあ、入札方法は。

この工事監理も、ただ安いだけで入札をかけるつもりですか。

どんなふうな入札を予定されています？

**山津和也文化芸術振興課長**

指名競争入札を予定しております。

**藤田昌隆委員**

指名競争入札。

その指名、何者ぐらい予定している？何も決まっていない？

**山津和也文化芸術振興課長**

今のところ決まっておりません。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

**江副康成委員長**

じゃあ、ほかになれば終わりますけど。

**成富牧男委員**

私、最後じゃないといかんと思って。

私が最初に言ったら、人の分ば取るけんですね。

1 つだけお尋ねしますね。

5 ページの文化会館の改修工事なんかが上がっていますよね。いろいろ、結構お金がかけられています。当初予算で言うと6,655万円。こういうふうなお金がかかるとるわけですよね。

それは、やっぱり市民の皆さんに使いやすい、そして、グレードもそれなりの中で使っていただきたいということで、改修工事も始まっていると思いますが、私がいつもお尋ねしているのも、いつも、今後の検討課題じゃない、そんな感じで答弁されているので、改めてお尋ねしたいんですが、小ホールは減免規定がありますね。

それで、大ホールはありませんよね。これは、何ででしょうか。

市内の文化団体の中には、大ホールを使ってされる方、もう詳しい話、本当やったら、何団体ありますかとか、どれぐらい使ってますかとか聞きたいところですけど、時間がないので、使われるところもあると思うんですが、その方が、例えば、一般的な、平均的な、例えば、舞踊でもいいです、合唱でもいいです。

大体、その利用料が全部でどれぐらいかかるのか。舞台照明は標準形で。そして、当日使うためには、事前にどれぐらいお金出さないかんとか、そこんところを知りたいんですけど。

#### **山津和也文化芸術振興課長**

季節的にもよりまして、冷暖房を入れるところがありますので、冷房が1時間当たり7,700円になっております。

暖房が5,500円になっておりますので、これは、成富議員御存じのとおり、練習や本番、こういう料金体系を書いておりますけれども、これにかかわらず、この金額を頂いておりますので、例えば、本番で、舞踊でしたらもう入場料無料とかいうふうになりますので、入場無料でしたら、施設の使用料につきましては、本番のみで行う場合、例えば、昼13時から17時までであれば、本番料金が1万7,600円。

それに、その前後の舞台の準備や後片づけと、これが1時間当たり5,280円になっております。

また、附属設備につきましては、なかなか、団体によって使用する量が違いますので、一律にこれぐらいかかるというようなことを算定することはできません。

#### **成富牧男委員**

それで、さっき、合唱団とか、それから、一応標準形があると思いますので、そういう意味で言ったんですけど、今回は、事前にそんな料金のことまで言っていなかったんで。

それで、ごめんなさい、合計幾らかかるわけ？今のやつで。

## 山津和也文化芸術振興課長

この前、ちょうどピアノのコンクールなどがありましたけれども、10万円ちょっとでした。

## 成富牧男委員

それで、10万円ちょっとかかるわけでしょう。それを事前に納めんといかんですよ、利用できんですよ。それが1つね、利用できんでしょうと。

それで、結構10万円も事前に準備すると、特に今のは無料の場合を言われましたけど、利用料金を取る場合、そして、1,000円以上やったかな、その場合で、またどんどんはね上がっていくやないですか。

これ、もう答えはもらいませんけど、料金入場料を1,000円以上取るからといって、これは、必ずしももうけよんしゃるわけやないとですよ。それこそ文化団体みたいな、私たち、この委員会でも応援せないかん団体と思われるような団体もその中にあると思うんですね。

そういう団体もいる中で、今、大ホールのほうは減免規定がない。これは、今までの分が、まずそうですよということなのか。

それが1つ。

それで、減免規定がないように、最初文化会館を造られたときに、こちらは減免がないですよ、上はありますよってした、その理由。上がある理由は、今もずっと公民館なんかに継承されているんでしょうけど、下をないようにしたやつ。

その2つですね。

## 山津和也文化芸術振興課長

まず、料金の支払いなんですけれども、料金の支払いについては、附属設備や暖房代等につきましては、後日払いということで、前払いの対象とはなっておりません。舞台の使用料が前払いの対象となっているものでございます。

それと、お尋ねの減免につきましてでございますけれども、減免につきましては、公の施設は、公共の福祉の向上を図るために設置した施設であることから、民間施設に比べて使用しやすいような廉価な使用料を設定しているものであります。

本来、使用料は、施設使用の対価であることから、原則は全額納付が基本であるというふうに考えております。

減免制度は、あくまでも受益者負担の原則の例外として、真に必要な場合に限定して、例外的、特例的に適用される必要があるものではないかと考えております。

先ほど申し上げたとおり、暖房代、クーラー代等を減免しておりましたら、月に光熱水費として、文化会館といたしましては、約100万円、夏には150万円ぐらい払ったりしておりますので、そういうところの受益者負担というようにところで考えております。

また、減免であれば、利用するところが確実ではない場合であっても施設を予約するなどして、特定の利用者が独占的に使用することなどにつながってしまい、施設を公平な利用に供することができなくなるという、運営上の問題も考えられるところから、今の減免規定がないようなシステムとなっております。

#### 成富牧男委員

今の最後のほうの、減免規定をしていない理由のところは、ちょっと納得できないっていいね。

そんなら、上のもともとの公民館、小ホールの方は何で減免規定しているのかっていう話になる。

その前提として、減価償却から計算したら、その10倍も20倍も本当は料金取らにやいかんにつちゅう、その部分は分かるんですよ。

だけど、片一方で減免しているし、片一方は減免していないわけでしょう。

そこと対して、何でそうなのかということも含めて、お答えをもらいたいです。

#### 山津和也文化芸術振興課長

今の小ホールにつきましては、旧中央公民館を文化会館に統合したときにおいても変わらない考えのもとに統合しておりますので、小ホールの方はにつきましては、減免制度があるということになっております。

#### 成富牧男委員

もう今までと同じ答弁やけん、これ以上聞かんけど、結局、そういうふうになったら、今んところ、いや、ちゃんと使いよらっしゃるですよ、大ホールもってなるかもしれんけど、小ホールが使いやすくしています、だけど、大ホールは支払い能力のある人しか使わんでいいですよって言いよるようなもんやんね。

もう少し納得させられるような理由にせんと、今のまんまじゃいかん。

結局、私たちは、この委員会でもう支援しようって言いよるわけよ、そこでいろいろ踊ったり、歌ったり、芝居したりするような人たちを、市民団体を。

もちろん、補助金をつちゅうのもあろうけど、ある意味、一番分かりやすいとよね、やるときに、その人たちが活動して、そこで、その成果を披露する、そういう場に助成するっていうのが一番分かりやすいわけたい、団体補助よりも、その事業補助つちゅう、その人たちは、そればやったら、そこにはせめて補助しましょうとか。

だから、そういう意味では、私は、大ホールの方も減免規定があつていいって思うっちゃん。

もし、このままいけば、さっき言ったように、あんたたちは、もう上のホールば使ってく

やっぱりこれ、ぜひ……。今、ここは、何とか運営……。文化施設の何か委員会になると、審査やないか、運営委員会じゃないけど。

文化会館運営審議会というものがございます。（「あるやんね。そういうところで、これ、それこそ、今のままでいいっちゃうなら、今のままでいいっちゃう諮問でもいいけん、諮問をしてもらって、そこの運営委員会に、該当するか分からんけど、何か、それしかないごたるけん。ぜひ1回議論してみてください。いかがでしょうか。最後にもらって、終わります。してくださいと言いよっちゃうないよ」と呼ぶ者あり）

以上です。

よろしいですかね。

〔発言する者なし〕

質疑を終わります。

執行部準備のため、暫時休憩します。

~~~~~

江副康成委員長

再開いたします。

~~~~~

市民協働推進課

– 214 –



## 江副康成委員長

これより、市民環境部関係議案の審査を行います。

まず、議案乙第6号の市民協働推進課関連部分の審査を行います。

執行部の説明を求めます。

## 牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

ただいま議題となりました議案乙第6号令和3年度鳥栖市一般会計予算のうち、市民協働推進課関係分について御説明いたします。

委員会資料の4ページをお願いいたします。

まず、歳入について御説明いたします。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料、節1総務管理使用料につきまして、各地区まちづくり推進センターの使用料収入を計上いたしております。

5ページをお願いいたします。

款17県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金、節1総務管理費県補助金につきましては、消費生活相談員等の研修費及び消費教育等に係る経費への助成として、消費者行政推進事業費補助金を計上いたしております。

次に、7ページをお願いいたします。

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入のまちづくり推進センター雑入につきましては、まちづくり推進センターのコピー機、印刷機及び電話の使用料、並びにまちづくり推進センターに設置されております自動販売機の電気使用料を計上いたしております。

次に、款23市債、項1市債、目1総務債、節1総務管理債につきましては、鳥栖北まちづくり推進センター改修事業及び田代まちづくり推進センター駐車場整備事業に伴う起債でございます。

次に、歳出について御説明いたします。

委員会資料の8ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目10市民協働推進費の主なものについて、まず御説明いたします。

節7報償費につきましては、市民活動支援事業検討懇話会や、男女共同参画懇話会の委員謝金、また、法律相談を行うための司法書士及び弁護士謝金、それから、消費者教育や外国人のための日本語教室の講師謝金などが主なものでございます。

節11役務費につきましては、市民活動保険料が主なものでございます。

市民活動保険事業につきましては、市民活動団体活動中の事故やけがに対応する市民活動保険に市が加入することで、市民活動団体に対する支援を拡充し、市民活動の活性化を図る

ことを目的として、令和２年度から取り組んでいる事業でございます。

次に、節12委託料の主なものは、消費生活相談員２名を市民協働推進課内に配置するための消費生活相談業務委託料、男女共同参画社会に関する市民意識調査業務委託料及び鳥栖・ツァイツ子ども交流事業の通訳委託料でございます。

節13使用料及び賃借料の主なものは、鳥栖・ツァイツ子ども交流事業に係るバス借上料、宿舍借上料等でございます。

次のページ、９ページをお願いいたします。

節17備品購入費につきましては、消費者教育に係る備品として、消費生活に関する書籍等の購入費が主なものでございます。

節18負担金、補助及び交付金の主なものといたしましては、市民活動センター補助金、市民活動支援補助金、市内75町区に対する自治会活動費補助金、また、まちづくり推進協議会に対する補助金でございます。

次に、目11まちづくり推進センター費の主なものについて申し上げます。

節１報酬及び節３の職員手当等につきましては、まちづくり推進センター職員34人分の人件費でございます。

節７報償費につきましては、まちづくり推進センターで実施いたします講座や教室等の講師謝金及び放課後子ども教室の指導員の謝金でございます。

節10需用費につきましては、まちづくり推進センター施設管理に係る消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料などでございます。

節11役務費の主なものは、ケーブルテレビやインターネットの利用料、電気料でございます。

次の10ページをお願いいたします。

節12委託料につきましては、まちづくりセンター施設管理運営に係る委託料及び鳥栖北まちづくり推進センター大規模改修工事の監理業務のほか、令和４年度に予定しております鳥栖北まちづくり推進センター駐車場等整備のための測量設計業務委託料でございます。

節13使用料及び賃借料につきましては、まちづくり推進センター事務機器等借上料が主なものでございます。

節14工事請負費につきましては、鳥栖北まちづくり推進センター大規模改修及び田代まちづくり推進センター駐車場整備に要する経費が主なものでございます。

それでは、資料の20ページをお願いいたします。

鳥栖北まちづくり推進センター改修事業について御説明をいたします。

鳥栖北まちづくり推進センターについては、昭和62年に鳥栖北公民館として建設された建

物でございます。

令和２年度に実施設計を行いまして、令和３年度に大規模改修を行うこととしております。

改修の目的といたしましては、経年劣化への対応、自主避難所としての機能充実及び施設の課題に対応するための改修に合わせまして、鳥栖北まちづくり推進センター分館機能の統合に伴う増築を行うものでございます。

改修事業に係る予算の内訳について御説明をいたします。

まず、消耗品につきましては、調理実習室の改修に伴いましてＩＨクッキングヒーターを設置することとしておりますので、ＩＨ対応の鍋、フライパンなどの調理器具が主なものでございます。

役務費につきましては、給水装置工事関係手数料及び電話の移設料でございます。

委託料につきましては、改修工事施工に伴い必要となる設計意図の伝達業務、工事監理業務及び産業廃棄物の処分に係るものでございます。

使用料及び賃借料につきましては、工事中のセンター備品等の保管のための仮設倉庫賃借費用でございます。

工事請負費につきましては、建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び屋外工事に係るものでございます。

備品購入費につきましては、増築等に伴う机、椅子、調理実習室の改修に伴うＩＨ調理器具などでございます。

また、防災用備品として、マンホールトイレ、ポータブル発電機の配置を予定いたしております。

負担金につきましては、今回の改修に伴いまして、水道メーターの口径の変更が必要となりましたので、それに伴う水道加入負担金の増額分でございます。

なお、改修工事の期間につきましては、本年６月から来年１月までを予定いたしております。

次のページに図面をつけておりますので、内容を御説明いたします。

全体的な改修内容といたしまして、図面の左下の四角に囲んでおります部分に記載しておりますが、屋根防水工事、外壁改修工事、照明のＬＥＤ化、バリアフリー化、内壁や天井の再塗装などでございます。

また、集会場の北側、図面の上の部分に網かけをしておりますところが増設部分でございまして、研修室、それから、防災倉庫、男女トイレ及び多目的トイレを増築いたします。

また、図面の中央部の上の部分に、現在トイレとして使用しているところでございますが、そこにシャワー室及び授乳室を設ける予定でございます。

そのほか、各諸室の改修内容については、記載のとおりでございます。

なお、施設のユニバーサルデザイン化を図るために、段差の解消、それから、手すりの設置などを行う予定としております。

また、通路及び研修室の床については、タイルカーペットを敷くことで、スリッパ履きに替えることなく、館内を御利用いただけるよう改修を行う予定でございます。

また集会室の南側になりますけれども、現在植え込みがあるところを利用いたしまして、駐車場を増設する予定でございます。

以上が鳥栖北まちづくり推進センターの改修事業の主な内容でございます。

資料の10ページにお戻りください。

次に、節17備品購入費につきましては、先ほど御説明をいたしましたとおり、鳥栖北まちづくり推進センター大規模改修に伴う備品の購入が主なものでございます。

それから、節18負担金、補助及び交付金の主なものについては、先ほども説明しました鳥栖北まちづくり推進センター大規模改修に伴う水道加入負担金ほか、自治公民館建設等補助金として、本町、田代外町、加藤田町及び西新町に補助金を交付するものでございます。

自治公民館建設等補助金の概要について御説明いたします。

資料の22ページをお願いいたします。

まず、本町会館につきましては、屋根外壁の塗装等が主なものでございます。

田代外町公民館につきましては、ホール内部の改修、床、壁等の張り替えが主なものでございます。

加藤田町公民館につきましては、床の張り替え及び物置の建て替えが主なものでございます。

西新町公民館につきましては、床の改修が主なものとなっております。

以上で議案乙第6号令和3年度鳥栖市一般会計予算のうち、市民協働推進課関係の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### **江副康成委員長**

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

#### **池田利幸委員**

御説明ありがとうございます。

まず、9ページからいいですか。

節7の報償費のところなんですけど、これ、謝金として、まちづくり推進センター講師謝

金、放課後子ども教室指導員謝金で264万円、219万2,000円って上がっているんですけども、金額として264万円とか、それなりの金額がついているのかなっていう部分で、講師謝金の身を教えていただけますか。

**牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

こちらについては、各地区まちづくり推進センターにおいて、いろいろな教養講座というか、生涯学習関係の講座を開催、主催講座として、まちづくり推進センターで行っておりますが、その講座の講師の謝金ということで計上いたしております。

それから、下の放課後子ども教室についても、子供に対するそういう講座を、また同じように講座を持っておりますので、そちらの指導員の謝金ということで計上いたしております。

**池田利幸委員**

ありがとうございます。

これ、そうしたら、各まちづくり推進センターで鳥栖市がしている分で、いろんな講師の方を呼ぶときに謝金を渡すのの合計がこれぐらいっていうこと、お一人に対してとかじゃなくってことですよね。

**牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

そのとおりでございます。

**池田利幸委員**

じゃあ、すいません、続けて、そのままお願いします。20ページです。

すいません。ちょっと、忘れたんで、もう一回、後から出直します。

申し訳ないです。

**藤田昌隆委員**

20ページの委託料、1,037万2,000円。これが、工事監理委託料と外構測量設計委託料。これ、鳥栖北ですよ。

それで、外構と工事監理委託料が100万円から200万円するんやったら、恐らく外構で800万円ぐらいかなあっち思ったんやけど、正直言うと、私、鳥栖北が出てきて、正直言って、まだ結構あそこは新しいかなあっち思っとったら、すごいお金かけて改修をやりますよね。

このあれから言ったら、昭和62年竣工やけど、コンクリートのべた打ちでされてて、私も何回か使ったことあるんやけど、そんなに劣化していました？まずはそこから。

**牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

先ほど申し上げたとおり、竣工が昭和62年ということで、既に30年以上経過をしておりますので、一応、公共施設等管理計画の中で、計画的に各まちづくり推進センターについては、改修を順次行っているところで、今回、鳥栖北まちづくり推進センターについても、

見た目はそんなに老朽化しているっていう部分はないんですが、やっぱりちょこちょこ老朽化で、少し不具合も出てきておりますので、今回、計画どおり改修を行うということとしております。

それから、先ほども申し上げましたが、分館機能を併せまして、防災機能の充実、それから、分館機能を統合するための増築も行うことといたしているところでございます。

以上です。

**藤田昌隆委員**

そうしたら、委託料の1,037万2,000円の内訳、監理委託料と外構測量設計委託料は、金額は幾ら？

**原祥雄市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長**

工事監理委託料が700万円、そして、設計意図伝達業務が90万円。（「もう一回」と呼ぶ者あり）

工事の監理委託……、（「は700万円」と呼ぶ者あり）いや、工事の監理委託料、建物工事の監理委託料が700万円です。

それで、設計者と監理者が異なりますので、設計意図伝達業務という業務を発注いたします。こちらが90万円です。

そして、外構工事、ここで申しますと、測量設計委託料として244万2,000円です。

合計1,037万2,000円ということになっております。

**藤田昌隆委員**

これ、高くありません？ たった……、いや、全体のもちろん工事費も高いんやけど、ほかのまちセンと合わせてのその辺の金額のバランスは——田代とかいろんなところをしてきていますよね。その中で、ここ、高くない？ 異常に。

**牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

この委託料の金額については、昨年、田代まちづくり推進センター大規模改修を行いましたけれども、それと同等の予算額ということで、今回計上いたしております。

**藤田昌隆委員**

田代のまちセンも、ほぼ一緒？ 今の答弁だと。

**牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

田代の当初予算をお願いするときの積算と同じような金額ということで、今回、計上をいたしております。

**藤田昌隆委員**

はいじゃあ、その工事監理委託料は、どこかはまだ決めていない？

**牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

こちらの工事監理委託料につきましては、新年度に入りまして入札で業者を決定するということになっております。

**藤田昌隆委員**

そうしたら、まちセンは今、幾つあるの。

**牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

まちセンは8施設です。

**藤田昌隆委員**

そうしたら、この大規模改修を予定している順番っちゅうのは？

**牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

次が麓のまちづくり推進センターの1階部分です。

あそこは、1階と2階に分かれておりまして、2階部分について先に改修を行いましたので、1階部分がまだ未改修でございますので、次にその麓の1階部分を行います。

次が鳥栖まちづくり推進センターですね。

それから、基里まちづくり推進センターになると。

それから、順番でいきますと、若葉まちづくり推進センターという形で。

それとあと、弥生が丘は、ちょっとまだ建ったばかりなので、大分先にはなるかと思うんですけども、そういった順番で。

**藤田昌隆委員**

今、順番は分かりましたけど、そんな無理やっこせんでもいいとよ。

なんとなく、若葉とか出てきましたけど、だって、若葉は築何年ですか、あそこは。

**牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

若葉については、築20年という形になっておりますので、長寿命化の観点からも、ある程度計画的に順次やっていくということで計画をされておりますので、若葉については、まだ先のほうの年度で改修をするという形にはなっております。

**藤田昌隆委員**

何となく、やらされ感っちゅうか、せないかんけん、順番どおりしているような気がしてならないけど、（発言する者あり）まあ、よろしく。

少しでも安く上げてくれんね、ちょっと、もったいない。

**竹下繁己委員**

すいません、鳥栖北まちづくりセンターの件で、この21ページを見ながらいきましょうか。

シャワー室を造られるんですけど、これは、こういった目的でシャワー室を造られるんで

すか。

**牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

こちらのシャワー室の主な目的といたしましては、自主避難所として開設をしたときに、一晩ぐらいの大雨のときは使うことはないと思いますが、ある程度長期にわたって避難をされる場合を想定して、まちづくり推進センターの改修に合わせまして、シャワー室の設置を行っているところでございます。

**竹下繁己委員**

防災時の利用ということで、日常時は使わないということで捉えていいですか。

**牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

日常の使用は、今のところいたしておりません。

**竹下繁己委員**

じゃあ、他のまちづくり推進センターでシャワー室を置いてあるところも既にあるんですか。

**牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

弥生が丘まちづくり推進センターが建設された以降、大規模改修に合わせまして、旭、それから、今年度行いました田代につきましては、シャワー室を設置いたしましたところでございます。

**竹下繁己委員**

そういったところも使用した経緯はまだないということですか。

**牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

現在までのところ、そういった長期にわたって避難をされたというところがないもので、使用の実績としてはありません。

**竹下繁己委員**

じゃあ、このシャワー室は災害時に使うということ。

そうしたら、この男子トイレと女子トイレも防災トイレというか、そういった関係では、例えば、いっぱいたまるとか、そういったところのトイレになるんですか。

**牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

こちら、図面に載っております、今回、新設をいたします男子トイレ、女子トイレ、それから、多目的トイレにつきましては、災害時につきましては、一応、水が使えなくなったときのための災害時については、外にマンホールトイレを設置する予定にしております。

あと、水が使える状態で、電気だけ止まっているときには、非常用の発電機で、1か所、多目的トイレだけ電源を供給して使えるようにする予定でございます。



#### 竹下繁己委員

先ほど、長期的な災害の際にシャワー室を使うというような話ですけど、そのときには、水道とかも止まっちゃうんじゃないかなと思って。

シャワー室って、1人ですか、コーパントメントになって、三、四人ぐらいつつは使えるとか、ちょっと、ごめんなさい、イメージが湧かないんで。

#### 牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

図面を載せておりますけれども、ここの部分、非常に狭い範囲になっておりまして、一応、1人用のシャワー室を今、つけておりまして、先ほど、水が止まった場合っていうのは、ちょっとシャワー室は使えないんですが、水が復旧したときには使えるということで、そういったところで、何日間もそこに滞在を余儀なくされた場合に、非常用として設置をしているものでございます。

#### 竹下繁己委員

何か、私のイメージが湧かないのが悪いんでしょうけれども、造る必要性があるのかなとは思ふ……、しっかりと災害時の想定をされて造られていることですので、どんなものができるのか楽しみにしておきます。

#### 池田利幸委員

すいません、思い出しました。

20ページ、21ページでもいいんですけれども、20ページの中で、備品購入、それこそ今話に出ていたように、施設用備品及び防災用備品購入という部分で、以前からずっと一般質問とかでも言っていた部分があるんですけど、これ、自動販売機っていうのは、敷地内及び施設内に置く予定ってあるんですか。

#### 牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

現在、鳥栖北まちづくり推進センターについては、自動販売機の設置をいたしております。

今後については、センターのほうからも要望もございまして、今、ちょっと設置について検討をしているところでございます。

#### 池田利幸委員

そこでなんですけど、どっちみち、置くっていう話とかなるっていう中で、企業と災害協定を結ぶ自動販売機、要は、停電になったときとか、あと、お湯が出せるやつ、いろんな形の災害用の自販機がある、今、ずっとやっぱり、どこの自治体とかでも置かれてきているんですね。

だから、電源が落ちたときに自家発電できるとか、災害時には無料で鍵を開けて、全部配

れるとか、飲料の提供まで含めたやつを、今ずっと企業は出しているんで。

その部分、非常用の飲料の確保とか、あと、子供の粉ミルクを温めるためのやつ、そういう部分、いろいろ出ているんで、その部分もぜひ考えて、自動販売機の設置をするのであれば、そこも検討しながら自動販売機の提供はやっていただきたいなと思っております。

#### **成富牧男委員**

私は、9ページ、先ほど上がっておった講師謝金に関連してお尋ねしたいんですけど。

大きくは1点と、ちょっと課題を聞きたいんですが、まず、これもともと今の生涯学習課でやってた事業の一部をやっておられるのかなと思うんですが、その確認。

それと、社会教育法との関係でいいから、多分大丈夫だからしてあるんだと思いますが、そこんところをまず説明していただきたいっちゃうのが1つ。

もう一つは、教室をずっとやっていくと、その教室のいわゆる利用定員とか、それから利用できる資格、同じ人が何かでずっと、それで、なかなか新しい人が利用できないとかいうのもちらっと聞く場合があるんですよね。そういうのはないのか。そういうことで、ちょっと困ったなあっていうようなところはないのか。

今の2点、それと……

#### **江副康成委員長**

ちょっと切りましょうか、ここで。

#### **牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

まず、まちづくり推進センターの主催事業についての御質問でございますが、こちらについては、議員からも言われたとおり、もともと公民館時代に、公民館事業として各地区公民館において開催をされておりました講座等について、平成23年度にまちづくり推進センターを設置、公民館からまちづくり推進センターに変わったときに、センター事業として、こちらの主催事業として市民協働推進課において行うこととしているところでございます。

それと、「社会教育法との関係では」と呼ぶ者あり）社会教育法の関係で、もともと社会教育法に基づいて公民館設置がされておりましたけれども、こちらについては、鳥栖市のほうは、公民館については廃止をいたしまして、まちづくり推進センターという形に変えておまして、この事業についても、まちづくり推進センターの事業として現在行っております。

ただ、社会教育関係の事業としても、兼ねてというか、そういった観点からも行っている、各地区の部分については、まちづくり推進センター事業として開催をしていたしているところでございます。

#### **江副康成委員長**

もう一つ、新規の方が入れるか。

#### **牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

講座の部分については、その講座の都度、市報等で募集をして、広く皆様の参加について広報しながら、呼びかけているところでございますが、私どものほうには、毎回同じ方が来て困っているような、そういった形での報告は、今のところ特には受けておりませんが。

#### **成富牧男委員**

今のは、主催者として、主催者はこっちでしょう。

それで、困っていないかなっちゅう意味やったんですけど、ないということ。

それと、それに関連して、これ、ちょっと併せてもうお答えいただきたいんですが、県の公民館連合会負担金っちゅうのは、すいません、さっき聞き漏らしましたけど、こっちの管轄でいいんですか。

それをこちらでもっていうのは、公民館といったときに、ちょっと時代遅れの言葉で言う、ソフトとハードの部分を意味していると思うんですね。

公民館、館（やかた）とそれから、中身の事業と。

それで、本当やったら、これ、公民館っちゅう建物がどうして……、ごめんなさい、分からんなら分からんでいいけど、何でこっちが、公民館で連合会の負担金をこちらで受けてあるのかな、持ってあるのかなって。

#### **江副康成委員長**

質問、2つですかね。

#### **成富牧男委員**

それで、最後までいきます、あと1つ。

若葉の改修工事の大体、今予定されとる年度が分かったら。

まだ決まっとらんなら、決まっとらんでいいです、計画の中で、計画は計画だと思いますけど。

#### **牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

まず、公民館連合会の負担金の関係でございますけれども、先ほど申し上げたとおり、鳥栖市では、公民館としては廃止をいたしておりますが、準ずる施設として、まちづくり推進センターを設置しておりますので、公民館事業内容については引き継いでおりますので、こちらについては、当課のほうで負担をいたしております。

それから、若葉まちづくり推進センターの改修年度については、令和17年度、2035年ですね。

#### **成富牧男委員**

今、何か、本当は別なことをしてほしいなあというのが、社会教育の部分はもっと社会教

育にやってほしいなと思いました、その県の連合会の負担金の話も聞いて。

それと、若葉が令和17年と言われた？っちゅうことは、もういいですよ、これは。

結構、20年たつとると言われて、計画どおりであっても、37年先ですよ。（発言する者あり）いやいや、とにかく、ちょっと待って。そういうふうになつとるわけやろう。計画ではなつとるっちゅう話ば聞きよっちゃけん。計画ではなつとるとよ。

分かりました。

そんなに新しいうちに改修するわけじゃないということが分かりました。

#### **牧瀬昭子委員**

9ページをお願いします。

市民協働推進費の節18負担金、補助及び交付金の市民活動センター補助金について教えてください。

前年度は667万1,000円だったのですが、今回、672万1,000円となっています。この金額の根拠を教えてください。

#### **牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

こちらの市民活動センター補助金につきましては、まず、人件費がございまして、それから、消耗品費、印刷製本費、図書購読料、修繕料、通信運搬費、保険料、それから、事業費、いろいろ、講演会、講座とかを行っていただくための事業費、それから、研修会などの参加のための旅費、それから、事務機器等のリース料などについてこちらの補助金を使用されているということになっております。

#### **牧瀬昭子委員**

今回、5万円ぐらい上がっているんですけど、この5万円上がったっていうのは。

すいません、細かいところだと思うんですが。

#### **牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

5万円については、コロナ関係の消耗品費と、あと、ズームでの会議などができるような形で契約料について、今回、追加を出していると。

#### **牧瀬昭子委員**

事業費補助金の中で、貸し部屋、コピー代、あと、印刷代っていうのが収入として上がってくると思うんですけど、それを前々年度の分を計上して、その年に引いてしまうということをお聞きしました。

そうすると、コロナ禍のときに、どのぐらい貸し部屋代が引かれた——コロナでの影響で来なかったとしても、利用料金をそのまま前々年度で引かれてしまうと、その分が後で戻ってくることはないっていうことをお伺いしたんですけれども。

こういう計上の仕方っていうのは、今回、コロナ禍でっていうことで、何か引く分を減らしているとか、そういうことは考えていらっしゃいませんか。

**牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

こちらの事業収入について、議員御指摘のとおり、確定している年度がどうしても2年前になってしまいますので、そちらの確定した部分で差引きをさせていただいているところでございます。

ですから、コロナ禍において、会場の使用、貸館の使用料が減っているというところについては、今後の補助金算定の部分に反映をしてくるものというふうに考えております。

**牧瀬昭子委員**

今後っていうのは、どういう意味合いですか。来年度に追加されるということですか。

**牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

来年度については、前年度の9割で算定をするということで見込んでおります。

**牧瀬昭子委員**

もともとこの市民活動センター自体の家賃っていうのは、市からは払われてないっていうふうに聞いたんですけど。

それなのに、その会場費使用料っていうのを鳥栖市が引いてしまうっていうことに対して、なぜ、そういう……、補助金を出しているから取られてしまうのか。

そういうやり方って、ほかの補助金の貸館の中でもそういうやり方をするんですか、前々年度の分で取るっていうのを。

**牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

こちら、今、市民活動センターの開設につきましては、民設民営という形で行われていて、それに対し、市役所としてもこのセンターの設置というのは必要なことということで考えておりまして、その部分について、人件費とか、そういった必要経費について補助という形で支出をさせていただいております。

その部分で、どうしても補助金っていう性格上、補助事業の中で行われているその貸館業務で収益が上がった部分について、その団体の、あくまでも運営の補助ということですので、その部分について、自主事業として賄える部分については、補助の部分から控除するという、そういう形で、一般的には補助事業としては、その運営について足りない部分について補助をさせていただくというような形で、今、控除をするというやり方になっているところでございます。

**牧瀬昭子委員**

家賃を鳥栖市が払っているのであれば、事業の中身としてっていうので、収入が上がった

分に関しては、差戻していただくというのは分かるんですけど、フレスポさん側がＣＳＯということで、団体さんに対して無料で貸出しをしてくださっていることに関しては、それは団体さんの努力だと思うんですね。

それに対して、上がってきた事業利益に対して、それを鳥栖市が取ってしまうっていうのは——その事業内容も含めてそれを委託をしているのだったら分かります。ただ、補助をしているわけなので、委託とその補助の違いっていうのを考えたときに、その会場費を取るっていうのは、改めたほうがいいのではないかと思うんですけど。

その辺り、ちょっと検討していただけないでしょうか。

#### **牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

議員御指摘の補助の在り方として、その会場というか、貸館をされた部分についての事業収入分を差引くのはっていうところで、この辺につきましては、我々も今後、事業経費の整理、それから、支出の在り方については、整理をしながら、検討してまいりたいというふうに考えております。

#### **牧瀬昭子委員**

ぜひ御検討をお願いします。

この団体さんなんですけど、もう今、こちらのセンターのほうで何年ぐらい活動されていますでしょうか。

#### **牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

市民活動センターにつきましては、平成19年度から——場所は現在のところではございませんけれども、設置をされておりますので、既に13年ほど経過をしております。

#### **牧瀬昭子委員**

ありがとうございます。

補助金を十何年も同じところっていうのは、団体として、プロポーザルを行ったり、入札とか、事業の中身を見て、団体を比べたりとかっていうのは、これまで何回かされましたか。

#### **牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

現在この中間支援を行う組織として、この鳥栖市民活動ネットワークさんしか応募が……、実態として、できるところが、この市民活動ネットワークさんしかないというところもございますが、今のところ、応募がそちらしかあっておりませんので、現在、こちらのほうにずっと支出をいたしていると。

補助金交付要綱に基づいて支出をしているということでございます。

#### **牧瀬昭子委員**

中間支援団体という特性もあると思うんですが、市民協働を推進する課として、新たに市民活動を推進するような、部署としては中間支援団体の育成というところも図っていかないといけないなと思うんですけど。

だから、1団体にずっと補助し続けるっていうことも、その団体さん自体の能力っていうのを持っていらっしゃいますので、継続してやっていただきたいところももちろんありますが、鳥栖市として、もう少し発展性のある事業展開をするためにも、中間支援団体の育成というところをどのようにお考えでしょうか。

これで終わります。

#### **牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

牧議員御指摘のとおり、中間支援組織については、鳥栖市としても、今後の市民協働を推進する上で、非常に重要な位置づけだというふうに考えております。

その人材育成とか、そういったところについても、今後、我々としても充実を図ってきたいというふうに、今後は考えております。

以上です。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

#### **樋口伸一郎委員**

8ページお願いします。

節11の市民活動等保険料についてお尋ねです。

令和2年度からの事業ということで、今年から2年目に入るんですけど、まず、令和2年度からの実績というか、何団体ぐらいそういうところがあって、それで、今年度は何団体分ぐらいの見込みで、こういう予算立てをしていますっていうのを教えていただきたいんですけど。

#### **牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

まず、こちらの保険制度、令和2年10月から開始をいたしたところでございますが、その保険料の算出に当たっては、鳥栖市においてまだ実績が初めて行う制度で、この保険について実績が当然ございませんでしたので、引受けの保険会社において、人口等に基づいて、保険会社が持っております事故率等によって計算をした部分で契約をいたしております。

来年度につきましては、今回、180万円ほどお願いをしておりますが、こちらについては、この当初予算を作成したときには、まだもちろん実績も何もないところで、幾らか事故が起きるっちゅうことも想定しながら、前年度の事故等の起き具合によって保険料というのが変わってまいりますので、今回は185万7,000円ほど計上させていただいております。

#### **樋口伸一郎委員**

ありがとうございました。

そうしたら、細かいどここの団体とか、何個の団体というよりも、まず、人口で計算、算出したっていう流れだと認識して、ちょっと私、先日、直接担当課のほうにこの件でお伺いもさせてもらって、これ、どちらかというと団体の運営側の保険ということでお聞きをさせてもらったんですけど、多分、いろいろ考えていたら、想定すると、その活動団体さんが運営側だけである活動で補える団体と参加者が伴う活動団体さんというのが多分、出てこなっているのを思っていたんですよ。

ただ、お聞きしたところは、あくまでも運営の保険ということなので、そうしたところ、今のところ人口割というか、人口によって予算立てしていますけど、多分、そうしたお尋ねとか、そういうのはありませんでしたかって聞こうと思ったんですけど、ないはずなので、今の段階では。

ですから、じゃあ、どのように令和3年度、考えられますか。保険屋さんとの協議とかしていくおつもりなのかとか。

参加者の保険とか、運営側以外の部分。

#### **牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

市民協働推進課で今回、市民活動等保険料を創設いたしました目的が、あるボランティア団体とか、NPO団体など、あと自治会なども含めてでございますけれども、そういったところが、その団体として活動する際に、安心してボランティア活動などができるようにということで創設をいたしております。

議員御指摘の、何かイベントを開いたときのいわゆる参加者については、そちらのほう、当然、けがが心配な部分はございますが、そちらについては、これまでどおり、イベントごとのスポーツ保険とか、そういったイベントごとの参加者も対象とした保険加入が必要となってくるものと考えております。

市民協働としては、そういった、いわゆる団体活動の支援ということで、今回、保険を導入したところでございます。

#### **樋口伸一郎委員**

分かりました。

スポーツ、イベント保険等があるので、そちらを御案内する形とは思いますが、まち協とか自治会とか、例えば、何でも活動するときに、ボランティアの範疇に納まることやったら、もちろん保険も適用されたりするのかもしれないですけど、それこそ、例えば、ごみ掃除とかでも、団体さんは大丈夫やけど、そのときに来る無作為の住民の方々っていうのは、曖昧なところがあるじゃないですか、その辺がまだ分かり切っていないとか。その辺というのは、お尋ねも今後あると思うんですよ。



だから、そこら辺を、例えば、市民協働としては、やらないやらないでいいんで、そういうときは、そちらのほうのイベント保険とか早めにやっといってくださいねとかいう案内もセットでお示してやれるようになってとかなとかんかなあと思ったもんで。その辺は、御準備をさせていただきたいなと思いますが。

#### **牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

先ほど、御指摘がありました、例えば、まちづくり推進協議会などのイベント、そちらについては、今のところまちづくり推進センターのほうで加入しております公民館保険を、いわゆるまちづくり推進センター共催という形で主催をいたしまして、提供をいたしているところでございます。

それから、市が絡む、主催している、イベント等につきましても、市が加入している総合保険、そちらのほうで対応しているところでございますが、各団体において募集をされて、広く一般から募集をされる場合が、やはり今のところ、そういった市が絡まないところについては、やはり今のところスポーツ保険などの加入が必要になってまいります。

ですから、こちらについては、保険の周知の際に、改めて各団体等には説明をさせていただきたいというふうに思っております。

#### **樋口伸一郎委員**

よろしく願いしておきます。

最後に要望なんですけど、もう具体的に例を挙げますと、例えば、旭地区なんですけど、まちづくり推進協議会でクリーンアップ作戦っていう、ごみを掃除するようなイベント、これ参加者も来るんですけど、それはできたんですよ。できたかできないかで言うと、できたんですよ。

ただ、後者は、今度は門松をつくるようなイベントなんですけど、そこは、言うたら、雑草になっているような竹林を清掃する目的も兼ねて、地域の子供たちと門松を一緒につくろうっていうようなイベントだったんですけど、これは駄目だったんですよ。

だけん、これは、行政側とか、ここら辺の協議の中では、詳しいことを議論するんで分かるんですけど、一般市民の方は、これが分かりにくくて、何であればよくて、これは駄目なのって。これ、中止ですよ、これはできたみたいな感じだったんで。

その辺りが、説明して分かるような状態にしまったほうが、令和3年度からそういう団体さんが来ると思うんですよ。

だから、その辺をお願いしときますという要望です。

終わります。

#### **竹下繁己委員**

同じく 8 ページですね、節12の委託料なんですけれども、この各委託料の委託先と、その契約のやり方、随契なのか否か。

それで、この委託料が増額されている理由を教えてください。

**牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

まず、委託料が増額になっている理由から先に御説明させていただきます。

こちら今回、男女共同参画市民意識調査業務というのを、5年に1回行う事業でございます。そして、そちらが計上をされているのが主な理由になっております。

あと、通訳の委託料については、ツァイツ市との子ども交流事業、昨年、本来受入れをする予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けまして、中止をいたしておりますので、来年度に事業として行う予定としまして、その通訳をお願いするための委託料でございます。

それから、消費生活相談業務委託料については、こちらは、NPO法人の消費生活相談員の会さがに随意契約で委託をいたしております。

それから、男女共同参画事業については、こちらは、入札をして業者を決定する予定となっております。

**下川有美市民協働推進課長補佐兼男女参画国際交流係長**

男女共同参画啓発事業につきましては、鳥栖男女共同参画市民実行委員会に随契ということで委託をさせていただいています。

以上です。

**竹下繁己委員**

ありがとうございます。

消費生活相談業務委託というのは、大体どんなことをされるんですか。

そのNPOに出されているということですが、違うところからも、例えば、基山町とか、みやき町とかからも、そこをお願いしているとか、どういった団体なんですか。

ここの団体の業務内容と、その団体ってどういうものなのかを教えてください。

**築地美奈子市民協働推進課市民協働係長兼市民相談室相談係長兼消費生活センター消費生活センター係長**

このNPO法人消費生活相談員の会さがさんの会員さんの中に、国家試験を受けられた相談員の資格を持ってある方が数名いらっしゃいます。

そこから、必ず2人ずつ、派遣を鳥栖市に毎日来ていただける委託になっていますので、抜けることが全くないんですね。

それを個人的にすると、1人になったり、0人になったりするので、必ず2人体制を取れ

るように、このNPOさんに委託の契約をさせてもらっています。

**竹下繁己委員**

どんな御相談とか、業務内容的なのを教えてくださいいいですか。

**築地美奈子市民協働推進課市民協働係長兼市民相談室相談係長兼消費生活センター消費生活センター係長**

今ですと、ほとんど携帯電話からの訪問販売とか、1回目は500円で買えます、2回目は定期購入になりますとか、そういう類いの、やっぱり詐欺まがいの、高齢者の詐欺とか、若者の詐欺っていうのが今一番増加していると思っています。毎日のようにあっていますね。

**竹下繁己委員**

ありがとうございます。

これ、600万円ほどかかるんですけれども、財源というか、僕が間違えとったら正してください。

5ページのこの県の補助金が、それも当たるんじゃないかなと思うんですね、消費者行政推進事業費補助金。

違うのかな、ごめんなさい。

これが減額されているんですけど、それとの関連性とかはないんですか。

**牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

議員御指摘のとおり、こちらの県補助金については、消費者行政推進事業費補助金として、今歳出であったところに充てるという形になっておりまして、減額されている部分については、今年度までは人件費1人分について補助の対象となっておりましたけれども、その補助が時限的なものでございまして、今年度で県補助の対象から人件費部分についてが外れておりますので、その分が減額となっております。

**竹下繁己委員**

その減額になった分を一般財源で充てるということでよろしいですか。

**牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

一般財源というふうになっておりますが、こちらのほうは交付税措置として算入されておりますので、そういったところに対応しているということでございます。

**江副康成委員長**

じゃあ、いいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。

次まで行きます。



次に、議案甲第1号鳥栖市まちづくり推進条例の一部を改正する条例を議題とします。

牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

甲議案参考資料の２ページをお願いいたします。

このため、田代まちづくり推進センター分館については、令和３年４月１日をもって用途廃止をすることとしたため、条例改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、条例第２条に名称及び位置を記載した表がございまして、こちらのほうから田代まちづくり推進センター分館を削除するものでございます。

施行日につきましては、令和3年4月1日でございます。

用途廃止後の田代まちづくり推進センター分館につきましては、教育委員会事務局生涯学習課に所管替えを行いまして、同課において生涯学習施設として整備をされることとなっております。

今後のスケジュールにつきましては、令和3年度に整備に係る実施設計を行い、令和4年度に整備工事が行われる予定となっております。

以上、御説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。

執行部準備のため、暫時休憩いたします。

午後 3 時 6 分休憩

~~~~~

午後 3 時 15 分開会

江副康成委員長

再開いたします。



市民課

議案乙第6号令和3年度鳥栖市一般会計予算

江副康成委員長

次に、議案第6号の市民課関係分の審査を行います。

執行部の説明を求めます。

野下隆寛市民課長

議案乙第6号令和3年度鳥栖市一般会計予算につきまして、市民課関係の主なものについて委員会資料により御説明いたします。

資料 4 ページをお願いします。

款15使用料及び手数料、項2手数料、目1総務手数料、節1総務管理手数料につきましては、印鑑証明書等の発行に係る手数料の見込額を計上いたしております。

節３戸籍住民基本台帳手数料につきましては、戸籍証明や住民票証明などの発行に係る手数料の見込額を計上しております。

5 ページをお願いします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節2戸籍住民基本台帳費国庫補助金につきましては、戸籍法の改正に伴う戸籍情報システムの改修に係る補助金でございます。

項 3 委託金、目 1 総務費委託金、節 2 戸籍住民基本台帳費委託金の中長期在留者住居地届

出等事務委託金につきましては、入国管理法上の在留資格を得て国内に在留する外国人の住民異動等の事務に対する国からの委託金でございます。

7 ページをお願いします。

款22諸収入、項6 雑入、目4 雑入、節4 雑入の情報案内板（番号案内表示システム）広告収入につきましては、市民ホールに設置しております広告付番号案内表示システムの映像パネルで放映いたします有料広告の広告料収入でございます。

13ページをお願いします。

款2 総務費、項3 戸籍住民基本台帳費、目1 戸籍住民基本台帳費、節1 報酬は、マイナンバーカードの交付等の事務を行うために市民課に配属する会計年度任用職員2名の人件費でございます。

節2 給料から節4 共済費につきましては、市民課職員18名及び会計年度任用職員2名分の人件費でございます。

節10需用費につきましては、戸籍事務や住民基本台帳事務に用いる偽造防止用紙やプリンターのトナーなどの消耗品費、法令集などの追録代が主なものでございます。

節11役務費につきましては、戸籍届や通知文書等の発送に要する郵送料、住民票の写しや印鑑登録証明書などのコンビニ交付及び電子マネー決済に係る手数料が主なものでございます。

節12のマイナンバーカード交付管理予約システム導入委託料につきましては、資料の25ページをお願いします。

これにつきましては、マイナンバーカード交付数が増大していることから、カードが届いてからの交付前設定や交付通知、交付後の作業と管理をシステム化して、カード交付を円滑に行うために導入するものでございます。

システム導入前と導入後は、下の表に記載しておりますけれども、導入前の交付前の設定は、国から届いたカードを1件ずつ住基データ等を照合し、エクセルに入力しなければならなかったものが、導入後は、データを統合端末から一括取り込みし、住基データと突合できるようになり、交付通知書もシステムから直接、一括して出力できるようになります。

さらに、現在は、土曜日の交付のみ事前予約により交付しておりますが、通常時の交付も予約制にすることで、計画的な交付制御により、窓口での混雑を回避しようとするものでございます。

予約は、スマホやパソコンからできる機能を備えております。

交付後の処理とデータ管理につきましても、エクセルで処理管理していたものが、システム化することにより、事務効率の向上のみならず、データのバックアップの面からも、安全

を図れることとなります。

では、13ページにお戻りください。

節12委託料のシステム改修委託料は、令和2年度から手がけております戸籍の全国ネットワークシステム構築のための戸籍情報システムの改修に伴う委託料でございます。

節13使用料及び賃借料につきましては、戸籍の記載や証明書の発行を行うための戸籍総合システムやパスポートの発行業務に使用するIC旅券交付窓口端末機、マイナンバーカードなどの住所、氏名の変更の際に使用するプリンターの借上料が主なものでございます。

節17備品購入費につきましては、平成23年度から使用しております窓口のレジスターを更新するものでございます。

以上、議案乙第6号令和3年度鳥栖市一般会計予算のうち、市民課関係分について説明を終わります。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

成富牧男委員

まず、13ページ。

会計年度任用職員分の報酬の理由として、マイナンバー交付申請をする人が増えたっていうことでよかったかな。

野下隆寛市民課長

マイナンバーカードの交付自体が今増大しておりまして、その発行の業務を担っていただく職員を任用していくものでございます。

成富牧男委員

確認したいのは、その人は、いわゆる会計年度任用職員ですよね。昔の言い方の正規の職員じゃないわけでしょう。

その人は、他人のマイナンバーに触れるというのは、それを確認できるような、そういう仕事は入っていないところでいいですか。

野下隆寛市民課長

マイナンバーカードそのもの、触れております。

会計年度任用職員といいましても、やはり守秘義務は職員と同じでございますので、そういう業務をさせております。

成富牧男委員

そうですか、そういう……、それは分かりました。

それから、もう一つ。

7ページの情報案内の、いわゆる広告収入のことで説明がありましたけど、あれ、案内板ですよ。あれは、契約をしてあるんですか。

言いよることは分かる？

栗山英規市民課市民係長

市民課の窓口で使用しておりますモニターにつきましては、長田広告社というところと協定を結んでおります。

それに基づきまして、今回、収入として計上させていただいているものでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

要は、協定の内容を簡単に言うかどうか。

それじゃあ、経費は基本的には払わんで、お金が、広告収入が入ってきよると？それ以外の何か、こっち側、役所としての制約というのは一切ないということでもいいですか。

栗山英規市民課市民係長

広告につきましては、市役所のほうで審査して、社会上問題ないものということで流させていただきます。

それで、経費につきましては、鳥栖市からの持ち出しはございません。

この広告の収入以外に、総務課のほうで場所代、それと光熱費の実費を頂いているものでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

ということは、この長田さんのメリットは何もないとですか。

栗山英規市民課市民係長

長田広告社のほうは、鳥栖市にゆかりのあるような企業さんとかの広告を取ってきて、それを流す、そのことで、その広告主から、当然、費用は頂かれていることだと考えております。

成富牧男委員

その広告については、ちゃんとふるいにかけていますよってということですかね。

分かりました。

それでは、これ、ずっと前から——もう同じことは繰り返しませんけど、ちょっと気になる、番号を受け付けるとき、どっちやったかな、受け付けるときに呼び出すときには、「様」かな。

今度は、準備ができて、例えば、住民票とか印鑑証明を渡すときには、「方」って言うんですよ。

いや、違う……、「お客様」と「方」って。

私の言い分は、「お客様」って言うのはおかしいっちゃうのがもともとあるわけで、それは置いたとしても、「お客様」と「方」で、同じ人の申請を受け付けるときと渡すときに、まず、直した方がいいんじゃないかっていうことよね。

直すのに、何か費用が物すごくかかるけん、しよんしゃらんちゃろかって。

直したほうがいいと思うばってん。

これ、もしそのままやったら、いつまで続くんですか。新庁舎まで？私、センスの問題として、物すごい、鳥栖市民として半分恥ずかしいんですよ。

いかがでしょうか。

野下隆寛市民課長

「お客様」が最初のほうで、「方」が後からついております。

それで、「お客様」と「方」とどっちが丁寧だろうかなあというと、やっぱり「お客様」のほうが丁寧なのかなと。（「私はそう思いません」と呼ぶ者あり）

ただ、前と後ろは違う。

それで、これ、変更するには、もう音声自体がシステムの中に組み込まれておるもので、もう本体ごと交換しないと対応できないということでした。

ですから、これの交換のタイミングなんですけれども、新庁舎のタイミングに合わせまして、新しい案内システムのほうを導入しようかと。

それで、現在のシステムは、新庁舎まであの場所に引っ張って利用しようというふうに考えているところでございます。

成富牧男委員

長田広告さんは、どこもああいうふうなことで納めてあるってことですか。

野下隆寛市民課長

長田広告さんの機械は、久留米市とか春日市なんかで導入してあるようですけれども、幾つかあります。（「結論だけでいい」と呼ぶ者あり）「お客様」と「方」と両方使い分けているところが結構多いです。

「お客様」両方、最初も「お客様」、後も「お客様」というところもございます。（「うちのgotatところはあるとねって」と呼ぶ者あり）

うちのようなところは、久留米市、春日市、伊万里市が「お客様」で、あと後ろが「方」を使ってあります。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

竹下繁己委員

新庁舎になってリニューアルするというお話があったんですけども、13ページの備品購入費のレジスターを買い換えるという話ですけど、この時期にレジスターを買い換える、先ほど新庁舎まで引っ張るというお話があったんですけど、新庁舎まで引っ張れなかったのかなと。

何でこの時期に買い換えるのか、理由を教えてください。

野下隆寛市民課長

このレジスターは平成23年から使用しておりまして、随分、10年ほどたつんですけども、昨年から故障が頻発してきておりまして、業者のほうは、北九州市からすぐ飛んできて、故障対応をしてくれて、事なきを得て、何とかやっているんですけども、故障がやはりどんどん増えてきていると。

あと、部品調達の面からも不安がございます。

それで、レジスターについては、あれは機械だけですので、持って行くのも簡単にできますので、この際、更新しようと考えているものでございます。

以上です。

竹下繁己委員

ありがとうございます。

更新されるということで、例えば、令和2年度に電子マネー決済もできるようになったじゃないですか。

今度、レジスターも何かバーコードリーダーとかがついとるとか、そういう最新の、セブンイレブンとかにあるレジスターになればいいなあと僕は思うんですけど、その辺のところ、どうですか。

栗山英規市民課市民係長

レジスターにつきましては、現在使っているものの後継機種ということで考えております。

竹下委員のほうから、今、御意見頂きましたけれども、コンビニ等にあるような、クレジットカード、電子マネー、QRコード決済、全てできるようなものを導入してはどうかという御意見ですが、セブンイレブンさんとかが使われているレジっていうのも、基本的にレジの本体があって、あと、どのようなキャッシュレス決済を結びつけるかを、中につなげてあるんですよ。

大きく、外面で、いかにもそれだけで1台ですっていうふうな見せ方をされています。

鳥栖市におきまして、特に市民課の窓口では、やはり住民票や印鑑証明書——1通300円とか、戸籍証明書も450円とか、少額な決済が主というところがありますので、取りあえずは、

昨年11月から導入いたしました電子マネー決済を継続してつなげていきたいと。

この後、もちろんQRコード決済というものが、さらに市民の方の利用が増えてきた場合は、そういったものの導入についても考えていきたいと思っております。

そのQRコードを途中から、買い換えたレジにつけるというのも、物理的に無理な話ではございませんので、それは十分対応可能なものとなっております。

以上でございます。

竹下繁己委員

ありがとうございます。

大変、研究というか調査をされているみたいで、ちょっとほっとしております。

ちなみに、令和2年度に始めた電子マネー決済の評判というか、市民からの感触、所感でいいんで、こんなふうに感じていますということでもいいんで、どがんですか。

よく使われているとか、あまり使われていないとか。

栗山英規市民課市民係長

11月から導入しました電子マネー決済につきましては、3月10日締め時点、窓口にお見えのお客様の5.5%の方が利用されております。

お客様の声といたしましては、日頃よく使うお買物——WAONとかnanacoとか交通系のカードが使えるから便利だねっていう声をお聞きします。

PayPayっていうものが今、物すごくはやっているそうで、PayPayは使えないんだという、確かにそういう声を聞いたことがございますが、クレジットとかまで、何で使えないんだとかっていう、そういう声はございません。

今後も、この利用の状況をよく見ながら、市民の方がより利便性高いような決済ができるように取り組んでまいりたいと考えております。（「よろしく願います。ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

成富牧男委員

個別の話じゃなくて、今の話も、キャッシュレスとか、デジタル化の方向がありますよね。

それで、国では、デジタル専門の大臣までできて、がんがん推進しようという動きがあるわけですけど、その本体、役所ですところは、情報政策課、あそこになるとは思いますけど、ここも大事な戸籍とか住民票とか、いろいろ重要な個人情報を持つとるわけですよね。その中で、この先、こういう方向で考えられていますとか。

例えば、ちょっと私が危惧するのは、これはもう全体的な話でしょうけど、一元化とかね、全国共通とかいうのが優先して、いわゆるそれぞれの自治体に応じた、いわゆるカスタマイズするのは、御法度だみたいな話も聞こえてきますので、決定じゃないんでしょうけど。

次に、議案乙第6号の国保年金課関連部分の審査を行います。

執行部の説明を求めます。

古賀友子国保年金課長

ただいま議題となっております、議案乙第6号令和3年度鳥栖市一般会計予算のうち、国保年金課分につきまして説明申し上げます。

委員会資料の5ページをお願いいたします。

まず、歳入につきまして説明申し上げます。

款16国庫支出金、項3委託金、目2民生費委託金、節2国民年金事務取扱費委託金の国民年金事務費交付金につきましては、国民年金の資格取得、喪失などに対する事務費交付金でございます。

年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金につきましては、令和元年10月から始まりました年金生活者支援給付金支給業務において、市が取り扱う事務に対しまして、国から交付されるものでございます。

款17県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金、節1社会福祉費県負担金の後期高齢者医療保険基盤安定負担金につきましては、後期の保険料軽減分につきまして、県がその4分の3を負担するものでございます。

資料の7ページをお願いいたします。

款22諸収入、項4受託事業収入の後期高齢者健康診査事業受託料につきましては、後期高齢者の健康診査事業における受診券の作成や発送等に係る経費につきまして、佐賀県後期高齢者医療広域連合から受け入れるものでございます。

高齢者の保健事業と介護予防との一体的な実施業務受託料につきましては、令和2年度から実施しております高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に係る人件費や事務費につきまして佐賀県後期高齢者医療広域連合から受け入れるものでございます。

項6雑入、目4雑入の県後期高齢者医療広域連合雑入につきましては、佐賀県後期高齢者医療広域連合へ派遣しております職員1人分の人件費相当分及び後期高齢者のはり・きゅうの助成事業などに係る経費が広域連合から交付されるものでございます。

以上が歳入についての説明でございます。

資料の14ページをお願いいたします。

続きまして、歳出の主なものにつきまして説明申し上げます。

款3民生費、項1社会福祉費、目5後期高齢者医療費の節1報酬から節4共済費につきましては、佐賀県後期高齢者医療広域連合への派遣職員1人分及び会計年度任用職員の人件費でございます。

まず、歳入の主なものにつきまして説明申し上げます。

款 1 国民健康保険税につきましては、一般被保険者に係る医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の現年度分と滞納繰越分をそれぞれ年間見込額で計上いたしております。

退職被保険者等分につきましては、退職者医療制度の廃止に伴いまして、対象の方がいらっしゃいませんので、滞納繰越分のみの計上をいたしております。

資料の 3 ページをお願いいたします。

款 3 県支出金、項 1 県補助金、目 1 保険給付費等交付金、節 1 普通交付金につきましては、療養給付費、療養費、高額療養費等に要する経費を県から受け入れるものでございます。

節 2 特別交付金につきましては、特別調整交付金、保険者努力支援制度交付金、県繰入金 2 号分及び特定健康診査等負担金がそれぞれの実態に応じて交付されるものでございます。

資料の 4 ページをお願いいたします。

款 5 繰入金、項 1 一般会計繰入金のうち、事務費繰入金は、国保事務に関わる人件費や事務費に係る経費の繰入れでございます。

保険基盤安定繰入金につきましては、保険税軽減相当分などを繰り入れるものでございます。

出産育児一時金繰入金につきましては、出産育児一時金の費用のうち 3 分の 2 を繰り入れるものでございます。

財政安定化支援事業繰入金につきましては、低所得者が多い、高齢者が多いなど、保険税の責めに帰することができない特別な事情による国保財政の負担について、地方財政措置された分を繰り入れるものでございます。

子どもの医療費助成事業繰入金につきましては、子どもの医療費助成の実施による国保財政の影響分を補填するための繰入金でございます。

特別繰入金につきましては、平成29年度末に累積赤字解消のために借りました県の広域化等支援金の償還金の財源とするものでございます。

項 2 基金繰入金につきましては、令和元年度分の退職被保険者納付金の精算により追加納付となった分の財源とするものでございます。

以上が歳入の主なものにつきましての説明でございます。

資料の 6 ページをお願いいたします。

続きまして、歳出の主なものにつきまして説明申し上げます。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費のうち、節 2 給料から節 4 共済費につきましては、国保業務に従事する国保年金課職員 5 人及び税務課職員 2 人分の人件費でございます。

節11役務費が昨年度より増額となっていますのは、国保連合会にお願いしております、第三者行為求償事務や被保険者の資格異動処理の共同電算処理業務などに係ります経費につきましては、これまで委託料として予算計上をしておりましたが、今回見直しを行いまして、令和3年度からは手数料として予算計上したための増額でございます。

反対に、節12委託料が昨年より減額となっておりますのは、先ほど説明いたしましたように、委託料から役務費への組替えによるものと、法改正に伴うシステム改修費が減となったためでございます。

資料の7ページをお願いいたします。

項2徴税費、目1賦課徴収費のうち、節1報酬から節4共済費につきましては、国保税の滞納整理に従事する会計年度任用職員分でございます。

節27繰出金につきましては、国保税の収納に係る滞納整理システム関連経費等について一般会計に繰り出すものでございます。

8ページをお願いいたします。

款2保険給付費につきましては、年間支出見込額で計上しております。

9ページをお願いいたします。

項4出産育児諸費につきましては、出産1人につき42万円を被保険者に支給するものでございます。

項5葬祭諸費につきましては、被保険者の死亡により葬祭を行った者に対して、被保険者1人につき3万円を支給するものでございます。

項6傷病手当金につきましては、12月議会の委員会で報告させていただいたとおり、対象期間が本年3月31日までとなり、3月分の請求につきましては、4月以降、新年度となるということで、1,000円頭出しの予算としておりました。

その後、また国から国の財政支援期間を6月30日までとする旨の事務連絡があっておりますので、鳥栖市におきましても規則を改正し、適用期間を令和3年6月30日までとしております。

対象者や支給額等の財政支援内容につきましては、これまでどおり変わりはありません。

10ページをお願いいたします。

款3国民健康保険事業費納付金につきましては、それぞれ県からの提示額を計上いたしております。

11ページをお願いいたします。

款5財政安定化基金拠出金でございますが、国保税収納額の減少により、財源不足となった場合に市町は県の財政安定化基金から貸付けまたは交付を受けることになります。

財政不足により貸付けを受けた場合は、貸付けを受けた当該市町で償還することになりますが、災害など県が定める特別な事情が発生したことによる財源不足で交付を受けた場合は、国、県、市町が3分の1ずつ補填することとなっており、市町の補填分につきましては、市町間相互扶助の観点から、県内全市町が納付金のシェアに応じて行うこととなっています。

今回の拠出金につきましては、令和元年度の佐賀豪雨によって被災した6市町への交付金の補填を行うもので、鳥栖市の負担分を予算計上しております。

款6保健事業費、項1特定健康診査等事業費につきましては、40歳から74歳の被保険者に対する特定健康診査、特定保健指導の事業実施に要する経費でございます。

節13使用料及び賃借料につきましては、特定健診後の保健指導で使用いたします専用タブレット10台の借上料でございます。

令和2年度分につきましては、9月補正の予算計上させていただいた分でございます。

12ページをお願いいたします。

項2保険事業費、目1保険衛生給付費につきましては、後発医薬品希望シールの作成や、医療費通知、後発医薬品差額通知、重複服薬通知の発送に関する経費でございます。

目2療養費につきましては、はり・きゅう施術1回につき1,000円の助成をするものでございます。

目3健康推進事業費のうち、節11役務費及び節12委託料につきましては、人間ドック等の助成に係る経費を計上いたしております。

13ページをお願いします。

款8公債費、項2広域化等支援基金償還金につきましては、県広域化等支援基金の令和3年度分償還金でございます。

款9諸支出金、項1償還金及び還付加算金につきましては、所得の更正や社会保険加入などにより、過年度還付金が発生した場合の見込額を計上いたしております。

款10予備費につきましては、2,000万円を計上しております。

説明は以上でございます。

よろしく願いいたします。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

牧瀬昭子委員

御説明ありがとうございます。

9ページをお願いします。

款2保険給付費、項4出産育児諸費、目1出産育児一時金、節18負担金、補助及び交付金の出産育児一時金が今年度減額されているんですけれども、この減らされた根拠を教えてください。

古賀友子国保年金課長

令和2年度の見込みから令和3年度を見込んでおりまして、今年度が40件ほどになるというところで見込んでおります。（「分かりました。ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

池田利幸委員

12ページの款6、項2の節12委託料のところ。これは、人間ドック委託料、脳ドック委託料っていう部分で、前年当初より大分今回減額になっていると思うんですけど、これは見込数が減るとか、理由はどういうふうになっているんですか。

古賀友子国保年金課長

人間ドックも令和2年度の見込みから、令和3年度分を見込んでいるんですけれども、今、特定健診の集団検診におきましては、全日程、がん検診のフルコースと一緒に日にできるというふうな設定にしておりますので、人間ドックと同じような検査が受けられるということで、人間ドックのほうが、コロナの影響があったのかもしれませんが、人数的にそんなに、700万円ほどまでには到達はしていないということで、460万円を計上しました。

もしも増えるようなことがあれば、補正で対応をしたいというふうに考えております。

成富牧男委員

4ページの子どもの医療費助成事業繰入金っていうのがありましたよね。これ、何人分とか分かりますか。

古賀友子国保年金課長

この分につきましては、未就学児分につきましてペナルティーがかからないようになりましたので、大分減ったんですけれども、それ以上の分、高校生以下の分につきましてはの額でございまして、今年度ではなく、昨年の実績で上げておりますので、人数っていうのは、ちょっと分かりません。

成富牧男委員

今言われたように、未就学までは、県が出すということ……、県かな。

古賀友子国保年金課長

ペナルティーがかからなくなりました。（「かからなくなった、そうか、大本が」と呼ぶ者あり）

成富牧男委員

それで、かからなくなった分、逆に、県のほうがその分、例えば、小学校6年生まで県の

ほうが負担してやるべきじゃないかっていうふうな考え方を持つとるんやけど、そういうことについてどう思われますか。

県が今までペナルティーを持つったわけでしょう。その分がなくなった、国からのペナルティーがなくなって。

古賀友子国保年金課長

国保といたしましては、ペナルティーがかかって、国からのお金が来なくなった分をもらっていたということです。国保のサイドから言いますと、県からもらおうが市からもらおうが、国保に補填していただければいいかなと考えます。

成富牧男委員

ちょっと私の言い方がまずかったけど、要は、今までの分をもうちょっと、ペナルティーがなくなった分を同じペナルティーがあったとして、上のほうは、だからまだペナルティーがかかるわけやろう？就学して以降、1年生から以上はね。だから、そこら辺をまた頑張ってもらえんかなと。

片一方でペナルティーするなどは言いながらね、県、国に対しては言いつつって意味です。

いいです、分かりましたので。

それで、12ページに積立金がありましたよね。基金の積立金。

当初っちゅうか、令和2年度末の見込み、基金残高の見込みとか分かりますか。

古賀友子国保年金課長

今年度末であれば、1億円弱……（「1億円弱ですよ」と呼ぶ者あり）

成富牧男委員

分かりました。

1億円弱は、本来は今、残ってるわけですね。

それで、一定、抑制財源なんかに使われるということだったと思うんですけど、それで、改めて、ここから先はおさらいなんですけど、今後の国保、最終的な到達、県内統一した税率っていう到達ラインがあると思うんですけど、それは、どれぐらいに置かれているのか、今のところの予定で。

それで、鳥栖市としては、それに向かってどういう考え方を持っているのか。

現時点での考え方でいいですから、教えてください。

古賀友子国保年金課長

県内統一といたしましては、令和9年に統一することで目指しておりますけれども、私もといたしましては、今のところ、県内でも税率が高いほうですので、普通に考えれば、そ

の真ん中に寄っていくということであれば、鳥栖市は下がっていく可能性っていうのはあるのかもしれないんですけども、ちょっと鳥栖市も、医療費水準が県内でも真ん中より下っていることになっていますので、その辺は分かりませんが、鳥栖市の方針といたしましては、統一されるまでも、標準保険税率に合わせた税率設定としていきたいと考えております。

成富牧男委員

分かりました。

樋口伸一郎委員

すいません、一般会計繰入金のお金の流れについて教えてください。

4 ページに、特別繰入金で 1 億 2,000 万円でしたかね、それは最初、確認なんですけど、13 ページの公債費として広域化等支援基金償還金として出すという考えでいいですかね。

古賀友子国保年金課長

そのとおりでございまして、平成 29 年度に累積赤字の解消をしましたときに、償還金につきましては、一般会計から出して償還することになっておりまして、そのとおりでございします。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

これ、年次的にしていって計画だったと思うんですが、いつまででしたっけ。教えてください。

古賀友子国保年金課長

5 年償還になっておりますので、令和 5 年までです。

樋口伸一郎委員

この金額で 5 年間やったらなくなるっていう考えでよかですか。

金額的にも、ずっとこの金額でしたっけ。

すいません、確認です。

古賀友子国保年金課長

6 億円借りておりまして、5 年間で返しますので、1 億 2,000 万円掛ける 5 でということ、6 億円という計算にです。（「それで終わり」と呼ぶ者あり）

終わりです。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

江副康成委員長

もういいですか。

樋口伸一郎委員

江副康成委員長

〔発言する者なし〕

質疑を終わります。

~~~~~

## 議案乙第8号令和3年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算

江副康成委員長

執行部の説明を求めます。

古賀友子国保年金課長

資料の14ページをお願いいたします。

まず、歳入の主なものにつきまして御説明いたします。

目2 普通徴収保険料につきましては、納付書または口座振替による保険料の収納見込額でございます。

款３繰入金、項１一般会計繰入金のうち事務費繰入金につきましては、高齢者医療事務に要する経費及び佐賀県後期高齢者医療広域連合の共通経費についてそれぞれ一般会計から繰入れをするものでございます。

保険基盤安定繰入金につきましては、高齢者医療保険料の軽減分につきまして、県が4分の3、市が4分の1の負担割合で補填いたします高齢者医療保険基盤安定負担金を一般会計から繰入れをするものでございます。

以上が歳入についての説明でございます。

資料の16ページをお願いいたします。

続きまして、歳出の主なものにつきまして説明申し上げます。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費につきましては、後期高齢者医療の事務処

理等に要する経費を計上いたしております。

項2徴収費につきましては、後期高齢者医療保険料の賦課徴収に係る経費を計上いたしております。

後期の保険料につきましては、これまでコンビニ収納ができませんでしたが、令和3年度賦課分からは、後期の保険料につきましてもコンビニ収納ができるようにしたいと考えておりますので、それに伴います手数料及びシステム改修料分が増額となっております。

款2高齢者医療広域連合納付金につきましては、徴収いたしました後期高齢者医療保険料及び広域連合での共通経費、並びに保険基盤安定負担金を広域連合に納付するものでございます。

資料17ページをお願いします。

款3支出金、項1償還金及び還付加算金につきましては、所得の更正などにより、過年度還付金が発生した場合の還付金等の見込額を計上いたしております。

説明は以上でございます。

よろしく願いいたします。

#### **江副康成委員長**

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

#### **成富牧男委員**

簡単に1つだけお尋ねしますが、今、国会のほうで75歳以上の後期高齢者の医療費が、一部の人について、これまで1割やった人が2割になる法案が提出されたかな、今、提案されようとしています。

それで、この特別会計の部分で言うと、すぐ改正されるわけじゃないようですが、もし改正されたとして、どこら辺が変わってくるんですか。この予算書の中で。

#### **古賀友子国保年金課長**

改正されるのは、再来年度からと聞いておりますので、今回は何も関係ないんだと思いますけれども、医療費負担分が変わりますので、一般会計のときに説明申し上げました、鳥栖市が後期高齢者の医療費分を12分の1を払うっていう分につきまして、少しは被保険者さんからもらえる分が増えると思いますので、その分が減る可能性はあるかなと思います。(発言する者あり)

#### **江副康成委員長**

聞いてから質問せんと、分からんですよ、周り。

#### **成富牧男委員**

どこら辺が変わるかっていうことですけど、そこから言ってくれる？

どう変わるのかっていうことですね、高齢者医療の、75歳以上の医療費負担の話が今、上がっていますけど、もしそれが、改正されたら、細かい数字の話じゃなくて、どこが……、さっき言われたように、増えるとか、減るとか、その程度で結構です。

#### 古賀友子国保年金課長

一般会計分、資料の14ページになりますけど、節18負担金、補助及び交付金の後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金というところが7億6,800万円ほどあると思いますが、その分が高齢者医療にかかった分の市町負担分の12分の1分の負担分となりますので、被保険者の方が負担する分が増えれば、こちらの分が減る可能性はあると思いますが、ただ、被保険者もまた増えておりますので、確実にこれが減るのかって言われると、まだ分からないです。

#### 成富牧男委員

このところが変わってくるっちゃんことですね。

分かりました。

#### 樋口伸一郎委員

歳入と歳出について教えていただきたいんですけど、これも一般会計繰入金について聞きたいんですけど、これ、めちゃくちゃ簡単に言ったら、歳出で出さないといけない9億円ぐらいで、不足する分を一般会計から2億円ぐらい繰り入れるっていう考え方でいいんですか。

繰入金が、歳入では2億円、一般会計繰入金であるでしょう。

それで、歳出では、歳出の全体で言っても、16ページの一番下のところで、ほぼ9億円あるじゃないですか。

ここに満たない2億円を歳入で一般会計から繰り入れているっちゃん考えでよかですか。

#### 古賀友子国保年金課長

この16ページの後期高齢者医療広域連合保険料等負担金というのは、保険料として入ってきた分は、そのまま全部広域のほうに……（「合っていますよね」と呼ぶ者あり）その中の上の4,000万円と1億6,000万円と、あと事務費に関しては、全部一般会計から繰り入れているということになっておりますので、一般管理費とか賦課徴収費に係る分ですとかっていうのは、一般会計からの繰入金で賄っておりますので……（発言する者あり）

#### 江副康成委員長

一応、答弁を聞いて、分からなかったら、再度質問していいからですね。

そうせんと、周り、全然分からなくなるので。

#### 樋口伸一郎委員

すいません、よく理解できんやったんですけど、16ページのもろもろを言われた金額を一般

会計から充てているっていうふうに聞こえたんですけど、私が聞きたいのは、14ページの歳入の一般会計繰入金、これは、歳出のどこに当たっているんですかって確認しているんですが。

#### 古賀友子国保年金課長

2億円のうちの4,400万円っていうのが、一般管理費と賦課徴収費、あと、後期高齢者の共通経費っていうふうに充たっておりまして、1億6,300万円というのが、保険基盤安定負担金のほうに充たっております。

#### 樋口伸一郎委員

要は、保険基盤安定金をはじめ、もろもろに充たっているっちゃうことですよ。

それを簡単にまとめると、一般会計から繰り入れてくる2億円がないと、歳出のバランスが取れんけんっていうか、歳出の足りん分を一般会計から繰り入れよっちゃう考え方じゃないかとですか。

#### 古賀友子国保年金課長

保険基盤安定負担金につきましては、保険料を軽減した分の補填分になりますので、それにつきましては、県から4分の3、市から4分の1ということがもう決まっておりますので、県からもらった分と、鳥栖市の一般会計の4分の1を足した分を一般会計から繰り入れてもらって、ここに充てているっていう形になります。

それで、事業費につきましても、事務費につきましては、一般会計から繰り入れるということになっておりますので、404万円ほどが事務費ということになります。

#### 樋口伸一郎委員

分かりました。

私の表現が悪かった、足りない分とか言ったけんいかんやったですけど、本来市として出すことが必要な分を一般会計から繰り入れているっちゃう考え方やった方がいいですね。

それで、何で聞いたかっていうと、さっきも違う件で一般会計繰入金、償還金で、これ、令和5年度過ぎたらなくなりますよねって聞いたんですけど、これは、だけん、必要なものとして、ずっと今後もあるものですねっていうのを確認したくて質問しました。合っています？

#### 古賀友子国保年金課長

制度が変わらなければ、このまま続いていくものと思います。

#### 樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

#### 江副康成委員長



「はい」と呼ぶ者あり〕  
質疑を終わります。

江副康成委員長

次に、議案甲第３号鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例の審査を行います。  
執行部の説明を求めます。

ただいま議題となっております、議案甲第 3 号鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして説明申し上げます。

資料の 4 ページをお願いいたします。

改正の理由につきましては、佐賀県が市町ごとに示しました標準保険税率を踏まえまして税率を改正するためと、新型インフルエンザ等対策特別措置法などの一部改正に伴いまして条文整理を行うものでございます。

まず、令和３年度の健康保険税率の改正についてでございますが、平成30年度の制度改革により、国民健康保険の財政運営は、県単位化となり、県内各市町は県全体での国民健康保険の財政運営を国民健康保険事業納付金として県に納付することとなっております。

県は、この事業費納付金を賄うために必要な税率を標準保険税率として各市町に提示し、各市町は標準保険税率を参考に、国保税率を定めることとなります。

鳥栖市といたしましては、国保財政運営の健全化のために、国保税率を県が示す標準保険税率に合わせる方針としておりますので、令和3年度の国保税率も、県が示した標準保険税率に合わせ、税率改定をしたいと考えております。

今年度、令和2年度の国保税率は、標準保険税率の医療費分に平成30年度決算に伴う余剰金のうち2,500万円を導入いたしまして税率の抑制を行いました。

余剰金につきましては、平成30年度決算に伴う余剰金の残額、令和元年度決算に伴う余剰金もございますので、令和3年度の国保税率につきましても、この余剰金を税率の抑制財源とするべきところでございますが、令和3年度につきましては、新型コロナウイルスの影響

が被保険者の方々の所得にどのような形で出てくるか分からない状況でございますので、この余剰金につきましては、抑制財源としてではなく、税収が不足した場合などの財源として確保しておきたいと考えております。

令和３年度国民健康保険税率の改定案は、表の①のとおりとなっております。

医療分、後期分、介護分の合計は、所得割15.02%、均等割４万1,946円、平等割５万545円でございます。

表の②に現行税率、③に改定案と現行税率の差を記載しております。

改定税率案と現行税率を比較いたしますと、医療分が大きく減となっておりますので、後期分のほぼ横ばい、介護分がやや増となっても、医療分、後期分、介護分の合計では、所得割、均等割及び平等割とも減となっております。

施行日は令和３年４月１日でございます。

資料の６ページをお願いいたします。

鳥栖市の標準保険税率の増減理由を記載しております。

まず、医療分についてでございますが、県全体の納付金額が約22億2,458万円減少したことなどにより、鳥栖市への影響額は、約１億8,196万円の負担減となり、被保険者１人当たりの負担も１万2,939円の減となっております。

また、令和３年度は余剰金を抑制財源としては算入しておりませんので、その分は負担増となっています。

次に、後期分につきましては、県全体での納付金額が約7,981万円減少したことなどにより、鳥栖市への影響額は約603万円の負担減となり、被保険者１人当たりの負担は98円の減とほぼ横ばいとなっております。

最後に、介護分でございますが、県全体での納付金増が約2,930万円減少したことにより、鳥栖市への影響額は約81万円の負担減となっておりますが、被保険者１人当たりの負担は869円の増と、やや増となっております。

資料の７ページに、モデル世帯の年間保険税額を、県内市町の現行税率と、令和３年度の標準保険税率で比較いたしました表を掲載しております。

このモデル世帯は、県が公表したモデル世帯でございまして、夫婦２人暮らしで、ともに66歳、所得はそれぞれ年金80万円の世帯となっております。

この世帯は７割軽減の世帯となっております、ともに66歳以上ですので、介護分は課税されない世帯となっております。

資料の８ページに、今回の国保税率改正案につきまして、鳥栖市国民健康保険事業の運営に関する協議会への諮問をいたしました概要と、その答申内容を添付しております。

本年1月28日に、令和3年度の国保税率を、県が提示した標準保険税率に合わせて改定したいという諮問をいたしております。

それに対しまして、協議会から、2月4日に、令和3年度の国保税率を諮問のとりの税率に改定するという答申を頂いております。

申し訳ございませんが、資料の5ページにお戻りください。

続きまして、新型インフルエンザ特別措置法などの一部改正に伴う条文整理についての説明でございますが、新型コロナウイルス感染症の定義につきまして、条文の整理をするものでございます。

これまで新型コロナウイルス感染症につきましては、新型インフルエンザ等とみなして、新型インフルエンザ等対策措置法の規定を適用することとされておりましたが、新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等感染症として公的に位置づけるということで、法律の一部改正が行われておりますので、それに合わせまして条文の整理を行ったものでございます。

施行の日は、公布の日といたしております。

以上で、議案甲第3号鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましての説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

#### **江副康成委員長**

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

#### **樋口伸一郎委員**

6ページでまた1つ教えてください。

(1)の医療分の増減理由というところで1個目の(1)の四角の中の一番下の、鳥栖市の影響額は、2,500万円の負担増。これ、令和2年度は抑制財源としたがっていうのがあるじゃないですか。

これを令和3年度は投入しないためっていうことが補足書きされているんで分かるんですけど、これが必要がないっちゃうことで——上のほうに負担減って書いてあるけん、必要ないということで、しないのか、できんのかっていうところを教えていただきたいんですけど。

#### **古賀友子国保年金課長**

今回、たまたま減とはなっておりますけれども、先ほど御説明申し上げましたとおり、令和2年度の所得、被保険者がどのくらい減っているか分かりませんので、今は通常の所得があったということでの保険税率になっておりますけど、この税率を掛けても思った額が集ま



午後 4 時29分散会



令和 3 年 3 月 17 日（水）





## 1 出席委員氏名

委員長 江副 康成

副委員長 成富 牧男

委員 藤田 昌隆 竹下 繁己 樋口伸一郎

池田 利幸 牧瀬 昭子

## 2 欠席委員氏名

なし

## 3 説明のため出席した者の職氏名

スポーツ文化部長 佐藤 敦美

スポーツ振興課長 小川 智裕

スポーツ振興課振興係長 佐藤 義勉

スポーツ振興課施設係長 時田 丈司

文化芸術振興課長 山津 和也

文化芸術振興課参事兼課長補佐 今村 利昭

文化芸術振興課文化芸術振興係長 佐藤 直美

文化芸術振興課定住・交流センター係長兼市民課係長 大石美由紀

市民環境部長 橋本 有功

市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長 牛嶋 英彦

市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長 原 祥雄

市民環境部次長兼税務課長 三橋 和之

税務課長補佐兼管理収納係長 豊増 裕規

税務課長補佐兼市民税係長 槇 浩喜

税務課固定資産税係長 有馬 健次

環境対策課長兼衛生処理場長 佐々木利博

環境対策課環境対策推進係長 北 三希子

環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長 高松 隆次

#### 4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 大塚 隆正

#### 5 審査日程

税務課審査

議案乙第6号令和3年度鳥栖市一般会計予算

議案甲第2号鳥栖市固定資産税及び都市計画税の納期変更の特例に関する条例の  
一部を改正する条例

〔説明、質疑〕

報告（市民環境部税務課）

鳥栖市税条例について

〔報告、質疑〕

環境対策課審査

議案乙第6号令和3年度鳥栖市一般会計予算

〔説明、質疑〕

所管事務調査

鳥栖市民文化祭について

スポーツ施設整備の推進について

〔説明、質疑〕

#### 6 傍聴者

1 人

#### 7 その他

なし



午前 9 時 59 分開会

江副康成委員長

厚生常任委員会を開きます。

~~~~~

稅務課

議案乙第6号令和3年度鳥栖市一般会計予算

江副康成委員長

議案乙第6号の税務課関係部分の審査を行います。

執行部の説明を求めます。

三橋和之市民環境部次長兼税務課長

改めまして、おはようございます。

それでは、令和3年度一般会計の税務課分について、御説明をさせていただきます。

厚生常任委員会資料、当初予算説明資料の２ページをお願いいたします。

まず、歳入の主なものについて御説明をさせていただきます。

款 1 市税につきましては、令和元年度の決算及び令和 2 年度の実績及び昨今のコロナウィルス感染症の影響などを考慮し、それぞれ予算を計上いたしております。

まず、項1 市民税、目1 個人、節1 現年課税分につきましては、均等割額は、本年度、令和2年度並みといたしておりますが、所得割額については、コロナウイルス感染症の影響により、個人所得の減などを考慮した額を計上いたしております。

次に、節 2 滞納繰越分につきましては、令和元年度の決算額及び令和 2 年度の徴収実績による見込額を計上いたしております。

なお、以降の法人市民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税の滞納繰越分につきましても、令和元年度の決算及び今年度、令和２年度の徴収実績による見込額をそれぞれ計上いたしております。

次に、目２法人、節１現年課税分につきましては、地方税法の一部改正に伴い、法人税の法人割が令和元年10月１日以降減額されたこと、また、これも新型コロナウイルス感染症による影響などを考慮した額を計上いたしております。

次に、項2固定資産税、目1固定資産税、節1現年課税分につきましては、本年9月議会において、新型コロナウイルス感染症経済対策の一つとして、中小企業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減に関する条例改正を行っておりますが、この軽減措置などを考慮した額を計上いたしております。

目2国有財産等所在市町村交付金につきましては、鳥栖市内に国や県が所有する固定資産の固定資産税相当額に対して交付される交付金の見込額を計上いたしております。

続きまして、3ページをお願いいたします。

項3軽自動車税、目1環境性能割、節1現年課税分、目2種別割、節1現年課税分につきましても、令和元年度の決算額及び令和2年度の徴収実績による見込額をそれぞれ計上いたしております。

項4市たばこ税、目1市たばこ税、節1現年課税分につきましては、令和元年度の決算額、また、令和3年10月からのたばこ税の増税の影響を見込んだ額を計上いたしております。

項5都市計画税、目1都市計画税、節1現年課税分につきましては、固定資産税と同様に中小企業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る軽減措置を考慮した額を計上いたしております。

項6入湯税、目1入湯税につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した額を計上いたしております。

以上、市税につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、本年度、令和2年度当初予算と比べ、14億5,000万円の税收減を見込んでいるところでございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

款15使用料及び手数料、目1総務手数料の節2徴税手数料につきましては、督促、納税、所得証明など、税務関係証明の手数料でございます。

6ページをお願いいたします。

款17県支出金の項3委託金、目1総務費県委託金、節2徴税费委託金につきましては、県民税徴収委託金を計上いたしております。

款20繰入金、項2特別会計繰入金、目1国民健康保険特別会計繰入金、節1国民健康保険特別会計繰入金につきましては、国民健康保険特別会計から繰り出された国民健康保険税の収納等に係る経費の繰入金でございます。

7ページをお願いいたします。

款22諸収入、項1延滞金加算金及び過料、目1延滞金、節1延滞金につきましては、見込額として700万円を計上いたしており、目2加算金と、項6雑入の中の目1滞納処分費と目2弁償金につきましては、それぞれ1,000円の頭出しといたしております。

以上、歳入の説明を終わります。

11ページをお願いいたします。

歳出の説明をさせていただきます。

款2総務費、項2徴税費、目1税務総務費の節2給料から節4共済費につきましては、税務課職員31名のうち、29名分の人件費でございます。

次に、目2賦課徴収費の節1報酬につきましては、国税OBによる市税、国保税の滞納処分指導のための滞納整理指導員報酬及び繁忙期の会計年度職員、また、本年度もお願いをいたしておりますが、確定申告会場における申告者の誘導、受付、消毒、短期医療費明細書の記入補助など、可能な限り円滑に速やかに受付ができるよう配置する会計年度職員の報酬でございます。

節3職員手当等につきましては、会計年度職員の手当でございます。

節8旅費につきましては、税務事務に係る説明会、研修会の旅費、会計年度職員の費用弁償でございます。

節10需要費につきましては、課税、徴税に要する事務用品、封筒などの消耗品、特別徴収のしおりや口座振替依頼書などの印刷製本費、諸税関係の追録代、図書購読料などでございます。

節11役務費につきましては、納税通知や督促状など課税徴収のための通信運搬費、コンビニ収納、クレジット収納などの手数料でございます。

節12委託料につきましては、課税システム、徴収システムの保守委託料などでございます。

ページ変わります、12ページをお願いいたします。

節13使用料及び賃借料につきましては、滞納整理システムなどのシステム借上料、国税連携に係る地方税電子申告支援サービスの使用料などでございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、資産評価システム研修センター会費、地方税共同機構負担金などでございます。

節22償還金、利子及び割引料につきましては、法人の確定申告や修正申告などによる税額の更正、変更に伴う市税の還付金でございます。

以上、税務課関係の当初予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

藤田昌隆委員

滞納の分で、前年度が2,800万円、また今期も2,800万円とありますよね。

それで、歳出のほうで、滞納の係員を予算組んであるんやけど、これはアップした人間を増やしたとかはないとやろう。滞納の整理をする職員を、人間を増やしたということはないんでしょう。

三橋和之市民環境部次長兼税務課長

税務課職員の総数につきましては、令和元年度までは30名。一般会計職員28名、国民健康保険特別会計負担職員2名ということでやっておりました。

それで、これを令和3年度から1名増ということになって31名。一般会計職員が29名、国保が2名となっており、1名増加しておりますが、この1名は市民税系のほうに充てております。

と言いますのが、内容的に、これはもう以前からお願いをしていた関係もあるんですけども、12月の議会、竹下委員のほうからも質問があった部分があるんですが、確定申告等々に伴います国税の確定申告の受付の手伝い、その後の国の確定申告の結果を受けて、住民税の当初賦課、住民税の確定に伴う国民健康保険税後期高齢医療保険料の当初賦課。

そういうのがあってちょっと、どうしても現場のほうが混乱しておりました。

その関係で、本年度、令和2年度から1名増配置をしているんですけども、徴収につきましては、今のところ増員はしておりません。

ただ、おっしゃられてある、国税OBとかに、これは平成17年から今の方がずっとということではございませんけれども、国税OBに来ていただいて、滞納整理——昔は電話加入権の差押えとか、土地建物の差押えとか、物がもう、そういうのが多かったんですが、国税の方に来ていただいて、まずは、例えば、いわゆる債権の差押え、預貯金、生命保険とかいうものの差押え、それからあと、破産とかいうふうになった場合の破産管財人弁護士さんとの折衝とか、そういうものを国税OBの方から御教示いただいて、いわゆる換価しやすい財産の差押えというものに取り組んでおります。

そして、僅かではございますが、ここ数年、徴収率のほうは、いわゆる少しではございますけれども、右肩上がりというふうな状況になっております。

今後、職員の配置についてどうなるかというのはこれはちょっと人事担当ではございませんので、はっきり言えませんが、税務課長の立場として物を言ってもいいということであれば、当然、滞納とかそういう案件に、滞納ゼロではございませんので、もっと取り組むということになれば、それなりの人の配置も必要なのかなというふうには考えております。

以上です。

藤田昌隆委員

結論としては、1人、人を増やしたけれども、現状からいくと、本来の仕事にはつかずに、他の対応をしないとということですよ。

それで、滞納というのは、いろんな理由があって、滞納っちゅうのはもちろん分かるんですけども、やはり片やきれいに納めて、きちんと納めて、片や逃げ得——言葉悪いんですけど、逃げ得という部分もあるんで、きちっとね、やはり滞納は不平等の第一歩ですからね。

ですから、その辺をきちんと、人間が足りんやったら、本当に足りんやったら、それ専任でもいいじゃないですか。そういう申請をやっぱり上に対して、したがいいと私は思いますが、よろしくお願いします。

竹下繁己委員

11ページの徴税費の賦課徴収費の委託料が、前年度当初よりも3分の1ぐらいに、減額で出とるんですけども、この委託料が少なくなったのか、それとも委託先が少なくなったのか、理由を教えてください。

豊増裕規税務課長補佐兼管理収納係長

この委託料の減額につきましては、今年度、固定資産税の評価替えがありまして、これに係る委託料が例年よりも多く載ってましたので、その分が下がっていると。

例年、徴収あるいは市民税あるいは固定資産でつけるべき、委託するべきシステムの委託料のみとなっています。

竹下繁己委員

令和2年度はぼこっと膨らんどただけということで認識していいですかね。

ありがとうございます。

豊増裕規税務課長補佐兼管理収納係長

そのとおりです。

竹下繁己委員

ありがとうございます。

それと、税収が軒並みコロナの影響で減額で出てきとるんですけども、これの固定資産税の軽減措置があるというようなお話で、減る理由っていうのは分かるんですけど、市民税とか、何か計算の基本というか、数値というかなんか積算の式とかそういうのがあるんですか。

槇浩喜税務課長補佐兼市民税係長

今回、市民税——個人市民税、法人市民税、大きく減額をさせてもらっておりますけれども、おっしゃるように、令和2年から始まったコロナウイルスの影響で、所得についてはもう下がるだろうと。

法人についても、法人の業績が悪くて、税収としては下がるだろうというふうに、考えています。

じゃあ具体的にどういうふうなことで算出したのかということですが、なかなか数字的なものは難しくて、頭を悩ませたところではあるんですけども、今回参考にしたのがちょうど平成20年に起きましたリーマンショック、あのときに税収が大きく下がりましたもんで、そのときの落ち幅を参考に、今回、積算をしております。

以上です。

竹下繁己委員

これはもう鳥栖市独自の算出方法ということですか。国とかからこういう指針が来るとかそういうのはないんですか。

槇浩喜税務課長補佐兼市民税係長

国から特段指示とかなくて、そこそこの自治体によって、いろんな、特に法人なんかは事情が変わってくると思います。

今回、個人住民税については、令和2年の当初から見ますと、所得割で大体95%、5%減を見てます。

国が、一応税収の見込みっていうのを全国で出しておりますけれども、それによると、所得割については令和2年の当初見込みに比べて、令和3年度の見込みは95.7%ということで、ほぼ同じぐらいの数字になったとは思っております。

以上です。

牧瀬昭子委員

すいません、先ほどのところなんですけど、個人の場合が95%で、法人になると67%になるということなんですけど。

コロナの影響というところが個人のほうはさほど感じない、でも、鳥栖市の場合は、法人さんのほうがやはりかなり影響が出るのかなと思うんですが、これで気になるのが倒産してしまうともう復活できないということがあり得ると思うんですね。

それを何とか持たせるためにしないといけないと思うんですけど、税務課として、もうコロナが明ければ何とか復活できるという見込みなのか。それとも、このままいってしまうのではないかという見込みなのか、その辺りはどういうふうに考えておられますか。

槇浩喜税務課長補佐兼市民税係長

今回のコロナウイルスということで、いまだかつてないというか、ちょっと経験したことのないようなことによって、税収が下がるっていうことで、今後また、令和3年についても、なかなか予見ができないというか、そういった状況の中で、法人については、恐らく減額を

するだろうというふうに見込んでおります。

基本的には、申告して納付いただくという形になっているんですけれども、例えば、申告期限の、納付の期限の延長申請なんかもできますので、税務課としてはそういったことで対応していきたいと考えています。

牧瀬昭子委員

倒産に関することとかっていうのは、何か税務課に情報は来るんですか。

その辺りの見込みが立てやすかったりっていうのはどうですか。

豊増裕規税務課長補佐兼管理収納係長

倒産ということで特に税務課に報告があることはありません。

牧瀬昭子委員

今まで、鳥栖市は佐賀県内では財政力指数っていうんですかね、それが安定的だったかなと思うんですけど、今回、結構がんと法人税の落ち込みで、その辺りがバランスが崩れているんじゃないかなと思うんですが、その辺りとかは、今後どういうふうに見込んでおられますか。

これで終わります。

豊増裕規税務課長補佐兼管理収納係長

補正のときも一部お話しさせてもらったんですけど、税としては、納期限を延長しますと、これ、もう国の指導で全国そうなんですけど、これを今、今年度分を1年延ばせますよという状況が一つつづけています。

もう一つが減免、今年度分、事情があったから、この分の税は減免しますよと。

来年度分につきましては、これに加えて、これ日本全国なんですけれども、中小事業者の方々の固定資産税に関しましては、あらかじめ申請をしていただければ、課税することを、大幅に減額したところでということで対応しております。

それで、この期限を延ばした分というのは、今年度分を延ばしているわけなんですけれども、今から納税者の方とお話しして、さらに1年延ばせるのかどうかという御相談をしてくんですね。

この分は延ばしたところで、納税義務者の方の社会情勢にもよるでしょうけれども、基本的には、うちに調定が上がったまんまですから、入るかなあと考えています。

減免については、もう明らかに入らない。

今回の予算についてはそれに加えて、法人税のいわゆる事業収入に伴ってかかるうちの税が恐らく落ちてくるだろうと。

そういう状況あるもんですから、そこを加味したところで、予算立てをやっている。そう

いう状況です。

藤田昌隆委員

あまりにもね、私としては、例えば、今法人税という中でよく聞くのが、法人の登録があっても、実際に納税しているところは非常に少ないと。

いや、うちは利益が出てませんということで、やっぱり今、企業登録をしてあって、それで実際に、鳥栖市内で50社あって、そのうち納税をしているのが25社とか、ほか半分はしてないとか、その辺の件数は分かる？

実際に企業数と、それから納税をしている企業数、してない、要するにあとは来ていない企業数。分かります？

槇浩喜税務課長補佐兼市民税係長

申告納付されている企業については、数が分かるんですけども、その事業所はあるけれども納付されていないという企業の数についてはちょっと分からないです。

今ちょっと手持ちにございません。

藤田昌隆委員

直接ね、大きく影響するのは従来の納税額が非常に高いところが、そこは1%でも2%下がただけでがさっと下がるんで、ちょっと、これの予測は、さっきリーマンとあったけど、私は、今回ののはそんなもんじゃないと。

これは恐らく1年、2年、3年ぐらい続くと思うんで、この辺、予算の立て方が甘くないかなと思ったんですよね。

三橋和之市民環境部次長兼税務課長

藤田委員の御指摘、ごもっともの話でございまして、先ほどリーマンショックの話をいたしましたけれども、十六、七、八年前ぐらいですかね。

その後、デフレが進んだり、いろんな国の政策も絡めて、なったんですけども、リーマンショック以来のどうのこうのとか、コロナが始まる前、そういう新聞紙上で株価が上がったりという話が出ている割には、我々市民の生活というのはなかなか厳しいものが、当然、我々よりも厳しい方々もいらっしゃる。これは中小企業も同じだと思います。

ここら辺の経済に伴いまして、現状のままでどう復活していくかということも当然ですけども、やはり過去の負の遺産といえますか、それぞれその体力が、もともと体力があった、ある企業、もともと体力がない企業、そういうのもあって、あと、これもまた職種にもよりますよね。

外に出歩かないようにということで、ある一部の企業さんなんかは、ここ数年来の利益が上がったという企業もあられますし、いや、基本的にもう倒産寸前ですというところもある

んで、いろんな考え方があると思います。

けれども、今回、14億5,000万円ほど減額して、当初予算を上げさせてもらっているこの予算の審議の中で、こういうことを言うのは不謹慎かもしれませんが、正直、いろんな要因があるので、見えない部分がたくさんあります。

願わくば、取り越し苦労だったというふうになればいいと考えておりますけれども、リーマンショック前後もそうだったんですが、なかなか見通しがつかない中でどう、例えば、地方の財政の中で、うちの場合は約半分が市税の収入で賄っています。一般会計、特に。ここをどういうふうに見越していくかというのは大事なことだと思います。

当然、税務課サイドだけではなく、財政課とも協議をしながら予算立てをしていきたいと思っていますけれども、現在、我々が考える数字が、今回、議論をお願いしている数字ということで、この状況は恐らく、この瞬間も変わっているのかなというふうに思います。

その際は、改めてきちっと整理をして、再度、御相談をさせていただきたいと思っておりますので、委員の皆様も、御協力のほどお願いしたいと思います。

答弁にはなっていないと思いますが、現状、税務課で答えられる内容の精いっぱいの答弁でございます。

御理解いただきますようお願いいたします。

藤田昌隆委員

今あったんやけど、例えば、昔と違って、今、企業は四半期決算でやっていますよね。だから、読みやすいんですよ、年間のね。

そういう中で、何社か聞き取りをした上で、私は、正直言って、どれぐらい出てくるかなと思ったら、意外と高い予算組んであったんで――収入のあれ組んであったんで、ちょっと意外だったからです。

だから、企業の四半期決算がもう簡単にどんどん出ていますんで、ぜひその辺もちゃんと見ながらよ、いや、私は、余計組んどったら、後で苦しみますよということを言いたいんですよ。

ですから、少しガードを締めて、やってもらいたいというふうに思います。

以上です。

池田利幸委員

藤田委員の部分、ちょっと関連になってしまうのかもしれないんですけども、もともと聞こうと思ってた部分が、今回、要は例の納付を延ばしますっていう部分、減免で落としますっていう部分。

減免している分というのは、もう確実に入ってこない金額になりますよね。それは、令和

3年度になってもその数字は出てくるかもしれないですけど、要は、その分ずっと、もう減免した分が入ってこないという部分は、考え方的には、それは国の交付税で埋めていくっていう話になるんですね。

それがどうかというのが1点と、あと、さっきも話出てたんですけど、要は法人さん、個人事業主さんとかでも、税金を、利益が上がってないから払わないっていうところ、イコール確定申告——これ確定申告は国なんで、ここで聞いたらいかんのかもしれないですけど、確定申告をしているのかしてないのかっていう部分、僕ちょっと今回、一般質問の中でもちょっと取り上げて言わせてもらった部分があるんですけど。

要は企業、僕が調べた中では、売上げから経費抜いて48万円でしたっけ、それを下回る場合はしなくてもいいっていう部分がある中で、確定申告をしていない企業さんっていうのは、情報が全く分からないんじゃないかなって思うんですけど。

商工会議所とかも、商工振興課とかも、やっぱり国のやつですけど、やっていかんと、実態が見えないなっていう部分を今回、やっぱりこのコロナ禍でかなり浮き彫りに出てきている部分があって、税務課さんとしてはどう思われるのかなっていう部分を、2点お伺いしたいですか。

槇浩喜税務課長補佐兼市民税係長

確定申告、あるいは法人税の申告につきましては、私どもとしては、国のほうで申告をいただいた分を基に、課税をさせていただいております。

その辺りの申告をされていない法人あるいは個人につきましても、どのようにしたら把握できるのかっていうことは考えていかないといけないと思うんですけども、それは国税当局とも連携しながら、できる部分は進めていければと思っております。

以上です。

池田利幸委員

すいません、ちょっと藤田委員がさっき言われてた分、法人税を払ってあると、要は法人として登録されている中で、法人税を払っているところ、払ってないところの、払っていないところイコール確定申告をしていないところというわけではないということなんですか。お答えもらえますか。

豊増裕規税務課長補佐兼管理収納係長

そのとおりです。

池田利幸委員

ということは、利益が出てなくても、確定申告はしていますよっていうところもあるっていうことですか。

三橋和之市民環境部次長兼税務課長

これは非常に難しい問題で、例えば、会社——株式会社、有限会社、いろんな会社ございますけれども、通常会社設立すると法人登記と。

法人格がないと、銀行との取引とか、いろんなことができませんから。

それから、法人登記をしましたと。当然、それで活動をすれば収益が上がる、いろんなことをする中で、決算をして、納税する分をきちんと納税しないと会社からの借入れをするにしても、決算書の添付とか、納税証明書、つけなきゃいけませんので、それがないと、資金繰りに影響が出てくるわけですね。

だから、いわゆる真つ当な会社というのはそれをされてあると思います。

それから、赤字であっても、そういうきちっとされてあって、結果として赤字だったんで、税金がかからなかった、課税対象じゃなかったというところでもされてある方いらっしゃる。

これ、個人も同じだと思います。

個人でもいろんな社会生活する中で、きちっとという言い方が正しいかどうか分かりませんが、通常の方は、例えば、民間の会社であれば源泉徴収される、商売人の方であれば、個人の所得税の申告をされる。

それはなぜか。そういう税金を納めることによって、いろんな諸証明をもらって、次の活動にアクションを起こすための書類とするとか、いろんなのがあるんですが、それも結局されない方もいらっしゃる。

私はちょっと想像がつかないんですけれども、だから当然、脱税とか、全く未申告者の脱税の摘発とか、そういうのが国税がされてあるということで、先ほど、大きい会社、小さい会社を含めて、法人の数というのは、なかなかこれ法務局の資料でございますので、法人の設立届を税務課なりに出されてあるところは、来ている部分については、数が当然分かるんですけれども、それ以外の部分がなかなか把握できていないというのが現状でございます。

そこら辺の隙間といいますか、本来の通常のやり方から漏れている、そういう税金逃れをされてある方、そういう方もいるのも事実だと思います。

そこら辺の対応をどういうふうにやっていくかっていったら、鳥栖市のみで考えるレベルを超えている内容になるのかなというふうに考えますんで、ここはちょっと言い訳がましゅうございますが、当然、税務課としては、それを探す、見つける、整理する努力は必要かと思っております。

池田利幸委員

実際、今回、僕もコロナのやつで支援とかの話を企業さんとかとしていく中で、していない人って、やっぱり実際後ろめたく思っている。

先ほど、質問の中にもありましたが、３年に１度、市税の固定資産税、都市計画税の算定基礎となる土地及び家屋につきましては、３年ごとに、全筆全棟評価の見直しを行っております。

評価替えに関する事務につきましては、事前に準備を進めておりますが、評価替えを行わない年度の当初賦課作業と比べ、どうしても時間を要することから、固定資産税及び都市計画税について、従来、４月１日から同月30日までの第１期の納期を、令和３年度に限り、１か月ずらしまして、５月１日から同月31日までとする納期変更の特例に関する条例改正をお願いするものでございます。

よろしくお願いいたします。

よろしいですかね。

質疑を終わります。

これも毎年のことで恐縮でございますが、毎年、税制改正が行われております。

款18財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入、節1土地貸付収入につきましては、有限会社鳥栖環境開発総合センターに対しまして、轟木町にあります鳥栖市の旧不燃物処理場跡地4,731.45平米の貸付けに伴う貸付け料でございます。

次に、款20繰入金、項1基金繰入金、目5地域環境整備基金繰入金につきましては、歳出のほうもありますので、後ほど併せて説明させていただきます。

次に、7ページをお願いします。

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入のうち、指定ごみ袋広告収入につきましては、指定ごみ袋への広告掲載料で、1枠20万円の4枠分を計上しております。

また、鳥栖・三養基西部環境施設組合雑入につきましては、同組合に派遣しております職員の人件費分を受け入れるものでございます。

佐賀県東部環境施設組合雑入につきましては、同組合に派遣しております職員の人件費分を受け入れるものでございます。

次期ごみ処理施設建設協力金につきましては、次期ごみ処理施設建設に伴い、佐賀県東部環境施設組合から鳥栖市に対して支払われるものでございます。

昨年度までは1億円でしたが、今年度から6,500万円となっております。

続きまして、歳出について説明いたします。

16ページをお願いします。

款4衛生費、項2環境衛生費、目1環境衛生総務費のうち、主なものについて申し上げます。

節12委託料のうち、残土処理委託料につきましては、各町区の側溝等清掃作業により発生したしゅんせつ残土の処理に係る委託料でございます。

節17備品購入費は、清掃活動のごみ運搬に利用しております軽トラックダンプ自動車の老朽化による買換えのためのものでございます。

次の17ページをお願いします。

目2斎場費のうち、主なものについて説明いたします。

節10需用費のうち、燃料費は主に火葬の際に使用する灯油代でございます。

また、修繕料の主なものは、主燃焼炉セラミック張り替え修繕、また、火葬台台車耐火物打ち替えや火葬バーナー操作盤整備修繕等でございます。

節12委託料のうち、施設運營業務委託料につきましては、斎場の受付及び火葬業務全般に係る委託料で、有限会社筑紫環境サービスと令和元年10月から3年間の長期継続契約を結んでおります。

節14工事請負費の営繕工事費につきましては、動力制御盤、監視制御盤等の改修整備工事

に係る経費でございます。

次に、項3清掃費、目1清掃総務費のうち、節2給料から節4共済費につきましては、環境対策課職員18名分の人件費でございます。

節18負担金、補助及び交付金のうち、鳥栖・三養基西部環境施設組合負担金につきましては、現施設の管理運営に伴う鳥栖市負担分でございます。負担割合は約68%となっております。

佐賀県東部環境施設組合負担金につきましては、次期ごみ処理施設の建設に係る事業費のうち、鳥栖市負担分でございます。事業費の負担割合は約44%となっております。

ごみ処理施設周辺活性化交付金につきましては、主要事項説明書で御説明いたしますので、資料23ページのほうをお願いします。

この交付金につきましては、佐賀県東部環境施設組合が行う広域ごみ処理施設整備事業に伴い、当該施設の周辺地域の生活環境の保全及び増進、並びに地域の活性化を図ることを目的としております。

今年度の事業といたしましては、次期ごみ処理施設が所在する自治会の真木町が行います公民館建設に伴う測量設計、あと、井堰改修に対する交付金として2,189万2,000円を計上し、歳入に地域環境整備基金繰入金と同額計上しております。

事業概要といたしましては、佐賀県東部環境施設組合から、建設協力金を積み立てた鳥栖市地域環境整備基金を活用し、施設の所在する自治会及び周辺自治会が行う交付対象事業に対し、予算の範囲内で交付金を交付するものです。

交付対象事業といたしましては、地域活性化を目的とする事業、また、生活環境の保全及び増進を目的とする事業としております。

今年度の事業の真木町の公民館につきましては、昭和35年に旧九州電力鳥栖営業所の建物をもらい、移築して公民館として利用されているもので、約60年が経過し、昭和53年に改修を行われておりますけれども、老朽化が激しく、バリアフリーにも対応していないので、真木町の懸案事項で、公民館の早期新築が地元の優先課題となっていたものでございます。

また、井堰改修につきましては、薬師川に設置されております可動堰で、真木町が所有及び管理施設加入となっております赤井手大井堰及び取水ゲートで、設置から相当の年月が経過しておりますして、井堰部分の可動ゲートの油圧系の機器の経年劣化などが見られ、操作性が不安定となっており、自動点灯機能が破損し、作動しない状況となっております。

また、取水ゲートも破損し、開閉不可能な状態で、水田への水の供給調整ができないこと、大雨時に、井堰により水がせき止められ、短時間での増水時には、人の操作が間に合わず、取水ゲートが機能を果たさないため、周辺住宅や道路への水害リスクが高い状況となっております。

り、真木町の大きな懸案事項となっていたものでございます。

戻りまして、17ページをお願いします。

節24積立金につきましては、次期ごみ処理施設建設に伴い、佐賀県東部環境施設組合から支払われる建設協力金とその利子を積立金として基金に積み立てるものでございます。

次の18ページをお願いします。

目2塵芥処理費のうち、主なものについて申し上げます。

節10需用費のうち、消耗品の主なものにつきましては、指定ごみ袋作成費用となっております。

節11役務費の主なものについては、指定ごみ袋等販売手数料で、指定販売店に対して指定ごみ袋及び粗大ごみシールの販売価格の10%を支払うものでございます。

次に、節12委託料のうち、指定袋配送等委託料は、指定ごみ袋の保管及び指定販売店への配送に係る経費でございます。

また、塵芥収集運搬委託料につきましては、家庭から出る可燃ごみの収集運搬に係る経費となっております。

次の粗大ごみ収集運搬委託料は、粗大ごみシールによる収集で町区別の定期収集に伴う委託料となっております。

資源物回収指導等委託料と資源物分別コンテナ収集運搬委託料につきましては、後ほど説明いたします。

節13使用料及び賃借料につきましては、不法投棄監視の監視カメラのリース料でございます。

節18負担金、補助及び交付金のうち、主なものにつきまして、資料24ページの主要事項説明書で説明いたしますので、24ページのほうをお願いいたします。

ごみの減量化、リサイクルの推進を図るための経費といたしまして、記載しております5つの事業に対して、1億1,182万1,000円を計上しております。

まず、一番上のコンテナ収集・美化活動推進奨励金につきましては、資源物のコンテナ回収を実施する全町区に対して、1世帯当たり240円を交付しております。

次の生ごみ処理機購入費補助金につきましては、生ごみ処理機の購入に対して、電動で2万円、コンポストなどの非電動で1万円を上限として購入費の2分の1を補助するものでございます。

次の資源回収奨励補助金は、古紙等の資源物回収を行う自治会や子どもクラブ、老人クラブなどの市登録の各種団体に対して回収量に応じて、古紙類1キログラム当たり8円の補助金を交付するものでございます。

資源物回収指導等委託料につきましては、真木町衛生処理場内にあります資源物広場での分別指導及び回収した資源物のみやき町にありますリサイクルプラザまでの運搬に係る経費でございます。

最後の資源物分別コンテナ収集運搬委託料につきましては、各町区単位で実施していただいておりますコンテナ収集に対して、コンテナの配付や回収した資源物のリサイクルプラザまでの収集運搬に係る経費でございます。

それでは、また戻っていただいて、18ページをお願いします。

次に、目3し尿処理費でございます。

節12委託料につきましては、令和2年10月、し尿処理等の処理を下水道浄化センターのし尿等受入れ施設に変えたことから、旧し尿処理施設を閉鎖するため、処理施設内受入れ相当の残留物の処理、汚泥処理及び清掃を行うものでございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、し尿等の処理を下水道浄化センターのし尿等受入れ施設で行っていることから、施設の維持管理費、し尿等処理費を負担金として支払うものでございます。

次に、19ページをお願いします。

項4環境対策費、目1環境対策総務費のうち、主なものについて申し上げます。

節12委託料につきましては、第3次鳥栖市環境基本計画策定の業務の委託料でございます。

この計画は、鳥栖市環境基本条例に基づき定めるもので、計画期間は令和4年から10年間となっております。

続きまして、目2公害対策費のうち、主なものについて申し上げます。

節12委託料のうち、水質汚濁測定委託料は、市内主要9河川13か所の年4回の測定のほか、井戸水や工場排水などの測定、衛生処理場敷地における地下水モニタリング業務などでございます。

自動車騒音測定委託料は、佐賀川久保鳥栖線のほか、国道、県道の自動車騒音の測定に係る委託料でございます。

以上が環境対策課分の説明になります。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

池田利幸委員

すいません、18ページをお願いします。

節13の使用料及び賃借料の監視カメラ借上料、これ、前年度より今年度のほうが予算が低

くなっている理由って何ですか。

台数を減らしたとか、どこか取り外したとかいうことがあるんですか。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

リースアップになった分が半年間でありますので、6か月でリースアップになるものがございまして、その分について、その後は設置したままになりますけれども、リースアップが原因です。

池田利幸委員

すいません、リースアップっていうことから説明してもらわないとちょっと分からないんですけど。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

監視カメラの2台分についてが、リース期間5年っていうのが次来ますので、その後については、無償譲渡ということで伺っておりますので、カメラとしては関わりませんけれども、料金として、使用料として減額になっているものでございます。

池田利幸委員

ということは、基本的に取り外すとかじゃなくて、リース期間が終わるから、その分はもう無償でもらえる、そのままつけておくけど、リース料が減りましたよっていうだけの理由ってことですね。

ありがとうございます。

あと、すいません、続けてその下のほうの委託料の一番下、節12委託料と、そのもう一個下の節18負担金、補助及び交付金、し尿処理施設への負担金と旧施設の清掃委託っていう部分なんですけれども、これって、来年度の予算で大幅に上がっている要因っていうのはどういうことになるんですか。

319万円が1,790万円に清掃委託料ぽんとはね上がっていますよね。

大幅に令和3年度はやりますよっていうことなのか、その辺、説明をいただければと思います。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

この清掃委託料につきましては、施設のほうが昨年9月いっぱい終了しております。

それに伴いまして中の清掃、残留物とかの処分とか、し尿処理施設の中の地下タンクとかの分の清掃を行うための委託料となっており、新たにその分が増えたものになります。

池田利幸委員

じゃあ、もともとの今年度分の319万円の清掃の委託と内容が違いますよっていうことの理解でよろしいということですね。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

そのとおりでございます。

池田利幸委員

その下のし尿処理負担金の部分も倍になっている分は、もともと旧施設、市が管理していた分から委託したんで、その倍額になりましたよってという理解になるんですか。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

今までは、市のほう、環境対策課のし尿施設で行っておりまして、昨年9月で切り替わったことから、運営費として、負担金として下水道の処理のほうへ支払うことになりましたので、その分で倍となっております。

池田利幸委員

これって、やっぱり単純に、施設が替わるっていう部分で、負担金は倍になるのが当然ってことですか。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

昨年までの負担金は約半年分の金額でございましたものですから、1年間となれば、約倍にはなるかと思います。

池田利幸委員

ありがとうございます。

半年分だったのが、1年丸々になるから倍額ですっていうことの理解ですね。

ありがとうございます。

竹下繁己委員

同じページで塵芥処理費についてですけれども。

24ページで、リサイクル広場ですね。

リサイクル広場の運営というか、資源物回収指導業務委託料ということで、4,854万8,000円かかっているわけですから。

このリサイクル広場の在り方として、例えば鳥栖市民に限って持ち込むとか、ルールみたいなものはないんですか。例えば、近隣、東部地区だけとか。

僕たまに行くんですけど、大体県外の方、県外ナンバーの方が多いんですけれども、そういったところの規則的なものはないんですか。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

資源物広場につきましては、鳥栖市の資源物広場となっておりますので、鳥栖市の方が持ち込むための資源物広場となっておりますので、それ以外の区域からの持込みは、本来あるべきものではないです。

竹下繁己委員

ありがとうございます。

その在り方っていうのは分かったんですけど。

ならば、その対応をするなり、例えば、近隣市町と協力をし合って、この4,000万円の一部を負担していただくとか。

リサイクルプラザに行くときは免許証とか提示しなくちゃならないんじゃないですか、入るときに。

資源物広場はスルーですもんね、車止めてさーっと下ろして、さーっと帰るっていう。

現状、多分把握されていますよね。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

私も使っておりますので、現状確認しております。

竹下繁己委員

そういったところで、鳥栖市が心が広いのか知らんですけども、鳥栖市民の方から頂いた税金で運営しておるわけですけども。

おっしゃったように鳥栖市の資源物広場とおっしゃるならば、そういったところはきちんと整理していただきたいというのと、それをもっと近隣市町の人もどうぞというならば、それ相応の近隣市町との折衝もしていつていただきたいと述べまして、終わります。

藤田昌隆委員

斎場費ですが、委託料の中で約140万円上がっていますよね。

それで斎場は最初、市の職員の方がされて、それからJ A、コスモに代わって、それで前回、入札で違うところになったということですが。

最初に聞きたいのは、新しい業者になってきちんと、住民とのいろんなトラブルとか、そういうのはないのか。それをまず、お聞きしたいと思います。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

委託先が変わったからといって、苦情とかそういうものは、今のところ受けたことはございません。

藤田昌隆委員

そうしたら、ここに設計委託料80万円というのが出ています。

それでこの斎場はもう窯も新しくパワーアップして、非常に、焼く時間が短いやつに変えたと思うんですね。

それで、昨年ですか、外装も変えましたよね。

それで、まだ設計委託料まで払ってする何かありますか。

斎場の委託料の設計委託料につきましては、空調及び照明器具ＬＥＤ化の改修、あと、自動火災報知器設備の改修、放送設備の改修及びトイレ清掃、衛生器具の改修などがございまして、年次的に館内を改修しておりますので、その経費となっております。

藤田昌隆委員

分かりました。

次、よろしいですか。

19ページ、環境基本計画策定業務委託料795万3,000円。これ、組んであるんですが、先ほどの答弁の中で、もう令和2年からっていう答弁があったような気がするんですが、もう令和2年には、この計画はつくられ——令和2年ってさっきなかったですか、令和4年？

どこに委託して、どういう形でつくり上げるんですか。

こういう環境の基本計画の策定、業務委託料っちゅうんでしたら、どういう……、きちんと目的があった上で、されるわけでしょうから、令和4年からしますじゃないでしょうもん。

令和4年から……（発言する者あり）

着工がよ。さっきの答弁じゃ、令和2年から始めてというような答弁じゃなかったかな。令和4年。（発言する者あり）

それで、どこに頼んで、どういう目的で。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

環境基本計画の策定業務につきましては、令和3年度に業務を委託して、コンサルは入札によって決定されると思います。

計画期間として、令和4年から10年間の計画となるということでございます。

それで、環境基本計画自体が、環境基本条例に基づくものでございますので、条例の理念であります良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継続していくことを実現するための計画となります。

江副康成委員長

答弁終わりましたけど、どうしますか。

藤田昌隆委員

かなり長期にわたっての策定ということですが、要するに、これは国から言われて、やっていますということですね。

下向いているだけじゃ分からのやけど。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

法定計画となっております。

藤田昌隆委員

了解しました。

江副康成委員長

ほかにございますか。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。

7 ページからお願いします。

款22諸収入、項 6 雑入、目 4 雑入、節 4 雑入の中の次期ごみ処理施設建設協力金6,500万円についてお尋ねいたします。

これが来年度、令和 3 年から6,500万円で、これまでが 1 億円だったということなんですが、現在幾らまで頂いていて、全体の11億5,000万円の分の何%を今頂いていることになりますか。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

平成30年から 3 年間で 1 億円ずつ 3 年間頂いておりまして、令和 3 年から6,500万円で10年間。

その後、令和13年から4,000万円で 5 年間頂いて、全部で11.5億円という形になりますけれども、約26%の収入が今あっているという形であります。

牧瀬昭子委員

どうもありがとうございます。

今回、吉野ヶ里町の一般質問が佐賀新聞のほうに掲載がありまして、リサイクルプラザの建設についてというところで、5 年間新リサイクル施設の建設が延長されることを受けて、今後の運用について、吉野ヶ里町、神崎市がどうなるかということをお尋ねになっていました。

脊振の共同塵芥処理場に関して使用する場合の負担金、そちらの課長さんが、お尋ねになられて答えられていまして、1 年当たり約7,000万円。

みやき町のリサイクルプラザのほうで、今は 1 市 2 町で使っていますが、そこに吉野ヶ里、神崎市が入って、5 市町で使った場合は 1 年間当たり約3,900万円というふうに処理費を、概算を出されていきました。

これに関して、リサイクルプラザが——ちょっと先に、リサイクルプラザと焼却施設というのを合わせて、この地域環境基金として頂いているのは11億5,000万円ということで、合算ということによろしいですね。確認です。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

建設協力金につきましては、合わせたところで頂いております。

牧瀬昭子委員

というところで御答弁いただきました。

合わせたところであるということなのですが、5年間でリサイクルプラザが鳥栖市のほうで建設がまだだということなので、5年間延長ということはもう申入れがなされたということが、佐賀新聞のほうでまた2月10日に掲載がなされました。

それを受けて吉野ヶ里町、神埼市さん、あと、みやき町のほうを使っている1市2町もどうするかということを、今まだ確定ができていない状態にあると思います。

これについて、この地域環境基金というのが影響してくるのではないかなという懸念がありまして、吉野ヶ里町さんのほうに議員さんがお尋ねになった経緯としては、リサイクルプラザを使用する場合の処理費用以外の経費については鳥栖市が支払うべきなのではないかという意見がありましたということの掲載がありました。

それについて、現在鳥栖市としてはどういうふうにして今後対応していこうかというのを、お考えがあるかということをお尋ねしたいのですが、いかがでしょうか。

現在もう考えがまとまっているかをお尋ねします。

高松隆次環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長

牧瀬議員の御質問にお答えいたします。

今後の、リサイクルの5年延長を含めたところの鳥栖市の対応ということでのお尋ねだと思いますけれども。

これにつきましては、2市3町のほうで構成します組合のほうの議論がまだいろいろあっておりますので、その辺の議論の経過を見ながら、決めていただいたものについて鳥栖市としてどう対応していくかということを検討していかななくてはならないと考えているところでございます。

以上です。

牧瀬昭子委員

組合のほうの議論を待たなければならないということですね。

まだ11億5,000万円がはつきりと入ってくるのかということも、今のところでは、入ってくるという予定にはなっていますが、今後の動向次第かなという状態かなと思いました。

17ページに引き続き行っていただきたいんですが、款4衛生費、項3清掃費、目1清掃総務費、節24積立金というところで今回、先ほどの地域環境基金の積立金が上がってきています。

それで節18負担金、補助及び交付金ということで、ごみ処理施設周辺活性化交付金ということで、先ほども御説明いただきました資料23のところですが、こちらを見ながらお話しさせていただきたいんですが、まず、金額ですが、2,189万2,000円ということですが、

現在、公民館建設に係る測量設計というのと、井堰の改修っていうことですが。

改めてこの金額は、幾らずつっていうふうにされていますか。

高松隆次環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長

すいません、これは真木町のほうから要望が上がっております。

この公民館の建設に関する測量設計につきましては、539万2,000円。

赤井手大井堰改修工事分につきましては、1,650万円となっております。

以上です。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。

測量が539万円ということですが、公民館建設に関わるということですので、公民館も建設に費用がかかるかなということも想定しておかないといけないと思いますが、これも含めてということで、この基金から繰り出すという予定でよろしいですか。

高松隆次環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長

この基金を活用させていただいて対応したいと考えております。

牧瀬昭子委員

鳥栖市が考える公民館建設に関わる金額というのは、上限幾らぐらいまでと想定しておられますか。

高松隆次環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長

上限につきましては、今回、真木町のほうが設計をされまして、その後に設計段階で、いろんな施設の規模とか、そういったものにつきましては、町のほうでお話合いがあるということですので、その状況を見ながら判断していくものと考えております。

以上です。

牧瀬昭子委員

上限は決めていらないということ、またこれからの動向を見ながらということですね。

それで、お話にありましたバリアフリー化ということで、公民館施設を優先課題とされるということだったんですが、真木町からの要望が幾つあって、現在、最初に上がってきた真木町の井堰のほうと、今回の公民館の建設ということと、あと、この井堰の改修ということが今3つ目だと思うんですけど、あと幾つぐらい要望が上がっていて、行う予定なのかっていうことは、もう決まっていますか。

決まっていなければ、決まっていないで。

高松隆次環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長

要望は幾つかございますけれども、詳細につきましては、まだ未決定となっております。

牧瀬昭子委員

内容については、まだ幾つかあるということで、これからも、真木町のほうの要望について、出されてくる可能性を秘めているということですね。

じゃあ、真木町全体で幾らぐらいを想定しているかっていうのは、まだ決まっていないですか。

高松隆次環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長

これにつきましては、真木町の住民の皆さんの要請とか、内部での必要なものということの協議がこれからなされるところですので、その金額等々についても、今のところは、地元の協議の方向性によって決まってくるものと考えております。

牧瀬昭子委員

要望が、優先順位が上がっていて、今回、3つ目、井堰の改修ということで、1,650万円ということなんですが、前回も井堰の改修ということで、優先的に、大水害があったから、その辺りは、もちろん、そこを優先されるのは理解するんですけども、前回は1,800万円ということだったと記憶していますけれども、あの場合と、今回の改修というところで、工事の内容としては、あまり変わらないぐらいの金額かなと思いますが、前回は新規だったですか、前回も改修だったんですか。（発言する者あり）

それで、今回も改修ということでよろしいんですか。

高松隆次環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長

前回は、公民館の前を流れる轟木川にございます若宮井堰という井堰だったんですけど、井堰の仕組み自体がちょっと変わってまして、固定的——人間が板を外すような井堰から、転倒堰——水圧が加われば自動で堰が倒れるというような、そういった、堰が変更になっておりますので、ほぼ新規の設置でありました。

今回につきましては、油圧式で、もともと機械を操作して、人間が倒したり立てたりする井堰になります赤井手大井堰ですけども、これにつきましては、基本的に堰の機械部分の不具合が生じていますので、その修繕ということがメインになっております。

前回については、堤体とか、基礎の部分もいじったりするような工事もありましたので、その辺が今回と違うところでございます。

以上です。

牧瀬昭子委員

井堰に関してお尋ねなんですけど、赤井手大井堰のほうの所有者は、先ほどおっしゃっていただきました真木町ということなんですが、若宮井堰のほうの所有者はどなたになります

か。分かりますか。

高松隆次環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長

これにつきましては、いろいろ、農林課とか土木事務所等々確認したところ、あまり古過ぎて、所有者がよく分からないというところで、以前からあった堤ということになっておりますので、市のほうで対応したということでございます。

牧瀬昭子委員

分かりました。

では、続きまして、この中で、自治会及び周辺自治会が行う交付対象事業ということで書かれているんですが、この周辺自治会っていうのがどの辺を指すのかというのを、もう何回もお伺いしているところなんですけれども、現在、他地区からの要請、要望っていうのは、どの程度来ていますでしょうか。

高松隆次環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長

ほかの地区からもお話を受けているところはございます。

牧瀬昭子委員

内容についてっていうのは、まだ触れることはできないということですか。

では、どのようにほかの地域から要望を集約していくのかなということがあると思うんですけど、それは、鳥栖市側のほうからその地域の方々にお話に行くのか。それとも、要望を待っている状態なのか。その辺りはどのようにお考えでしょうか。

高松隆次環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長

ごみ処理施設自体が令和6年に稼働を開始いたしまして、それから30年間、そこで運営されるっていうことで予定をしております。

長期のスパンということもございますので、明確に、今の段階で、どの町区を交付対象とするのかというのは、お示しすることができないんですけれども、施設が立地する町区、または、それに隣接する町区を中心に、これまでの住民説明会の経過とか、陳情、要望、水害対策のことでいろいろ関わっていた部分がございますので、そういったところとか、あと、環境アセスに使った数字とかも利用しながら、総合的に今後判断していくものと考えております。

以上です。

牧瀬昭子委員

総合的にということだと思うのですが、じゃあ、ほかの地域の方々は、うちは地域に該当するんじゃないかということで、要望をどんどん出してきてくださいねっていうスタンスだっというように理解しといていいですか。

今のところ、どこに周辺地域があるのか、その周りの人たちにはちょっと分かりかねることかなと思うんですね。

それで、どんどんっていうのはないんじゃないかということで言われましたけれども、正直、うちが該当しているのかどうかっていうのは、アセスのところの範囲内で、該当するんだけど、全然話に来ないなって思われている地域の方も、中にはおられるかと思います。

そういう要望を上げたいと思われるときに、今後の流れが分からないと、どういうふうに集約していくのかっていうのが分からないと、住民の方も、あら、まだ来ないんだけどもというようなお話も、ちょっと聞き及んでおりますので、その辺りをどういうふうに鳥栖市として考えているのかっていうのを、ちょっとお話しいただけないかなと思いますが、まだ決まっていませんでしょうか。

高松隆次環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長

牧瀬議員の質問にお答えいたします。

まず、イメージといたしまして、町区のお困り事とか、地域のお困り事については、要望という形で、市のほうにまず上がってくると思います。

これにつきましては、担当課部署を通じまして、まず、これが国とか県で対応する部分なのか、それとも市のほうで対応できるのかというような大きな切り分けがあると思います。

それにつきましては、市のほうで対応可能っていうことであれば、時期とかを見ながら、一般的な施策、例えば、建設事業であったり、ほかのコミュニティー事業であったりとか、そういったところ、一般の施策で対応できるのかどうかというのを、まず切り分けまして、それについて、ごみ処理施設に関連するような地域でございましたら、基金で対応できるという部分であれば、基金のほうでお話があると思います。

それにつきましては、担当課及びそれぞれの窓口となる関係部署のほうと連携しながら、一般施策でいくものか、それとも基金を使ってというような、具体的な話になっていくものと思います。

以上です。

牧瀬昭子委員

それであれば、他の基金とかも見ながらやらないといけないということだと思うんですが、今回上げられていた内容っていうのが、公民館建設に関することっていうのも、ほかの地域からも、今回も市民協働推進課のほうからも上がっていましたし、井堰に関してっていうのであれば、水害対策ということになると思いますので、地域環境基金というのを本当にここで使う必要があるのかどうかも含めて、全体がつかめない限り、予算がない限り、全体の計画がない限り、1個1個が決めていけないんじゃないかなというのは、もう最初の若宮井堰

のときから申し上げているところなんですけれども。

ほかの地域の方々もおられますし、真木町とのやり取りだけでスタートするっていうことを私は問題視をしています。

それで、改めまして申し上げますが、11億5,000万円が全部入ってくるかどうか、今もう既に分からない状況になっている中、最初、これが上がってきたからということを優先して決めていくということに問題点があるのではないかなと申し上げたいと思います。

そして、最後要望として、全体像を見据えた上でスタートしていただきたいということを、予算として、しっかり全体像を見て、11億5,000万円ですということを確定した上で予算計上をしていって、順番に使っていきますということを市民の皆さんに提示する必要があると思いますので、その辺りを早く示していただきたいのと、要望としてさせていただきます。

以上です。

成富牧男委員

牧瀬議員の関連ですけど、極力重複しないように質問しますので、よろしくお願いします。

まず、大きく分けると、基金の問題、それと、もう一つは、情報公開請求に関するについてお尋ねします。

まず、基金のことについて、かなり今、牧瀬議員、質問されましたけれども、単純に、前は補助金でやられて……、補助金やった？

要は、今回は交付金、前回と違いますよね、やり方が。それについての、どういう切り分け……、ああ、それはいいです、さっき説明がちょっとあっていましたから。

今後、やっぱり2通りのやつが出てくるんですか、やり方として。まだ3つ目もあるんですか、やり方。それが1つ。

江副康成委員長

1つずついきましょうか。

成富牧男委員

1つずついいですか、時間は。

私はそのほうがいい。

高松隆次環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長

成富議員の御質問にお答えします。

基金を活用した事業施策につきましては、今回御提案しております――御審議いただいております交付金事業、これは令和3年度から。これは町に対する事業に対する交付ということでございます。

それとは別に市の道路改良であるとか、そういった一般的な施策についても、基金をして

対応する部分もあると思います。

以上です。

成富牧男委員

当然、交付金の規則とかもつくっていかれると思うんですけど、それはいいんですが、今回の井堰、水田のかんがい面積というのはどれぐらいあるんですか。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

面積としては14万2,000平米ぐらいの範囲が影響しているということです。

成富牧男委員

安心しました。

前のやつが、若宮井堰の場合は実質的なかんがい面積が非常に少ないと聞いていたもので、お金があるからとにかく今のうちにちゅうことじゃないということが分かりました。

同じく基金のことについてお尋ねします。

東部環境施設組合との関係ですけれども、このお金はもう今、鳥栖市がその基金条例の目的に従って、ちょっと言い方は乱暴になりますけど、よかごと使っていいわけですね、目的に従って。組合との関係はもう何もないとですかね、取決めとか、ちゃんとしてくださいよとか。

もう予算上に上がって、いろいろ協議をやられたんで、もうそれでオーケーと。

何も取決めはないんですよね。ちゃんとしてくださいよとかいう取決めも。

組合との関係。

高松隆次環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長

次期ごみ処理施設建設、運営に――あの場所とすることについて、鳥栖市のほうで、地元対策はちゃんとしてくださいということを言われておりますけれども、特段取決め等々の定めはございません。

成富牧男委員

組合からコントロールされるような内容はないということで、とにかく基金の目的に、鳥栖市のこの基金の目的に合っておれば、やっていいってことですね、簡単に言うと。

それで、さっきいろいろ質問があってございましたけれども、私も全くそのとおりで、今後どういうふうになってくるんだろうなど。

さっき、いわゆる財政状況についても、税務課から説明もあってましたが、今後どうなるか分からないような状況があるわけですね。

そして、特に2市3町の中にはやっぱり財政規模の小さいところも含まれている。そういう、いろいろ考えないかと、そういう状況があります。

それで、やはり、さっき言われたんで、これ要望で行きます。

周辺地域とかいろいろ書いてあるけれども、やっぱり地域を、我も我もと来んごと、そこをやっぱりこっちのほうでせめてサジェスチョンするぐらい必要じゃないか、もうちょっと、必要じゃないかなと思います。

それから対象事業も、もうちょっと輪郭がはっきりするような話をされるべきだと思います。

それで、この関係で質問ですけど、どうも話を聞きよると、例えば、真木町の分は基本もうこんな感じ——こういう要求をします。

私、情報開示された書類をちょっと見させていただきましたけど、あれはそのまま行っただけじゃないですけど、最初のほうには、あれが全部、1つが1つの要求とは思いませんけど、80項目ぐらいありましたよね。単純に数えて、おたくが黒塗りで出されたやつ、80項目。

ちょっとびっくりして、何の入っとるっちゃろうかって、私思いました。そういう内容ですよ。

だから、私は予算計上の仕方について、再三ここでも言っていますが、せめて実施計画、今度上がることになっているじゃないですか。いつも当初でぽんと上がってきたり、補正でぽんと上がってきて。

せめて3年先ぐらいんとは、こういうことをやりますぐらい、やっぱり見通しをつけられるようなやり方を、あなたたちのためにもそうやし、私たちにとってもそういうふうに、やっぱりチェックをする側としても、していただきたいなと思います。

それで、結局これを30年間使うでしょう。30年間だらだらだらだとこれを使うということですか。

そこで、さっき言い間違えましたけど、言いたかったのは、真木町のは、決まったやつを少しずつやっていく。

あとのやつは、まだ今からその要望自体が確定——要望自体から始まって、それで最終的には30年間何かやっていくっちゃうことですけど、そのところをちょっと教えてください。

高松隆次環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長

基金につきましても、元手となります歳入についても、年度を追って組合のほうから入るようにはなっております。

そういったことも考慮しながら、施設自体は30年設置するというそういう長期的な視野も入れながら、実際の各周辺町区の事業に対しては臨んでいかなくちゃいけないものと考えております。

以上です。

江副康成委員長

成富議員に申し上げます。

質問は端的にしてくださいね。

前提がちょっと、あんまり走って、どこが質問なのか分からない。

端的にしてもらっていいですか。

成富牧男委員

分かりました。

ということは、30年間は要望を聞き続けるということですね。

次の質問です。

それで、実計にどうかっちゅうのはどうですか。その辺、さっき実施計画に上げるということについての答弁はありましたかね。

高松隆次環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長

基金事業については、実施計画に記載して進捗管理すべきじゃないかっていうような御質問だと思いますけれども、これにつきましては、施設の周辺地域の状況とか、地域環境整備基金の趣旨を踏まえますと、その時点その時点で適切な基金の活用を行うことが非常に重要になってくると考えております。

我々としては、基金から一般会計に事業費を繰り入れる際に、その都度議会のほうに御提案しまして、承認していただくという手順を持ちまして管理していただくというふうに考えております。

以上です。

成富牧男委員

それでは駄目だと思います。

次の質問に行きます。

次は大きい、もう一つの質問。

情報公開請求のことで、鳥栖市のこれまでの対応についてお答えください。鳥栖市の審査請求に対する鳥栖市の対応。

江副康成委員長

暫時休憩します。

午前11時54分休憩

午前11時59分開会

江副康成委員長

再開します。

高松隆次環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長

成富議員の質問にお答えいたします。

審査請求につきましては、鳥栖市と真木町におきます文書のやり取りにつきまして情報公開請求がっております。

これにつきましては、非公開情報がございましたから、一部黒塗りをしたところで公開決定をして申請人様のほうにお出ししているところでございます。

この黒塗りの部分の状況と、あと公表しない理由について、足りないじゃないかという御指摘がございまして、これについて審査請求ということでございましたので、これにつきまして鳥栖市情報公開審査会のほうに環境対策課のほうから諮問をいたしまして、3月4日に答申がされているところでございます。

簡単に、答申の内容につきましては、情報公開条例には不開示部分についても理由を付記するという規定自体がないということであるけれども、行政手続条例上、丁寧に対応して理由をつけるべきじゃないかという御意見を頂いているところでございます。

また、併せて情報を非公開としている部分につきましては、おおむね妥当な判断ではないかということで諮問を受けているところでございます。

また、同様の内容につきましては、年末より佐賀地裁のほうに、同様の内容で、申立人の方は別の方ですけれども、提訴がっております。

これにつきましては、市のほうも代理人弁護士を立てまして主張を述べておりまして、今係争中でございますので、詳細については、また追って御報告することになると思います。

以上です。

成富牧男委員

時間が迫って——今チャイムが鳴りましたので、あとちょっと簡単にいきますけど、さっき言ったように、ずっと見せてもらったら、議員としてもぜひ知りたいような内容なんですよね。

どういう——さっき言ったように80項目もあったらひょーって思ったんですよ。今から税収が下がっていくときに。

それ、やっぱ私たちも見せてもらえない、資料とかもらえないんでしょうか。

高松隆次環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長

成富議員の御質問お答えします。

80項目と言われるのが、恐らく情報公開で出して黒塗りで出ている部分でございます。

あれはまさにちょっと未成熟な情報ということで、町のほうで、恐らく住民の皆さんに聞かれて要望ごとを上げられたものであると思います。

それにつきましては、実現可能、不可能含めまして難しい部分とかありますので、ちょっと公表するにはそぐわないと考えております。

成富牧男委員

もう時間がないので、そういうやり取りはまた一般質問か何かでやるにして、今言われた情報公開条例の第6条の5とか6というのがありますよね。

そこら辺のことについては、まだちょっと違うんじゃないか、今言われた未成熟な云々っちゅうのもその後もう確定しとるやないですか。そういうふうに私は思います。

それで、最後に1つしていただきたいのは、審査会の結果がもう出ているわけですね、5日に。

要は情報を黒でしとるのはいいけれども、その部分についてちゃんと説明をもう少ししなさいってことですよね。

それで、要はそういうことなんだけど、請求者に早く——もう通知出されましたか。出していなかったら早く出すべきじゃないですか、その審査会の結果。

まだですか。

まだ出す要綱になっていない、審査——それは審査請求のその役割じゃないわけですか。諮問したんだから、最終的にはここが答えるんじゃないですか。

ちょっとそこはごめんなさい、私もよく分からないで言っている部分がある。

舟越健策環境対策課環境施設調整室施設調整係長

成富議員の御質問にお答えします。

まず情報公開審査会の答申につきましては、担当課の総務課のほうから行っているはずで

す。

それで、議員がおっしゃっている裁決のことだと思いますけれども、この分につきましては、今同じ内容で訴訟中でございまして、司法の判断を待つ必要があると思いますので、その分については控えております。

以上です。

成富牧男委員

分かりました。

まだ質問残しましたが、終わります。

樋口伸一郎委員

食い込むんで、何か調整しなくていいですか。

江副康成委員長

いや、もうなければこれで終わりますけど。

樋口伸一郎委員

すいません、次期ごみ焼却施設を進めること、今後進めることについてはまだ不明な点が多いと思うので、ここで進めていくんだっていうような意思表示であるとか、状況をできるだけ把握してもらうには、やっぱりまだ行政として示すべき方向、方針があると思っているんですよね。

それで、ちょっと問いたいんですけど、今年度の当初予算には、リサプラ関連費用はもう立っていないんですけど、これはもう組合が——ちょっと事前にお聞きはさせてもらっとったんですけど、組合がもう立てられるっちゃうことでよろしいですか。

高松隆次環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長

リサイクル施設整備事業につきましては、2市3町の組合事業になりますので、鳥栖市としましては、候補地の選定を行った後、事業費等々については、組合のほうで議論されることと思います。

以上です。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

そうしたら、組合のほうは2月に定例会があって、3月までの鳥栖市の態度を見た上で、関連の必要性があるものの予算については、向こうで立てるということはおっしゃっているんで、その3月というのが今月じゃないですか。

ですから、現在の委員会に示せるまでの範囲でいいので、状況を教えていただければと思うんですけど。可能な範囲でいいです。

高松隆次環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長

リサイクルの候補地選定につきましては、先般、委員長とかともお願いしまして、今年度、コンサルを入れまして検討してきておるところでございます。

鳥栖市、市内全域から建設可能な用地を選びまして、そこから候補地ということで抽出をしております、今報告書の最終的な取りまとめと、あと庁内合意、鳥栖市としての案として確定する調整をしているところでございます。

年度内には組合のほうに報告書を提出できるように調整しているところです。

以上です。

樋口伸一郎委員

質問じゃないです。質問は終わりで、お願いですけど、今言われたような経緯で進められておりますので、やっぱり組合に関連予算を含んで、できればもう今後組合に移行するんですから、この先の方針を、組合議会であるとか、鳥栖市に対して、またその組合の方針をはっきり示すように要望をしていただきたいなど。

もちろん組合議会も議会のほうから出ているんで、そっちのほうからも多分、そうした同じ要望があると思うんで、そうしたら、一定の方針が示せるという前提なので、その先を組合のほうにはっきり方針を示してほしいと。

であれば、多分、関連予算とか、補正組んで立てたりする必要があるれば、やるっていうふうに組合議会はおっしゃっているんで、その辺のお願いを申し上げておきます。

すいません、この件に関して終わりで、24ページで1点だけ。

ごめんなさい、これで終わります。

24ページの資源回収奨励補助金580万円ですね。

これ、コロナで大分……、廃品回収とか自治会とかそういうとの活動だったと思うんで、この辺がどのくらい影響をしてきたかっていうのを教えていただければと思うんですけど。

北三希子環境対策課環境対策推進係長

今年度は、確かにコロナの影響で活動自体を控えていらっしゃる団体さんもあると思いますが、実際どれくらい減っているか、何の影響で減っているかっていうのが、細かく分からないんですけれども、例年減少しているのは事実ですので、今年度、団体さんにアンケート調査を今出しているところで、減ったか、減っていないかとか、減っているならどういう理由で減っているのかっていうのを調査中です。

樋口伸一郎委員

最後の質問です。

これ、いつも聞かせていただいているんですけど、1キログラム8円という単価でしたよね。

ここはまとめて聞きますけど、いつぐらいからずっとこの8円でやっているのかっていうのと、現在市内にも各所にコンテナとかができて、ごみの量自体が——必要とする自治会であつたり、老人会であつたり、子どもクラブであつたり、そこに対しての必要な——必要と言うといかんですけど、ごみの量が激減していて、この奨励費が主に活動費のベースになっているところっていうのがいっぱいあるので、この単価の見直し等については、何か検討とかされないのかっていうか、その単価の考え方について、最後に教えていただければと思

質問はこれで終わります。

現在の単価になったのがいつからなのか、今手元に資料がないんですけども、今後変更する予定は今のところないです。

できれば単価の見直しというか、すぐ変えてくださいじゃないんで、見直しとか、アンケート調査等もされているんでしょうから、そうしたところも踏まえて、できるだけ自治会であったり、老人会の皆さん方の活動に支障を来さないような、行政の考え方もお示しいただければなあと願っておりますので、よろしくお願いします。

江副康成委員長

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

昼食のため、暫時休憩いたします。

~~~~~

再開いたします。

~~~~~

- 304 -

江副康成委員長

再開いたします。

厚生常任委員会のテーマである、スポーツ施設の整備の推進と鳥栖市民文化祭について所管事務調査を行いたいと思います。

まず、鳥栖市民文化祭について所管事務調査を行います。

こちらは、事前に資料の提出をお願いしておりましたため、執行部から御説明をお願いいたします。

山津和也文化芸術振興課長

令和2年度はコロナの関係で縮小開催となっておりますので、お手持ちの資料、13ページの文化連盟加盟団体一覧表以外は、通常開催を行いました令和元年度の資料となっております。

それでは、資料に基づき文化祭の流れについて御説明いたします。

まず、1ページの組織図について御説明いたします。

実行委員会を軸に、その下部組織として、舞台部門、展示部門、催事部門、小中学校音楽祭部門の各部門を置き、数回の会議を経て、文化祭の開催となります。

実行委員会のメンバーにつきましては、2ページのとおりで、各種団体から代表者が選出されております。

3ページ、4ページには、目的、期日、会場、参加者、内容、参加募集等を定めたトスフェス開催要綱をつけております。

次に、5ページ、6ページには、全戸配布をいたしました令和元年度のチラシをつけております。

開催までの流れにつきましては、資料7ページを基に御説明いたします。

まず、5月頃、第1回目の実行委員会を開催し、先ほどの開催要項及び予算についての協議を行います。

この場で開催要項及び予算が承認されれば、前年度参加者には要項を直接郵送で、また、まちづくり推進センター、図書館、サンメッセ及び文化会館にも要項を置き、6月頃から参加者の募集を始め、7月頃締切りを予定しています。

来年度は、募集要項を全戸回覧し、周知をする予定にしております。

次に、第2回目の実行委員会を7月に開催し、申込みの状況の報告や今後のスケジュールについて協議を行います。

その後、参加者が確定すれば、8月に舞台部門と展示部門において、出演者、出品者の代表者が集まる第1回目の出演・出品者全体会議を開催し、舞台部門では、出演順、展示部門

では、出品レイアウト等の話合いが行われます。

9月に入りますと、第3回目の実行委員会を開催し、現状報告と部門会議における報告を行います。

10月に入り、文化祭の開催の市報掲載、5、6ページのチラシの全戸配布を行い、市民に周知し、第2回目の出演、出品者全体会議において、出演者や出品者名の確認や文化祭当日の最終確認を行い、文化祭直前に行われる第4回目の実行委員会において、舞台部門、展示部門、催事部門の最終状況についての報告、当日の役割業務について協議を行います。

舞台部門においては、その後舞台スタッフとの打合せ、舞台リハーサルを行い、展示部門は文化祭前日に作品を持込み、作品展示を出品者が自ら行い、文化祭当日となります。

なお、小中学校音楽祭につきましては、この文化祭とは別の日に開催となっております。

開催までの流れにつきましては、以上のとおりです。

なお、今年度は展示部門につきましては、通常展示を行っております体育館が改修のために使えませんので、その代替の場所としてフレスポで開催することを予定しております。

その後の資料といたしましては、8ページに日程表。

9ページ、10ページに実行委員会規約。

11ページに舞台部門のプログラム。

12ページに展示部門出品者名簿、13ページに文化連盟団体の一覧表をつけております。

資料については以上です。

江副康成委員長

御説明ありがとうございました。

質問、あるいは御意見等ございましたらお受けしたいと思います。

成富牧男委員

当初予算の中で言うところのやつに係るっちゃけど、この実行委員会と鳥栖市の関係。

予算費目においてはどういう……、例えば、委託料とか補助金とかいろいろ。

山津和也文化芸術振興課長

予算措置につきましては、委託料のほうになっております。

江副康成委員長

よろしいですか。

樋口伸一郎委員

この場っていうのは、この資料に対する質疑応答というよりも、この所管事務に関しての意見とかを言ったほうがいいんですかね。

この今の在り方、そのままやるとか、例えば、こうしたらどうかとかいうこの会議の方向

性っちゅうか。

江副康成委員長

一応、踏み台じゃないけど、何かないと話が進まないということで、一応文化祭の流れを今確認して、これに基づいて、こういう要望があるんじゃないかとか、こういうことまでしたらどうかとか、そういうような活性化の話をしたいんですけれども。

また、これを離れて、もともとの所管事務の話の中で、文化等の活性化っていう話がまた特にあるのであれば、話してもらってもいいけど。

樋口伸一郎委員

適合するか分かんないですけど、前回も、そういう協議というか、意見があったと思うんですけど、例えば、この形態とか、在り方とか、流れは御説明で分かったんですけど。

そもそも伝承していくべきような地域の祭りとか、後継者不足に悩んであって、でも歴史上守っていかないといけないようなものとか、そこにあるようなものとか、担当課が違うというようなやり取りも行わせてもらったんですけど、文化祭ですから、目的とかあるんでしょうけど。

個人としては、やっぱそういうところ、お困りのところとかも、この文化祭を通して喜んでもらえるようなフェスになったらいいかなあと思うんですよ。

ただ、やっぱり横断的に、担当課をまたぐようなところは、その調整が難しいということ、前回頂いとるんで、その辺りが一歩先に前進できればなあというふうに考えはするんですけどね。

また漠然としていますけど、私はそういうふうに思っております。

質問でも何でもありません。

江副康成委員長

いや、意見でもいいですよ、もちろん。

藤田昌隆委員

前資料をつくっているときに、非常にだんだんと参加者も高齢者が増えてっていう中で、ここに出演料、例えば、個人で10分間で5,000円とか、小ホールで1,000円。

それから、展示をするにしても500円という中で、さっき言ったように、これ、基本的にボランティアで、いろんなところを出演したり、にぎわしてっちゅうか——をまたしたいということで、一生懸命になってしてくれているのに、ちょっと高過ぎらんかなと思って。

時間はその枠の中で、ごめんって、5分しかないけど、10分……、金額じゃないよっていうところなんやけど、これ見て、これはちょっとひどいばいって、ボランティアで。お金をもらってしているなら場代とか払わないかんやろうけど。

しかもにぎわいを持たせるために、どんどん応募してくれているのに、この値段はないよ
なっち。

正直言って、ここまで高いとは思わなかったんで、ぜひその辺の検討も、私はしたいいいと思います。

どういう経緯でこうなっているかっていうのは大体分かりますか。

出演料でございますけれども、ちょっとこれ、今一般の方の出演料を書いておりまして、文化連盟に所属されてあれば、その分に関しては安く料金を設定しています。

あわせて、安くってどのぐらいの料金になるんですか。（「休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

~~~~~

市民の方で、文化芸術活動をされている方につきましては、それを発表するということが目的に練習に励まれている方々ですので、やはり、まずはそういう団体の発表の場というの

が第一の目的であり、また、それに対して、お客さんがいないことには発表しても……（発言する者あり）張り合いがございませんので、鳥栖市民の方々にもそういう文化連盟とか文化団体のほうで、文化の発表をしているということに興味を持っていただいて、見に来ていただくということが目的となっております。

以上です。

#### 牧瀬昭子委員

ありがとうございます。

発表の場をつくり出して、鳥栖市として、鳥栖市の中で活動している人たちのその場をつくりたいということだと思うんですけど。

それだったら、鳥栖市のやっている文化連盟の方に委託を出して、そういう場をつくるためにもう資金として提供するっていうふうにしてはどうかと思うんですけど。

鳥栖市がやる意味ってなったときに、やっぱり——ここからは私の意見なんですけど、お客さんと呼んでくるために鳥栖市が主催をするっていうのではなくて、ということよりも、むしろ鳥栖市の人たちが文化ってすばらしいよねって、やっぱり文化芸術があるからこそ鳥栖市っていいよねっていうことをもっと成熟させるための文化祭でないと鳥栖市が主催をする意味がないんじゃないかなと思うんですね。

先ほどいろんな御意見出ていたんですけれども、そういうのも全て、鳥栖市っていいよねを発表する場だと思うので、やっぱりそういうのを、お客さん呼ぶためにというのももちろん必要だと思うんですけど、鳥栖市って文化すばらしいよね、をぜひアピールする場にしないと、鳥栖市がやっている意味が本当にあるのかなっていうふうに、せっかく執行部の方が力を尽くしてこの中に入ってあるのであれば、それぐらいのやっぱりスタンスが——これ、委託で出しているわけじゃないんですよ——というふうに、（発言する者あり）委託ですか。

（「実行委員会に」と呼ぶ者あり）

実行委員会に委託したんですか、すいません、そうだったんですね。

委託をされている、すいません。

そうしたら……、ごめんなさい。

#### 江副康成委員長

了解しました。

#### 竹下繁己委員

文化祭もとすフェスも何でもかんでもまとめてやっちゃうというところが、ちょっと難しいんじゃないかなと思うんですよね。

文化祭は文化祭で、例えば、学生や高齢者の方々が芸術で、踊りやそういう発表する場が

あって、例年防災フェスも抱き合わせでやっているじゃないですか。

その中に、1つの機会として、文化祭があっています。

今度は横で若年層のダンスコンクールとか、文化祭では発表する——違うのあるじゃないですか、ようよう、みたいなやつが。ああいうのが、そこでやっとして、隣でもやっているとか。

やっぱり鳥栖市としては、若年層というか、若い人たちもこの中に引き込みたいという思惑があると思うんですよね。

これをいい機会として、抱き合わせでやってみたらどうかなあって思うところですね。

今年、市民体育館が使えないということで、フレスポさんで開催するということですが。フレスポさんにしても集客で、非常にもういい案だと思いますけど、サンメッセとかサンメッセの広場がありますよね。

あの辺で、昔どこかの団体が九州まん祭か何かのイベントをされていたんですよね。

あんな感じで、どっかんと文化祭があります、何とかコンクールがあります。MC何とかが来ますとか、フレスポさんでも展示品があるとか。

そういった駅前がぐーっとにぎわうような雰囲気もあってもいいんじゃないか、この文化祭は文化祭で考えて、文化祭があるっていうのを1つの機会として考えて、何かしつらえができればいいなあという意見です。

#### **江副康成委員長**

分かりました。

#### **樋口伸一郎委員**

せっかくなんで、2月4日の厚生常任委員会の資料からちょっと拾って、そのときのテーマに問題点とかちゃんと上がってはいるんですよね。

例えば、一部抜粋ですけど、文化継承が難しいとか、市民の活動が市民の皆様になかなか認知されていないとか、そういう課題もあって、その解決策としては、やっぱり若い人の参加を促すとか、体験等を実施して門戸を広げるとかいうのが解決策として上がっているような書類があるんですね、ちょっと今、忘れ去られておるところで。

それで、今フェスに特化して、集中議論になっていますけど、個人的にはやっぱり——個人的じゃないですね、この委員会のテーマにこうやって上がっているので——フェスを通して、仕掛け要りますよ、もう人が来てもらわんことには成り立たんので。

さっき言われたような出店とか、いろんなそういう集客の仕掛けも要りますけど、例えばその活動団体さんおられるじゃないですか、いっぱい来るじゃないですか。

その活動団体さんから、出店というかブースみたいな、そういうプチ体験ができるような



こととかも行って、その活動団体の活性化ができるような仕掛け、出店とか、その集客はもちろんですけど、それに加えて。

希望者だけでもいいと思うんですよね。無理してさせなくても、そういうのをしたいところがあれば、後継者も含めて、どんどん自分の団体をアピールしてくださいよみたいな。

ぜひそういうのも含めて、そうしたら委員会のテーマとも若干、ここに書類残っているんで、そういうテーマに沿ったフェスにも近づけるのかなあというふうになんとなく考えたんで、急に、いきなりこうば一つと広げても、実行委員会が大変になるでしょうから。ぜひその辺、現実性も考えながら進めていただければなあと思っています。

#### **成富牧男委員**

さっきから言っているんだけど、一般の方が参加するのは、もともと文化連盟のための文化祭になっていなかったかなという感じが、さっきの料金設定からもそんな感じがしますので、そうじゃなくて、文化連盟もその中の参加団体の1つだみたいな、まず、その切替えが必要じゃないかなというのを感じます。

それと、あと1つは、ほかに鑑賞型事業みたいなのをそれなりにやりよるやん。

なかなか文化でいうと、質の高いとか言うたら怒られるけど、うちは質が高くてとか、何をもって質が高いというのかとかよく言われるけど、そういう皆さん方から見て質が高いと思われる事業も片一方でやりよるわけやろうが。

そういうことと、こっちは、例えば、中にはそういうのを見て、私もやりたいな、私がやりたいのが、ここにあるげな、鳥栖市にあるげなみたいな、やっぱり、そういう関係も見せ……、多分、自分たちが書いとる文書を読んだら、そがんちゃんとなつとるはずやんね。なかなかそれはそれ、これはこれになりがちやけど。

だから、ぜひ——私の経験でいつも言うっちゃうけど、例えば、舞踊とかね、能とか、何か縁遠いごと……、ばってん、やっぱり本当に上手な人がするとすごいつて思うやん。日本舞踊でも、あれは筋肉労働やろうねとか思うやん。

ああいうやつは見せる、見ることによって、また、いわゆる鑑賞する力が高まったり、いろいろ作用する。

こういう、今日ここで議論しよるような事業も大事。片一方で鑑賞。

ですから、鑑賞にしてもこれ、百貨店みたいにいろいろ出してあるけど、それはそれでいいけど。そういう観点から両方、相互作用というか、見たらどうかなという意見。

終わります。

#### **江副康成委員長**

ちょっと、休憩中やったから、池田委員からのさっきの。

## 池田利幸委員

今いろんな委員の皆さん言われていたように、竹下委員はまちの活性化とどう合わせていけるのかっていう部分。

樋口委員は本当に体験をさせて、実際楽しいなと思ってもらえる仕掛けっていうのももちろん要るだろうと思いますし。

私としては、鳥栖市のメリットって何かって、なぜスポーツ文化部になるのか。

ですから、強みとしては、プロスポーツ団体2つ持っている強み、それを有効に使ってほしいなって、スポーツと文化の融合っていうのもできるのが鳥栖市であろうと思いますんで。

そういう子供たちが発表する場、文化として発表する場があったら、その同じ文化会館、あの辺だったらサガン鳥栖の選手よる幼児のサッカー体験コーナーとかあってもいいでしょうし、そうやってすることによって、保護者も含めて、みんな集まってこられる。

文化も見て、文化いいねって、伝統文化いいねって言いながら、スポーツも、やっぱり鳥栖市っていいねって思えるような、それができるのが、とすフェスなんじゃないかなと思うんで、そういう仕掛けをいろいろ考えていただきたいなど。

まだまだ可能性はあるんじゃないかなって思っていますんで、お願いしたいと思っています。

## 江副康成委員長

じゃあ、トりに藤田委員お願いします。（発言する者あり）

よかですか。

さっき休憩中やったけん、どうぞ。（「マイクは」と呼ぶ者あり）

## 藤田昌隆委員

やっぱり、いろんな仕掛けを考えて、やってみる。

これはもう駄目やろうとか、どうのこうの、あんまり固いこと考えずに、まず、みんなに喜んでもらえるようなフェスタにせないかんし、喜んでもらうことによって出演者もいっぱい人が集まることによって、次の意欲も出てくるし。人が集まれば、また次のいろんなイベントも考えられるし。

そういうことで取りあえず、今いろんな意見が出たんで、それを1つでもいいけん、ちょっと実行してみようという姿勢をぜひ取っていただきたいと思っています。

以上です。

## 江副康成委員長

どうも各種、いろいろ御意見ありがとうございました。

文化連盟が主体となる文化祭というところの、今までのいろいろ御苦勞ありながら継続さ



〔資料配付〕

まず、鳥栖市の全体の地図を——白地図とは言いませんけど、略図がありますんで、どの場所の話なのかというやつを確認しながらやりたいということ。

あと1つが、そこは実現——効果が高いところなのか、あるいは実現可能性が高いのか低いのか。

それぞれ自分なりに整理しながら、ほかの方の御意見等も聞きながら整理して、言っても  
らったかなあと思っておるところでございます。（発言する者あり）

暫時休憩します。

午後 2 時 19 分休憩

~~~~~

午後 2 時 21 分開会

江副康成委員長

再開いたします。

まず、御手元に過去10年間ですか——の我々議員からの一般質問の中で、グラウンドの新設を望むような質疑応答があった件を列記しております。

令和2年度に1件、令和元年度に3件、それ以下、平成30年、29年は非常に多いですけども、平成26年からですね。

毎年、必ず誰かがそういった形の質疑をやっているというところでございます。

この件を確認して、当委員会でこれをやっぱり先に進めんといかんのやないかなというところで、その必要性は認識できるんじゃないかなと思いますけれども。

よろしいですか、これで。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

暫時休憩します。

午後 2 時 22 分休憩

~~~~~

午後 2 時56分開会

江副康成委員長

再開いたします。

今後、先進地視察等は、この所管事務調査の目的に合ったところを選定して進めていきたいと思ひますし、今回のテーマについては、随時、検討箇所、検討項目等を勘案しながら進めていきたいと思ひますので、皆さん御協力と申しますか、よろしくお願ひいたします。

ssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssss

江副康成委員長

以上で本日の所管事務調査を終了したいと思います。

午後 2 時 57 分散会



令和 3 年 3 月 18 日（木）





## 1 出席委員氏名

|      |       |       |        |  |
|------|-------|-------|--------|--|
| 委員長  | 江副 康成 |       |        |  |
| 副委員長 | 成富 牧男 |       |        |  |
| 委員   | 藤田 昌隆 | 竹下 繁己 | 樋口 伸一郎 |  |
|      | 池田 利幸 | 牧瀬 昭子 |        |  |

## 2 欠席委員氏名

なし

## 3 説明のため出席した者の職氏名

|                   |       |
|-------------------|-------|
| 健康福祉みらい部長         | 岩橋 浩一 |
| 健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長 | 小柳 秀和 |
| 地域福祉課地域福祉係長       | 久家 喜男 |
| 高齢障害福祉課長          | 武富美津子 |
| こども育成課長           | 林 康司  |
| 健康増進課長兼保健センター所長   | 名和 麻美 |

|                        |       |
|------------------------|-------|
| スポーツ文化部長               | 佐藤 敦美 |
| スポーツ振興課長               | 小川 智裕 |
| スポーツ振興課振興係長            | 佐藤 義勉 |
| スポーツ文化部次長兼国スポ・全障スポ推進課長 | 佐藤 道夫 |
| 文化芸術振興課長               | 山津 和也 |

|                           |       |
|---------------------------|-------|
| 市民環境部長                    | 橋本 有功 |
| 市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長 | 牛嶋 英彦 |
| 市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長        | 原 祥雄  |
| 市民課長                      | 野下 隆寛 |
| 国保年金課長                    | 古賀 友子 |
| 市民環境部次長兼税務課長              | 三橋 和之 |

#### 4    出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査      大塚   隆正

#### 5    審査日程

現地視察

母子健康包括支援センター運営事業（本町）

陸上競技場改修事業（蔵上）

陳情

陳情第13号久光スプリングス練習拠点施設の建設に関する要望について

〔協議〕

自由討議

議案審査

議案乙第6号令和3年度鳥栖市一般会計予算

議案乙第7号令和3年度鳥栖市国民健康保険特別会計予算

議案乙第8号令和3年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算

議案乙第14号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）

議案甲第1号鳥栖市まちづくり推進センター条例の一部を改正する条例

議案甲第2号鳥栖市固定資産税及び都市計画税の納期変更の特例に関する条例の  
一部を改正する条例

議案甲第3号鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例

〔総括、採決〕

#### 6    傍聴者

な      し

#### 7    その他

なし

自 午前10時

## 現地視察

母子健康包括支援センター運営事業（本町）

陸上競技場改修事業（蔵上）

至 午前11時

~~~~~

午前11時46分開会

江副康成委員長

厚生常任委員会を開きます。

~~~~~

陳 情

陳情第13号久光スプリングス練習拠点施設の建設に関する要望について

江副康成委員長

まず、当委員会に送付されました陳情第13号について、委員会協議をいたします。

今日は、陳情案やったかな……。

暫時休憩します。

午前11時46分休憩



午前11時47分開会

江副康成委員長

再開します。

御手元に、陳情協議結果について、議長にお返しする案を正副委員長のほうで作成しております。

これに対して、御意見等ございましたら、お伺いしたいと思います。

## 樋口伸一郎委員

この陳情の内容については、本委員会に付託されているものというのが協議を行う、陳情内容に対しての協議ということなので、その協議の過程や中身についてを、まずは議長までお返しすると。

ただ、この陳情に関しては、第三者というか、久光スプリングスさんも絡みますので、議会としての意思表示としてではなく、あくまでも委員会に付託された協議の中身を議長まで返答するという流れでいかかなというふうに考えます。

江副康成委員長

そういうような取扱いで進めさせてもらってよろしいでしょうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。

それでは、これで陳情の協議を終わります。



## 自由討議

江副康成委員長

次に、委員間での自由討議を行いたいと思いますが、今回、自由討議を希望される方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なしと認めます。よって、自由討議は終わります。

暫時休憩いたします。

午前11時49分休憩



そういうところは、やっぱり後輩もおるわけですから、そこら辺、今後ぜひ気をつけてい  
ていただきたいなと思います。

議員からの質問の中でも、これ丸投げすると、みたいな感じのところがありましたよね。

策定委託料っちゅうたら、丸投げですね。

以上です。

総括を終わります。

〔賛成者举手〕

~~~~~

江副康成委員長

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



江副康成委員長

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

江副康成委員長

– 326 –

す。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



議案甲第1号鳥栖市まちづくり推進センター条例の一部を改正する条例

江副康成委員長

次に、議案甲第 1 号鳥栖市まちづくり推進センター条例の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案甲第２号鳥栖市固定資産税及び都市計画税の納期変更の特例に関する条例の一部を改正する条例

江副康成委員長

次に、議案甲第2号鳥栖市固定資産税及び都市計画税の納期変更の特例に関する条例の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案甲第3号鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例

江副康成委員長

次に、議案甲第３号鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

~~~~~

江副康成委員長

以上で本日の日程は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことに決しました。



江副康成委員長

これをもって、令和3年3月定例会厚生常任委員会を閉会いたします。

午後0時1分散会

令和 3 年 3 月 23 日（火）



## 1 出席委員氏名

委員長 江副 康成

副委員長 成富 牧男

委員 藤田 昌隆 竹下 繁己 樋口伸一郎

池田 利幸 牧瀬 昭子

## 2 欠席委員氏名

なし

## 3 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 大塚 隆正

## 4 審査日程

陳情

陳情第13号久光スプリングス練習拠点施設の建設に関する要望について

〔協議〕

## 5 傍聴者

なし

## 6 その他

なし



では、そのように決しました。

- 333 -

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会厚生常任委員長 江 副 康 成 ㊟



